

平成 16 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成16年
小樽市議会 第1回定例会 会期及び会議日程

会期 2月27日～3月19日(22日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
2月27日 (金)	提案説明	
28日 (土)	休 会	
29日 (日)	〃	
3月 1日 (月)	〃	
2日 (火)	会派代表質問	
3日 (水)	会派代表質問	
4日 (木)	一般質問	
5日 (金)	休 会	予算特別委員会 (参考人意見聴取)
6日 (土)	〃	
7日 (日)	〃	
8日 (月)	〃	〃 (総括質疑)
9日 (火)	〃	〃 (総務所管)
10日 (水)	〃	〃 (経済所管)
11日 (木)	〃	〃 (厚生所管)
12日 (金)	〃	〃 (建設所管)
13日 (土)	〃	
14日 (日)	〃	
15日 (月)	〃	〃 (総括質疑)
16日 (火)	〃	〃 (総括質疑)
17日 (水)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
18日 (木)	本会議	
19日 (金)	討論・採決等	厚生常任委員会

平成16年
小樽市議会
第1回定例会会議録目次

○ 2月27日（金曜日） 第1日目

1 出席議員.....	1
1 欠席議員.....	1
1 出席説明員.....	1
1 議事参与事務局職員.....	2
1 開 会.....	3
1 開 議.....	3
1 会議録署名議員の指名.....	3
1 日程第1 会期の決定.....	3
1 日程第2 議案第1号ないし第53号及び報告第1号.....	3
○市長提案説明（議1～52、報1）.....	3
○提案説明 （議53 新谷議員）.....	9
1 日程第3 休会の決定.....	10
1 散 会.....	11

○ 3月 2日（火曜日） 第2日目

1 出席議員.....	13
1 欠席議員.....	13
1 出席説明員.....	13
1 議事参与事務局職員.....	14
1 開 議.....	15
1 会議録署名議員の指名.....	15
1 日程第1 議案第1号ないし第53号及び報告第1号.....	15
○会派代表質問 横田議員.....	15
○会派代表質問 古沢議員.....	29
1 散 会.....	52

○ 3月 3日（水曜日） 第3日目

1 出席議員.....	53
1 欠席議員.....	53
1 出席説明員.....	53
1 議事参与事務局職員.....	54
1 開 議.....	55
1 会議録署名議員の指名.....	55
1 日程第1 議案第1号ないし第53号及び報告第1号.....	55
○ 会派代表質問 佐藤議員.....	55
○ 会派代表質問 武井議員.....	68
1 散 会.....	82

○ 3月 4日（木曜日） 第4日目

1 出席議員.....	85
1 欠席議員.....	85
1 出席説明員.....	85
1 議事参与事務局職員.....	86
1 開 議.....	87
1 会議録署名議員の指名.....	87
1 日程第1 議案第1号ないし第53号及び報告第1号.....	87
○ 一般質問 斉藤（陽）議員.....	87
○ 一般質問 大畠議員.....	92
○ 一般質問 菊地議員.....	98
○ 一般質問 大橋議員.....	107
○ 一般質問 山田議員.....	111
○ 一般質問 佐々木（勝）議員.....	116
○ 一般質問 上野議員.....	124
○ 一般質問 森井議員.....	126
予算特別委員会設置・付託.....	131
常任委員会付託.....	132
1 日程第2 請願・陳情.....	132
予算特別委員会付託.....	132
常任委員会付託.....	132

付託替え.....	132
1 日程第3 休会の決定.....	132
1 散 会.....	132
○ 3月18日(木曜日) 第5日目	
1 出席議員.....	135
1 欠席議員.....	135
1 出席説明員.....	135
1 議事参与事務局職員.....	136
1 開 議.....	137
1 会議録署名議員の指名.....	137
1 日程第1 会期の延長.....	137
1 散 会.....	137
○ 3月19日(金曜日) 第6日目	
1 出席議員.....	139
1 欠席議員.....	139
1 出席説明員.....	139
1 議事参与事務局職員.....	140
1 開 議.....	141
1 会議録署名議員の指名.....	141
1 日程第1 議案第1号ないし第54号及び報告第1号並びに請願、陳情及び調査.....	141
予算特別委員長報告.....	141
議案第1号・第37号修正案及び関連する議案第54号の趣旨説明(新谷議員).....	146
○ 討 論 北野議員.....	147
○ 討 論 山田議員.....	150
○ 討 論 武井議員.....	151
○ 討 論 森井議員.....	152
採 決.....	152
総務常任委員長報告.....	153
○ 討 論 菊地議員.....	154
○ 討 論 森井議員.....	155
採 決.....	156
経済常任委員長報告.....	156

○ 討 論 古沢議員.....	157
採 決.....	158
厚生常任委員長報告.....	159
○ 討 論 新谷議員.....	160
採 決.....	162
建設常任委員長報告.....	163
○ 討 論 新谷議員.....	164
採 決.....	164
1 理事者から発言の申出.....	165
1 日程第 2 議案第 5 5 号.....	165
採 決.....	165
1 日程第 3 「意見書案第 1 号ないし第 1 4 号及び決議案第 1 号」.....	165
○ 提案説明 (意 1、2、5、8、決 1 古沢議員).....	165
○ 提案説明 (意 3、4 武井議員).....	168
○ 提案説明 (意 6 斎藤(博)議員).....	169
○ 提案説明 (意 7 佐々木(勝)議員).....	169
○ 討 論 山口議員.....	170
○ 討 論 菊地議員.....	171
採 決.....	173
1 日程第 4 陳情.....	174
常任委員会付託.....	174
閉会中継続審査.....	174
1 閉 会.....	174

議事事件一覧表

議案

議案	案第1号	平成16年度小樽市一般会計予算
議案	案第1号	平成16年度小樽市一般会計予算に対する修正案＞
議案	案第2号	平成16年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	案第3号	平成16年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	案第4号	平成16年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	案第5号	平成16年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	案第6号	平成16年度小樽市交通災害共済事業特別会計予算
議案	案第7号	平成16年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議案	案第8号	平成16年度小樽市駐車場事業特別会計予算
議案	案第9号	平成16年度小樽市老人保健事業特別会計予算
議案	案第10号	平成16年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	案第11号	平成16年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	案第12号	平成16年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	案第13号	平成16年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算
議案	案第14号	平成16年度小樽市物品調達特別会計予算
議案	案第15号	平成16年度小樽市病院事業会計予算
議案	案第16号	平成16年度小樽市水道事業会計予算
議案	案第17号	平成16年度小樽市下水道事業会計予算
議案	案第18号	平成16年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	案第19号	平成15年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第20号	平成15年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	案第21号	平成15年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案第22号	平成15年度小樽市駐車場事業特別会計補正予算
議案	案第23号	平成15年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算
議案	案第24号	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案第25号	平成15年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算
議案	案第26号	平成15年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案第27号	平成15年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案第28号	平成15年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算
議案	案第29号	小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案
議案	案第30号	公益法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例案
議案	案第31号	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第32号	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
議案	案第33号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	案第34号	小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
議案	案第35号	小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第36号	小樽市職員賞慰金支給条例の一部を改正する条例案
議案	案第37号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案第37号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案に対する修正案＞
議案	案第38号	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案
議案	案第39号	小樽市知的障害児通園施設条例案
議案	案第40号	小樽市敬老祝金条例を廃止する条例案
議案	案第41号	小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案第42号	小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案
議案	案第43号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	案第44号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案	案第45号	小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案
議案	案第46号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案第47号	小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第48号	小樽市私立学校助成条例の一部を改正する条例案
議案	案第49号	小樽市生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案
議案	案第50号	公の施設の指定管理者の指定について
議案	案第51号	市道路線の認定について
議案	案第52号	市道路線の変更について
議案	案第53号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第54号	小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案
議案	案第55号	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案

報告

報告第 1 号 専決処分報告

意見書案

- | | |
|------------|---|
| 意見書案第 1 号 | 政党助成制度の廃止を求める意見書（案） |
| 意見書案第 2 号 | 道単独医療費助成制度の拡充を求める意見書（案） |
| 意見書案第 3 号 | 基礎年金の国庫負担割合 2 分の 1 の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書（案） |
| 意見書案第 4 号 | 労災保険制度の国営存続を求める意見書（案） |
| 意見書案第 5 号 | 有事法制関連 7 法案に反対する意見書（案） |
| 意見書案第 6 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書（案） |
| 意見書案第 7 号 | 2005 年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の存続を求める意見書（案） |
| 意見書案第 8 号 | 地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書（案） |
| 意見書案第 9 号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案） |
| 意見書案第 10 号 | 65 歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書（案） |
| 意見書案第 11 号 | 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書（案） |
| 意見書案第 12 号 | 道警報償費等不正疑惑の徹底解明に関する意見書（案） |
| 意見書案第 13 号 | 鳥インフルエンザ・BSE など、食の安全に関する意見書（案） |
| 意見書案第 14 号 | 海上人命安全（SOLAS）条約の改正に伴う小樽港の保安対策に関する意見書（案） |

決議案

- | | |
|----------|----------------------|
| 決議案第 1 号 | ふれあいパス有料化に関する附帯決議（案） |
|----------|----------------------|

請願

- | | |
|---------|-------------------------|
| 請願第 2 号 | 「ふれあいパス」の現行どおりの存続方について |
| 請願第 3 号 | 家庭ごみ収集の現行どおりの無料継続方等について |

陳情

- | | |
|----------|---|
| 陳情第 34 号 | 嘱託職員・臨時職員の賃金 3 パーセント削減の再考方について |
| 陳情第 35 号 | 保育料の引き上げ及び放課後児童クラブ有料化の再考方について |
| 陳情第 36 号 | 各種医療助成制度（老人・重度心身障害者・乳幼児・母子）の医療助成削減反对方について |
| 陳情第 37 号 | 国民健康保険料の値上げ反对方について |
| 陳情第 38 号 | 「ふれあいパス」の一部負担導入反对方について |
| 陳情第 39 号 | 「さわやか運河健診」と各種ガン検診の無料実施方について |
| 陳情第 40 号 | 保育料等値上げ反对方について |
| 陳情第 41 号 | 人種差別撤廃条例制定方について |

質 問 要 旨

○ 会派代表質問

横田議員（３月２日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

１ 平成１６年度予算案について

- （１）赤字予算の適法性
- （２）繰上充用処理が以降の財政を圧迫しないか
- （３）地域再生事業債、財政健全化債の適用は

２ 受益者負担について

- （１）放課後児童クラブ
- （２）ふれあいパス

３ 小樽駅前再々開発を

- （１）旧国際ホテルの閉鎖経緯
- （２）競売状況
- （３）入居者の要望
- （４）再々開発の可能性は

４ 港湾問題

- （１）分区条例の見直し
- （２）ＳＯＬＡＳ条約関連
- （３）苫小牧港の検疫指定に対する見解

５ 市立病院新築構想

- （１）医師会との意見交換

６ 朝里川温泉振興策

- （１）クラスター研究会の動向
- （２）観光物産情報館構想とは
- （３）（仮称）朝里コミュニティセンター構想は

７ 石狩開発株式会社

- （１）資本体制の整備状況は
- （２）北海道との協議内容
- （３）出資要請への対応

８ 教育問題など

- （１）習熟度別事業の導入は
- （２）各種問題への真しな答弁を
- （３）ことばの教室保護者との話合い状況

9 その他

古沢議員（３月２日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 財政問題について

（１）市の新年度予算案の特徴

（２）三位一体改革の幻想

三位一体改革に対する見解

諸収入に計上した「カラ財源」

市財政事情と政府の態度

「カラ財源」の後始末

（３）財政健全化計画は

（４）地方財政計画の抑制

（５）市税収入と人件費削減の影響

（６）石狩湾新港事業と財政問題

2 市民・職員犠牲でない真の財政再建

（１）石狩湾新港事業

財政効果につながらない事業見直し

見直しが必要な国直轄事業

管理組合負担金の大半を占める公債費

認められない海外事情調査（視察）

（２）ふれあいバス事業

議会意思と有料化提案

有料化は「生きがい健康対策」に逆行

最低生活保障水準と有料化

有料化提案は撤回を

（３）保育費負担金引上げと放課後児童クラブ手数料

保育費引上げを撤回し議会での慎重審議を

放課後児童クラブ手数料と他都市の実状

許されない議会無視

3 平成１５年度補正予算案について

（１）固定資産税等の減額補正

見込み割れを招いた理由

1 億 8 千万円と納税確保措置

(2) 普通交付税の大幅増額

(3) 港湾保安対策施設整備事業

改正ソーラス条約と米国の態度

テロ対策は全額国費負担で

4 雇用・中小零細業者対策について

(1) 小樽市の雇用・企業倒産状況

(2) 雇用につながらない「緊急雇用創出特別事業」

(3) 通年雇用安定給付金制度（冬期援護制度）

(4) 小規模修繕等の業者登録制度

5 感染症対策について

(1) 小樽市における対応・対策

市の対応する組織体制は

養鶏業者・農家などの実態調査

情報提供、市民啓発等の取組

鳥インフルエンザの診療対応

(2) 日常の予防衛生活動と市保健所の体制

6 その他

佐藤議員（ 3 月 3 日 1 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 行財政問題について

2 新市立病院問題について

3 一般廃棄物処理問題について

4 小樽築港再開港について

5 小樽交通記念館について

6 教育問題について

7 その他

武井議員（ 3 月 3 日 2 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 議案第 1 号に関連して

(1) 市長の政治姿勢について

- (2) 組織機構の見直しについて
- (3) 以前からの継続審議に関連して
- 2 議案第 2 号及び第 1 9 号に関連して
- (1) 改正ソーラス条約について
- (2) 食肉検疫港指定について
- 3 議案第 1 2 号に関連して
- 4 教育委員会に
- (1) 適正配置計画について
- (2) 中高一貫教育について
- 5 その他

○ 一般質問

斉藤（陽）議員（ 3 月 4 日 1 番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 新たな財政健全化計画策定に向けての事務事業見直しについて
- 2 雇用対策について
- (1) 1 6 年度の緊急地域雇用創出特別対策推進事業は
- (2) 特別対策事業のより効果的、発展性ある事業設定を
- 3 広域観光について
- 4 本市商業の現状について
- 5 本市小児科医療の問題点について
- (1) 夜間急病センター、平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日、
午前 1 時頃の急患対応について
- (2) 本市小児科救急の体制強化について
- 6 その他

大畠議員（ 3 月 4 日 2 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政の健全化について
- (1) 市財政の窮状に対する責任は
- (2) 財政効果
- (3) 市長の決意

2 入札不正防止について

(1) 委員会の活動は

(2) 工事発注金額と落札金額

(3) 工事予定価格と落札率

3 雪あかりの路総括

(1) 期間中の入込数と感想は

(2) 主なイベントの入込数と「国の都市再生モデル調査」との関連

(3) ガンガン屋台村と中央市場

4 学校関連の除排雪について

(1) 除雪の範囲

(2) 契約どおり実施されているか

5 教育振興費について

(1) 算出の根拠

(2) 購入の基準と手続き

(3) 管理、保管

(4) 払下げには基準を

6 その他

菊地議員（ 3 月 4 日 3 番目 ）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 イラクへの自衛隊派兵について

2 国民健康保険事業について

3 「さわやか運河健診」について

4 児童虐待防止策のとりくみについて

5 男女平等参画社会について

6 消防の適正配置にかかわって

7 ゴミ問題について

8 その他

大橋議員（ 3 月 4 日 4 番目 ）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 ゴミ問題について

(1) 天神旧ゴミ焼却場

(2) 塩谷旧廃棄物処理場

(3) 戸別収集方式

(4) 自己搬入

2 教育委員会の秘密会について

3 病院・保育所の給食の民間委託計画の進ちょく状況について

4 企業会計的手法について

5 その他

山田議員(3 月 4 日 5 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 予算の複数年度管理

2 第 3 号ふ頭周辺の整備について

3 海の駅について

4 運河周辺での安全対策について

5 雪あかりの路について

6 銭函パークゴルフ場の仮設トイレ

7 災害危機管理

8 市営住宅の空き家

9 揺らぐ食・食農教育

1 0 その他

佐々木(勝) 議員(3 月 4 日 6 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 小樽市総合計画について

・「市民と歩む 2 1 世紀プラン」基本計画中間点検

2 介護保険について

3 児童虐待防止について

4 「食の安全」について

・鳥インフルエンザ

5 学校教育

(1) 学校給食について

(2) 修学旅行について

6 その他

上野議員（３月４日７番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 財政健全化について
- ２ 自治体向け防災ＧＩＳネットワークづくりについて
- ３ 小樽グランプリについて
- ４ その他

森井議員（３月４日８番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 財政健全化について
 - （１）財政健全化にともなって
 - （２）民間企業のようなコスト意識
 - （３）税外収入
 - （４）発想の転換
 - （５）人口が増えるのは
- ２ その他

平成16年
小樽市議会 第1定例会会議録 第1日目

平成16年2月27日

出席議員（30名）

1番 山田雅敏
3番 大橋一弘
5番 森井秀明
8番 菊地葉子
10番 成田晃司
12番 小前真智子
14番 井川浩子
16番 斎藤博行
18番 佐々木勝利
20番 新谷とし
22番 北野義紀
24番 見楚谷登志
26番 小林栄治
28番 高橋克幸
30番 秋山京子

2番 横田久俊
4番 上野正之
6番 大畠護
9番 吹田友三郎
11番 佐々木茂
13番 前田清貴
15番 大竹秀文
17番 山口保
19番 武井義恵
21番 古沢勝則
23番 松本光世
25番 久末恵子
27番 中畑恒雄
29番 斉藤陽一良
32番 佐藤利幸

欠席議員（2名）

7番 若見智代

31番 佐野治男

出席説明員

市長 山田勝麿
収入役 中松義治
水道局長 高木成一
企画部長 山田厚
経済部長 山崎範夫
福祉部長 山岸康治
環境部長 安達栄次郎
建築都市部長 仲谷正人
小樽病院
事務局長 小軽米文仁

助役 鈴木忠昭
教育長 石田昌敏
総務部長 山下勝広
財政部長 磯谷揚一
市民部長 池田克之
保健所長 外岡立人
土木部長 兵藤公雄
港湾部長 中塚茂
消防長 田中昭雄

学 校 教 育 部 長 菊 讓
監 査 委 員
事 務 局 長 厚 谷 富 夫
財 政 部 財 政 課 長 小 山 秀 昭

社 会 教 育 部 長 嶋 田 和 男
総 務 部 総 務 課 長 貞 原 正 夫

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 丸 田 健 太 郎
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美 千 子

開会 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、平成16年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、上野正之議員、吹田友三郎議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月18日までの21日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第53号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第52号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 平成16年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、市政執行に対する私の所信と新年度における主要施策の概要を申し上げ、議員並びに市民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思います。

私は、昨年の市長2期目就任以来、市政に臨む基本姿勢として、「市民の皆さんの声を大切にしたい開かれた市政運営の推進」「市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの推進」「財政の健全化を早急に進め、バランスのとれた施策の推進」の三つを掲げて、多くの市民の皆さんのご意見を聞きながら、市民の視点に立った行政を推進すべく努力をしてまいりました。

我が国は、バブル経済崩壊後、長期にわたり経済活動が停滞してまいりましたが、内閣府が今月18日に発表した平成15年10月から12月期の国内総生産は、物価変動の影響を除いた実質で前期比1.7パーセント増、年率換算では7.0パーセント増え、4期連続のプラス成長となりました。今期の成長の原動力は設備投資であり、輸出や個人消費も景気を下支えする役目を担ったとされております。このように、日本経済が着実に回復しているとの見方がありますが、地方ではまだまだそのような実感を持つに至らないのが現実であります。

国と地方を合わせた長期累積債務は平成16年度末には700兆円を超えるといわれる中で、我が国も財政を再建させなければならないという難題に直面しており、国では地方自治体の自立性を強化するため、地方交付税や国庫補助金を削減することや、税源を地方に移譲することを主眼とした、いわゆる「三位一体」の改革が進められております。

一方では、平成13年度に緊急経済対策の一環として「都市再生本部」が設置され、民間の資金やノウハウを引き出し、魅力と活力あふれた都市再生の実現を図るとともに、全国の「地域がみずから考え、みずから行動する」先導的な都市再生事業を支援しております。

また、規制緩和によって、経済の活性化を進めていくことを目的として、地域の自発性を尊重する形で、「構造改革特区」を推進しているところであり、さらに昨年末には、「国から地方へ」「官から民へ」の構造改革特区の流れをいっそう推進するために「地域再生推進の基本方針」が示されたところであります。地方

交付税などの削減に見られる「三位一体」の改革や経済の活性化を目的とする都市再生や構造改革特区など、これらの根底にあるものは、国への依存体質を断ち切りながら、地方みずからが、知恵と工夫によって公共福祉や地域経済を発展させ、自立していかなければならないということであります。

本市といたしましては、人口減少、少子高齢化の進展、雇用問題など課題が山積しており、たいへん厳しい局面を迎えておりますが、平成16年度は、財政健全化が本市の最重要課題であり、安定的に持続可能な財政体質を構築するための第一歩の年であります。

スリムな組織とスリムな行政をつくり、何としても財政再建団体転落を避けなければならないと考えております。

平成16年度の予算編成は、このことを念頭に置き、他都市よりサービスの高い部分の事業を縮小、廃止し、また、一部受益者負担をお願いするとともに職員給与費を削減するなど、市民や職員に、よりいっそうのご理解とご協力をお願いするものとなりました。

しかし、このような中で「21世紀プラン」の推進や各施策の緊急度、優先度などを見極め、少子化、地域経済活性化、さらには市民に密着した事業に配慮しながら予算計上に努めたところであります。以下、平成16年度予算の事業概要につきまして、「21世紀プラン」の施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず最初は、教育・文化についての「はぐくみ 文化・創造プラン」についてであります。

学校の施設整備では、引き続き菁園中学校の整備事業を進めますが、本年はグラウンド整備を行い、10月には完成する予定となっております。また、校舎等の耐震診断やシックスクール検査を行うとともに、小学校にパソコンを整備するなど、教育環境の整備を図ってまいります。

社会教育におきましては、市民サービスの向上を図るため、放課後児童クラブの定員を増やすとともに、開設時間を1時間延長することといたしました。

スポーツ施設といたしましては、サッカー・ラグビー場が今秋には完成し、来年春の雪解け後にオープンする予定となっております。

次に、市民福祉の向上を図る「ふれあい 福祉・安心プラン」についてであります。

まず、子育て支援では、保育所の待機児童の解消を図るため、入所定員の拡大を図るとともに、現在、日赤保育所で行っている一時保育をゆりかご保育園にも拡大してまいります。

また、子ども発達支援室、さくら学園、ことばの教室で行われてきた障害児療育事業を一元化させた子ども発達支援センターの設置を目指し、その整備を図ります。

また、高齢者を地域で支えるためのしくみとして、ふれあいサロンやミニデイサービスなど地域住民の自主的なボランティア活動を側面から支援する事業に取り組み、地域福祉の推進を図ります。さらに、市民要望の強い「ふれあいバス」につきましては、利用者に「1乗車100円」の負担をお願いしながら継続してまいります。

次に、生活環境の整備を図る「うるおい 生活・快適プラン」についてであります。

市営住宅の整備につきましては、14年度から工事を進めている勝納住宅2号棟が完工するほか、オタモイB住宅1号棟の建替事業に着手し、17年夏ごろには中層耐火構造5階建55戸が完成し、秋には入居できる予定となっております。

ごみ問題につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合が19年度の供用開始を目指し、焼却処理施設とリサイクルプラザの建設に着手することとしております。

また、救急救助体制については、高規格救急自動車の更新を図るとともに、塩谷出張所に救急車を配備するための整備を行います。さらに、市民生活と密着している事業として、生活道路や側溝の整備等を行う臨時市道整備事業につきましては、厳しい財政状況ではありますが、昨年度と同額計上し、整備を進めてまいります。

次は、産業振興の「ゆたかさ 産業・活力プラン」であります。

地域商業の振興策として、これまで各種の事業を実施してまいりましたが、新年度は地元商店街の魅力を再発見及びその周知を目的として、小樽商業の魅力・活力発掘事業や地場産業の振興、新たな産業の創出を図るため、アンテナショップの設置や海外市場調査などを行う地域経済活性化事業に取り組みます。

また、中小企業の融資制度につきましては、「経営支援特別資金」の融資限度額などを見直し、継続することといたしました。

観光面では、基幹産業の一つにまで成長した観光のさらなる底上げを図るため、新しい観光の魅力づくり、受入れ態勢の充実や誘致の促進、広域・国際観光の推進など、あらゆる分野での検討を進め、今後の施策推進の「バイブル」としての「観光基本計画」を策定するための作業を、昨年に引き続き実施いたします。

次は、都市基盤の整備を図る「にぎわい 都市・形成プラン」であります。

港湾整備につきましては、小樽港縦貫線の平磯岬ルートが暫定2車線で国道5号の東小樽交差点まで今年の夏にも開通し、また、北運河の水質浄化対策のために、小樽運河浄化対策事業を引き続き進めてまいります。さらに、築後約100年を経過した北防波堤は、老朽化が進んでいるため、本年度より順次、改修を進めてまいります。

街路事業につきましては、銭函地区の幹線道路であります銭函新通線と礼文塚通線の整備が本年度で完成する予定であり、これにより歩行者や通行車両の安全が確保され、快適な住宅地が形成されます。

次に、平成16年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。

平成16年度の地方財政計画の規模は、平成15年度に比べ1.8%減の84兆6,669億円となりました。地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、地方交付税や国庫補助金の削減、地方への税源移譲を一体的に行う、いわゆる三位一体改革が進められている中で、地方譲与税が増加しているものの、地方交付税が大きく減少するという極めて厳しい状況において、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことで、歳出総額の計画的な抑制が図られ、地方財政計画の歳出規模は昨年度に続きマイナスとなりましたが、通常収支で10兆1,723億円の財源不足を生じることとなりました。

この補てん措置につきましては、財源対策債等による措置を除いた不足分は国と地方が折半し、地方負担部分については、地方財政法第5条の特例となる臨時財政対策債により措置することとなっております。

また、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆3,296億円につきましては、平成15年度と同様、地方税の減収分は地方特例交付金及び減税補てん債の発行などにより、地方交付税の影響分は交付税特別会計借入金等により補てんすることとし、平成15年度税制改正における先行減税に伴う地方財政への影響額6,479億円につきましては、地方税の減収分は減税補てん債の発行により、地方交付税の影響分は交付税特別会計借入金により補てんし、これらを後年度における増収により償還することとなっております。

次に、平成16年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。景気の低迷が続く中、納税義務者の減少などにより、市民税の落ち込

みの影響で、市税全体では対前年度当初予算比で1.4パーセントの減と見込みました。

地方交付税につきましては、国の予算案における地方交付税総額を基本として、事業費補正など本市の特殊財政需要などの推移を考慮して積算した結果、対前年度当初予算比で0.3パーセントの減と見込みました。

また、国の「三位一体改革」の影響で、臨時財政対策債については23.8パーセントと大幅な減になるほか、国庫支出金についても、市立保育所運営費の国庫負担金などが一般財源化されました。これら「三位一体改革」の影響額は、一部所得譲与税で税源移譲されたとはいえ、平成15年度の当初予算と比べると約6億4,000万円と、大きな財政悪化の要素となりました。

次に、性質別経費の主なものについて、前年度当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、義務的経費につきましては、人件費で8.8パーセントの減となりましたが、扶助費で1.6パーセント、公債費で34.4パーセント、それぞれ増となり、合計では5.1パーセントの増となり、歳出合計の54.5パーセントを占めることとなりました。

普通建設事業費につきましては、菁園中学校校舎等増改築事業費やサッカー・ラグビー場整備事業費などの減により、18.2パーセントの減となりました。貸付金につきましては、制度融資に係る預託金の減などにより4.6パーセントの減となり、繰出金につきましては、中央通地区土地区画整理事業会計への繰出しが皆減となりましたが、国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業への繰出しの増及び簡易水道事業会計への繰出しの皆増などにより、3.6パーセントの増となりました。

その結果、「財政健全化」の取組で、人件費では、職員の退職不補充や独自の給料削減などにより、一般会計で約11億円の削減をし、事務事業では、政策課題として平成15年第4回定例会でお示したもののほか、徹底した事業の見直しを行い、約6億円の削減効果を出し、計約17億円を圧縮したにもかかわらず、市税の減収及び「三位一体改革」の影響による依存財源の減収によって、この見直し効果額を相殺し、さらには財政需要の増加要素も加わり、平成16年度予算では約19億円の財源が不足するという事になったのであります。この不足分につきましては、「諸収入」に計上して形式的に収支の均衡を図るという、事実上の赤字予算となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、医療費等の伸び率や医療保険制度の改正などを勘案し算定した結果、単年度で9億2,977万2,000円の収支不足が見込まれますが、この収支不足額につきましては、一般会計から6億円を繰入れし、不足する財源は、財政調整交付金に計上いたしました。また、低所得世帯における保険料負担の増加を緩和するため、保険料賦課割合の見直しを行うほか、資産に対する税と料の二重負担の解消のため、資産割を廃止いたします。

住宅事業におきましては、平成14年度から工事を進めてまいりました勝納住宅2号棟が完工するほか、オタモイB住宅1号棟の建替工事に着手いたします。

老人保健事業におきましては、対象年齢の引上げなどにより医療給付費の減が見込めますが、公費負担割合の引上げなどにより、一般会計からの繰入金は7.5パーセント増の14億3,931万1,000円となりました。

介護保険事業におきましては、これまでの利用実績などを勘案し、算定した結果、保険給付費で5.1パーセント増の109億7,800万円となり、一般会計繰入金では7.3パーセント増の16億98万円となりました。

病院事業におきましては、一般会計から11億9,950万6,000円を繰入れし、資金収支の見通しは平成16年度末で1億6,738万円の資金余剰となる見込みであります。今後、さらに効率的な事業運営に努めるとともに、引

き続き公立病院として高度医療の推進と患者サービスの向上を図ってまいります。

水道事業におきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、平成17年度からの銭函浄水場夜間休止に向けた整備の改良事業や、配水管の更新事業などを引き続き実施してまいります。資金収支の見通しは、平成16年度末で6億5,815万7,000円の資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましては、常に経済性を考慮するとともに市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業におきましては、昨年度に引き続き、塩谷地区の污水管整備のほか、雨水の配水管布設工事などを進めてまいります。また、昭和45年度に供用開始した勝納中継ポンプ場の電気設備の更新を行います。平成16年度は26億9,800万円を一般会計から繰入れますが、平成16年度末には不良債務が生じる見込みであります。今後の事業運営に当たりましては、能率的な経営の下に健全な運営を確保するため、いっそうの企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処分事業におきましては、土砂の多量搬入が見込まれることから、収益的収支におきましては、引き続き黒字が見込まれます。

以上の結果、平成16年度の財政規模は、一般会計では683億1,135万6,000円、特別会計では548億452万1,000円、企業会計では296億3,259万6,000円の合計1,527億4,847万3,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計で3.6パーセント、特別会計で0.8パーセント、それぞれ増となり、企業会計で5.0パーセント減となり、全会計では0.8パーセントの増となりました。

また、「財政健全化計画」について、今定例会でお示しする予定でありましたが、国の「三位一体改革」の影響が非常に大きく、収入の見込みが当初考えていたものから大きく落ち込んだこと、加えて「三位一体改革」の全体像、年度別内容・規模など、改革の行程表が提示されていないことから、計画をどのように組み立てるか、いま一度練り直す必要があり、今定例会の提出は見合わせることにいたしました。

今回の「三位一体改革」は、結果として、本市にとってたいへん厳しい内容となりました。国、地方ともにたいへん厳しい財政状況の中で、地方交付税制度の果たす財源調整機能と財源保障機能を堅持した上で「三位一体改革」が行われることが、地方財政の安定的な運営には必要であると思われます。

「三位一体改革」が単なる国の財政再建の手段としてではなく、真の地方財政の充実が図られるものとなるよう、国や関係機関に強く働きかけていきたいと考えております。

次に、議案第19号から議案第28号までの平成15年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、指定寄付に伴います各資金基金への積立金、新分野進出研究開発補助金、双葉中学校校舎増改築事業費補助金、国民健康保険事業会計への繰出金などのほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上するとともに、歳入において市税の減額及び地方交付税などの増額を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、国・道支出金、諸収入等の補正を計上したほか、決算見込みに伴う市債等の所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに5億8,300万8,000円の増となり、財政規模は682億4,191万1,000円となりました。

また、国の補正予算に関連して、港湾保安対策施設整備事業費を繰越明許費として計上いたしました。

次に、特別会計、企業会計の主なものについて説明申し上げます。

簡易水道事業では、15年度の一般会計借入金に伴う償還金の補正を計上いたしました。

介護保険事業では、保険給付費の減額等に伴う所要の補正を計上いたしました。

融雪施設設置資金貸付事業では、貸付金の減少に伴う所要の補正を計上いたしました。

病院事業では、入院患者の減による医業収益の減や薬品費の不足などに伴う所要の補正を計上いたしました。

水道事業では、余市川の取水施設に流入したシャーベット状の雪を除去する経費に伴う所要の補正を計上いたしました。

産業廃棄物等処分事業では、大量の土砂の搬入などに伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第29号から議案第52号までについて説明申し上げます。

議案第29号職員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、福祉に関する事務所の職員の定数の変更及び地方公営企業労働関係法の一部改正に伴い、引用法令名を改めるとともに所要の改正を行うものであります。

議案第30号公益法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例案につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第31号特別職に属する職員の給与条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職等の給料月額及び期末手当の額を減額するとともに所要の改正を行うものであります。

議案第32号報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤職員の報酬日額の上限を改め及び費用弁償について定めるとともに、非常勤職員の報酬の額を減額するものであります。

議案第33号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の給与を減額し及び昇給停止年齢を引き下げるとともに所要の改正を行うものであります。

議案第34号職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案につきましては、退職手当の支給額の上限を引き下げ、特別職等の退職手当について支給率を削減し任期ごとの支給とするとともに所要の改正を行うものであります。

議案第35号市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に準じ罰金の額を改定するとともに所要の改正を行うものであります。

議案第36号職員賞慰金支給条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第37号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、放課後児童クラブの利用等に係る手数料及び北海道からの権限移譲に伴う手数料を新たに定め、並びに手数料の額を見直すとともに、食品衛生法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第38号特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、中央通地区土地区画整理事業特別会計を廃止するものであります。

議案第39号知的障害児通園施設条例案につきましては、さくら学園の管理を指定管理者に行わせるものであります。

議案第40号敬老祝金条例を廃止する条例案につきましては、高齢者祝賀事業の見直しに伴い、敬老祝金を廃止するものであります。

議案第41号食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、食品衛生法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第42号病院事業条例の一部を改正する条例案につきましては、市立小樽第二病院の診療科目に新たに循環器科を設けるとともに所要の改正を行うものであります。

議案第43号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、保険料率の算定に係る賦課割合の見直し及び資産割の廃止を行い、並びに財政原則の特例措置を設けるとともに所要の改正を行うものであります。

議案第44号介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護認定審査会委員の定数を改正するものであります。

議案第45号都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案につきましては、中央通地区土地区画整理事業の事務所の所在地を変更するものであります。

議案第46号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、オタモイB住宅及び同住宅児童遊園を用途廃止し、勝納住宅2号棟を供用開始し、並びに勝納住宅駐車場及び高島住宅駐車場の駐車区画を増設するものであります。

議案第47号公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公営企業労働関係法及び雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第48号私立学校助成条例の一部を改正する条例案につきましては、学校法人に対する助成額を改定するものであります。

議案第49号生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案につきましては、教育委員会の組織改正に伴い、生涯学習プラザにおける職員の配置を改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第50号公の施設の指定管理者の指定につきましては、小樽市鯉御殿の指定管理者として株式会社小樽水族館公社を指定するものであります。

議案第51号市道路線の認定につきましては、高島かもめが丘ニュータウン通線ほか31路線を認定するものであります。

議案第52号市道路線の変更につきましては、朝里北34線ほか2路線の終点を変更するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、損害賠償請求に係る判決金及び延滞利息を支払うため、平成16年2月10日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中畑恒雄） 次に、議案第53号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、議案第53号小樽市非核港湾条例案を提案します。

前回の提案以降、自衛隊がイラクに派兵され、自治体、民間を総動員する有事関連7法案の政府報告が行われ、日本の進路や小樽港の平和にもかかわる重大な情勢が展開しています。

自衛隊のイラク派兵については、先遣隊への情報操作指示文書の存在が国会で日本共産党により明るみに

出され、初めに派兵ありきの政府の姿勢が批判を浴び、派兵反対の世論は賛成を大きく超えたのに強行されました。自衛隊の派兵計画には、米英軍の軍事行動を支援することが明記され、占領参加は憲法違反だとしていたこれまでの政府見解を超えた憲法違反であることは明白です。

イラクでは、アメリカ軍により投下された劣化ウラン弾で放射能汚染が広がっています。南部バスラ地区は、1991年の湾岸戦争で300トンもの劣化ウラン弾が使用され、今回のイラク戦争では、実に1,700トンも投下されたと言われています。劣化ウラン弾は、標的にぶつかると、進入した内部を燃やし尽くしながら、みずからは酸化ウランの微粒子となって、大気中で風に乗って数100キロ以上の範囲に拡散します。砂あらしの多いイラクでは、常に空気中でウランが拡散され、体内に取り込まれていることになります。また、標的から外れた弾丸は、地中に埋まり、土壌や地下水を汚染します。実際、イラクでは、がんや白血病、奇形児が急増しています。バスラ地区では、湾岸戦争以降、がん死亡者は約20倍に達し、先天性奇形児の出生率は約8倍、子どものがん発症率は大人の20倍と、とりわけ体力の弱い子どもたちにその被害が及んでいます。

サマワも放射能汚染が問題となっているので、自衛隊員の被ばくも心配されます。この間、米英がイラク戦争を始めた最大の理由とした大量破壊兵器はもともと存在しなかったことがアメリカ中央情報局の責任者デイビット・ケイ氏により証言され、改めて国連査察が有効だったことを裏づけ、世界の批判を浴びたのは当然です。

さらには、昨日、イギリスのショート前国際開発相が、イギリス情報機関が米英軍のイラク戦争開始に至る時期にアナン国連事務総長の事務所を盗聴していたことを明らかにしました。偽りの情報を盾に、世界の圧倒的多数の国と世論が求めた平和的解決の道を閉ざし、戦争へと突き進んだ米英の犯罪性は重大問題です。アメリカ、イギリスは、無法な戦争を続け、占領を続け、武装勢力の掃討作戦として住宅や宗教施設への銃撃や発砲を繰り返し、まちを破壊し、1万人以上の罪のない多くのイラクの人々、民間人を殺傷しています。その罪と責任は、はかり知れないものがあります。

この戦争へ参戦するため、核兵器搭載可能艦米空母キティホークをはじめ、米艦船の出動に日本の港が利用され、道内室蘭港では、イラクへ派兵された陸上自衛隊の車両や物資の積み込みが行われました。室蘭港祝津ふ頭への道路や岸壁側は、マスコミ関係者もシャットアウトされるほどの厳重体制がしかれ、イラク派兵は、小泉首相の言う「単に人道復興支援」ではないことを証明いたしました。

また、小泉内閣は、2月24日、有事関連7法案、国民保護法案の要綱を決定し、米軍支援法案などの要旨を報告しましたが、これによると、自治体や民間企業、団体は米軍への支援を要請された場合、協力すること、また、首相の権限による民間空港、港湾の強制使用を定めています。

このようなことから、ますます小樽港の軍港化が危ぐされ、港の安全と平和が今こそ求められているときはありません。市民の生命・安全・財産を守り、平和な商業港として発展させるためにも、非核港湾条例案に皆さんの賛同をぜひお願いして、提案といたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月28日から3月1日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時38分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 上 野 正 之

議 員 吹 田 友 三 郎

平成16年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第2日目

平成16年3月2日

出席議員（30名）

1番	山	田	雅	敏	2番	横	田	久	俊
3番	大	橋	一	弘	4番	上	野	正	之
5番	森	井	秀	明	6番	大	畠		護
8番	菊	地	葉	子	9番	吹	田	友三郎	
10番	成	田	晃	司	11番	佐々木			茂
12番	小	前	真智子		13番	前	田	清	貴
14番	井	川	浩	子	15番	大	竹	秀	文
16番	斎	藤	博	行	17番	山	口		保
18番	佐々木		勝	利	19番	武	井	義	恵
20番	新	谷	と	し	21番	古	沢	勝	則
22番	北	野	義	紀	23番	松	本	光	世
24番	見楚谷		登	志	25番	久	末	恵	子
26番	小	林	栄	治	27番	中	畑	恒	雄
28番	高	橋	克	幸	29番	斉	藤	陽一良	
30番	秋	山	京	子	32番	佐	藤	利	幸

欠席議員（2名）

7番	若	見	智	代	31番	佐	野	治	男
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	鈴	木	忠	昭					
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏			
水	道	局	長	高	木	成	一	総	務	部	長	山	下	勝	広	
企	画	部	長	山	田	厚	財	政	部	長	磯	谷	揚	一		
経	済	部	長	山	崎	範	夫	市	民	部	長	池	田	克	之	
福	祉	部	長	山	岸	康	治	保	健	所	長	外	岡	立	人	
環	境	部	長	安	達	栄	次郎	土	木	部	長	兵	藤	公	雄	
建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人	港	湾	部	長	中	塚	茂
小	樽	病	院		小	軽	米	文	仁	消	防	長	田	中	昭	雄
事	務	局	長													

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に山田雅敏議員、新谷とし議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第53号及び報告第1号」を議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 2番、横田久俊議員。

（2番 横田久俊議員登壇）（拍手）

○2番（横田久俊議員） 平成16年第1回定例会が始まりました。この平成16年という年は、山田市政にとって、本当の意味で小樽市再生元年であると思います。まさに正念場を迎えた極めて大事な定例会で、代表質問できますことを光栄に思いますとともに、小樽市がこの危機を乗り越え、再生を果たすという重要な時期に議員として関与できることに、身の引き締まる思いをしているところであります。自由民主党を代表して、9項目、20数点ほどについて、市長、教育長、関係理事者に質問いたします。

まず、平成16年度予算案全体についてお聞きをいたします。

16年度の一般会計当初予算では、一般財源の歳入が362億円であるのに対し、事業費から特定財源分を減じた一般財源額の必要額は384億円と、差引き22億5,000万円の財源が不足しております。水道会計などから3億5,000万円を借り入れる財源手当をしても、19億円という巨額の数字が丸々不足となっております。これを、入見込みのない諸収入に計上し、いわゆる赤字予算として編成したことは、国会でも地方財政のひっ迫例として取り上げられるなど、小樽市民のみならず、全国にも小樽市の財政危機が周知されたところであります。一般に、歳入で歳出を賄うという意味で、両者は相互に関連するものでありますから、これらのバランスがとれることによって、初めて地方自治体の財政の健全化が保たれるものであります。地方自治法第208条第2項が、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」と規定しているのも、当然こうしたことを踏まえて条文化されたものと思われます。

そこでお聞きいたしますが、今回の予算編成は、この地方自治法第208条第2項に抵触しないのでしょうか。同条同項は、歳入の確保される範囲内で歳出予算を組むことを規定していると解すべきであり、赤字予算は原則として許されないものと思われますが、いかがでしょうか。

次に、19億円は当然収入の見込みのない額ですから、16年度決算では歳入欠陥となることと思います。会計上の手続としては、翌年度、つまりは17年度の歳入を繰上充用して決算処理することと思いますが、現況では17年度の歳入が著しく好転するとは考えにくい状況であります。つまりは、この繰上充用措置による処理が、さらに17年度以降の財政運営を圧迫するものにならないのか疑問であります。お答え願います。

また、こうした赤字予算編成が過去にあったのか。あったとすれば、この繰上充用措置をとったのか。その後の財政運営はどうであったのか、お答えください。

歳入についてお伺いいたします。今回、赤字予算編成を余儀なくされた大きな要因として、一般財源収入が15年に比べ、13億8,000万円も落ち込んだことが挙げられております。地方譲与税は1億2,000万円増えたものの、地方交付税、臨時財政対策債で5億2,000万円減収となるなど、依存財源が差引き5億3,000万円の落ち込みとなりました。しかし、一番大きいのは自主財源である市税収入が8億3,000万円減収になるという

ことであります。なぜ、市税収入が見込みよりこのように落ち込むことになったのか、その理由を詳しくお聞かせください。

一方、歳出は昨年度比2億9,000万円ほど圧縮されました。財政健全化の取組では、3年間で歳出分の削減効果35億円を出すとおっしゃっていましたが、16年度では人件費で11億円、事務事業の見直し5億円などで、16億7,000万円の効果を出せたのは大いに評価できます。しかし、果たして18年度までに35億円を達成できるのでしょうか。その見込みについて項目などを挙げながらお知らせください。

19億円の諸収入が少しでも多く入ってくるためには、新しい財源を求めなければなりません。総務省が16年度から新設する地域再生事業債についてお聞きいたしますが、本事業債の発行の要件は、地方単独事業が前年度比マイナス9.5パーセントあるいは単独事業の財政規模に占める割合が13パーセント以上と聞いております。小樽市は、この要件に合致するのでしょうか。もし、発行できるとすれば、通常の地方債でカバーできない25パーセントのいわゆる自己資金分にこの地域再生事業債を充てることにより、一般財源を他の歳出に回すことができると思います。また、要件に合致するとして基準を超過した額、いわゆる発行可能額は幾らくらいになるのでしょうか、お答えください。

また、財政健全化債の弾力的運用が国から示されておりますが、これは本市に適用されるのでしょうか、お聞かせ願います。

この項の最後に、これまで財源不足が生じた場合には、市税収入や交付税を多めに見積もるなどして、歳入と歳出の額を合わせていたと伺っていますが、今回、そうした手法をとらずに、あえて諸収入として19億円を形式計上した理由をお聞かせください。

いずれにしても、小樽市民にとってたいへん厳しい予算案であります。しかし、財政再建団体への転落は何としても食い止めなければなりません。それには、行政、議会、市民、経済界が一丸となって、真正面からこの危機に向かっていくことが重要と思われます。こうした予算編成を余儀なくされた市長の思いを、いま一度お聞かせ願います。

次に、今回、市民に受益者負担をお願いする案件について、何点かお尋ねいたします。

まず、放課後児童クラブについて伺います。この事業では、これまで市内23か所、27クラブで実施されており、約580人の小学校低学年の児童が利用しているわけですが、今までは月におやつ代1,500円のみで預かってもらえたのが、9月からおやつ代のほかに月4,000円をいただくというお話であります。来年3月までは経過措置として2,000円とするそうではありますが、対象児童を持つ親としては、無料だったものがなぜいきなり有料になるのだろうかという素朴な疑問が生じることと思います。単に財政が厳しいからということで料金を徴収するのか、それともしっかりした理由があるのか、まずは受益者負担をお願いすることについて、市民が納得する理由をお聞かせください。

次に、月4,000円という金額は、一般の家庭にとっては大きな額であります。対象児童を持つ親の中には、この金額をねん出することが厳しい方もおられると思いますが、そうした保護者に対する利用料の減額あるいは免除の制度は、どうなさるつもりでしょうか。また、年子や双子など、同一家庭の児童が同時にクラブを利用する場合の料金はどうかお考えでしょうか、詳しくお聞かせください。

また、今回の有料化によって、当然ながら歳入が増えるわけですが、それはどの程度とお見積りでしょうか。

次に、料金はいただくが、サービスは同じでは市民の合意は得られません。新年度から、このクラブを充

実させるとのことですが、どのように充実を図っていくのか、お聞かせください。

次に、ふれあいパスについて伺いをいたします。この事業は平成9年に始まり、中央バスの無料乗車証が、ＪＲの無料乗車券のどちらかを70歳以上の方に交付している事業であります。ほとんどのお年寄りが無料バス乗車証を選んでおり、平成16年1月末の交付者数は、約2万2,000人と伺っております。今回、これを1回乗車するたびに100円の自己負担をしていただき、市から中央バスに支払う額をこれまでの2億円から1億5,000万円に減額することで、市の負担も5,000万円削減するということであります。これも同様に今まで無料だったものを半額とはいえ、自己負担をお願いするわけですから、確かにお年寄りには厳しいものになることでしょう。しかし、現行の制度の影には、民間企業に過大な負担を押しつけているということがあることを忘れてはいけないと思います。交通事業は、公的な機関であることはもちろんですが、だからといって、その事業自体を圧迫するようなことがあっては、継続が困難になることは目に見えております。現行制度では、民間企業が社会貢献という範囲を超えていることも耳にするところであります。まず、今回の制度見直しについて、この一乗車ごと100円徴収ということになるまでに、バス事業者とどのような話し合いが持たれたのか。バス事業者にとって、利用実態とのかい離はどのくらいあったのか、お聞きいたします。

札幌市も同様に、制度を見直し、利用者負担を考えているようですが、昨年、市民アンケートをとったところ、見直すべきという意見が70歳未満で53パーセントと半分以上、70歳以上でも37パーセントおられたそうであります。小樽市ではアンケートをしておりませんが、ある老人クラブでふれあいパスについてお話をさせていただきましたところ、見直しには皆さんが一定の理解を示されました。また、あるお年寄りは「自己負担をしなければだめだ。無料で乗っていたのでは物申すこともできない」とはっきりおっしゃっておりました。もちろん、今までどおりにすべて無料にしてくれというご意見もあることも伝わってきております。しかし、我が党は、この制度が将来にわたって存続していくことを願ってやみません。そのためには、受益者がある程度の負担をすることは、避けられないと思っております。さらに、よりよいしくみを考えながら、市民皆が知恵を出し合っていくことが必要と思います。この制度見直しに踏み切った市長のお考え、そして、今後ますます増えていくであろう受益者負担の流れに対する市長のご見解をお聞かせください。

次に3点目、小樽駅前の再々開発についてお聞きいたします。

ＪＲ小樽駅前は、港に向かう中央通整備が終了し、海が一直線に見えることも加わって、観光都市小樽の玄関口として、他都市に恥じないすばらしいスポットであります。しかし、ご案内のように、駅前第3ビル、通称サンビルの3階から8階部分を占めている小樽国際ホテルが、一昨年5月に営業停止してから既に2年がたとうとしております。ホテルに多額の債権を持つ整理回収機構、ＲＣＣは札幌地裁に競売を申し立てており、これまで2回の競売が実施されましたが、入札はなかったようであります。小樽駅をおりて、目の前にそびえ立つビルの3階以上が2年間も空き家のままであるという異常な状況は、小樽市のイメージに極めて悪い印象を与えていることは否めません。まず、この国際ホテルの閉鎖に関し、これまでの経過について時系列的に整理してお知らせください。

次に、新たな買い手が見つからない理由に、滞納している電気、水道代など共益費1億4,300万円を引き継ぐという条件があるように伺っております。また、仮にどこかが購入しても、施設の老朽化が進んでいるため、多額の改修費がかかるようにもお聞きしております。その他、取得税など、各種税金の負担を考えますと、現況のままで売却は、非常に困難ではなからうかと思われそうですが、いかがでしょうか。

問題は今後の方針であります。いつまでも駅前に空き家ビルを放置しているわけにはいきません。しかし

ながら、今、述べましたように買い手がつくのはいつになるか見当もつきません。3回目の入札はいつごろになるのでしょうか。また、2回目の入札の最低売却価格は、1回目の半分になりましたが、3回目の最低価格はさらに半分になるのでしょうか。応札の見込みはあるのでしょうか。また、3回目も応札がなかった場合、4回、5回と入札が行われるのでしょうか。R C Cから情報収集していることと思いますので、お知らせ願います。

現在、19社、小樽市も入っておりますが、同ビルに入居しております。これらの方々は、将来構想についてどのようなお考えを持たれているのでしょうか。入居者の方々から、最近同ビル周辺の再々開発を望む声も聞かれました。サンピル商店街の皆さんのお考えについて、把握しておりましたらお聞かせください。

昭和51年の駅前再開発では、行政が中心となって事業を進めました。今、民間だけの力ではサンピルのみの再建すら、今まで述べたような理由でたいへん困難であると思われます。もちろん、小樽市が単独事業としてできる状況でないことは明らかであります。しかし半面、行政が知らん顔をするということも許されないわけであり。昨年は駅前歩道橋の撤去についても、議会で議論が交わされました。いずれにしても、観光都市小樽の玄関口として、それにふさわしい整備が早急になされるよう、我々も知恵を絞っていかねばなりません。行政、議会、周辺の地域住民、そして経済界など各界が一致協力して取り組むことが、本件には不可欠です。この際は国や道を巻き込み、補助を受けながらサンピル周辺をも含む再々開発が必要と思われますが、市長は今後この問題をどのようにしていくのか、ご意見をお聞かせください。

次に、臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例の見直しについてお聞きいたします。

昨年の第3回定例会の予算特別委員会でも質問いたしましたが、この分区条例が制定されて、8年がたとうとしております。この条例は、臨港地区を5区に分区して、各地区の目的を阻害するような構築物の建築を規制しているものでありますが、これによって港湾施設の利用促進や適正な管理運営を図るということは、当然に必要でありますし、港湾機能を低下させるような施設が無秩序に建設されるのを防ぐ意味でも、大事なことだとは思いますが、しかし、臨港地区内の遊休地の有効活用や港湾の活性化などの観点から見ますと、こうした規制が現実とそぐわなくなっているのではないかと、見直しが必要ではというような趣旨の質問をいたしました。市長から「海の近くに観光施設をつくれないなどの問題はある。港全体の在り方を検討している」とのご答弁をいただきました。また、同じ時期に、臨港地区の地権者など25社から提出された用途規制緩和を求める要望書に対しても、「地権者の声は重く受け止める。時代の変化に対応できる方策を考えたい」と、たいへん積極的なご答弁をいただいたところであります。

そこでお伺いいたします。その後、この件に関してどのような検討がなされたのか。また、地権者との話し合いなどは行われたのか。今後の見通しはどのようになっているのか。進ちょく状況について、お聞かせ願いたいと思います。

港湾に関連して、改正海上人命安全条約、ソーラス条約についてお聞きいたします。

この問題につきましては、昨年4定の経済常任委員会でいろいろ議論があったように伺っております。フェンスの形態や監視カメラ、照明の台数、また、小樽市負担分の2億円のねん出方法、観光都市としての景観の問題など、いろいろ議論されたと伺っておりますが、一番肝心なのは、せっかく国の資金が入って施設をつくるのですから、本来の目的である国際テロ対策が万全でなければなりません。市民の安全をしっかりと守れる施設を整備することが重要であります。確かに、観光や水に親しむゾーンである港に、物々しいフェ

ンスや監視カメラはなじまないかもしれませんが、だからといって安全が無視されていいことにはなりません。「小樽でテロなんてあるわけがない」と考えている方も多くいるかと思いますが、それは危機管理意識がじゅうぶんでないように思われます。だれがニューヨークでの自爆テロを予測できたでしょうか。加えて、こうした整備は、盗難車など不正輸出する犯罪の抑止あるいは防止効果につながることが、じゅうぶん考えられます。外航船が停泊していないときには、ゲートを開放して釣り人を楽しませるなどの対応で、親水性をできるだけ損ねないような方法を考えていただきながら、進めていただきたいと思います。このソーラス条約について、国の現在の動向、小樽市の対応状況、警察、海上保安庁など、関係機関との協議状況などについて最新の情報をお知らせください。

さらに、7月までの港の整備スケジュール、そしてそれ以降の維持管理の体制や費用などについても、お聞かせ願います。

次に、苫小牧港の食肉検疫港の指定に関連してお聞きいたします。農林水産省が苫小牧港を、羊肉など、輸入食肉などの検疫ができる港に指定するという手続が進められていると伺っております。現在、苫小牧に陸揚げされる輸入食肉の多くは、小樽港で検疫を受け、小樽、札幌の冷蔵庫に保管され、大半が札幌圏で消費されているという流通経路になっていると承知しております。もし、このまま手続が進められ、苫小牧港が食肉の輸入指定港となった場合、小樽市にどのような影響が及ぶか、お知らせ願います。

また、今回の苫小牧港への指定の動きは、道内の貨物がますます苫小牧へ一極集中していくことに、拍車をかけるものと危ぐするところであります。こうしたことを避けるため、過去に新たに輸入港を指定する際には、既存の関係市とじゅうぶん協議することなどを北海道と合意済みであると同っております。こうしたことを踏まえてのことでしょうか、一昨年、苫小牧港の検疫指定港要望について、北海道が小樽市の意見を求めてきた際にも、はっきりと同意できない旨の回答をしているはずであります。その後、小樽市に何の説明もないままに、北海道が農林水産省に苫小牧港の指定港要請を行ったことは、これまでの経緯や道内関係港との協議を全くないがしろにしているものと思われます。今回の動きについて、北海道はどのように説明しているのでしょうか、お聞かせください。

この項の最後に、先般、市長、議長をはじめ小樽の関係業界の方々が、北海道や国に対して要望活動を行ったと聞いております。どのような要望活動を行ったのか。それに対し、国、道の反応はどうであったのか。さらには、今後、小樽市としてどのように対応していくか、お考えをお聞かせください。

農水省が省令改正の賛否を国民に問うパブリックコメント、インターネット等で行っておりますが、これの期限も3月5日までとなっております。残された時間は決して多くはありません。市当局の強い姿勢を期待するものであります。

次に、新市立病院構想についてお尋ねいたします。先日、小樽市医師会と自民党小樽支部が、新病院の基本構想について話し合う機会がありました。医師会では、基本構想が現在の小樽市にふさわしい計画であるのか疑問があるとして、何点かの矛盾点を挙げられました。「単に建物の新築にとどまるだけならば、市民は合意しない」との市立病院新築検討懇話会の提言にも触れ、この懇話会が提言した七つの条件が満たされない場合は、医師会としても新築に苦言を呈していくとのご意見でありました。代表的な指摘を数点挙げれば、1点目は現在の外来患者数は両病院合わせて1日1,400人前後と、毎年1パーセント程度しか増加していないのに、計画では人口が減少していくにもかかわらず、1日1,500人を見込んでいる。2点目、10年にわたって人件費が全く増加していないが、そんなことはありえないのではないか。3点目、1年365日の1次救急が本

当に可能であるのか。4点目、市立病院と市内医療機関の機能分担が構想に盛られていないなどでありました。個々の項目につきましては、委員会等でお聞きしたいと思いますが、今まで新病院の構想に関し、医師会との協議や話し合いなどはなされていないのでしょうか。言うまでもなく、小樽市医師会は小樽市の医療の中枢部であります。新病院の建設に当たって、この医師会などと意見交換することは極めて重要と思われるのですが、いかがでしょうか、お答えください。

次に、朝里川温泉地区の振興策についてお伺いいたします。つい、先日の新聞に、市長が会長を務める観光クラスター研究会「小樽ゆらぎの里」が、全温泉施設の情報を網羅したホームページを立ち上げ、空き室情報あるいはイベント情報などを確認できる体制を確立したことが掲載されておりました。朝里川温泉地区は、小樽の奥座敷として観光客にも人気の高い場所でありますので、こうした取組により、今後、同地区がますます発展することを願っているものであります。

そこで、改めてお伺いいたします。

今回のホームページ立ち上げのほかに、観光クラスター研究会が行ってきたさまざまな研究会活動があると思いますが、主な活動概況をお示しください。

また、平成14年度に策定された朝里川温泉地域観光振興への提言の中に、仮称ではありますが、朝里川温泉観光情報物産館設置構想なるものがあると聞いております。物産館候補地が温泉地区の旧温泉センター跡地を活用するとの情報もあります。土地取得の問題もあわせて、その内容についてお聞かせください。

この項の最後に、観光クラスター研究会として、今後、会の活動を地域振興に結びつけるために、どのような方針で、どのような施策を展開していこうとしているのか、お聞かせください。

朝里地区に関連して、東南地区のコミュニティセンターについて伺います。昨年秋の新聞報道で、これも仮称とはなっておりましたが、「朝里コミュニティセンター新設へ向け検討本格化」との見出しの下に、16年度予算に調査費計上を目指すとの内容が報道されました。この報道に接した新光、朝里、望洋台、そして桜などの住民は、コミセン構想がいよいよ具体化するのではと思い、一様に喜んでいたところであります。しかしながら、16年度の予算書を何度見直しても、この調査費は計上されておりません。厳しい財政状況は、先ほど来から申し上げていますように、じゅうぶん承知しているところではあります。その中であって唯一夢のある話とだけ思っていただけに、なおさらの感があります。

そこでお尋ねいたします。この（通称）朝里コミュニティセンターの調査費について、なぜあそこまで報道されていながら予算計上とならなかったのか。経緯、経過なども含め、ご説明願います。

また、今後のセンター建設に向けて、どのように取組を進めていかれるのか、はっきりとお示し願います。

次に、先日の会派予算説明で、石狩湾新港地域における基盤整備に関してご説明がありました。不明点も多いので何点かお伺いいたします。

石狩開発株式会社は、石狩湾新港地域において工業団地の造成、分譲を行いながら、道央圏における生産あるいは流通拠点づくりを目指していたところでありますが、開発の長期化、社会経済情勢の悪化に伴う地価の下落、さらには企業ニーズの変化による土地分譲の不振などにより、経営が赤字転落し、一昨年の平成14年10月に民事再生法の適用申請を行ったことは、皆様方ご案内のとおりであります。その後、札幌地方裁判所から昨年4月に再生計画が認可され、債務の整理が行われて、再び石狩湾新港地域の開発に寄与すべく、再出発されたとお聞きいたしております。

そこで伺いいたしますが、再出発した石狩開発株式会社の資本金体制の整備について、現在どのような状

況になっているのか、お示し願います。

次に、会社再生元年と言える平成15年度の具体的な経営目標、その目標達成の見通しについてどのようになっているのか、お示し願います。

次に、基盤整備事業にかかわる負担協定について、お聞きいたします。本市とのかかわりでいえば、水道事業と水道用水供給事業があるわけではありますが、民事再生では石狩開発との公共負担協定の廃止が求められており、協定廃止後の負担について北海道に協議を要請したようですが、この協議の内容についてお示しください。

この項の最後に、石狩開発の出資についてであります。新聞報道等によりますと、新社長は安定経営の基盤を確立し、誘致活動を積極的に展開するためにも、関係市に対して、出資を要請していくとの意向を持っているようであります。もし、本市に出資の要請があった場合、市長はどのような態度を示すのか、考えをお示しください。

最後に、教育委員会に何点かお伺いいたします。

まず、小中学校における習熟度別授業についてお尋ねいたします。他都市のことで申しわけありませんが、大阪市は、小中学生の学習意欲を向上させるため、平成16年度から3年間で、市立小学校全校で習熟度別のクラス編成による少人数授業をスタートさせることを決定したそうであります。文部科学省が昨年5月に実施した調査によりますと、全国の小中学校の約70パーセントが独自の形で習熟度別授業を導入もしくは導入する考えを持っていたそうであります。学校週5日制と、新学習指導要領を柱に一昨年スタートしたゆとり教育への批判と反省から生まれた当然の成り行きであるかと思われます。学習到達度の違う子どもを、画一的に指導していいのかという問いに対する答えが、この習熟度別授業の導入であると思われますが、まず教育長にこの習熟度別授業についてのご見解を伺います。

本年1月の日教組の教研集会では、習熟度別授業に批判のご意見が出ているようであります。北海道の男性教員が、自分も高校時代に能力別授業を受けた。あほクラスと呼ばれ、卑屈な思いをしたと話したそうあります。この方々は習熟度別授業の大事な一面を全く見ておりません。できる児童生徒からどんどん勉強を進める権利をはく奪していることに、気がつかないのでしょうか。勉強の苦手な子もいますが、得意すぎる子もおります。そういう子どもが損をする社会は、おかしいのではないのでしょうか。平等という言葉をはき違えているような気がいたします。平等は機会平等であって、子どもの能力の平たん化であってはならないはずであります。運動会で徒競走に順位をつけない、児童会の選挙は落選する子がかawaiiそうだから行わない、通信簿を廃止する教育委員会が出てくるなどは、悪平等主義の典型だと思います。本当の人間の育成は、そうしたことではないはずです。子どもを試練から遠ざけるのではなくて、試練に直面したら、それを乗り越える力を与えてやる、それが教師の本来の仕事ではないでしょうか。基本からゆっくり勉強するコース、教科書中心に勉強するコース、発展的な内容を勉強できるコースなどに分け、コースは先生が選別するのではなく、相談しみずから選ばせるという方法をとっている学校は数多くあります。今後、小樽でこの習熟度別授業を導入していくお考えはあるのか。あるとすれば、どのような計画なのか。しっかりした将来のビジョンをお聞かせ願います。

次に、今議会は15年度の締めくくりの議会でもあります。今年度の総括という点から、昨年教育問題で我が党議員が質問した各項目について、教育長のご答弁を検証させていただきましたが、その多くは抽象的なご答弁に終始しているように思われます。例を挙げれば、教育課程の編成、実施の問題では、「学校用、教育

委員会用の2種類の書類があるのではないか」との我が党議員の質問に、そうした事実があるのかないのか、一切触れず、「各学校では校長が中心となって指導時数や指導内容を見直すなどの検討を行いうんぬん」とご答弁されております。また、職員会議の実態についても、「教職員が組織的に職員会議を軽視、又は無視することはないと考えている」とご答弁されておりますが、実態はやや違うように思われます。時間の関係で今後の問題については、委員会などにゆだねますが、事実は事実としてお認めいただき、それをどのように指導していくかが重要と思われます。質問に真正面から向き合うご答弁を期待いたしますが、教育長の決意をお聞かせ願います。

最後に、昨年4定に提出された陳情、小樽市幼児ことばの教室の稲穂小学校併設存続方についてに関してお聞きいたします。

我が党は、今年1月から2月に教育委員会と保護者との話し合いが持たれるということから、その結果をじゅうぶん吟味して判断したいとの立場で、4定では継続審査を主張しておりました。その話し合いがいつ行われたのか、内容はどうであったのか、教育委員会はどのように対応されたのか、その内容を詳しくお聞かせ願います。

以上で、自民党を代表しての質問を終わります。再質問はいたしませんので、市長、教育長の明快なるご答弁を期待いたします。終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 横田議員のご質問にお答えいたします。

平成16年度予算案に関連して何点かお尋ねがありました。

まず、平成16年度予算が実質的に赤字予算になったことについてですが、地方自治法第208条第2項は、歳入が確保される範囲で歳出予算を計上することを規定していると解されております。いわゆる赤字予算には二つの場合があり、形式的な意味での赤字予算は、歳出予算の総額が歳入予算の総額を超える場合をいい、予算の形式上も収支が一致していないものであります。一方、実質的な意味での赤字予算は、形式上は歳入予算と歳出予算の額が一致しているが、歳入予算のうち、過大な見積りがあることなどの場合をいいます。本来、地方公共団体の予算は、収支均衡を保ち、それにより財政運営の健全性が確保されるのが基本原則であるのは当然であります。しかし、原則はこのような考えられるとしても、現実には実質的な赤字予算を組まざるをえない場合があり、形式的な収支が一致しない予算は違法となるため、収入を増額して収支を一致させ、実質的な赤字予算を編成しなければならないことも事実であり、適切とはいいいませんが、違法とはならないものと考えております。

次に、平成16年度決算における繰上充用が、平成17年度以降の財政運営を圧迫することにならないかということですが、19億円という金額は多額のため、16年度の赤字決算は避けられない見通しで、17年度予算からの繰上充用の財源も考えますと、今後の財政運営には大きな影響を与えることになると考えております。

次に、過去における赤字予算の編成であります。本市は昭和31年度から昭和34年度まで財政再建団体となり、また、昭和45年度から52年度まで赤字決算となっております。このときは繰上充用の措置をとり、実

質的にはその財源を特別交付税などに歳入を期待計上していたものであります。また、その後の財政運営につきましては、財政健全化の取組や高度経済成長などによる税収増、地方交付税制度の充実などで、収支の均衡をなし遂げたものと認識しております。

次に、平成16年度における市税収入が8億3,000万円減額となる主な理由であります。昨年の第2回定例会後の市税の予算額と比較しますと、固定資産税、都市計画税の滞納繰越部分で約5億2,000万円、納税義務者の減などによる個人市民税で約3億6,000万円、喫煙者の減少などでたばこ税が約7,000万円などで、それぞれ減収となりますが、固定資産税、都市計画税の家屋分が約1億6,000万円増収となることにより、トータルで8億3,000万円の減収となるものであります。

次に、財政健全化の取組による歳出削減の見込みであります。人件費の抑制については、職員数の削減や独自の給与引下げなどにより、約20億円の削減目標にめどがついております。その他の事務事業の見直しによる15億円の歳出削減につきましては、平成16年度予算で約5億円の効果を出すことができました。目標達成にはあと10億円の削減をしなければならず、非常に難しい課題ではありますが、事業の推進に当たりましても、選択と集中という観点に立って、創意工夫し、達成に向け、最大限の努力をしていく考えでありますので、市民の皆さん、議員の皆さんのご理解、ご協力もぜひお願いしたいと考えております。

次に、地域再生事業債と財政健全化債についてであります。どちらも公共事業における通常の起債充当率をかさ上げするものであり、地方の一般財源負担の軽減が図られるものであります。地域再生事業債の発行要件ですが、要件を本市に当てはめてみますと、概算であります。平成16年度の単独の投資的事業は前年度より29パーセントの減少、また、投資的経費標準財政規模に対する比率は、9パーセントであることから、対象団体の要件を満たしておりません。一方、財政健全化債については、その充当事業の弾力的運用については、個々の自治体の相談にきめ細かく対応することとされておりますので、今後、本市の事業で対応可能と思われる具体的メニューを示し、北海道を通じて国へ積極的に働きかけて導入を目指し、財源の確保に努めていきたいと考えております。

次に、財源不足を諸収入に計上した理由であります。確かに市税や交付税など、既存の収入を多めに見積もり、予算を調整する手法はありますが、今回の財源不足は19億円と多額であり、調整することが適当でないと判断したことに加え、財源調整のための減債基金なども底をつく中で、そのような手法で予算編成をしては、小樽市の真の財政実態がわからなくなるため、あえて諸収入に形式計上し、市財政の窮状を形の上でも示したものであります。

次に、今回の予算編成に対する思いということですが、平成16年度は財政健全化が本市の最重要課題であり、安定的に継続可能な財政体質を構築するための第一歩の年であります。そのような中で、歳出削減や歳入増のための取組は、議会並びに市民の皆さんのご理解とご協力によりぜひ達成したいと考え、広報おたるにも財政再建問題を掲載し、第4回定例会でも政策課題として議会にお示しし、健全化の第一歩を歩もうとしていたときに、国の三位一体改革が示され、その影響があまりにも大きく、本市にとって非常に厳しい結果を招くこととなったと受け止めております。国、地方ともにたいへん厳しい状況の中で、三位一体の改革は必要であるとの認識を持つものであります。本市をはじめ、多くの地方自治体の財政に大きな影響が出ており、この改革が大都市圏と地方のいずれの都市も納得の上進められ、地方財政の充実につながり、真の地方分権を推進するものとなるよう、国や関係機関に強く働きかけていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、議会並びに市民の皆さんとともに、この難局を乗り越え、財政再建団体への転

落回避に不退転の決意で臨みたいと考えております。

次に、受益者負担に関連してふれあいパスについてであります。この制度のスタート以来、毎年市の負担額を含めて、バス事業者と協議をしてきました。しかし、年々交付対象者が増加し、市のアンケート調査やバス事業者の実態調査でも市の2億円の負担に対し、約10億円の利用実態であり、かい離も約8億円あることから、バス事業者から再三にわたり、地域の足としてバス事業を安定的に維持するためにも、利用実態に見合う市の負担の増額を求められてきました。また、かい離を解消できない場合は、予算の範囲内でのプリペイドカード方式の導入や廃止も含めた検討を要請されておりました。平成15年度に向けた交渉の結果、次年度に一定の見直しを条件に、現行どおり継続することができましたが、平成16年度に向けた交渉では、市の負担額が厳しい財政状況の中で現状維持が難しいこと、一方で市の負担額のためのプリペイドカード方式では、利用回数が極端に制限されることから、できるだけ従来の制度内容に近づけるよう、協議を重ねてきたところであります。このような交渉経過を踏まえ、乗車回数に制限のない方法として、市内一円利用者の一乗車ごとに100円を負担することと、市の負担額を減額することで、バス事業者から了承を得たところであります。なお、平成16年度中に市とバス事業者とで利用実態調査を実施し、その調査結果を踏まえ、平成17年度に向けた協議をすることとしております。

次に、この制度見直しに踏み切った考え方ですが、バス事業者としては、厳しい経営環境の中で地域の足を確保すべく努力をしており、さらに高齢者の増加に加え、毎年伸び続けてきた予想以上の利用実態とのかい離分を負担してきた経緯があります。一方で、市としては厳しい財政状況の中ではありますが、何とかこの制度を継続していきたいということから、バス事業者と交渉を進めてきたところでありますが、利用者に応分の負担をしていただかなければ制度の継続が困難であると判断し、今回の見直しとなったところであります。

また、受益者負担に対する見解でありますけれども、市で行っている事務事業は多岐にわたり、必ずしも市民すべてがその恩恵を受けているわけではありません。また、市税などの一般財源収入が限られる厳しい財政状況の中で、今までどおりにサービスを行っていくことが難しい状況にあります。このため、市の行う事務事業による受益と負担の関係をよく見定めて、場合によっては受益者負担を求めていくことも、検討する必要があると考えております。

次に、国際ホテルについて何点かお尋ねがありました。

まず、閉鎖後の経過についてであります。平成14年12月に庁内関係部による駅前第3ビル検討会議を設け、跡利用などの検討を進めてきており、平成15年3月には経営コンサルタントによる商業診断を実施しております。平成15年4月に株式会社整理回収機構と小樽駅前ビル株式会社が、それぞれ札幌地方裁判所小樽支部に競売の申立てを行い、1回目の競売が平成15年8月に、2回目の競売が平成15年12月に実施されましたが、いずれも応札者がなかったところであります。

次に、現況のままでは売却は困難ではないかとお尋ねですが、一つは第3ビルが築後28年を経過し、建物の老朽化が進んでいること、二つ目は給排水設備や空調設備、内外装の改修に多額の費用がかかること、三つ目は区分所有のビルであることから、権利調整が難しいことなどのほかに、滞納されている多額の共益費があることから、2回行われた競売でも応札者がなかったものと思っております。

次に、3回目の競売時期などについてであります。競売実施時期や最低価格については、札幌地方裁判所小樽支部で判断されるものであり、現時点では小樽駅前ビル株式会社に入札通知が来ておりませんので、

市としても承知をしておりません。また、3回目の応札者がいなかった場合、4回目以降も競売が行われるかどうかについても、それぞれの競売案件によって異なるものと聞いておりますが、この物件については、不明であります。

次に、サンビル商店会の意向であります。サンビル商店会からはホテル閉鎖後時間も経過しており、たいへん厳しい状況であり、早期の再生に向けて事業計画案づくりを進めることとしており、市も協力してほしいなど、市の積極的なかわりについて要請を受けております。

次に、再々開発についてであります。第3ビルは小樽駅前の交通利便性の高い小樽の顔とも言える重要な場所でもあり、中央通の整備も今年度で終了することから、早急な検討が必要なものと考えております。しかし、市の厳しい財政状況や事業参画者、施設内容、事業手法など課題が多いことから、権利者や関係機関とも連携を深めながら検討しているところでありますが、この取りまとめになお時間を要するものと考えております。いずれにいたしましても、本市のまちづくりにおいて、重要な課題と認識しておりますので、市といたしましても、できる限りの支援をまいりたいと考えております。

次に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

初めに、分区条例の見直しについてであります。昨年末までにさきに要望書を提出された地権者や港湾関係業界の方々から、改めて意見をお聞きしました。見直しに当たりましては、それらの意見も参考にしながら、港湾の利用促進につながる土地利用を基本に据え、親水機能の導入や利便施設に対するニーズなど、臨港地区の取り巻く環境の変化に対応するとともに、本市全体の土地事情を勘案し、地域産業の活性化につながるような土地利用を想定して、検討を進めているところであります。今後、庁内関係部局や国、道など関係機関と協議を行い、早急に見直し案を取りまとめた上で、関係地権者や港湾関係業者の方々にも案をお示しし、ご意見をお伺いするとともに、所定の手続を経て、早期に条例改正を行ってまいりたいと考えております。

次に、改正ソーラス条約に伴う港湾保安対策についてであります。現在開会中の通常国会において、関連国内法案が提出され、4月中に成立する予定となっております。国からの説明がまだふじゅうぶんな状況ではあります。本港におきましては、保安対策の基本施設であるフェンス並びにゲートについて、7月1日までに必ず設置することが義務づけられていることから、現在、港湾関係者や警察などの関係機関と協議をし、調整を行っているところであります。今後につきましては、早急にフェンス、ゲートの位置を確定させ、4月から設置工事に着手し、6月末までに完成をさせ、国の承認を得ることとしております。

一方、監視カメラや照明設備等については、平成16年度中に整備することとしております。また、施設整備や管理運営方法等については、警察、海保、税関などの関係機関や港湾関係事業者との緊密な連携を図っていく必要があることから、これらで構成する保安協議会を近く設置する予定であります。

なお、今後の管理運営体制や費用につきましては、施設の全体像が確定しなければ積算できないことから、現時点でお示しできる状況にはありませんが、相当な費用が予想されることであり、全国的な動きの中で引き続き、国に対し必要な財政措置を講ずるよう、強く要請してまいりたいと考えております。

次に、苫小牧港が輸入食肉の指定港となった場合の本市への影響であります。現在、輸入食肉の多くが小樽港で検疫を受け、小樽周辺の冷蔵庫に保管されている状況にあります。苫小牧港が指定された場合、将来、苫小牧港周辺で冷蔵施設の整備が進むことが予想されることから、食肉だけではなく、水産加工品や他の冷凍食品なども、ますます苫小牧港に物流が集中し、小樽の冷蔵施設関係業界には、大きな打撃となって

くるものと懸念されます。

次に、これまでの経過と北海道の考え方がありますが、平成4年に小樽市と北海道との間で新たに輸入港を指定する場合には、事前に関係市とじゅうぶんに協議するとの合意がなされておりました。平成14年度に、苫小牧港管理組合から動物検疫の指定港を国へ要望したい旨の申出があり、市といたしましては、市内関係業界に意見を求めたところ、反対の意見が提出され、苫小牧港管理組合に対し、同意することができない旨の回答を申し伝えております。本年に入り、国において苫小牧港の食肉検疫指定港の手続が進められているとの情報を得ましたので、北海道に対し問合せを行ったところ、規制緩和や経済の合理性を重視するという方針に転換し、貨物動向や航路の就航状況などを踏まえ、国に要請したと聞いております。

次に、北海道や国に対しての要望活動がありますが、去る2月23日に北海道知事、さらに2月26日には、農林水産大臣に対して、小樽市議会議長、小樽商工会議所会頭、小樽港湾振興会、小樽冷凍事業協会の方々とともに、小樽市へのじゅうぶんな説明がなされないまま、北海道が国へ要請したことへの遺憾の意を表明いたしました。また、現状では道内物流の利便性が損なわれていないため、新たに苫小牧港指定の必要性がないこと、これ以上の苫小牧港の一極集中化を招くことを避けるべきであることから、今回の苫小牧港の指定について再考を求め、国に対しても従来どおりの取扱いとなるよう、強く要望してまいりました。

北海道副知事からは、小樽市への事前説明がじゅうぶんであったことについて、おわびの言葉がありましたが、国としては道内で既に調整済みだったものと認識し、一定の要件を満たす中で、手続を進めているとのことでありました。なお、農林水産省で行っているパブリックコメントにおいても、関係者それぞれが再考を求める意見を早急に提出することになっております。

今後の対応についてであります。現在、就航している小樽・中国定期コンテナ航路を活用して、輸入食肉の小樽港揚げを実現できるよう、関係各社、官民一体となって、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、新病院基本構想についての医師会との話し合いであります。市立病院の運営に当たりましては、救急医療体制をはじめ、地域医療連携など、医師会とのかわり合いはたいへん重要と考えております。したがって、医師会とは平成13年7月から定期的に、市立病院の統合新設にかかわる意見交換を行ってきたところであります。また、新病院基本構想の内容についての話し合いは、医師会内部で構想に対する意見をまとめた後に実施したいということでありましたので、去る2月19日に第1回目の話し合いを行っているところであります。今後も、救急医療体制などを中心にじゅうぶんな話し合いを重ねてまいりたいと考えております。

次に、朝里川温泉地区の振興策について何点かお尋ねがありました。まず、観光クラスター研究会への活動概要についてであります。当研究会は平成13年5月に観光振興を通して、朝里川温泉地域の活性化を図ることを目的に設立されたもので、観光振興室が事務局を担当しております。設立後の主な活動としては、宿泊施設の顧客満足度調査や小樽職人の会の協力による制作体験実験、地場資源を活用した朝里川温泉ブランド品の試作などがあり、平成15年3月には、これまでの活動の成果として、朝里川温泉地域観光振興への提言をまとめたところであります。

今年度に入りましては、朝里川温泉地域連携会議の開催、ホームページの作成、土産品等の研究開発、（仮称）観光情報物産館構想についての検討など、提言に基づいた事業を進めているところであります。

次に、（仮称）朝里川温泉観光情報物産館の構想についてであります。基本的考え方としては、朝里川温泉地域の核となる集客可能な多目的施設の設置としており、観光情報を発信するインフォメーション機能の

ほか、温泉施設やレストラン、さらには朝里川ブランドを含めた小樽・後志産品の展示販売スペース、体験学習の場などを設置する内容となっております。候補予定地については、比較的大規模な土地が必要なことから、旧朝里川温泉センター跡地などを中心に検討が進められておりましたが、本年1月にクラスター研究会所属の会員が、観光振興を通じた地域活性化に資することを目的に、この用地を取得したところであります。

次に、当研究会の今後の方向性についてであります。研究会としては朝里川温泉地区を「豊かな時間が流れる小樽ゆらぎの里」「心と体を優しくいやし、新たな活力を見いだす朝里川温泉郷」として発展させるため、魅力ある快適な温泉空間づくり、積極的な情報発信と広域ネットワークの形成、朝里川ブランドの創出による地域産業の振興、ぬくもりのあるおもてなしの心の醸成の四つの基本方針を定めたところであります。

主な施策としては、温泉街の雰囲気づくりや地域内散策コースの整備、交通ネットワークの確立と交通機関との連携、土産品の創出、宿泊客の宿泊施設間交流の実施など、さまざまな施策の展開が図られていくものと思われま。

次に、東南地区のコミュニティセンターについてであります。昨年5月から建設候補地を朝里共同住宅跡地として、庁内各部からなるワーキングによる施設内容や施設規模、さらには建設手法などについて検討を進めてまいりました。検討を進めるに当たりましては、老朽化の著しい消防署朝里出張所との合築を考慮し、コミュニティセンターに求められる体育館、集会室、児童館、図書コーナーなど、各施設規模と合わせた鉄骨造3階建延床面積約5,000平方メートルの建物を仮定し、これについて従来型による手法とPFIによる手法を比較したところであります。この結果、一般的にPFIに期待される財政負担の平準化や削減効果が従来型と比べても大きな差がなく、財政効果を生み出すには至らないこと。また、PFIの利点である民間事業者のノウハウが管理運営に生かせる要素が少ないことなどから、PFIの調査費計上を断念したものであります。今後も引き続き、朝里共同住宅跡地を建設候補地として位置づけ、財政状況や他の事業との優先度合いなどを検討しながら、建設時期を判断していきたいと考えております。

次に、石狩開発について何点かお尋ねがありました。

まず、同社の資本金についてであります。民事再生計画に基づき、北海道が100億円の出資をし、金融機関がその保有する担保付債権200億円を株式に振り替えたことにより、同社は北海道と金融機関14行を株主とする資本金300億円の会社となったものであります。北海道からの出資金の払込み等により、それまでの資本金20億円は全額減資されたもので、この一連の手続は昨年9月13日をもちまして完了しております。

次に、同社の平成15年度の経営目標とその見通しについてであります。昨年8月に策定された平成17年度までの3か年を期間とする第1次中期事業計画によりますと、分譲目標面積は15ヘクタール、さらに安定的な収入の確保を図るため、リース制度を導入することとし、リース目標面積を11ヘクタールとしております。初年度の平成15年度におきましては、分譲で5.5ヘクタール、リースでは3.6ヘクタールの成約があり、このほかの道内外の10数社と現在商談が継続されていると伺っております。

次に、基盤整備事業に係る負担協定についてであります。民事再生計画では同社の過度な負担を解消するという観点から、基盤整備事業に対して同社が行ってきた開発者負担の廃止を求めており、これまで北海道とは、開発者負担協定等の廃止後における負担金の在り方について協議を行ってきたところであります。その結果、水道事業の収支不足額については、今後、事業者である小樽市が負担することとし、平成15年度の石狩西部広域水道企業団への出資金と負担金については、全額北海道が補てんすることになったものであ

ります。なお、企業団に係る平成16年度以降の負担金等の在り方につきましては、水道用水供給事業の再評価が予定されていることから、これを機に計画水量の抜本的な見直しも含め、今後、協議を行っていくこととしております。

次に、石狩開発株式会社の出資についてであります。石狩湾新港地域は分譲用地の60パーセントが分譲され、578社が操業するなど、北海道を代表する産業物流拠点として企業集積が進み、就業人口についても1万4,000人に達するなど、北海道経済の発展に寄与しており、引き続き開発を推進していく必要があると認識しております。出資につきましては、昨年11月に会社から出資の要請を受けたところでありますが、本市の財政状況から、現状では難しいと回答しております。しかしながら、開発推進の必要性もあることから、今後の本市の財政状況や同社の経営状況など総合的に勘案しながら、対応していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 横田議員のご質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブについてですが、まず受益者負担については、行政改革を推進してきている中、放課後児童クラブも充実と受益者負担を検討課題として位置づけ、取り組んでまいりました。本市の状況を見ますと、クラブの利用実態は児童全体の17.4パーセントと偏りがあること、全道的には児童クラブを開設している149市町村640クラブのうち、6割以上のクラブが有料としており、平均月額料金で最も多かったのは、おやつ代を含んで4,000円から6,000円であること、人口10万人以上の都市では4市が有料としており、その平均は月額4,075円であること、この事業費に占める負担割合を2分の1を市費とし、4分の1を国や道の補助金、そして4分の1をクラブを利用される受益者のご負担とさせていただきたいこと、子育て支援という観点からもこの事業は重要な事業であり、今後とも継続していかなければならないことなどの理由により、総合的に判断して、月額4,000円の受益者負担をお願いするものです。

次に、利用料の減免についてですが、就学援助の要保護に該当する場合は100パーセント免除、準要保護は50パーセント減額の2,000円といたします。兄弟などでクラブに入会する場合は、第1子目は4,000円、第2子目は50パーセント減額の2,000円、第3子目以降は100パーセント免除といたします。なお、16年度の利用料については、受益者負担の初年度ということもあり、すべて50パーセント減額した利用料といたします。

次に、歳入についてですが、平成16年度は603万7,000円、17年度は2,070万円を見込んでおりますが、クラブの充実により嘱託職員などの報酬が増えることから、年間約1,000万円の経費増が見込まれ、実質歳入は平成16年度約400万円の歳入欠損、17年度は約1,000万円の歳入となる見込みであります。

次に、クラブの充実についてですが、一つ目は、定員を超えると予測される学校では、クラブの増設や定員の見直しをいたします。二つ目は、開設している時間を1時間延長し、通常期の月曜日から金曜日までは午後5時までだったものを午後6時まで、春、夏、冬休み中は午後4時までだったものを午後5時までとします。三つ目は、新1年生の入会をそれまでは入学式の翌日だったものを4月1日からといたします。四つ目は、児童の積極的な外遊びができるように、クラブ指導員の配置など、態勢を整備してまいります。

次に、習熟度別授業についてですが、平成13年の国際数学・理科教育調査やOECDの学習到達度調査等の結果から、全国的に児童生徒の学力低下を心配する声が高まり、文部科学省は学習指導要領の一部改正に踏み切り、いわゆる歯止め規定を見直し、学習指導要領の記述を超えて指導することを認めたり、習熟度別授業などによる個別指導への配慮を指導しております。勉強が好きだと思える子が少ない、家庭の学習が少な

く学習習慣が身につけていないなどの課題も示されております。ご指摘のように、文部科学省の調査によりますと、全国の小中学校の約70パーセントが習熟度別授業など個別指導への取組を検討したいとしておりますが、他方、教員に対する意識調査の結果では、習熟の程度に応じた指導を行っている教員は、約20パーセントとなっております。今回、示された習熟度別授業は、かつて高等学校で実施された習熟度別学級編成と違い、長期間学級を固定するものではなく、さまざまな形で個に応じた指導を行うという趣旨であります。

次に、習熟度別授業の導入についてですが、国においては各学校で少人数指導や習熟度別指導を行うための教職員定数の改善計画を進めておりますが、小樽市においても加配を受けており、小学校6校、中学校4校で習熟度別授業について取組を進めております。今後は、このたび改正された学習指導要領の内容について、各学校へ説明を深めるとともに、教職員の指導啓もうを強化し、さらに中学校の教科指導において、教科担当が2人以上配置されている学校について、習熟度別授業の計画を作成し、実践されるよう指導してまいります。

次に、これまで教育課程の編成と実施、教職員の服務及び研修等、具体的なお質問をいただいたところでありますが、その都度学校からの調査結果を基に答弁してまいりました。教育課程の編成につきましては、校長の責任の下、各学校で編成し、教育委員会に報告することとしております。教育委員会では、学校の報告書を点検し、授業年間計画書などの修正を求め、学校に再度提出させるなど、学習指導要領の規定に基づき指導をしております。また、職員会議につきましては、卒業式、入学式の在り方などについて、校長の指導に長時間を要する場合がありますが、平成13年度、職員会議を校長が主宰することとなったことを受け、改善されつつあります。今後は、職員会議が児童生徒の教育充実のため、さらに改善されるよう指導してまいります。

ただいま、議会の質問に真正面から向き合うようにとのごしっ正をいただきました。このことを真しに受け止め、対処してまいりたいと考えております。

最後に、幼児ことばの教室の保護者との話し合いについてですが、保護者の方々には1月30日に、親の会には2月10日にそれぞれ説明会を開催いたしました。説明会ではこれまでの経緯や市議会の質疑など、主なご要望、ご意見、さらには市としての検討内容を説明したところです。内容は（仮称）子ども発達支援センターを開設しますが、現在、幼児ことばの教室をセンターの分室的な位置づけとし、現幼児ことばの教室を使用している指導を継承するというものです。また、言語の指導は利用者の希望に応じて双方で行い、デイサービス事業に位置づけを考えております。

○議長（中畑恒雄） 横田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時45分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、質問いたします。

早速、財政問題からです。

新年度予算案の特徴について、まず伺いたいします。事実上、破たんしている市の財政を、いったいどのように立て直していくのか、今、多くの市民が注目をしています。ところが、市長は我が党がこれまで指摘してきた石狩湾新港など無駄の多い大型公共事業には手をつけず、引き続き推進する立場を変えようとはしていません。その一方で、小樽市政上では例を見ない、市民と職員に対する犠牲の上に編成された予算案であります。定例会の初日に行った市長の提案説明においても、小泉内閣による一方的な歳出削減に、何一つ異議を唱えることもなく、その上、これまで積み重ねてきたみずからの失政についても言及しません。国と地方の財政困難の原因は何か、その責任についても、まるで人ごとのようであります。したがって、財政再建の展望も語れない施政方針でありました。市民と職員にだけ犠牲を強いる、そのことを最大の特徴とした予算案だと思うのですが、いかがでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、新年度予算編成に当たって、なぜ19億円ものカラ財源を組まなければならなかったのか、その大きな要因である三位一体改革について伺います。

そもそも市長は、政府の地方交付税や国庫補助負担金の減額・一般財源化もそれに伴う税源移譲でとんとんになる、帳じりが合うと考えていたのではないのでしょうか。本定例会を前に示すとしていた財政健全化計画も、そのことを前提に作業を進めていたところ、実は政府が三位一体改革を具体化すると、その期待が一遍に吹き飛んでしまった。12億円もの落ち込みであります。健全化計画も示しようがなくなった事情、これが偽らざるところだと思うのですが、いかがですか。つまり、あなたの三位一体改革に寄せた期待も、これが実は幻想でしかなかったわけであります。北の小樽、南の平良、このように言われているように、今、全国の自治体の多くが打つ手なしの状況に追い込まれています。沖縄県平良市の状況を伝える沖縄タイムスは、市当局がこの国の三位一体改革に対して、進め方が性急すぎる、地方の意見無視だ、三位ばらばら改革だと、このように嘆いている様子を伝えています。自治体関係者の期待を裏切った、三位一体改革に対する見解をお聞かせください。

19億円のカラ財源です。諸収入の雑入に計上したその理由をお聞かせください。

去る2月20日、衆議院予算委員会において、麻生総務大臣は当市の財政問題を取り上げた我が党の吉井英勝議員の質問に対して、「相談いただければ地域再生事業債、財政健全化債というものを柔軟に充てて対応させていただく。率直に話をいただいて、妙に数字をごまかして、そこを乗り切ろうとするのは好ましくない」このような見解を示しました。地方交付税を1兆1,832億円、前年比で6.5パーセントの削り込み、臨時財政対策債は1兆6,791億円、同じく28.6パーセントも削減しておきながら、全く無責任きわまる麻生大臣の答弁であります。よくも言えたものだ、このように私は思うのですが、この答弁を市長はどのように受け止められているのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、新年度予算案の編成後、道を通じて国に対しても小樽市の財政事情を訴えたと聞いておりますが、その際の政府の対応、見解はどうであったかもお聞かせください。

カラ財源の後始末も深刻な問題であります。先ほどの横田議員も質問をしておりました。その解消はいつたいどのようにつけるつもりでおられるのか、対応策もお尋ねしておきます。

我が党は、新年度予算案に示された立場での財政再建は、たいへん難しい、大いに疑問である、このことを率直に申し上げておきます。市民サービスの切捨てとなった新たな負担増、あなた流に言えば、事務事業の見直しと歳入で20億円、加えて職員人件費の削減で20億円、これらを合わせて40億円の財政効果を生み出しますが、しかし、赤字はなくなる。当座の赤字再建団体転落をとりあえず乗り切ろうというものでありま

す。ところが、この財政健全化計画の土台となる歳入の見通しが、政府の三位一体改革によりとんざさせられてしまいました。市民と職員に犠牲を押しつけても、なお財政立て直しの展望が全く立たないというのが現状であります。負担を求める市民と職員に対して、この現状をどのように説明するつもりでられるのか。また、さらなる負担を求めることにはならないのか、見解をお聞かせください。

あわせて、先延ばしとされている財政健全化計画ですが、いつ議会に示すつもりでいるのかもお答えください。

新年度に向けた政府の地方財政計画の抑制は、この先、しばらくは続くのではないかと、それがいっそう市財政立て直しの道に、重くのしかかってくるのではないかと、このように思わざるをえませんが、市長はどのように受け止めてられるでしょうか。先ほど指摘した地方交付税、臨時財政対策債の大幅な削減に加え、新年度は地方の歳出を減らすために、公共事業関係の地方単独事業を大幅に圧縮、1兆5,400億円の削減です。一方、歳入は地方税や新たな地方債などで1兆7,000億円程度の歳入増。その結果、対前年比では財源不足額が3兆2,000億円以上も圧縮されると政府は見込んでいます。これが地方交付税の落ち込みに反映されました。ところで、こうした地方財政計画の抑制を受けつつ、当市の新年度予算案では、市税収入が対前年比で2億1,325万円の落ち込み、石狩湾新港事業の母体である北海道も石狩市も、地方税は増収計上されています。政府の期待に反し、また、これらの自治体との関係において、なぜこうした違いが出てくるのか、お聞かせください。

政策課題とした市民への負担増や職員人件費の削減、これらが市税収入を落ち込ますことになるのは必至であります。例えば、職員の人件費20億円削減が市税収入にどのような影響を及ぼすのか、その影響額についてもお尋ねしておきます。

財政問題は最後です。詳しくは引き続き別項で伺いますが、石狩湾新港であります。

まず、指摘しておかなければいけないのは、政府の新年度予算で公共事業の3.5パーセント削減を打ち出していますが、これらの多くはコスト縮減によるものです。都市再生の名の下で、大都市圏の空港や港湾などの大型事業には、引き続き重点的に予算が配分される。このようなしくみになっています。国土交通省の平成16年度予算のポイントによれば、港湾について次のように述べています。中枢・中核国際港以外の重要港湾については、効率的、効果的投資をさらに促進するために、小規模な施設について、耐震強化岸壁のような防災、安全上必要な施設など、特に重要なものを除き、新規採択を抑制する。市町村管理に係る補助の採択基準をさらに引き上げる。このことはつまり、特定重要港湾とこれに準ずる重要港湾以外は、置き去りにして構わないということであります。こうした方針の下に、石狩湾新港には重点的に予算が配分され、何が何でもまずはマイナス14メートルパース、これに関連する岸壁、航路、泊地、ふ頭用地などの整備を進め、平成16年度中には、供用を開始する。この国の方針が貫かれています。市財政圧迫の大きな要因である石狩湾新港は、各母体の財政難をよそに、こうして着々と建設、整備が進められていきますが、この方針の先には、いったい何があるのか。この方針に沿って、あくまでも石狩湾新港事業を続けていくつもりでられるのか、財政問題との関連で最後に伺っておきます。

では、次に、真の財政再建を目指す上で3項目に絞ってお尋ねしておきたいと思います。

財政問題の大枠について、今伺いました。我が党は、肝心なところで聖域をつくっている、市民生活切捨てが第一だ、職員への犠牲転嫁を進めようとする、こうした財政再建の方向にはくみみしません。市長が提案している議案は、そのいずれも市民の暮らしを守る上からも、それが自治体本来の役割であることからいっ

でも譲れないものであります。

最初に、石狩湾新港事業についてであります。ご承知のように、我が党はかねてから無駄な公共事業の一つとして、この事業は中止、これらを含めて大胆な見直しが必要であることを主張してきました。市財政を立て直していく上からも、また、市長が言うスリム化を進めていく上からも、その最も非効率の見本である15万都市に二つの大きな港、新港問題を避けては通れません。

そこで伺いますが、まず、新港管理組合予算においては、例えば、補助事業や起債事業のうち、西地区の道路やふ頭用地の整備が、100パーセント削減・見直しであります。加えて言えば、これらに先立ち、同地区の荷役機械整備も本年度予算の執行がカット済みであります。こうした事業予算の見直し、カットの理由はいったい何か、そのほかの事業分を含めてお聞かせください。

このように、新年度港湾関係事業については、大幅な削減、変更がされています。この見直しにおける市財政への効果についてもお尋ねしておきます。

一方、国の直轄事業部分であります。これは一部の見直しにとどまっています。財政問題の項でも触れましたように、中でもマイナス14メートルパスに関連しては、航路も泊地も岸壁も港湾施設用地も、いずれも補助事業や起債事業の削減に比べて手が入っていません。お尋ねした西地区の削減・見直しと不即不離の関係にありながら、これはいったいなぜなのか。見直しをかけたとはいえ、なお管理者負担分の約7割が、直轄事業分によって占められているわけですから、この国の直轄事業こそ大幅に見直すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

新年度における新港管理組合の財政構造も、使用料手数料収入は歳入全体のわずか7.4パーセントでしかありません。あとは、管理組合負担金と組合債であります。中でも各母体の財政を圧迫している負担金は、歳入の72パーセントにも及んでいます。しかも、この負担金の80パーセント以上は公債費、つまり借金返済分であります。一家に例えれば、借金返済に追いまくられる。事実上、首が回らない。このように言っても過言ではない状態であります。この公債費の多くは、実は政府系資金であります。新港新年度予算における公債費の額、資金別内訳を明らかにしてください。

あわせて、こうした資金の低利への借換え、返済の繰り延べなど、どのような対策を講じているのか、お尋ねをしておきます。

市財政への効果を上げる上で、市長としてもここが引くに引けない問題だと思うのですが、いかがでしょうか。

同じく、新年度予算の議会費に関連して伺っておきます。約2,100万円が計上されています。そのうち半分以上は海外事情調査だそうです。海外事情調査とはいったい何か。その内容、金額について説明を求めます。

各母体が今、財政難で塗炭の苦しみの中にいますが、にもかかわらずであります。少なくとも、この予算の執行については停止をする。こうした構えがなく、何をか言わんやであります。市長のき然たる態度表明をお聞かせください。

二つ目は、ふれあいバス事業について伺っておきます。70歳以上の老人に対するバス料金の無料化、これを求める請願書が提出されたのは、今から27年前のことでありました。それ以来、20年間、同じ趣旨の請願が実に52件、陳情が3件提出されました。繰り返しこの議会で市民から提出されたこの請願・陳情、どんな議論がされたのか、どんな審議がされてきたのか、このことが今、改めて各会派に問いかけています。そのときにとったそれぞれの党派、会派が、自分たちの態度は実はどうであったのか、そのことが問われていま

す。新谷市長が公約に掲げ、当時の敬老祝金や下水道料金の減免制度の見直し、これらを財源に振り向けながら、ようやく実現したのが、ふれあいバス事業でありました。平成9年実施、7年目になります。実現に当たって、当時の市議会は、以下のように全会一致で附帯決議を採択しています。本市福祉政策の後退の感を深くするものであり、福祉政策の見直しなどに関しては、慎重かつじゅうぶんに周知の上で提案すべきである。市民負担にじゅうぶんに配慮した施策を目指すように強く要望する。この附帯決議は、おわかりのように、このときふれあいバス事業の財源を生み出すために、その一方で敬老祝金や下水道料金の減免制度に手をかけた。そのことに対する市長への議会としての意思決定であります。

そこで伺いますが、まず、どのようにして、今回、慎重かつじゅうぶんに周知の上で提案されたのか。また、一乗車100円程度、この負担、これが市民負担にじゅうぶんに配慮した結果なのか、この点について、まずお答えください。

何よりも心配なことは、この有料化・負担増が高齢者の社会参加抑制、これにつながらないかということです。生きがい健康対策がこの制度の趣旨ですが、有料化はこの趣旨に逆行するものだと思うのですが、いかがでしょうか。

こうした心配は、市が独自に行っている各種調査からも、容易に知ることができます。例えば、平成12年12月、ふれあいバス利用状況調。例えば、平成14年5月に実施した高齢者一般調査。さらには、本年1月にお手元に届いておりますでしょう経済部の来街者聞き取り調査などであります。高齢者一般調査からは、高齢者の置かれている生活実態が浮き上がってきます。単身を含めて、高齢者のみの世帯が約7割、この一般調査では約7割の高齢者が単身か、もしくは高齢者だけの世帯でありました。「収入は」と、この問いに對してお答えになっておりますが、圧倒的な方は、年金に頼っていて、しかもその年収は200万円未満が約6割であります。さらに、病気で通院をしていると答えた方は、実に約7割。「健康のためにどのように気をつけていますか」という問いに對して、約5割から7割の人がまず挙げたのが、「外出に心がける」「体を動かす」という答えであります。年収額を考えただけでも、最低生活保障水準以下、あるいは上回ってもわずかでしかありません。こうした高齢者の実態を知りつつ、有料化で新たな負担を求めようとする。これが果たして住民の暮らし、福祉を守るべき自治体、その長のとるべき態度と言えるのか、見解を求めるものであります。

来街、外出する目的は何か。利用状況調べからも来街者聞き取り調査からも見えてきます。多くの人が共通して答えているのは、病院と買物であります。生きがい健康対策がしっかりとこのまちを支えていることもわかります。みずからが行っている調査からも何一つ酌み取ろうとはせず、ただひたすらに有料化をお願いする。しかも、実態も何も関係ないと言わんばかりに、一律に網をかけてしまうやり方、極めて乱暴な提案であります。とうてい容認できません。撤回こそとるべき道ではないでしょうか、見解をお聞かせください。

3点目は、保育費負担金の引上げと放課後児童クラブ手数料についてであります。議会の議決を受けることもなく、保育費の引上げが既に決定されました。そして今度は、これまで無料であった放課後児童クラブの有料化です。しかも、今回は条例事項であるからと、議会の議決を求めるというものであります。この扱いは、法令に照らせば当然の扱いということが言えるのですが、市民の側、市民との関係においては、適切な扱いとは言えないと思います。保育費の引上げは、これまでその時々重要課題として、いつのときも議会で慎重審議を重ね、あるいは参考人招致を求める、そうしたこともしながら、市民の意見を求めながら、

議会で議論を重ねて決定してきたはずであります。この保育費負担金の引上げ、市長決定の白紙撤回と、改めての議会における慎重審議を求めるものであります。

放課後児童クラブ手数料、無料から一気に4,000円と有料化をする、その手数料条例の一部改正。これには反対であります。市長はさきの4定における手数料条例の一部改正案で、我が党の新谷とし議員の質問に対し、道内人口10万以上の都市の額との差にかい離が生じたことから、改定しようとするもの、これは住民票の交付手数料などについての一部改正でありました。加えて、私たち議員に対する公式の説明資料においても、例えば政策課題、財政健全化の視点として、歳入の見直しについては道内10万以上の都市の平均まで引き上げる、このように説明されてきました。今回、提案の有料化の額は、これらの答弁や、今、述べた視点に比べても、異常に高額な負担を求めるものであります。提案そのものに疑義が生じるのではないのでしょうか。あなたの示した基準に沿えば、道内10万都市の実情平均額とはいったい幾らであったのか、ご報告いただきたいと思います。

何よりも受け入れがたいのは、大問題だと思うのは、本件議案が議会に提出されていないにもかかわらず、教育委員会では議会の議決を前提にして、4月からの新入学児童に対するこの有料化の説明会を実施していることであります。議会軽視の域をはるかに逸脱したものであり、断じて認めるわけにはいきません。こうしたやり方を小樽市議会は今まで容認してきたのでしょうか。議会の存立、使命にもかかわる行為であり、議会が今、問われている問題でもあります。議案提出者として、市長の責任ある答弁を求めます。これら一連の経過から見ても、この議案はとうてい審議に耐えるものではありません。撤回こそが適切な扱いだと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、平成15年度補正予算について伺います。

まず最初に、税収の減額補正についてであります。昨年第2回定例会の代表質問において、我が党の北野議員が「歳入に固定資産税と都市計画税の滞納繰越分5億3,000万円を計上しているが、過大見積りではないか」このようにただしました。これに対して、あなたは「決算剰余金、公債費の不用額、税の滞納繰越分を見込んだことにより、約7億円が改善される」このように答弁されました。それからわずか8か月で見込み割れであります。第2回定例会の予算特別委員会では、私もこの点についてお尋ねしました。問題の2税、特に固定資産税の滞納繰越分調定を異常に押し上げているその特殊要因はいったい何か。増額補正を組むことにした法的根拠は何か。地方財政法は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補そく、収入を算定せよと求めているなどなどであります。つまり、滞納分を押し上げているのは、マイカルOBCであり、そのOBCから確実に納税確保できる措置を講じているのか。この点をお尋ねしましたが、ついに明快な答弁はいただいていません。今回の補正は、平成15年度最終のものであります。財政、税務の世界では、およそ考えられないことではありますが、なぜ2定の補正で3億5,000万円、66パーセントもの見込み割れを生じたのか、招いたのか、正確にご説明ください。

なお、残る1億8,000万円については、既に納付済みなのか、あるいは納税確保の措置が講じられているのか、この点についても具体的にお答えください。

歳入の項で目を引くのは、普通交付税と臨時財政対策債であります。中でも普通交付税は4億2,217万円の増額補正であります。最近3か年間の減額補正の状況に比べ、一転して大幅な増額補正であります。その理由をお聞かせください。

三つ目です。港湾保安対策施設整備事業、これについては大いに異議ありであります。港湾事業債で2億

500万円を計上、土木費補助金として国から補助金が4億1,000万円、改正ソーラス条約に関する総額6億1,500万円のふ頭整備、港湾保安対策について伺います。

2001年9月の米国同時多発テロ事件を直接的な契機としています。翌2002年12月、国際海事機構IMOにおいて、海上における人命の安全のための国際条約、これが採択されました。本年7月1日の条約発効日までに、国際航海に従事する500トン以上の貨物船や旅客船が寄港する港湾施設において、監視カメラ、フェンス、ゲート、出入り管理、保安職員の配置など、保安体制整備が求められています。そのための予算補正があります。

そこで伺いますが、何よりもまず、この条約がIMOで改正された経緯であります。さきに述べた同時多発テロ事件以後、米国はIMOの協議を待つことなく、2002年11月、じゅうぶんな保安対策がとられていない港から出港したそれらの船舶に対し、米国内への入港拒否ができる、こうした内容の海事保安法、国内法を単独制定いたしました。これが実は、IMOでの条約改正を急がせることになったのではないかと。いわば、我こそが国際法だといわんばかりのこうした米国の態度について、港湾管理者である市長の見解を伺ってきます。

道内では、特定重要港湾と重要港湾、政令指定を受けた12港が対象になります。これらの港湾保安対策事業費の総額は約38億円、しかし国が3分の2、港湾管理者である地元自治体には、3分の1の負担を押しつけています。その結果が、小樽市では2億500万円の借金であります。テロ対策はすぐれて国の施策であります。国の施策である以上、全額国費負担が当然だと思うのですが、いかがでしょうか。

また、この港湾事業債のうち、交付税措置が見込まれるのは幾らか、あわせてお答えください。

次は、雇用の問題、中小零細業者対策の問題について伺います。

市長は経済動向に関して、日本経済が着実に回復しているとの見方がありますが、地方ではまだまだそのような実感を持つに至らないと述べています。内閣府が発表した2月の月例経済報告書では、景気は設備投資と輸出に支えられ、着実に回復している。こうであります。この政府の景気回復宣言に対し、実感を伴っているのは、今、自動車メーカーや電気機械メーカー、こうした一部の大企業だけではないでしょうか。同時に、この政府報告は雇用についても、完全失業率が高水準で推移するなど、依然として厳しいものの、持ち直しの動きが見られる、このようにしています。また、企業倒産については、これまで減少が続いてきたが、このところ横ばいとなっている、こうであります。

それで、まずこれら雇用や企業倒産について、小樽市の実態に即して、市長の実感するところをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目は、緊急地域雇用創出特別対策推進事業についてであります。我が党に対する予算説明の席上、市長はこの事業はフル稼働させたと胸を張っておられました。さて、その中身であります。今年度予算案に計上したこの事業について、一般枠、政策枠、推奨枠、中小企業枠、それぞれの事業費と新規雇用数を伺います。

それらのうち、一般枠事業の中で、図書資料マーク化事業について、その事業内容、事業費総額、うち人件費は幾らか、合わせて、新規雇用者数とその人件費についてお答えください。

現下の厳しい失業情勢にかんがみ、国からの緊急地域雇用創出特別交付金を財源として、現実的な雇用、就業機会の創出を図るという、そういった目的から照らして進めていくべきもの。実は、これは昨年の7月、経済常任委員会における理事者答弁であります。まさに、そのとおりだと思います。図書資料マーク化事業

は、平成14年度で3,600万円、15年度で3,800万円、そして新年度16年度で4,000万円の計画で進められてきたものですが、ここに来て突然、この4,000万円を1,500万円と大幅に削り込まれました。その理由はいったい何であったのか。当初計画では、古文書解読員への人件費が、1日当たり20万円、100日間で人件費2,000万円の事業計画の中身でありました。さすがにこれでは、雇用創出事業になじまない。こうした判断が働いていることと思いますが、念のためお聞かせいただきたいと思います。なお、この特別対策事業では、例えば交通弱者対象交差点差解消事業、事業費は約350万円です。3団体で実施していますが、新規雇用者に対する人件費の割合は、どのように見られているのか、お聞かせいただきたいと思います。

この二つの事業は、極めて対照的であります。つまり、新規雇用に関してその効果の大小がよくわかる事業であります。北海道の推進事業実施要領その1、その第1、「目的において緊急かつ臨時的な雇用、就業機会の創出を図る」このようにいって、その第2で対象事業の内容として、「既存事業、実質的にそのように判断されるものを含む。この振替と判断されるものは除く」このように示しています。この点から見ても、マーク化事業は大いに問題ありだと思うのですが、いかがでしょうか。

文字どおり、フル稼働するためにも、このマーク化事業は、今年度をもって中断、その財源を真に雇用創出効果の上がる事業へと振り向けるよう求めるものであります。市長の見解を伺います。

三つ目は、通年雇用安定給付金制度についてであります。いわゆる冬期援護制度であります。ご承知のように、政府は新年度予算において、この制度の見直しを行った上、大幅な減額をしようとしています。この結果、季節労働者の生活を直撃することはもちろん、市内中小業者や地域経済にも深刻な影響を与えるもので、これはとうてい認めることができません。

そこでまず、通年雇用奨励金、冬期雇用安定奨励金、冬期技能講習助成給付金、それぞれについて、平成14年度の実績ではどのようになっていたのか伺います。

制度は3年間延長になりました。しかし、例えば冬期技能講習は65歳以上の労働者が排除され、受講給付金も25パーセントのカットであります。これらによる影響がどの程度となるかお聞かせください。

深刻なのは、季節労働者の生活であります。技能講習の受講者に対するアンケート調査の結果を見せていただいたところ、排除対象とされる64歳以上の労働者のうち、その3分の1が年金がない、あるいは国民年金のみでありました。受講資格を有する労働者の場合でも、冬期間は雇用保険と受講給付金だけの生活で、月平均にしますと4万円から5万円、これで冬場の一家の生計を維持しなければなりません。国に対して現行水準を維持するように強く求めていくとともに、道内各市の実施例にも学んで、小樽市独自の施策として、冬期の就労事業を実施、拡大していくこと、これが求められていると思いますが、いかがでしょうか。

4点目、小規模修繕等の業者登録制度についてであります。3定で提案しました。小樽市経済をすそ野で支えている中小業者は、今なお仕事の激減や資金繰りの困難など、長期不況のあらしにさらされています。こうした中小企業、零細な事業者にも受注機会を広げていこう、これが提案した小規模修繕等登録制度であります。市内建設業では約8割、400を超えるこれらの事業者が、今日まで市の指名入札参加は言うまでもなく、随意契約の対象となる小規模工事修繕などからも外されてきました。提案に対して、庁内で検討中というのが市長のそのときの答弁でありました。仕事を求めている小規模事業者や従業員にとっては、今や待たなしであります。検討内容と見通しについて、ぜひ前向きな答弁をいただきたいと思います。

質問の最後です。感染症対策について伺っておきます。

WHOが今年の冬の流行を心配しつつ、SARSの制圧宣言を発したのは去年の7月でありました。ここ

にきて今度は、病原性の高い鳥インフルエンザが発症しています。世界各国はもとより、日本国内でも鳥の大量感染死が相次いでいます。京都府丹波町では、数万羽の鳥が大量死、その上1万5,000羽が出荷されていたそうです。食肉処理場で加工されていた。それが消費者にまで回っていたというニュースは、今、全国を驚かせています。つい1週間前ほどのことでもあります。既に厚労省、農水省など、関係機関は、各都道府県に対して防疫対応を求めています、こうしたやさきの出来事であり、しかも大量死が公表も届出もされていない、出荷されていたというのでは、防疫体制の不徹底さが露呈した深刻な事態でありました。

そこで市の対応、対策について伺っておきます。

1点目、当市の場合、対応する組織体制はどのようになっているか、まず、これが一つ。

2点目、養鶏業者や農家あるいは学校など、市内における実態把握の調査はどのようにされているか、これが2点目。

3点目は、日常的な情報提供、市民啓発などはどのようにされているか。

そして4点目、万一、この鳥インフルエンザと疑われる患者が発生した場合、その診療体制であります。どのようにされるのか。

そしてもう一つ、日常的な予防衛生活動は、保健所、保健師の役割が極めて大きいと思います。こうしたとき、保健所における対応体制はどのようになっているか。

以上、私の質問は5項目数十点にわたっておりますが、明快な答弁を求め、再質問を留保して終わらせていただきます。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

○市長(山田勝麿) 古沢議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かご質問がありました。

まず、新年度予算案に対する見解であります、今日の財政の窮状の原因は、いわゆるバブル崩壊後、日本経済は長期にわたり停滞してまいりましたが、昨年来の各種経済統計では若干明るい数字も表れており、日本経済は着実に回復しているとの見方もありますが、北海道や小樽市においてはまだその実感を持つに至っておりません。

小樽市の平成16年度予算編成においては、そのような状況下で、長引く景気の低迷と人口の減少などで、市税をはじめとした自主財源収入が減少し、依存財源も三位一体改革の影響で一部所得譲与税で税源移譲されたとはいえ、補助金の削減や交付税、臨時財政対策債の減収が大きく財政を圧迫することとなりました。加えて、いわゆるバブル崩壊後の経済対策に伴う市債償還や扶助費、急速な少子高齢化の進展に伴う保険事業や医療助成などの財政負担が増大してきており、昨年来、財政の健全化に向けて取り組み、一定の効果を出したものの、収入の減少を補いきれなかったものであり、やむをえず形式的に財源を計上せざるをえなかったのであります。

なお、国の構造改革については、国と地方の長期債務が700兆円を超えと言われ、我が国も財政を再建させなければならないという難題に直面する中で、その必要性は認めますが、地方財政改革で求められている地方の自立のためには、地方の税財源が充実し、真の地方分権が推進されるような改革であることが必要で

あると思います。また、これまで進めてきた事業は、それぞれ本市経済の活性化や都市の社会資本整備のため実施してきたものであり、必要であったと考えておりますが、今日のようにたいへん厳しい財政状況の中では、既存事業であってもその推進に当たっては、財政負担も考慮しながら対応する必要があると考えております。

次に、三位一体改革に対する見解であります。今回の三位一体改革は、結果として本市にとってたいへん厳しいものとなりました。全国的にも、三位一体改革が各自治体の予算編成に大きな影響を与えていることから、2月23日に全国市長会、北海道市長会が国に対し、三位一体改革に関する緊急要望を行ったところであります。私も先日上京した折りに、全国市長会事務総長、総務省の財政局長、財政課長、地方債課長、交付税課長などに小樽市の財政状況を説明し、そして支援を要請してきたところであります。

国、地方ともにたいへん厳しい財政状況の中で、改革の必要性を否定するものではありませんが、改革に当たっては国庫補助負担金の廃止に伴う一般財源化に当たっては、基幹税により確実に税源移譲を行うこととあわせて、市町村の自由度の拡大が図られるよう、国の関与を廃止、縮減すること。地方交付税制度の果たす財源調整機能と財源保障機能が堅持された上で、個々の自治体の財政運営に支障がなく、改革が行われること。改革の内容の決定が遅く、また不透明な部分も多く、市町村の予算編成や財政計画に支障が生じることから、できるだけ早い段階で平成18年度に向けた改革の全体像、年度別内容、規模など、改革の行程表を提示すること。三位一体改革が単なる国の財政再建の手段としてではなく、真の地方財政の充実が図られるものとなることなどを、国や関係機関に強く働きかけていきたいと考えております。

次に、財源不足を諸収入に形式計上した理由であります。確かに市税や交付税など既存の収入を多めに見積み、予算を調整する手法はありますが、今回の財源不足額は19億円と多額であり、調整することが適当でないと判断したことに加え、財源調整のための減債基金なども底をつく中で、そのような手法で予算編成をしては小樽市の真の財政実態がわからなくなるため、あえて諸収入に形式計上し、市財政の窮状を形の上で示したものであります。

また、衆議院予算特別委員会での政府見解につきましては、新聞報道の範囲内でしか承知しておりませんが、地域再生事業債の新設や財政健全化債の弾力運用などの対策が講じられたところでありますが、個々の自治体の実情にじゅうぶん配慮し、財政運営に支障が生じないよう、じゅうぶん配慮した対応を望むものであります。

次に、小樽市の平成16年度予算案に対する政府の対応、見解であります。16年度予算編成作業で、多額の財源不足が生じる見通しとなったことから、北海道にも本市の財政事情等を説明してまいりました。その後、北海道としても本市の状況を総務省へ説明していただいており、今後は財政健全化債の弾力的運用やその他の財源措置について、具体的な協議を行っていききたいと考えております。

次に、19億円を形式計上したことに対する今後の対応策であります。今回の形式計上した諸収入は、平成16年度の決算において歳入欠陥となるものであり、平成17年の出納整理期間内に臨時会を開催して、平成17年度予算からの繰上充用の措置をとる必要があります。19億円という金額は多額のため、平成16年度の赤字決算は避けられないと考えますが、この非常事態を踏まえて、平成16年度の予算執行に当たっては、これまで以上に徹底した経費削減に努めるとともに、税等の収納率向上対策も強化し、さらには国などに働きかけて、新たな財源も導入しながら赤字を少しでも減らすよう、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化の展望であります。平成16年度は財政健全化が本市の最重要課題であり、安定的に継続可能な財政体質を構築するための第一歩の年であります。そのような中で、歳出削減や歳入増のための組織は、議会並びに市民の皆さんのご理解とご協力により、ぜひ達成したいと考えておりますし、これからもスリムな行政とスリムな組織をつくり上げるため、最大限の努力をしていく所存であります。また、いわゆる三位一体改革は、結果として本市にとってたいへん厳しい内容となりました。この三位一体改革が地方財政の充実につながり、真の地方分権を推進することとなるよう、国や関係機関にも強く働きかけていきまして、財政再建団体への転落回避のため、不退転の決意で臨みたいと考えております。

なお、財政健全化の策定期間についてですが、新しい財政健全化計画は、今議会でお示しする予定でありましたが、国の三位一体改革の影響が非常に大きく、収入の見込みが当初考えていたものから大きく落ち込んだことや、三位一体改革の全体像が先送りされ、いまだに今後の影響が見えないことなどから、財政健全化計画をどのように組み立てるか、いま一度練り直す必要があることから、今議会への提出は見合わせるごとといたしました。財政健全化が本市の最重要課題であることから、三位一体改革の動向を把握した上で、できるだけ早い時期に新たな財政健全化計画を策定し、お示ししたいと考えております。

次に、国の地方財政計画の抑制についての見解であります。国も地方もたいへん厳しい財政状況にあって、改革は必要であり、地方においても行財政改革を進め、いっそうの歳出削減に努めなければならないとの認識は持っております。しかし、地方財政計画は、マクロで地方財政をとらえ、地方のあるべき姿を想定して策定するもので、個々の自治体の状況を積み上げるものではないため、大都市圏と地方圏では、その計画に基づく地方財政対策の影響が大きく相違するものであると認識しております。いずれにいたしましても、地方財政計画の抑制は続くと思われるので、財政健全化への歩みを着実に進めるとともに、大都市圏と地方圏のいずれもが納得できる税源移譲と併せて、地方交付税の持つ財源保障と財源調整機能を堅持した対策がなされるよう望んでおります。

次に、市税の落ち込みの原因であります。地方財政計画では、平成16年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正による増減収額を合わせて、225億円の増収を見込んでいるほか、景気回復などによる法人税や地方消費税などの増を見込み、地方税全体で1,506億円、0.5パーセントの増収を見込んでおりますが、このうち、都道府県税では1.9パーセントの増、市町村税は0.6パーセントの減を見込んでおります。北海道や石狩市の税の予算額は承知しておりませんが、小樽市の場合、個人市民税が納税義務者の減少による減収を見込んでいるほか、景気回復による法人市民税の増収は見込めないことから、対前年度減収と見込んでいるところであります。

次に、人件費20億円削減による市税収入への影響についてであります。ご質問の削減額の20億円は、平成15年度を基準にして、平成18年度における削減効果であり、給料の7パーセント削減のほかに、退職者の不補充による効果や退職手当などの削減も含まれております。これらを単純に職員の収入が20億円落ちたものとして、平成15年度の平均税率4.8パーセントで試算しますと、平成19年度市税収入において、7,300万円の減収となります。

次に、国の方針による石狩湾新港事業と財政問題についてであります。厳しい財政状況にあって、国の事業であっても、特に地方の財政負担を伴うものについては、施策の必要性和調達コスト、世代間の負担の適正化など、広範に見直され、地方の意見が反映されなければならないと考えております。石狩湾新港の事業については、本市のみならず、北海道や石狩市の各母体においても、たいへん厳しい財政状況にあることが

ら、従来にも増して、事業の必要性、緊急性を見極めるとともに、母体負担の抑制に努めていくことが必要であると考えており、今後さらにさまざまな機会をとらえ、母体負担の抑制を主張するとともに、抑制策を検討していく考えであります。

次に、石狩湾新港に関連して何点が質問がありましたが、初めに新年度の港湾関連事業予算の見直しについてであります。先ほども申し上げましたとおり、本市はもとより、北海道、石狩市ともに厳しい財政状況にあることから、各母体共通認識の下、利用計画や企業動向、事業の緊急性などを考慮し、直轄事業や補助・起債事業、それぞれを見直し、縮小や先送りを行ったものであります。また、新年度予算の本市の負担金は、約4億4,000万円で、この事業見直しなどにおける効果につきましては、前年度比では約2,000万円の減となっております。

次に、国直轄事業の見直しであります。先ほどもお答えいたしましたように、各母体の厳しい財政状況を踏まえ、16年度も大幅な事業の縮減を図ってきたところでありますが、今後も国直轄事業を含め、事業の厳選や平準化が図られるよう要請してまいります。

次に、新年度予算の公債費であります。公債費は約24億1,000万円であり、借入先の内訳は、資金運用部資金から約17億円で、簡易保険から約4億8,000万円、公営企業金融公庫から約7,000万円、民間金融機関から約1億6,000万円となっております。また、国に対しては、全国市長会等を通して、政府系資金の公債費負担を軽減し、財政の健全化の確保を目的として償還年限の延長など、貸付条件を改善するよう要望しておりますが、今後も引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

次に、海外事情調査についてであります。石狩湾新港管理組合議会がオーストラリアの港湾を調査・視察するものであり、約1,100万円が計上されております。予算執行につきましては、各母体の厳しい財政状況を踏まえ、今後管理組合議会で慎重に審議されるものと期待いたしております。

次に、ふれあいパスについてであります。慎重かつじゅうぶんに周知の上で提案されたかとお尋ねですが、この制度は市が負担するとともに、バス事業者の協力による事業であり、平成9年度からの実施以来、年々交付対象者が増加し、市の負担額と利用実態に民間事業者が協力できる範囲を超えたか離があり、バス事業者からは再三にわたり、地域の足としてバス事業を安定的に維持するためにも、利用実態に見合う市の負担の増額、予算の範囲内でのプリペイドカード方式導入等の検討を求められてきました。一方、市の厳しい財政状況から、市の負担の現状維持も困難な状況の中で、この制度を継続するためには、一部負担の導入を含めた制度の見直しの必要性について、議会の質問にお答えしてきたところであります。

最近では、昨年の第2回定例会で受益者の負担が必要との考え方を、また、第4回定例会で半額程度の負担が必要との考え方を答弁させていただいたところであります。また、市民負担をじゅうぶんに配慮したかということのお尋ねですが、市長への手紙や小樽市老人クラブ連合会との懇談会などでも、一部負担をしてもいいから継続してほしいとの声が最も多く、市の財政状況も厳しいことから、バス事業者とも協議を重ねてきた結果、利用者に応分の負担をしていただいて、制度の存続を考えたところであります。

次に、有料化は生きがい健康対策に逆行しないかとのことでありますが、一部利用者の中には、この短い距離でも利用され、健康保持になっていないのではないかと意見も寄せられておりますが、市といたしましては、高齢者の積極的な社会参加が、健康保持や生きがい創出を目的としているこの制度を継続することが重要なことと考えております。

次に、新たな負担への見解と提案の撤回であります。この制度は実施している市が必ずしも多くない中

で、高齢者の社会参加を促進し、健康と生きがいの創出に資することを目的として、実施してきたところですが、制度を存続するためには、先ほどから申し上げておりますとおり、利用者の負担はやむをえないものと考えており、撤回は考えておりません。

次に、保育料改定についてであります。今回の改定は平成元年度以降15年ぶりの改定であり、道内主要都市の平均的な水準としたものであります。市といたしましても、保育料改定は重要事項と認識しており、さきの第4回定例会において、関係資料を提出し、ご審議いただき、昨年12月29日に改正規則を公布したところであります。また、利用者のご理解をいただくため、利用者世帯に説明文書を配布し、広報おたるやホームページにも改定の経緯を掲載したところであります。現在、規則に基づく新年度の入所事務を進めており、撤回することは考えてございません。

次に、放課後児童クラブの手数料にかかわって、議会軽視ではないかのご指摘であります。行政改革の具体的事業名や内容について、1月の広報おたるに平成16年度から受益者負担を実施する予定の事業という記事や、15年4定の議会論議でのクラブ充実と受益者負担についても新聞に掲載された状況にある中で、新1年生の入学説明会の折に、放課後児童クラブの入会についても、併せて説明をしたと聞いております。児童クラブの入会申込み時期が、2月中旬から3月上旬ということもあり、説明責任を果たす意味でも、クラブ充実と受益者負担について、保護者への説明を行ったところであります。

なお、この説明会資料の中で、第1回定例会に議案を提出し承認された場合は、という文章を加えております。また、この議案は撤回すべきとのことでありますが、今回の手数料条例の一部改正は、4月1日から児童クラブの定員拡大や開設時間の1時間延長などにより、費用の増加が見込まれ、同時に厳しい財政状況から受益者負担をお願いするものであり、撤回することは考えておりません。

次に、平成15年度補正予算について何点かお尋ねがありました。

まず、市税の滞納繰越分を3億5,000万円減額した理由であります。平成15年第2回定例会では、厳しい財政状況の中、市税の滞納繰越分を財源として補正計上いたしました。この額はたいへん多額であり、職員一丸となってその収納確保に努力してまいりましたが、滞納繰越分の今年度の納期もあと1か月と迫り、幸い普通交付税と臨時財政対策債で増額補正できることもあり、これまでの納税交渉で一定程度の収納確保ができると判断した金額を除いた分を、減額することとしたものであります。

次に、普通交付税の増額補正であります。普通交付税の予算見積りにつきましては、前年度の本市の交付実績、年末に国から示されます国の予算案における地方交付税総額や地方財政対策の伸び率などの数値を基本として、事業費補正など本市の特殊財政需要の推移などを考慮して積算しておりますが、毎年その実績とは差額が生じ、例年最終の議会で補正措置しているところであります。平成15年度の普通交付税額の実際の算定においては、福祉や保険関係の単位費用が多く見積もられたことなどにより、結果として当初予算より多く交付されることとなったものであります。

次に、港湾保安対策施設整備事業についての質問であります。初めにソーラス条約改正における米国のかわりについてであります。条約改正につきましては、確かに米国の同時多発テロ事件が契機になったものと考えております。その後、当事者である米国がテロ対策として厳重な出入国管理を行うことは、国民の安全確保の観点から必要なことと理解するところでありますが、このたびの条約改正に当たって、米国がどのように関与したのか、事情をよく承知しておりませんので、ご理解願いたいと思います。

次に、港湾の保安対策施設整備事業の費用負担についてであります。当初、国からは港湾管理者が負担

すべきとの考えが示されておりました。しかしながら、本事業はテロ対策として国が結んだ国際条約に沿ったものであることから、本市はもとより、全国の港湾管理者等が国に対し、さまざまな機会を通じて、国の財政支援を求めてきたものであり、その結果、国が3分の2、管理者が3分の1との負担割合となったものであります。また、本港の総事業費は6億1,500万円で、市負担分は2億500万円であり、全額起債が充当されます。そのうちの75パーセントが一般単独事業債であり、残りの25パーセントが財源対策債となります。財源対策債については、元利償還額の50パーセントに当たる約2,800万円が交付税措置される予定となっております。

次に、雇用・中小零細業者対策について何点かお尋ねがありました。

まず、市内の雇用・企業倒産についてであります。本年2月の日本銀行札幌支店の金融経済概況によりますと、公共投資、住宅投資とも減少しているほか、設備投資も低調に移りしており、また個人消費は大型小売店の売上高が前年を下回っているほか、家電販売や乗用車販売も低調であり、観光客の入込みも道外ツアー客の減少から前年を下回るなど、後志地方の景気は引き続き厳しい状況にあるとしております。また、管内における有効求人倍率は6か月連続で前年を上回ったものの、引き続き低水準で推移しており、雇用環境もまた、厳しい状況にあるとしております。さらに、市内企業倒産件数は、ここ二、三年は25件前後で推移しておりますが、昨年の1件当たりの負債金額は前年を上回っております。一方、設備投資においては、市内の民間非居住用の建築着工床面積で、大型着工案件が見られたことから、3か月ぶりに前年を上回ったなど明るい傾向もありますが、依然として個人消費の冷え込みや公共投資の減少などから、本市の景気はいまだ回復を実感できる状況には至っていないものと考えております。

次に、平成16年度緊急地域雇用創出特別対策推進事業についてであります。一般枠につきましては、10件で6,224万2,000円の事業費で、新規雇用者は59人、政策枠は1件490万円の事業費で新規雇用者7人、推奨枠は1件900万円の事業費で、新規雇用者は10人、中小企業枠は1件632万円の事業費で新規雇用者は2人を予定しております。

次に、交通弱者対象交差点段差解消事業の新規雇用者に対する人件費割合であります。事業費355万円のうち人件費として275万円を見込んでおりますので、77.6パーセントとなります。

次に、図書資料マーク化事業を中断して、雇用創出効果の上がる事業に振り向けるべきとのことですが、図書館業務の電算化につきましては、長年にわたる本市の懸案の課題であり、多くの市民の皆さんから要請を受け、検討を進めてきましたが、事業費が大きく、財政的な事情から先送りしてきたものであります。しかしながら、平成13年度に緊急地域雇用特別対策事業として、北海道との協議の中で補助対象に該当することになったことから、電算化に伴う図書資料整備事業に着手し、その後、平成14年度から3か年の緊急地域雇用創出特別対策事業推進費で、図書資料マーク化事業を実施してきたところであります。

ご質問にもありますように、必ずしも雇用・就業機会の創出効果が高い観点だけで選択した事業ではありませんが、当面する本市の行政課題解決のために、必要な事業として実施してきたものであり、16年度で終了する事業でもありますので、引き続き進めてまいりたいと考えております。

次に、通年雇用安定給付金制度について、何点かお尋ねがありました。

まず、平成14年度の実績であります。ハローワーク小樽管内では、通年雇用奨励金につきましては、38事業所、雇用数86人、金額は4,476万5,000円、冬期雇用安定奨励金は70事業所、雇用数294人、金額は6,957万1,000円、また冬期技能講習助成給付金につきましては、実施4団体に対し、1,012万9,000円、受講者805

人に対し、9,010万5,000円が給付されていると聞いております。

次に、冬期技能講習助成給付金の改正による影響額であります。ハローワーク小樽では現時点での把握は難しいとのことですが、平成14年度の実績数値に基づき試算したところ、対象受講者65歳以上では約200人の減で1,680万円、受講給付金の25パーセントのカットで約2,220万円、合計で約3,900万円の減と推計されます。

次に、通年雇用安定給付金制度の存続についてであります。この制度は季節労働者の通年雇用化の進展と雇用の安定のみならず、地域経済の安定にも寄与するなど、重要なものと考えており、平成16年度以降も存続されるよう全道市長会を通じ、国に対し要望しているところであります。また、小樽市独自の施策として、冬期の就業事業を実施することはなかなか難しい状況にありますが、今回、北海道が新たな事業の創設を新年度予算に盛り込んでいると伺っており、それらを積極的に活用するなど、じゅうぶん連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小規模修繕業者登録制度の検討内容と見通しであります。市内の工事発注部局職員で構成するワーキンググループでの検討内容として、この制度は建設業の許可、技術資格などがない業者も登録することから、小規模な修繕や工事であっても安全・確実に施工されるのか、また、出来形など施工後のトラブルについても懸念されるなど、制度導入に当たって問題、課題があるとの意見が多く出ております。また、ここ数年市の修繕や工事の発注額が減少し、既存の指名登録業者自体の受注が減少している中で、この制度を導入することは、既存登録業者の経営に影響を与えることが危ぐされ、小規模修繕業者についても、登録をしたが仕事が来ないという不満が出るのが考えられます。導入済みの道外の各市でも、中小事業者の育成につながる半面、業者の対応能力が把握できなく、出来形が悪いものがあつた。あるいはまた、発注件数が少ないなど、評価が分かれております。道内では、平成15年度中に旭川市、北見市など、3市が導入しておりますので、これらの市の実施状況などを含め、引き続き調査をしてまいりたいと考えております。

次に、鳥インフルエンザの感染症対策についてであります。最初に本市の組織体制であります。鳥インフルエンザ対策は、家畜伝染予防や公衆衛生上の対応が必要なことから、保健所及び経済部が連携の下、進めることとしておりますが、現状は国や北海道からの指導等を受けながら、情報収集に努めているところであります。なお、養鶏農場や市民から通報があつた場合は、北海道の家畜保健衛生所が取りまとめ機関となっていることから、市を通じて連絡することとなっております。

次に、実態調査についてであります。現在、市内では4軒のニワトリ飼育農家があり、去る1月23日に道の家畜保健衛生所が本市で立入調査をし、異常のないことを確認しているところであります。さらに、2月27日、3月1日の両日、ニワトリの健康状態を確認したところ、いずれも異常がないということでありましたが、今後とも定期的に調査を続けていきたいと考えております。

なお、市内の小中学校では、ニワトリの飼育はされておられません。

次に、情報提供や市民啓発等についてであります。鳥インフルエンザに関する情報等については、市民の皆さんにお知らせすることは大切なことであり、北海道においては先月26日及び27日に新聞広告を掲載するとともに、さらにその内容をホームページで広く周知しております。また、28日から1か月間テレビを通じて情報提供することとなっております。市といたしましては、FMおたるを通じ、市民に情報提供を行っており、今後さらに広報おたるに掲載するなど、市民への周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、鳥インフルエンザと疑われる患者が発生した場合の診療対応であります。外来については市立小

樽病院で、入院して経過観察が必要な患者については市立小樽第二病院で対応してまいりたいと考えております。

次に、鳥インフルエンザと感染症に対する保健所の体制であります。昨年6月に市内の感染症専門医を委員として設置した小樽市感染症専門委員会の助言を得ながら、医療主幹及び感染症担当の保健師が中心となって情報収集を行い、各機関を通じて市民への普及啓発や健康相談に当たっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 古沢議員のご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブ手数料の道内10万都市の現状と平均額についてですが、財政健全化の観点として有料である事業の場合として、10万都市平均を参考にしておりますが、今回の児童クラブの場合は、無料から有料というものであるため、より広い視野から全道的な児童クラブの実態を参考にいたしました。有料の10万都市の平均は4,075円であり、全道的には640クラブの内の403クラブが有料で、平均月額料金で最も多かったのがおやつ代を含んで4,000円から6,000円というものであります。

次に、緊急地域雇用創出特別対策推進事業の16年度図書資料のマーク化についてであります。事業内容は約2万4,000冊の郷土資料のうち、既に著作権がある図書は、図書館流通センター所蔵資料からダウンロードし、マークを抽出し、著作権がない図書については、新規入力により所蔵するすべての資料の内容をデータ化するものであります。この事業費の総額は1,500万円で、このうち人件費は1,181万4,000円、新規雇用者は9人で388万8,000円であります。

また、事業費を当初計画から削り込んだ理由であります。事業費の半分を占める古文書の解読は、特別の専門的知識が必要なことから、地元雇用に直接つながらないものと判断し、事業費を見直したものであります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

○21番（古沢勝則議員） 絞って再質問をいたします。

財政問題についてです。

市長は、これまで進めてきた事業は本市のために必要なものであった。おおよそ、このように答弁されていきます。実は、市長が言うバブル崩壊後の問題ですけれども、バブル崩壊後というのは、それまでも実は大変でしたけれども、抱え込んでいた市債、借金が300億円台の時代です。それがわずかに10年と少して、これが一気に2倍に膨れ上がる。これがバブル後の市財政・市債の状況です。しかも、この財政健全化を検討、議論している。その中で示されている今年度、16年度、17年度、公債費の償還状況で見れば、各年度平均で80億円弱、そのうちの約6割から7割を占めるのが、実は平成5年から平成11年にかけてつくられた借金分です。つまり、国の景気対策だとか、いろいろなことをやりました。しかし、そうしたことを1回振り返って、実は無駄だと思われる、無駄だというような事業がなかったのか。国の言いなりになって、けっきょくやってきた。その結果、こういうように膨れ上がったというようなことを、きちんと見直しをかける。これは当然やっていると思うのです。やっているものをぜひ公表してほしい。市長の見解として市民の前に、そういうことを示す必要があるのではないか。これに一言も言及しない。私流に言えば、原因を明らかにして責任をはっきり述べなさいという言い方になるわけですが、このことに何ら触れない財政健全化計画というのは、

全く市民不在である。犠牲を市民に押しつけるという内容のものでしかない、そういうふうにお尋ねしたわけです。改めてお伺いします。

もう一つは、今後できるだけ早いうちに財政健全化計画を議会の側にも示すと言っていますが、私は質問の中で現時点でこういう大変な状況になっています。その中で、さらに市民に負担を求めるという方向が出されるのではないかとというふうにお尋ねをしました。そのことについてはお答えになっていないので、聞いておきます。

それから、カラ財源に関連してですが、例えば我が党の吉井議員と麻生大臣のやりとりの中で、こういうものがあります。吉井議員の質問に対して、麻生大臣は、保育園の補助金カットなどについて触れて、「目端のきく市長さん方は、昨年末から既に対応をしている」このように述べつつ、地方自治法の改正などアウトソーシングの幅も広がったわけですね。そして、コストも大幅に下げられるはずだと言いながら、「各首長さんの資質、才能、やり方が問われているのだ」こう言うわけですね。これらも含めて、とんでもないことを言うというふうに先ほど私は質問の中でも触れたわけですが、麻生大臣に言わせれば、どうやらあなたは目端のきかない市長にされてしまっているようですから、率直な見解を聞かせていただきたいと思います。次は、財政健全化策の中で、何と言ってもふれあいパスの問題に触れたいと思います。市長も述べているように、この制度は高齢者の生きがい健康対策として始まったものです。この生きがい健康対策という点から言ったら、今、進めようとする点が大きく後退をする。そこで、具体的な例としてお尋ねするよと事務方に言うておりましたが、道新の記事の中でも出ておりましたね。稚内市は、有料化にして実際に乗車回数、乗車率が3割も減ったというふうに報道されていました。具体的にどういう内容だったのか、お示しいただきたい。

二つ目に、低収入や低所得者の多い高齢者の暮らしを守るという点でどうなのかということです。先日、我が党の控室にご相談に見えられたご婦人がいらっしゃいます。79歳の方でした。ご主人は、2年前に脳出血で倒れて、現在は市内の病院に入院中だそうです。収入は、年金に生活保護を受けていらっしゃる。毎日、ご主人の介護、食事の世話のために、夕方5時ぐらいから7時過ぎまで病院に通っているそうです。お住まいから病院まで2路線、乗り継ぎで毎日通っている。そうしますと、4月からどうしたらいいかわからないというのです。私ごとですが、5年ほど前に父が倒れて、我が家の実家では母が毎日病院に通っていることがかぶさってきて、詰まってしまうんですけども、今、市長が提案しているのは、こうした高齢者の低収入世帯の実際の暮らしを破壊することにならないか。1万2,000円新たに出さなければいけないということになるわけです、現実の問題として。ですから、それでは病院に行きすぎではないかというお答えになるのか、これは具体的に二つ、2点目はこれですね。

それから3点目は、こういう高齢者の皆さんが、そうはいっても、市の経済や商店街の支える大きな力になっていたのではないかと。そのことを裏づけるように、中心部の商店街の役員がおっしゃっている。高齢者は、何回も乗り継いで中心部まで買物に来てくれる。有料化になったら、その影響が心配だというふうに言っている。生きがい対策であると同時に、経済対策でもあるのです。これは、来街者聞き取り調査の中からもはっきりしています。買物に行くというのが断トツで多い。何を買いますかとお尋ねしたら、食料品と答える人がこれまた断トツに多い。このように市内の経済、商店街を下から支えているわけです。これらの点から見て、今、やろうとしていることが本当に市民の暮らし、中でも高齢者の暮らし、本来守っていかなければいけない市長の提案手法として正しいのか。もう一度、検討し直す必要があるのではないかと

ことを、重ねてお伺いしたいと思います。

教育長にも学童クラブ、放課後児童クラブの問題でお尋ねしたいと思います。

まずは市長にですが、いろいろ手続的に実は事前説明をやっているけれども、それは4月新入児童のこともあってやむをえないというか、認めるわけです。ではなぜ、12月の議会に手数料条例の一部改正を提案しておきながら、じゅうぶん時間も確保できる議会の審議を経て、そして利用者になる新入児童対象者にも説明できる期間を設けることができる、そういう12月に、まさにその条例案の改正を提案しておきながら、なぜ外したのですか、これをお答えいただきたい。

それから、これは教育委員会、これは私達自身にも問われているのですが、提案前の説明会、これは特に問題ないという答弁でした。これまで、こんなことは特に問題ないということで、この種の取扱いというのはやってこられたのでしょうか。聞いたこともないですよ。議会に提案する前に、既に議会で決まったらこうなりますなんていうことをやったということは、おおよそ聞いた覚えはないですよ。これが大した問題でないような答弁を、堂々とこの場で、本会議場で行うわけですから、その感覚たるや恐れ入りました。改めて、そういう例が今まであったのかどうか、扱いとしては日常的だったのかどうか、これはお答えください。

それと、補正予算の関係です。滞繰分の補正で66パーセントも見込み割れをした。大変な中身ですが、その説明と、それでは残った1億8,000万円どうなるのですかとお尋ねしましたが、具体的にお答えいただいていません。

どうやらその後、この前ですが、道新にO B Cの土地問題、売却問題、住宅問題が報道されていました。あれがその裏づけなのかどうか。それにしても、おおよそO B Cは14年、15年と数え上げると10億円からの滞納でしょう。仮に、1億8,000万円のうちの大方がO B Cの分から入ってくるとしても、大変な問題ですね。これらの納税確保の措置がどうやって講じられているのか、それをお答えください。

ソーラス条約の関係、2億500万円の問題です。いろいろ経過があって3分の2を国が持つことになったと言いますが、経過からいうと、それは結果ではないですか。経過というのは、もともと国が100持つだろうと思っていた。それが昨年末突然、一部地方に持たせるというふうになったのが経過ではないですか。その中身ですが、2億500万円、一般単独事業債で75パーセント、これは交付税措置なしです。1億5,000万円超えます。財源対策債が25パーセント、5,000万円強のうち、交付税措置が半分なされると言いましたね。そうしますと、このソーラス関係、テロ対策で1億8,000万円から、また返していかなければいけない借金を増やすことになりますよね。仮に、3年据置きになったとしても、4年先からは公債費の中にソーラス分として、およそ元金だけで1,000万円を超える、15年償還だとすれば、1,200万円前後ぐらいになるのでしょうか。そういう中身なのではないのでしょうか、いかがですか。

それから、雇用対策で伺っておきます。一般枠は、おおよそ6,000万円強ですね。マーク化事業ですが、当初計画は4,000万円だったのですよ。6,000万円ちょっとの予算枠のうち、マーク化事業で16年度、黙っていたら4,000万円充てられる予定だったのです。市長が答弁されていたように、3か年計画、実際は13年度から着手されているから予算では別になりますけれども、この推進事業、特別対策事業で言えば、14年度、15年度、16年度、3,600万円、3,800万円、4,000万円、13年度からの総額1億2,000万円ぐらいの計画として既に道と協議をして、よろしいだろうというふうに判をもらっていたのでしょうか。それがここに来て、突然2,500万円カットになったのはなぜか。それで私は聞いたのです。1人1日働けば、20万円も払うような古文書解読員に対する人件費。実はよく考えてみたらひどすぎるのではないかとこのころが、落ち着いたところで

はないのですか。そのために2,000万円計画していたのですから。そういうことをきちんと答えてほしい。

それからもう一つ、15年度完了すると、一般図書、児童図書は既にマーク化、ほぼ100パーセント終わりでしょう。4月1日から電算化をスタートできるのでしょうか。それなら、なぜ16年度に1,500万円をさらに計画だからといって使うのですか。郷土資料関係なんて時間をかけて整理すればいいではないですか。今、大変な雇用問題に、その1,500万円を振り向けたらどうかという提案、なぜそういうふうに検討できないのでしょうか。不思議でしょうがありません。お答えいただきたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝彦） 再質問にお答えいたします。

初めに、公債費の問題ですけれども、確かに平成5年以降、建設事業費も大きく膨れておりますし、そのときの市債の償還が現在の公債費の増につながっているということは事実だと思います。景気対策として、いろいろ取り組んだものもありますから、その中に、国の言いなりというか、そうではなくて、小樽市はそれほど余裕がないものですから、計画していた事業を前倒して、例えば、下水道もどんどんやってきたから、そういった関係では普及率も90パーセントを超えているという、他に例のないような事業の推進状況でもあることから、そんな時々の状況に応じて、事業を進めてきたという結果だというふうに思っております。

それから、これからは市民負担を求めるかということでございますけれども、今、第3次の実施計画をつくらうということで、行革の実施計画の取組をしています。どの部分をこれから進めていくかということは、まだ決めておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、場合によってはこういう部分も出てくるかもしれません。まだ明言できませんけれども、これから検討に入る予定でございます。

それから、3番目の麻生大臣の発言でございますけれども、資質がないというふうに言われれば、そうかもしれない。自信を持ってそうではないとは、反論はいたしません。向こうがそう思うのであれば、そのように解釈してくださいと。私からも言わせてもらいます。向こうも資質あるのですかと言いたい。

それから、ふれあいパスで稚内市の件ですけれども、稚内市の調査では平成10年度に40万8,000人で行きました。これが、100円負担を導入した平成14年度、30万6,000人になりまして、調査結果では約25パーセントの利用者の減というふうな数字を聞いております。

それから、低所得者対策でございますけれども、確かに、いろいろな事情の方がいると思います。それで、先ほども申し上げましたけれども、個人負担なしで、もし市の負担だけでやりますと、プリペイドカード方式といいますか、中央バスはそこまで言っているのです。場合によっては、この事業をもうやめてくれというような話もありまして、しかし、生きがい対策という問題もありますから、ぜひこれは継続していきたいという私どもの願いを、何とか聞き入れてもらうためには、やはりどうしても100円の負担はしょうがないだろうということで踏み切ったわけでございまして。ただ、先ほども言いましたけれども、1区間乗っている人が相当いらっしゃるという話を聞いていますから、そういう方はたぶん利用しなくなるので、利用率が落ちるとは思いますけれども。

それとその経済対策の問題では、前にもお答えしましたけれども、ある周辺の商店街の人は泣いているわけです。バスに乗ってみんな中央に行ってしまうという話で、商店街で物を買ってくれないという人も逆に

いるわけです。ですから、それは中心街ではそういう人がいますけれども、周辺の商店街はそういうふうに言っている人もいますわけですから、

（「周辺に商店街ない」と呼ぶ者あり）

いや、あるんですって、たくさんありますから。それはもう現場の声として私聞いているわけですから、それは一つ中心部だけは、確かにそういうことはあるかもしれませんが、今まで周辺の人はたいへん困っていたという状況もありますので、そういう面はひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、放課後児童クラブの有料化で、12月の議会で提案しなかったのは問題だというふうに言っていますが、それでも、まだその時点で最終的な決断ができてなかったもので、遅れたわけですが、今後はそういうことのないように、しっかり提案をしていきたいと思います。ただ、今まで例があったかどうかということは、ちょっと記憶にありませんので、申し上げられません。

補正予算、ソーラス、それからマーク化事業についてはそれぞれ担当部長からお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 財政部長。

○財政部長（磯谷揚一） 補正予算の関係での再質問にお答えさせていただきます。

今回の税の関係で今、市長も答弁させていただきましたけれども、15年2定の財源対策のために、5億3,000万円をやらせていただきました。その間、市職員がたいへん一生懸命になりまして、関係の相手先ともする交渉させていただいて、その部分については一定程度のめどが立ったということもございます。ただ、滞納繰越分については、3月31日がその期限ということになっているものですから、この時期、あと1か月残すか残さないという、この時期の中で一定程度のめどということで、補正した分のうちの3億5,000万円程度については、難しいという判断がありまして、それに応じた補正をさせていただこうということになったわけでございます。

それで、OBCうんぬんというお話がいろいろございましたけれども、具体的な相手は特定することはもちろんできないわけですが、通常私ども、そういった関係者の方々とは随時お話をさせていただいて、そして交渉の結果、滞納の処分をすべきものはすると。いろいろな形でさせていただいておりますので、直接の答えにはなりませんけれども、しかるべき形での交渉もし、しかるべき形の処置もさせていただくような格好では進めさせていただいているし、今後もそうさせていただくと、こういう考えでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 港湾部長。

○港湾部長（中塚 茂） 改正ソーラス条約の港湾の保安対策施設整備について、再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、これまでの経過についてでございますけれども、先ほど市長から答弁申し上げましたように、当初、ちょうど1年前、国からは港湾管理者が負担すべきものと一定の考えが示されたと。その後、政府レベルのお話の中で、一定程度直轄事業あるいは補助事業と、いろいろな話がふくそうしてまいりました。ところが、各港湾管理者あるいは関係団体といたしましても、相当の金額がかかるという観点から、国の財政支援措置を昨年未あたり、相当求めてまいりました。最終的には国の方の考え方が当初と若干変わって、今回の保安施設につきましても、港湾の維持・管理的な性格を有するという観点に立ちまして、港湾管理者が最終的に3分の1の負担をすると、こういう経過に至ったわけでございます。

それから、もう一点の市負担分の2億500万円の財源内訳の関係でございます。この2億500万円は全額起債が充当されるわけでございますけれども、そのうち75パーセントが一般単独事業債でおよそ1億5,000万円、これは交付税措置がなされない。それから、残りの25パーセントの約5,000万円余りにつきましては交付税措置が通常2分の1、50パーセントが措置されて、2,500万円余りとなるわけでございます。そうしますと、先ほど古沢議員のお話にもありましたけれども、小樽市の負担ということは、約1億8,000万円ぐらいになるということでございまして、通常、3年据置きで、15年償還という原則に立ちますと、年間当たり元金約1,200万円余りの返済を要する状況になるうかと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 経済部長。

○経済部長（山崎範夫） 緊急地域雇用創出対策事業についてお答えをいたします。

図書資料マーク化事業の関係でございますが、当初4,000万円程度の事業費ということで計画ができておりまして、ご質問にもございましたとおり、そのうちの約半分の2,000万円ぐらいが古文書の解説という、たいへん専門的な業務ということになっておりました。私どもと交付金事業の窓口であります北海道、さらには教育委員会を含めて協議する中で、先ほど教育長から答弁がありまして、専門的知識ということからすれば、なかなか地元雇用に直接つながらないという判断の中で事業費を見直したものであります。そういった形で1,500万円程度の事業費になりました。さらにこの1,500万円についても、雇用効果が低いので見直すべきだというお話でございましたけれども、これまで進めてきました緊急雇用事業については、確かに新規雇用の率というのはそれぞれ違いがありまして、70パーセントほど占めるものもありますけれども、5割を切るものもあります。それぞれの事業で差はありますけれども、私どもとしては一義的には当然雇用効果もねらいながら、しかし一方では、本市が現在持っております行政課題を解決していくといった側面も大切にしながら、これまで事業の選択をしまいいりましたので、これらの事業については、このまま継続してまいりたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 図書マーク事業化の関連につきまして、社会教育部長から答えさせます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 社会教育部長。

○社会教育部長（嶋田和男） 古沢議員の再質問にお答えします。

マーク化事業は図書館業務の電算化4か年計画の重要事業という位置づけの中で、平成14年度は9万冊、15年度には9万7,000冊、最終年の16年度は郷土資料の2万4,000冊を残すのみというところまで進んでございます。郷土資料は時間をかけてゆっくりというお話が先ほど議員からありましたけれども、まさに郷土資料こそ、小樽市立図書館にのみある資料ですので、これを検索できるような状況にするのが、市民にとって有意義であろうということもあって、確かに地元雇用の部分においては議論ありますけれども、計画したとおり、実施させていただきたいということでございます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

○21番（古沢勝則議員） 今の問題から簡単にいきます。

今、新交付金事業をいっていますけれども、13年度まで行っていた事業があります。新規雇用は12年度、13年度と年間の事業を進めて、200人超で新規雇用実績を上げています。新交付金事業になって14年度、15年度に新規雇用数が一気に減るわけです。この14年度、15年度は何が入ったかといったら、今の図書資料マーク化事業です。この対策事業の趣旨からいっても、本来はここで進める事業ではなかったのではないかと思います。意味合いのことは、私最初の質問のところで聞きました。おおよそ、これを否定する人はいないと思うのです。ですから、14年度、15年度のことは立ち入って聞かなかったのですが、15年度、16年度を何とかしたいということは、事務方ともそうやってどうなのかという話をしていたのです。人件費の問題でいえば、古文書解読員だけではないですよ。14年度、15年度だって番号合わせやっていますでしょう。既存の部分の人に1日4万円、1日7万円という人件費を払ったようにして、実際に小樽で雇用される新規の雇用者には、1日4,800円しか支給できない、こういうやり方は14年度、15年度とやっているでしょう。だから、古文書解読員の人件費に共通するようなやり方をやっているのです。けれども、市長から答弁いただいた範囲を、私自身も出ないようにするとすれば、それはそれで一般図書、児童図書の作業は15年度でまもなく終わるでしょう。16年4月1日からは電算化に移行できるのだから、ここは一番雇用効果の上がる事業を本来の趣旨に戻してやったらどうでしょうかというふうにお尋ねしているのです。それを何としても譲らないというのは、ですから、これは改めて聞きたいと思います。平成14年度の実績で見ましたら、既存労働者の図書館流通センターの職員4人に対して2,200万円を払ったことになっているのです。小樽で雇用された新規労働者14人には680万円しか払っていないのです。これを雇用促進創出の事業と言えますかということを、私は言ったのです。

それから、放課後児童クラブですけれども、答弁を聞くほどに何となく、事の進め方、手続的にかしあるものと思わざるをえなくなってくるのですが、どうでしょうか。9月に実際に始まるのですから、確かに周知期間なんかも考えれば、そういう時間もとれたでしょう。何もあわてて、新入学児童に合わせて説明会を強引にやる必要はなかった。それは親心といえますか、入って学童クラブを利用した、秋になったら、実は料金を上げるということを知らん顔はできませんということで、説明されたのだと善意には思いますけれども、議会との関係ではそれは成立しないのです。そういうことをやられたら困るのです。今までだって、そのような例はないはずだと思うのです。いかがか。これは撤回すべきだと思いますから、そのことも含めて聞きます。

最後ですが、ふれあいバスです。先ほど、共産党控室に実情を訴えながら相談に見えた方の話をしました。この方に夫の病院へなぜ毎日行くのかと聞いたのです。そうすると、病院に介護する職員もいるのだけれども、夕方から職員が少なくなるのだそうです。それと、私もわかりますけれども、奥さんなら落ち着いて食事をするのだけれども、ほかの職員がやったらなかなか落ち着いて食べられない、そういうのはよくわかるのです。それで、毎日通うようになっているのです。その79歳の奥さんに、4月から1万2,000円出していただきたいという提案をするわけです。収入は年金と生活保護です。そういう提案をされるのだけれども、いわゆる一律に網をかけるというやり方は、いかがですかと。所得の低い、収入の低い高齢者世帯が小樽の場合、非常に多いわけです。そういう生活を守るといってより破壊していくことにつながるという面を、やはり真剣に考えなければいけないのではないかと思います。市の財政事情というよりは、市民の暮らしが立ち行かなくなるのです、その奥さんのところでは。どうですか。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝彦） 私からふれあいバスの問題だけ、お答えさせていただきます。

確かに個々の事情でいろいろな方がいらっしゃると思います。そういった方々を把握して、個別に配布できるかという、現実問題として不可能ですね。私どもも、これをやる前に、いろいろ所得制限の問題とかいろいろ案を考えました。しかし、所得制限をかけても、今度、所得証明を全員から提出させるとか、そこまでいったらすごい膨大な作業になるわけです。ですから、100円を負担するということは、一番利用する人は一番負担をしてもらうということも必要ではないか。確かにそういう所得格差の問題があって、これをよしとはしませんけれども、100円負担が、我々としては進める中で一番合理的でないかという判断に立ったわけです。非常に難しい問題でして、札幌市でもいろいろと新聞報道されていますけれども、どの手法を選択するか、非常に面倒だと思います。ですから、所得制限をするのが一番公平なのかもしれませんけれども、これが先ほど言ったように非常に難しい問題が絡んでいるので、安易といったら失礼ですけども、一番公平というか、回数をたくさん乗る方にはそれなりの負担をしていただくしか、今の段階では方法が見つからないということで、今回、そういうふうになったわけです。確かに、今言われた例の方については、たいへん申しわけないと思いますけれども、しかし、特別な扱いも個々にできないような状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 図書資料のマーク化と放課後児童クラブについては、社会教育部長に答弁させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 社会教育部長。

○社会教育部長（嶋田和男） 古沢議員の再々質問にお答えします。

まず、図書館のマーク化の話でございますけれども、必要性については先ほどお話ししたとおり、郷土資料はまさに小樽市立図書館にある独自のものです。これは、一般に公開することが重要なことだろうと思っていますので、その意味はご理解いただきたいと思います。

今回の雇用については、4,800円という単価でございますが、これは時給800円を6時間で計算をしたもので、1,500万円のうち約390万円弱の新規雇用が見込めることもあって、何とか継続させてほしいというお願いでございます。

次に、クラブの関係でございますけれども、これまで前例があるかないかというお話ですけども、私どもは説明責任という観点から、このような処置をとりました。若干長くなりますけれども、まず、保護者の方からの入会申込みは2月中旬からです。それに対して自分たちはいろいろと市に要請をした。例えば、定員枠を増やして待機児童が発生しないようにと頼んだけれども、どうしたとか。さらには、5時ごろまで勤務があるので、もう少し延ばしてもらえれば安心して勤められると、それはどうしたらいいだろうと。さらには、新1年生は他の施設で3月いっぱい預かってもらえるのだけれども、今のままだったら、4月1日から入学式まで、自宅で新1年生が留守番をするという問題があるというようなことがあって、どうしたものかという話。さらには、広報おたるで16年度に受益者負担ということを明示しているけれども、実際はどうなっているのだろうと。新聞報道では5,000円または6,000円という報道があっただろうと。その実態を

知りたいということがクラブ指導員の耳を通し、またはその社会教育委員からの議論の中に出たと、そういう状況なものですから、事前に各会派の代表の方に私どもがお伺いをして、説明をしなければ説明責任がないと。だから、確かに前例あるとかないという議論よりも、説明をする必要があるということで、ご理解を得た中でしたいと。きちんと説明文の中には、一定の議論の中で成立した場合にお願いをするのです。充実も、受益者負担もということを、市の職員が出向いて説明をしたということでございますので、決して議会軽視をしたということではなくて、実態をご理解いただきたいというお願いでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 経済部長。

○経済部長(山崎範夫) 緊急雇用の関係でありますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、これまで進めてきた事業につきましては、新規雇用者の率というのは、かなりバランス的には5割を切っているものも、専門的知識を有する事業の中にはあるわけです。そういった中で、政策を決めるときには、時々の方が抱える課題というのですか、懸案事項についても、そういう意味では選択をしていくという、そういう立場の中で図書館の電算化については選択をしたということでございますので、確かに、雇用効果のみを見れば、新規雇用が30パーセントを切っておりますので、低い方でありまして、また一方での政策要望が強い事業ということで選択をしてきたと、そういう立場で進めてきたということをご理解いただきたいと思います。

○議長(中畑恒雄) 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時44分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 山 田 雅 敏

議 員 新 谷 と し

平成16年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第3日目

平成16年3月3日

出席議員（30名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
8番	菊地葉子	9番	吹田友三郎
10番	成田晃司	11番	佐々木茂
12番	小前真智子	13番	前田清貴
14番	井川浩子	15番	大竹秀文
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	松本光世
24番	見楚谷登志	25番	久末恵子
26番	小林栄治	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	32番	佐藤利幸

欠席議員（2名）

7番	若見智代	31番	佐野治男
----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
企画部長	山田厚	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	池田克之
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	土木部長	兵藤公雄
建築都市部長	仲谷正人	港湾部長	中塚茂
小樽病院 事務局長	小軽米文仁	消防長	田中昭雄

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷 富夫
事務局長
財政部財政課長 小山 秀昭

社会教育部長 嶋田 和男
総務部総務課長 貞原 正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川 明充
庶務係長 三浦 波人
調査係長 大門 義雄
書記 丸田 健太郎
書記 島谷 和夫
書記 橋場 敬浩

事務局次長 法邑 秀弥
議事係長 中崎 岳史
書記 渡辺 美和
書記 山田 慶司
書記 松原 美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐々木茂議員、秋山京子議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第53号及び報告第1号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

○32番（佐藤利幸議員） 公明党を代表して、質問をいたします。

初めに、行財政問題について伺います。

財政の問題について、伺いたいと思います。本年の予算案につきましては、当初より19億円の歳入不足を盛り込むという、たいへんに厳しい内容になりました。これは長引く不況による市税収入などの大幅な落込みや政府の三位一体による財政改革などの影響がマイナス要素となり、繕うこともできないくらい厳しい状況になり、このままでは赤字再建団体に数年のうちに陥ることも考えられる状態であります。私は、10年以上にわたりまして、財政の危機的状況が訪れると訴えてまいりました。前市長時代は取り上げてはもらえず、ほぞをかむ思いでございましたが、山田市政2年目より、財政問題がクローズアップされ、この2ないし3年は聖域なき見直しをされてまいりました。遅きに失した感がぬぐえない思いであります。この際、今後の財政の健全化に向けて、市長の見解を伺います。

財政の問題は、単純にしますと、歳入と歳出のバランスの問題になりますので、まず歳入面から伺います。

政府の三位一体の改革の影響については、どのように試算されているのか。今年度は交付税や補助金がそれぞれ1兆円ずつ削減されました。その影響額は甚だ大きいものと思われますので、三位一体の本市に与える影響額について、見解を示してください。

次に、昨年度の一般会計における状況を見ますと、調定額と収入済額における収入未済額は24億4,400万円となっており、これは過年度からの累計額であります。中でも市税の14年度分だけでも10億1,400万円となっており、厳しい状態を表しております。さらに、収入未済は多会計にわたっており、相当額に上ると推察されますが、市税収入その他における収入未済額について、企業会計を含む全会計でお知らせください。

また、これらの回収に向けての取組もお知らせいただきたいと思います。

次に、公有財産の処分による収入増を考えてはどうかと提案をいたしたい。現在、本市が所有している公有財産に関しては、相当数あり、その役目を終えたものや、今後、使用する当てのないもの、これから出てくるであろう適正配置による学校用地などをいま一度見直して、民間が活用できるものは売り払い、赤字財政の緩和に努めることも検討すべきではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

また、本市の市民に対する一定の行政水準を確保することは、このままではたいへんに困難であることから、政府に対しての何らかの対策を求めるべきであると考えますが、市長はどのように考えておられるのか、見解を伺います。

次に、歳出面について伺います。

歳入の増を見込めない以上は、大幅な削減策を講じる必要があります。本年より、一部組織機構の見直し

により、部の統廃合やグループ制の導入を行います。引き続き事務事業の簡素化や効率化を目指し、努力をしていただくとともに、さらなる人件費の削減も視野に入れた改革を積極的に行わなければならないと思われませんが、今後の行政改革の方向性を示していただきたい。

次に、特別会計や企業会計への一般会計からの繰入れを最小限に抑える努力をするべきであります。いまだ一度事業を見直し、採算性を重視した事業の展開を図るべきだと思われませんが、見解を伺います。

次に、入札制度の改善について伺います。本市にかかわるあらゆる契約に関しては、随意契約から競争入札による契約に基本的に改革すべきであります。継続性のあるものもありますが、そういうものに対しても、数年に1回は複数企業における競争入札を行い、公平性を保つとともに、市民の税金の有効性を図るべきであります。現在行われている随意契約と競争入札の割合と、今後の方向性について伺います。昨年来、再三にわたって指摘している産廃の委託などに関しても、何ら改善等も見られておりませんし、庁舎の維持管理なども、既定の事実のように業者も金額も固定されており、これでは聖域なき見直しになっていないのであります。また、指名競争入札の再検討も図るべきであります。本市の工事における指名競争の落札率は、予定価格の96パーセントと異常に高くなっております。これは入札制度改革を実施した他都市の落札率より、10パーセント以上の高率であり、入札方法に問題があるのではないかと考えられますので、見解を求めます。

次に、事務事業関連になりますが、パソコンの購入に関しても、一考する必要があると思われします。現在、事務職に関しては、1人1台ノート型のパソコンを貸与しておりますが、デスクトップにかえてもいいと思われします。デスクトップは従来、モニターが大きく場所をとるという意識がありました。コンパクトなノート型に主力を置いてまいりましたが、最近はディスプレイも液晶化し、スリムになっております。ハードは共有することも可能であり、何よりも定価がノートと比べると格段に安くなっております。また、故障時にはパーツごとに取りかえられ、利便性・経済性に優れております。パソコンの購入予定台数は総数で何台になるのか。消耗品でもあり、数年の使用で取りかえるものでもあります。今後、恒常的に予算計上していくことから、購入金額の違いは大きなものとなりますが、見解を伺います。

次に、本年行われる部の統廃合とグループ制の導入に関しては、行政効果とともに財政の削減につながると思われしますが、過去7年間の職員の削減による人件費の削減とあわせて影響額をお知らせください。

次に、歳出の見直しという観点から、小さな問題ではありますが、キツネ、タヌキ、ウサギ、クマ、シカ、カラスを含む有害鳥獣駆除費について伺います。有害鳥獣の駆除については、各部各課にわたって予算が組まれており、相当額を一つの会に支払われていると思われしますが、その総額をお知らせください。

特にカラス駆除に関しては1羽600円支払われており、パトロール経費などを含めると450万円も支払われておりますが、果たしてカラス駆除に大金をかけて続ける必要があるのか、疑問を感じます。一部の人たちの収入になっているだけとも聞きますし、管理体制もじゅうぶんとは言えないと聞きますが、現状をお知らせいただきたいと思ひます。とともに、カラスの駆除が抜本的な問題解決につながるとは考えがたく、カラスがいなくなる環境づくりに予算を使うべきだと思いますが、見解を伺います。

次に、財政改革の見直しについて伺います。平成12年に作成された財政健全化計画については、政府の方針が見えにくくなっている現在、本市の財政改革の指針も大きく予定が狂ってきております。昨年末の12月に大幅な改革により、交付税と補助金で2兆円を削減し、所得譲与税の増設により、基幹税である国の所得税収を地方に移譲するなどしましたが、地方にとっては大幅な歳入の削減であり、本市には基金もなく、破たん状態に陥りました。昨年の予算も、滞納繰越金5億円の収入を見込んでの予算編成であり、財産売払い

の見込みなどを考えると、6億円から7億円の赤字決算と思われますが、決算状況についてはどのように見込まれているのか。また、その際は、臨時議会を開き、補正予算で繰上充用を行うことになりますが、新年度の19億円と15年度の不足分を足すと25億円ないし26億円となり、17年度を乗り越えても、平成18年度には60億円を越す計算になり、赤字再建団体になると思われますが、これを乗り越えるための対策を早急に作成すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、新市立病院問題について伺います。

明治45年に創立された株式会社私立小樽病院は、昭和3年に市立小樽病院としてベッド数139床となり、幾多の変遷を重ねて現在に至っております。一方、市立小樽第二病院は小樽静和病院、小樽市民病院、小樽療養所、小樽長橋病院の4病院を閉鎖・統合して、昭和49年に病床300床で創立されております。両病院とも老朽化や狭あい化が顕著となり、二つに分かれていることも、時代の要請にじゅうぶんこたえることができない状況に置かれ、両病院を合併して、新市立病院として医療体制の充実を図ることになりました。これまで、市民や関係団体による市立病院検討懇話会からの提言や、両病院の医師による新市立病院構想検討会議などを踏まえ、平成15年6月に新市立病院基本構想が作成され、現在まで病院特別委員会などを中心に論議を重ねてきたところでございます。しかし、最近になりまして、本市の財政状況などを踏まえまして、一部には取りやめや縮小などの声も関係者の間からささやかれることから、基本的なスタンスを確認させていただきたいと思います。

初めに、当初の新築へ向けてのフローでは、平成19年の完成を目指しておりましたが、これは完全に崩れておりますが、市長は完成年度を何年に見込んでおられるのか、見解を伺います。

次に、特別委員会でも議論になっておりますが、建設用地を決定しないのはなぜなのか、いたずらに時間延ばしをするべきではないと思われますが、この際、明らかにしていただきたいと思います。

一般会計からの貸付金は44億円に上っており、現状の経営状態での返済は難しいと思われますが、これをクリアする方法はあるのか、見解を伺います。病院の規模については、基本構想では一般病床371床、精神病床108床、結核病床12床、感染症病床2床で、合計493床となっております。診療科目についても、現在、両病院で行っているすべての科目を新病院でもメニューにのせておりますが、現在の病床を半減するということから、各科目にわたって縮小され、中途半端な医療体制にならないのかと危ぐされておりますし、新病院の哲学を感じることができないのは、私ひとりでしょうか。時代のニーズは、より専門化や特殊化に向かっているときに、総花的な総合化を脱却し、特徴ある病院に生まれ変わるべきであります。市内の病院で間に合うものは、任せていいのではないのでしょうか。診療科目の見直しについての市長の見解を伺います。

次に、専門化という観点から、女性専門外来の設置について、提案をいたします。

現在、全国におきまして、95の病院で女性専門外来の設置が行われており、北海道においても札幌医大病院、岩見沢市立総合病院など、4つの病院が既に取り組んでおります。女性専門外来は、女性の身体や心を女性の医師が診察するもので、Gender Specific Medicine、直訳すると性差を考慮した医療という思想を基にしております。こうした流れは、10年ほど前からアメリカで始まりました。かつてアメリカでは、1960年から70年にかけて、流産を防ぐ薬の副作用によって子どもに障害が起こったことの反省から、新薬の試験を含む臨床研究の対象から、女性が除外されるようになり、そのため専ら男性をモデルにして、生理化学的研究の多くが進められてきました。しかし、女性特有の産婦人科疾患以外にも、病気には男女差が大きいことがわかってきて、同じ病気でも男女間ではふさわしい治療も決して同一ではないし、薬の量も違いがあるこ

とがわかってきました。そこで、アメリカでは性差を重視する方向へ転換し、女性の更年期疾患の研究に国を挙げて取り組み、その結果、女性にかかわる医療が大きく進歩したといわれております。我が国で女性専門外来が初めて設けられたのが、2001年5月に鹿児島大学医学部附属病院、同年9月には都道府県立病院として初めて千葉県立東金病院に開設されました。同県では、国が推進している健康づくり運動の県版を作成するに当たり、現状分析を性別に行ったところ、女性の医療、健康上の問題点が多く見付き、これを踏まえて、男女の性差を考慮した医療の必要性が認識されるようになったわけであります。女性専門外来は、女性医師が病院により多少の違いはありますが、予約制で初診時には30分程度時間をかけて患者の話を聞き、その医師が直接最後まで診る場合と、医師が窓口となり、産婦人科や心療内科などに必要に応じて各専門科につなげる場合とさまざまですが、時間をかけて丁寧に女性患者の訴えを聞くことが好評で、ある女性専門外来の場合は、心の中でわだかまっていたことを女医に話すことで、約6割の人が体調が改善したという実績が出ております。女性専門外来を行っている病院は、どこも予約が殺到しており、これからの医療を考える上で、大事なポイントと思われるので、見解を伺います。

次に、基本構想における新市立病院の病床数の設定は、推計人口においても、5年ごとに1万人の人口減を見込んでいるのかかわらず、予想患者数が増加しているのは説得性に欠ける数値であり、無理を感じます。むしろ人口減は、患者数の減につながるのが自然と思われます。私は将来人口と採算性から、また、初期投資の面からも、できるだけ規模を絞って建設すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

この項の最後に、財政問題との関連について伺います。本市が財政再建団体に陥ったときは、新規事業は凍結されることになることが予想されますが、市長の見解を伺います。

次に、一般廃棄物処理問題について伺います。

本年度の環境部の予算の中に、一般廃棄物処理基本計画策定費100万円が計上されておりますが、この点について伺います。本市の一般廃棄物処理基本計画は、平成8年3月に作成され、本年で8年目を迎えます。これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条におきまして、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という）を定めなければならない」と規定されており、この法律に基づいて、一般廃棄物の収集・処分がなされてまいりました。いわばこの廃棄物処理基本計画は、本市のごみ処理の基本をなすものであります。この計画の策定については、平成4年8月13日付けで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正についてと題する厚生省の通達の中で、一般廃棄物処理事項にこうあります。「市町村は一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。なお、基本計画は目標年次をおおむね10年から15年先において、おおむね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適当である」となっております。計画策定から8年、この間、本市のごみ行政は劇的とも言える変動を遂げております。天神焼却場の廃止、埋立処分場の新設、一部電化製品のリサイクル、北後志地域広域ごみ処理施設整備事業、事業系ごみの有料化、一般廃棄物の有料化方針など、どれ一つとっても大きな変動に当てはまることにもかわらず、計画の策定を行わなかった理由について伺います。

また、これらの事業が基本計画にのっとっていないことに関しては、法の精神にそぐわないのではないのか、市長の見解を伺います。

また、昨年来、議論を重ねている限定業者に関しては、私は独禁法に抵触するのではないかという指摘に

対しては、広範な裁量権を引き出し、違法性はないとしているが、処理基本計画自体の有効性を疑うものがありますので、いま一度検証してみたいと思います。広範な裁量権については、法第6条を根拠にしたものであり、このようにあります。「市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について、市町村が定めた一定の計画に従って、一般廃棄物を収集し運搬し処分しなければならないが、これをすべて市町村みずから直接又は委託により行うことが実際上できない場合もあるので、かかる場合、一般廃棄物処理業者をして処理させることとし、市町村に課せられた一般廃棄物処理事務を代行するものとして規制されるべきものであるから、市町村長あるいは地方公共団体の組合の組合長は、その営業の許可については市町村の作成した一般廃棄物処理計画に従い、法の目的に照らし、当該市町村の実情の下、自立性、専門技術的政策的判断の尊重される広範な裁量権を持つものと解される。」となっております。これは市町村の作成した一般廃棄物処理計画を前提としておりますが、本市が平成8年に作成した廃棄物処理計画は、現状では時代にそぐわない、文字どおり廃棄物化しており、第6条における処理基本計画とは認めがたいものになっております。したがって、限定業者については、基本計画それ自体が有効性に欠けていることから、独禁法に抵触するおそれがあると思われますので、見解を伺います。

次に、一般廃棄物の委託問題について伺います。昨年までは、今後は年次ごとに直営から委託に移行し、19年度をめどに完全委託化を図るとお聞きしておりましたが、中止されたと伺いました。この理由と直営を今後どのようにしていくのか、見解を伺います。

次に、廃棄物減量等推進審議会については、現状どのような論議をされているのか、お知らせください。

また、有料化についての問題点や他都市の動向についても、あわせてお知らせいただきたいと思います。

次に、築港再開発について伺います。

マイカル小樽は、平成11年に当時遊休地であった小樽築港操車場跡に、小樽市民の夢を乗せて、東京以北最大の売場面積を誇る巨大アミューズメント施設としてオープンいたしました。当時、当事者の構想の説明では、集客は小樽・札幌圏のみならず、アジアも含めた大規模集客施設として注目を集めました。創立2年にして経営の破たんを余儀なくして、う余曲折の末、現在では経営主体も経営体制も変わり、ウイングベイ小樽として営業を継続しております。この開発に関しては、当初よりさまざまな議論がありました。既存商店街との競合問題や、市の財政負担問題などは、世論を二分しながら現在まで至っております。本年はまた、小樽市の財政問題がクローズアップされる中、いま一度議会でも検証するべきではないかと思い、数点にわたって質問をいたしたいと思います。

初めに、雑種地であったこの地域の開発に当たって、小樽市は、区画整理事業により、取付け道路をはじめとして環境整備に当たったわけですが、これは補助事業で行われており、国と小樽市で負担をいたしました。それぞれの負担総額をお知らせください。

次に、マイカルが開業してから現在まで、各種の税金や上下水道料など、税や使用料などの直接的な影響額や、2,000人以上の雇用の確保が継続されていることから生まれる経済効果など、さまざまな形で財政影響を受けておりますが、これらについてはどの程度の実績となるのか、わかる範囲でけっこうですから、お知らせください。

また、過日、新聞報道された民間マンション建設計画は、定住人口増を目的にした本地区の開発にとって、久々の朗報であります。中高層住宅地区2.3ヘクタールの今後の事業計画について、お知らせください。

次に、先日発表されました小樽市消費者動向調査における既存商店街とウイングベイ小樽の市民意識につ

いては、どのような傾向性を表しているのか、調査の結果をお知らせいただきたいと思います。

次に、交通記念館について伺います。

本市の交通記念館は、平成8年4月に開設されましたが、当初は入館者数も順調に推移されておりましたが、年月が経過するごとに入館者が落ち込み、この数年は関係者の努力にもかかわらず、厳しい状況が続いております。このような施設がたどる宿命性を感じますが、このまま赤字状態が継続するようなら、やがて一般会計からの繰入れも考えなければならなくなるのは避けられないと思われますが、本年の入場者の推移と決算の見込み、資本金の状況について伺います。なるべく早期に抜本的な解決策を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。本来、このような社会教育施設的な使命を持った施設に関しては、採算性を考えることは難しく、むしろ教育性や公共性に重きを置くべきであったと思われます。したがって、入館料も940円の設定では、今後の運営もますます難しくなっていくのではないのでしょうか。この際、入場料金を大幅に値下げして、市民が気軽に楽しめる公共の場として提供してはいかがでしょうか。より大勢の人が入館し、北海道の鉄道の発祥地として認識し、楽しんでいただけることが本来の目的に沿っているのではないかと考えます。したがって、人件費などは極力かけないように見直し、なるべく自動化を心がけ、歳出の削減を図りながら運営するならば、最低限の負担もやむをえないと思われますが、教育長の見解を伺います。

また、駐車場に関しても、料金は無料にして民活の活用を図るべきではないのか、あれだけのスペースをただ遊ばせているのはもったいない限りでありますので、一考をお願いいたします。

最後に、教育問題について伺います。

現在、教育に求められていることは、不登校、学級崩壊、学力低下、学校・家庭の教育力の低下など、さまざまな問題が山積しておりますので、本市における問題について伺います。

初めに、児童虐待については、乳幼児から学童に至るまで、ある程度の年代にわたって増加し続けております。公明党が連立政権に参加して以来、児童虐待防止法をはじめ、国レベルでの抜本的な対策がようやく本格化してきましたが、自治体での対策はじゅうぶんとは言いがたく、本市においても、今後の対策の検討を本格的に行わなければなりません。警察庁によりますと、2000年のデータではありますが、表面に現れた児童虐待事件の総数は186件で、前年比で55パーセントも増加し、死亡者も44人を数えております。今年に入っても、児童虐待をめぐる悲惨なニュースが後を絶たない状況です。児童虐待は、表面に出たときには人命にかかわるまで発展していることが多く、手遅れになりやすいことから、早期の発見がより大切になります。そのためには、教育を中心に保健、医療、福祉、警察など、関係機関や団体の連携を図り、ネットワークの作成や地域に密着したきめ細かい相談支援体制をつくる必要がありますが、見解を伺います。

また、本市における児童虐待の状況についてはどのようなになっているのか、状況をお知らせください。

次に、不登校児童の実態について伺います。不登校の規定は、30日間の不登校が基準となっているようですが、数日間にわたって理由もなく休むという児童には、何らかの原因があるものと思われます。児童虐待やいじめにつながっていることも多く、早期に手を打つ必要があります。本市における不登校児の実態とその対策をお知らせください。

次に、いじめについて伺います。もはやいじめは普通の現代用語となり、危険なことにあまり過敏に反応しなくなりつつありますが、ますます陰険さを増して浸透しております。いじめがトラウマになって、成人してから影響を受け続けている人もいるくらい、心に大きな傷を残していくことも珍しいことではありません。本市のいじめに対する対策と現況をお答えください。

次に、学級崩壊については、ますます多くなっているのではないかと思われますが、これに関しては、学校や先生が表ざたにしないようにするため、実態を把握するのはなかなか難しいようです。先生の指導力が低下していることや、児童や保護者が自己中心的になっていることから、話を聞かない生徒に怒れない先生が相互影響しながら、つながりを崩していくのが学級崩壊です。本市の実態と対策をお聞かせください。

子どもの可能性を引き出すには、学校においては、ひとえに教師の情熱と資質にかかっており、教師こそ教育の生命線であります。しかしながら、残念なことに教員の資質が問題とされる事例が数多く指摘されております。まず第一に、教員が使命感を持つことが教員改革の第一歩と考えますが、いかがでしょうか。また、教員免許の更新制の導入や長期社会体験研修、保護者や地域住民が教員を授業等でサポートする補助教員制度の実施など、教員の資質向上や活性化のための施策なども考えられておりますが、教育長の見解を求めます。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、行財政問題について、何点かお尋ねがありました。まず、今後の財政健全化に向けての見解ですが、財政健全化が本市の最重要課題であると考えており、平成16年度は安定的に継続可能な財政体質を構築するための第一歩の年であると考えております。これまでお示ししました見直し項目をまず着実に実行し、成果を上げるほか、税収の安定確保に努めるとともに、さらに厳しさを増した状況の中で、国や関係機関にも働きかけ、地方財政の充実と新たな財源確保に努めたいと考えております。いずれにいたしましても、議会並びに市民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、この難局を乗り越え、財政再建団体への転落回避に不退転の決意で臨みたいと考えております。

次に、三位一体改革の本市に与える影響額であります。国庫補助負担金改革の影響額は、市立保育所運営費の国・道の負担金が約2億8,000万円減額となるほか、介護保険の事務費、第2次救急医療運営に対する運営費などが一般財源化され、合計で約3億7,000万円の減となります。また、この国庫補助負担金の一般財源化に対応して、暫定的に創設された所得譲与税は約2億5,000万円が収入増と見込まれますが、地方交付税と臨時財政対策債は地方財政計画の歳出の抑制が図られ、平成15年度の最終予算に比べ、約11億2,000万円の減収となります。これらのことから、三位一体改革の本市の影響額は、合計で約12億4,000万円の減収と試算しており、本市にとってたいへん厳しいものとなりました。

次に、平成14年度の収入未済額とその対応であります。平成14年度の決算時における実質的な収入未済額は、一般会計で約24億4,000万円、特別会計で約9億4,000万円、企業会計で約5億6,000万円、全会計で約39億4,000万円となっています。また、収入未済額に対する取組であります。まず最も金額の大きい税については、納税の組織の見直し、まさに職員が一丸となって精力的に納税交渉をし、適切な滞納処分の措置も講じながら、収納対策に取り組んでおります。また、その他の各会計の収入につきましても、それぞれの性格ごとに、未納者に対する交渉を基本としながら、事業ごとに滞納対策としてとりうる措置を適切に行いながら、収納率向上に努めております。いずれにいたしましても、収入未済の発生を未然に防ぐことが最も効

果的であることから、日常における納入対象者の把握と未納者に対する接触を密にし、粘り強く交渉することが大切であることに加えて、納入意欲の向上のためのPRや納入方法の改善などを講じ、納入者の利便性を高めることも必要であると考えております。

次に、公有財産の処分による収入増であります。公有財産の処分に当たりましては、新行政改革大綱の中で、遊休資産等の活用・処分の促進として位置づけをして、売却を進めているところであります。平成14年度は、旧住吉中学校の敷地と建物を1億9,470万円で売り払いしたほか、遊休地と貸付地を合わせ、5件を1,556万円で売り払いいたしました。平成15年3月には、財政部所管の土地については、貸付者全員に対して取得の希望を調査し、今年度から順次取得希望者に売払いを行っておりますが、今後とも処分可能な遊休資産については、積極的に売却するよう全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、政府に対する要求であります。全国的にも三位一体改革が各自治体の予算編成に大きな影響を与えていることから、平成16年度の地方財政への対応として、地域再生事業債の枠拡大と財政健全化債の弾力化が図られることになりました。どちらも公共事業における通常の起債充当率をかさ上げするものであり、地方の一般財源負担の軽減が図られるものであります。地域再生事業債につきましては、その発行要件から、本市での適用は難しいものがありますが、財政健全化債については、その充当事業の弾力的運用について、個々の自治体の相談にきめ細かく対応することとされておりますので、今後、本市の事業で対応可能と思われる具体的メニューを示し、北海道を通じて国へ積極的に働きかけ、財源の確保に努めていきたいと考えております。また、地方財政計画の抑制は今後も続くものと思われるので、大都市圏と地方圏のいずれもが納得できる税源移譲とあわせて、地方交付税の持つ財源保障と財源調整機能を堅持した対策がなされ、地方税財源の充実が図られるよう、要望していききたいと考えております。

次に、今後の行政改革の方向性であります。住民サービスの向上を目指すとともに、最優先課題である財政健全化のため、徹底した事務事業の見直しを行ってまいります。また、組織・機構についても、さらなるスリム化・効率化を図るため、継続して見直しを進めるとともに、民間委託の拡大なども含めて、人件費総額を削減したいと考えております。

次に、特別会計、企業会計の独立採算性についてであります。本市では、平成16年度では13の特別会計と4つの企業会計を設けております。そのうち、交通災害共済事業につきましては、加入者の減少や民間保険の充実などにより、行政としての所期の目的は達成したとの判断から、17年度の廃止を目指し、駐車場事業についても、不採算となっている稲穂駐車場の民営化に向けて、検討を行っているところであります。また、その他の会計におきましても、公共の行う事業としての不採算部門を抱え、一定程度の繰出金が必要なものもありますが、今後は厳しい財政状況の下で、コスト意識を持ち、受益者負担の在り方や投資効果などを見極めて、独立採算の原則の下で運営できるよう、努めていく必要があると考えております。

なお、国民健康保険、老人保健、介護保険のように、制度上定められた負担ルールに基づいて繰り出している会計がありますが、これらについても事務の効率化や収納率向上など、不断に事務を見直し、一般会計からの繰出金の節減と収支の改善に取り組むことが必要であると考えております。

次に、契約方法の見直しであります。まず現在行われている随意契約と競争入札の割合であります。平成14年度全会計の工事請負費における金額ベースでの割合は、随意契約で11パーセント、指名競争入札で89パーセントとなっております。同じく14年度の一般・特別会計の清掃業務委託における金額ベースでの割合は、随意契約で64パーセント、指名競争入札で36パーセント、機械警備業務委託では、随意契約で94パー

セント、指名競争入札で6パーセントとなっております。なお、清掃などの業務については、平成7年度からサイクル制による指名競争入札に改善し、清掃・常駐警備・暖房業務は3年サイクル、機械警備業務は6年サイクルとし、初年度は入札を行い、2年度目以降は使用機器の消却年数や従事者の雇用の安定に配慮し、随意契約をしております。随意契約ができる場合は、地方自治法でその要件が決まっており、例えば不動産の買入れなど、その性質又は目的が競争入札に適さない契約もありますが、現行で実施しております随意契約も含め、法の要件に適合するか、再度適正に判断をし、できる限り競争性を働かせるため、公正でかつ経済性を発揮する入札の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、工事発注における指名競争入札の在り方ですが、本市における現行の入札方式は、主に指名競争入札により行っております。その落札率は、市長部局発注の設計金額500万円以上の工事で、平成14年度では96.4パーセントとなっており、入札制度改革の先進市に比較しますと、確かに高い傾向でありますので、より競争性の働く入札制度の導入のため、工事発注部局職員によるワーキンググループを設置し、早急に検討させてまいりたいと考えております。

次に、パソコンの購入に関してであります。ノート型はバッテリー内蔵であることから、停電でも停止しないことや配置スペースの利便性により、ノート型を主に選択してまいりました。今後はデスクトップ型の省スペース化が進んでおりますので、経済性をより重視し、設置可能な場所にはデスクトップ型を検討してまいりたいと考えております。なお、購入予定台数であります。平成16年度では15台の購入を計画しております。

次に、組織機構の見直しなどによる人件費の削減であります。過去7年間につきましては、平成9年度から12年度までの第1次新行政改革実施計画の期間で、130名の職員を削減して約24億5,000万円、平成13年度から15年度の第2次実施計画の期間につきましては、見込みであります。135名の職員を削減し、約25億4,800万円の人件費削減効果となっております。平成16年度につきましては、約50名の職員を削減して、約4億円の削減を見込んでおります。

次に、有害鳥獣駆除対策費であります。平成14年度の決算額では、クマ、蛇駆除費が83万円、キツネ、タヌキ、シカ等駆除費が86万3,000円、カラス駆除費が426万8,000円となっており、総額で596万1,000円となっております。そのうち有害鳥獣駆除等の業務委託料として、北海道猟友会小樽支部に支払った額は、キツネなど駆除費86万円とカラス駆除費426万8,000円の合計512万8,000円となっております。

次に、カラス駆除についてであります。北海道猟友会小樽支部に、市内でカラスを駆除する業務、廃棄物最終処分場周辺地区を巡回してカラスを駆除する業務及び廃棄物最終処分場に設置されているカラス捕獲用の箱わなを管理する業務を委託しており、委託料については、捕獲したカラスの本体をもって確認した上で支払いをしております。なお、委託業務の実施に当たりましては、北海道猟友会小樽支部と随時協議をしながら行っているところであります。

次に、カラスがいなくなる環境づくりについてであります。カラスの駆除は主に廃棄物最終処分場周辺地区の農業被害防止対策として、地元町内会の要望を受け、巡回パトロールを含めて実施しているものであり、被害防止に効果があるものと考えております。なお、ごみステーションにおけるカラス対策につきましては、地域住民の協力を得ながら、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成15年度の決算見込みであります。昨年の第2回定例会で、財源対策として計上した滞納繰越分の市税のうち、15年度中に収納のめどが立たないものは、今定例会で減額補正しましたが、一方で地方交

付税や臨時財政対策債を増額補正することができました。本年度もあと1か月を切り、突発的な財政需要がないことを期待しておりますが、歳入において、本年度は各地で大規模な災害が起きていることなどから、特別交付税の予算額確保が厳しい状況にあるといわれていることや、市税の収納率、各種交付金や譲与税の動向など、不確定な要素もあり、加えて財源調整のための基金も残り少ないため、たいへん厳しい決算になると考えております。

次に、赤字再建団体回避のための対策であります。新しい財政健全化計画は今議会でお示しする予定でしたが、国の三位一体改革の影響が非常に大きく、収入の見込みが当初考えていたものから大きく落ち込んだことや三位一体改革の全体像が先送りされ、いまだに今後の影響が見えないことなどから、財政健全化計画をどのように組み立てるか、いま一度練り直す必要があり、今議会への提出は見合わせることにいたしました。財政健全化が本市の最重要課題であることから、三位一体改革の動向を把握した上で、できるだけ早い時期に新たな財政健全化計画を策定し、財政危機を乗り越えてまいりたいと考えております。

次に、新市立病院について、何点かお尋ねがありました。

まず新病院の完成年度についてであります。現在、取組を進めております財政健全化計画との整合性を図るとともに、北海道との話し合いを進め、建設計画の財政上の見通しを立てた上で、建設に向けてのスケジュールを明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、建設用地であります。昨年、建設候補地を2か所に絞り込み、それぞれ課題を整理してまいりましたが、建設予定地の決定の時期につきましては、財政上の課題とこれにかかわる北海道との話し合いの経過を踏まえ、判断してまいりたいと考えております。

次に、一般会計からの長期貸付金44億円の解消方法であります。この長期貸付金につきましては、現在の病院事業の収支状況及び本市の財政状況では、新病院開院前からの短期間での解消は難しいため、開院後の中長期的な解消計画について、北海道と相談を行っているところであります。

次に、診療科目の見直しについてであります。基本構想では、新市立病院は現在の市立小樽病院の総合診療機能と市立小樽第二病院の専門機能を生かすことを基本的な考え方としております。診療科目の設定につきましては、現在、病院内で規模・機能などの検討を行っているほか、地域医療連携の進め方や医師の確保などの課題もありますので、今後、医師会など関係機関との調整が必要であると考えております。

次に、女性専門外来の設置であります。さまざまな形で女性専門外来を開設する医療機関が多くなっており、開設した医療機関によると、女性医師が担当することにより、男性医師には相談しにくい悩みや女性特有の症状などの話をすることができますので、患者には安心感を得られるなど、好評であると聞いております。女性専門外来は新しい医療の形として注目されており、今後、さらに需要が高まってくるものと考えております。一方では、人材不足などによる体制づくりが難しいなどの課題があるとも聞いております。いずれにいたしましても、先進事例などを研究してまいりたいと考えております。

次に、病床規模についてであります。基本構想では、小樽市を中心とした後志2次医療圏の将来的な人口の減少と高齢化を視野に入れ、病床利用率の向上や平均在院日数の短縮化といった効率的な運営を前提とし、新病院の病床規模を設定したところであります。現在、この基本構想を基に、両病院の院長を中心に規模・機能などについて検討を行っているところであり、本年9月ごろをめどにまとめていきたいと思っております。

次に、財政再建団体と新規事業についてであります。仮に法に基づく準用再建団体となった場合は、国

に対して再建計画を提出し、国や北海道の指導の下で再建を実行することになります。その中で、新規事業は当然厳しく点検され、制限されることになると思いますが、新たな投資を伴う事業であっても、収支改善のために必要な事業であれば、新規事業であることをもってすべて認められないとは考えておりませんが、いずれにしても厳しい状況になるものと考えております。

次に、一般廃棄物処理問題について、何点かお尋ねがありましたが、初めに一般廃棄物処理基本計画の見直しが遅れた理由についてであります。主な理由としては、国のごみ処理の基本的な考え方が、単独処理から広域処理へと大きく変わり、本市においても広域処理を行うことになり、北しりべし廃棄物処理広域連合で、ごみの計画処理量や焼却炉の規模などの内容が明らかになってから、計画を見直すことが適当と考えたためであります。また、現計画の策定後において、循環型社会を形成するため、家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法が順次施行されるなど、ごみ処理全体を取り巻く急速な状況変化があったことも理由の一つであります。さらに、現計画で検討するとしていた家庭ごみの有料化については、昨年11月に廃棄物減量等推進審議会に、家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について諮問し、今月中に答申される予定になっておりますので、各種ごみ減量施策の課題が整理されることとなる平成16年度に見直しをすることが適当と考えているところであります。

次に、一般廃棄物の処理に関する各種事業が基本計画にのっとっていないことは、法の精神にそぐわないのではないかとありますが、一般廃棄物を処理するための基本的な事項について定める一般廃棄物処理基本計画と毎年度策定する実施計画の両方をあわせて、一般廃棄物処理計画とされており、現在、実施しているごみ処理に関して、必要な事項は実施計画に定めていることから、一般廃棄物処理計画を逸脱しているものではないと考えております。

次に、一般廃棄物処理基本計画の有効性と限定許可についてであります。一般廃棄物処理計画は一般廃棄物処理基本計画と実施計画からなっているものであり、毎年度策定している実施計画で、事業系一般廃棄物の収集主体を許可業者と定めていることから、有効性に欠けていることにはならないものと考えております。また、事業系一般廃棄物の許可につきましては、本来、市が行うべき処理を補完する範囲内で、一般廃棄物処理業の許可をすることができ、許可業者による適正な処理を確保するためにも、補完の範囲を超えた許可をしないということが法の考え方であり、限定許可についても同様の考え方で行っているものであります。したがって、限定許可が独占禁止法に抵触することにはならないものと考えております。

次に、ごみ処理に係る民間委託についてであります。民間委託の拡大につきましては、中長期的視点から年次計画を策定して進めることが必要であるものと考えております。一方、ごみ減量化の推進は急務であるとの判断から、廃棄物減量等推進審議会に、家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について諮問したところでございます。審議会からは、今月中に答申があるものと考えておりますが、その答申内容により、今後、収集体制の見直しが必要になることも考えられるため、当面、平成16年度においては、直営体制は現行のままとし、民間委託の拡大は行わないものとしたものであります。完全民間委託につきましては、平成16年度の早い時期に全庁的な職員配置の方向性も見据えた中で、収集体制の在り方についての計画を策定し、19年度には実施してまいりたいと考えております。

次に、廃棄物減量等推進審議会の論議についてであります。現在まで8回の審議が行われており、審議内容としては、これまで道内2市の視察を行い、本市のごみ処理状況を踏まえた上で、減量化や資源化の取組、有料化による減量効果、有料化の実施方法、市民サービスの向上施策などが議論されております。

次に、有料化についてであります。不適切な排出に対するステーションの管理対策、不法投棄に対する監視等の強化、指定ごみ袋の使用や手数料の在り方、市民への周知方法などについて論議されております。また、他都市の動向についてであります。道内34市中、有料化を実施しているのは13市、実施を決定しているのは1市、検討中は本市も含め6市、実施未定は14市となっております。

次に築港再開発について、何点かお尋ねがありました。

まず、環境整備事業に係る国と小樽市の負担総額についてであります。既に事業が終了しております土地区画整理事業や下水道整備事業等のほか、平成16年度に完了が予定されております臨港道路整備事業を合わせますと、事業費総額は約138億円となり、その内訳は、国庫補助金が約42億円、小樽市負担分が約84億円、保留地処分金が約12億円と見込まれております。

次に、築港再開発地区内における財政的な効果であります。主な市税といたしましては法人市民税、固定資産税などがあり、平成14年度までの調定額は約26億円、同じく上下水道料金の調定額は約11億円となっております。また、雇用から発生する経済効果につきましては、詳しくは承知しておりませんが、築港地区では約2,500名の雇用があり、このうち市内からの雇用はおおむね7割と伺っております。雇用の確保によって世帯当たりの可処分所得の増加が見込まれ、本市経済に与える効果は大きいものと考えております。

次に、中高層住宅地区の今後の事業計画であります。過日報道されました民間マンションにつきましては、札幌の事業者が小樽ベシティ開発から約8,200平方メートルの用地を取得し、200戸程度の分譲マンションを建設するもので、今年の夏には着工の予定と伺っております。また、北海道が新年度以降、隣接地に道営住宅を150戸程度建設することになっており、この地区に400戸近い住宅が完成することとなります。既に建設されている200戸と併せると、約600戸の住宅街が形成されることになり、今後、定住人口の確保や施設の売上げに寄与するものと期待いたしております。

次に、小樽市消費者動向調査における既存商店街とウイングベイ小樽に対する市民意識についてであります。今回の調査は都通り、サンモール一番街、花園銀座街の中心3商店街の通行者を対象に行った来街者聞き取り調査と、幼稚園児・小学生がいる世帯を中心に行ったお買物アンケートであり、特にお買物アンケートは回答率が7割を超えるなど、本市消費者の買物動向を表す調査結果となっております。

まず、来街者聞き取り調査においては、3商店街への来街者のうち、50歳以上の男性、女性がともに65パーセントを超えるなど、既存商店街は中高年齢層から多くの支持を得ている結果となっております。

次に、お買物アンケートでは、ウイングベイ小樽で月1回以上の頻度で買物する方が全体の88パーセントもあり、さらに実用衣料、服飾品、アクセサリ、靴、かばんを購入する場合にはウイングベイ小樽を利用する割合が、回答者の35パーセント以上を占めるなど、30代、40代を中心に支持されていることがうかがわれます。また、ここ数年で市内での買物の割合が増えたとする回答が15.2パーセントあり、このことはウイングベイ小樽が日常の市民の買物場所として定着してきたことなどによるものであり、一定程度購買力の市外流出に歯止めをかける役割を果たしているものと考えております。

最後に、教育問題のうち、児童虐待防止対策についてお答えいたします。

平成12年11月、「児童虐待の防止等に関する法律」の施行を受けて、小樽市では平成13年2月に、小樽市地域児童虐待防止対策連絡協議会を設置しております。協議会は、児童相談所、市の関係部局のほか、学校、民生児童委員、幼稚園、警察、医師会など、12機関で構成し、小樽市の現状や防止対策、早期発見について、関係機関の連携と相互協力を図っております。また、具体的な相談や通報があった場合には、関係者でネッ

トワーク会議を開催し、情報交換や支援対策を協議し、対策を講じているところであります。

次に、本市の状況であります。中央児童相談所がまとめております13年度、14年度の合計件数では、相談通告件数が37世帯、児童数で59名、そのうち虐待案件として保護者指導や児童の施設入所など、処理となったものは22世帯、32人となっております。虐待防止は早期発見と迅速な対応が必要であり、今後も相談窓口の周知やネットワーク機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 佐藤議員のご質問にお答えします。

まず、交通記念館の入場者の推移についてですが、平成15年度の有料入場者数は5万4,266人で、平成14年度と比べて、8,834人の減となっております。

次に、平成15年度決算の見込みについてですが、仕入額を差し引いた収入は5,264万6,976円、支出は6,931万1,800円で、差引き1,666万4,824円の赤字となっております。資本金の状況につきましては、当初3億円でスタートしましたが、現在、資本金残額は8,649万2,644円となっております。また、早期に抜本的な解決策を策定すべきということについてですが、現在、経営改善検討委員会で種々協議いただいております。委員会においても、早期に解決をとという意見が出されていることから、協議の方向性を見極め、解決策の策定に協力してまいりたいと考えております。

次に、入場料の大幅値下げについてですが、経営改善検討委員会の中で、入場料金の在り方についても、交通記念館に気軽に入場してもらうことが大事であるとして論議されており、注目してまいりたいと考えております。

次に、市の負担についてですが、今後の経営に関しましては、現在、経営改善検討委員会の中で検討を進めており、その中で、市に対する要望も検討されるものと考えております。

次に、駐車場無料開放についてですが、入場者の利便性を考慮して、平成12年度から無料開放を行っており、昨年度は第2駐車場を民間のイベントに開放いたしました。今後とも、民間活用の在り方について検討してまいります。

次に、不登校の実態とその対策についてですが、平成14年度の調査で、本市における年間30日以上欠席している不登校児童生徒数は86名となっており、その内訳は小学校20名、中学校66名であり、中学在籍者の不登校長期化が目立っています。その要因は多岐にわたり、さまざまな支援が必要とされております。教育委員会では、学校適応指導教室を設置し、指導員を4名配置し、指導に当たっています。2月末現在、通級の児童生徒数は27名となっております。また、道費、市費の3名のスクールカウンセラーにより、相談活動の充実や関係者による不登校対策連絡協議会の開催など、学校復帰に向けての支援をしております。学校を休みがちである、学校生活で孤立しがちであるなど、学校生活への適応面で何らかのつまずきのある児童・生徒を早期に見出すことが大切であると考えており、学校、保護者、関係機関が連携した支援体制の充実に努めてまいりたいと思います。

次に、いじめについてですが、近年、本市においていじめの発生は10校前後で推移しておりますが、その内容は誤解の解消により短期で解決するものやグループのいじめにより転校を希望するなど、さまざまな態様を示していますが、校内での積極的な対応が進んでおり、件数は減少の傾向にあります。いじめは子どもたちの心に深い傷や痛みを与えるなど、深刻な状況を生みます。学校が子どもたちにとって楽しく学び、

生き生きと活動できる場となるよう、教職員一人一人が心を合わせ、指導の在り方を見直していくなど、いじめ根絶に向けて積極的な取組が充実するよう、教育委員会として指導に努めてまいります。

次に、学級崩壊についてですが、ご指摘のように、学校崩壊についての把握は困難であり、学校からの報告というより、保護者からの相談の形で明らかになることが一般的です。学校においては、校長や教職員が学級の機能しない状況を何とか是正したいと努力いたしますが、その過程で保護者からの連絡が先行いたします。教育委員会としては、当該学校を訪問し、具体的な対応を協議しますが、児童・生徒に問題ありとした場合、カウンセラーの派遣や学級PTAの開催など、対応してまいります。担任教師に問題がある場合は、教頭、校長がクラスに入り、その状況を観察し、担任にアドバイスをしたり、担任業務が限界といった申出がある場合には、担任の交代、代替教員の申請ということになります。小樽市においては、年に一、二件、保護者から相談が寄せられますが、学校の対応努力を援助するため、カウンセラーの派遣などに努めております。対策としては、基本的には学級担任と学級の児童生徒のコミュニケーション、保護者との連携、学年・学級相互の連携が大切と考えています。

最後に、教員の資質向上などについてですが、学校教育の充実は教員の資質能力に負うところが大きく、一人一人の教員が教育者としての強い自覚と使命感を持って指導に当たることが極めて重要なことであると受け止めております。平成14年2月には、中央教育審議会が今後の教員免許制度の在り方についての答申において、教員の専門性の向上を目指して、新たに教職10年を経過した教員に対する研修を示しました。同年6月には、教育公務員特例法の一部を改正する法律により、平成15年度から、10年経験者研修が義務づけられました。このような研修等を通して、教員一人一人が専門性の向上や得意分野を伸ばすとともに、各学校が積極的に地域人材をゲストティーチャーとして活用するなど、特色ある教育活動が展開されるよう、指導に努めてまいります。

○議長（中畑恒雄） 佐藤議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時45分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 19番、武井義恵議員。

（19番 武井義恵議員登壇）（拍手）

○19番（武井義恵議員） 世界に誇れる我が国の平和憲法を、政府の都合のよいように、かつてに拡大解釈し、歴代の総理大臣が果たしえなかった自衛隊のイラク派遣を強行した小泉内閣ですが、その一方では三位一体改革と称して、自治体に地方交付税の大幅削減を押しつけ、本市においても、臨時対策債や交付税が削減されたことにより、6億5,000万円余の歳入減を来し、市が自助努力で人件費や事業費などをもって約17億円を生み出すも、なお19億円が不足という結果になりました。一般会計は、収入の当てのない財源を計上せざるをえない状況の中で開催されました平成16年第1回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して、質問いたします。

代表質問も私が最後となりますと、他の会派と類似した内容もあろうかと存じますが、観点も異なるかと思しますので、通告どおりに質問させていただきます。

まず、議案第1号一般会計予算案に関連して、市長の政治姿勢について、何点かお尋ねいたします。

前述でも示したように、たいへん厳しい財政状況の中であるにもかかわらず、市長は86件の新規事業に57億7,735万円余を計上いたしております。その中でも、地域経済活性化策としての緊急雇用事業費など9,002万円を計上していることは、山田カラーの現れかと存じます。苦しいときにこそ、市長の政治手腕が発揮されるものだと、我が党は期待しているのであります。

そこで、質問いたしますが、緊急地域雇用創出特別対策推進事業で78名の新規雇用が見込まれておりますが、雇用に当たって、年齢制限などがあるのでしょうか。いかがですか、お答えください。

昨年の退職者は満61歳で受給できました年金ですが、今年の退職予定の方の年金受給年齢は62歳であるかと思しますので、いかに臨時的雇用者であっても、年金が受給されるまで雇用すべきだと思いますので、市長の見解を求めます。

次に、平成16年度の一般会計の歳入が約19億円不足し、事実上の赤字予算編成となることについてお尋ねいたします。市長は職員らの協力を得ながら、平成15年度に対し、人件費や各事業費の圧縮で、約17億円余を生み出したにもかかわらず、財源が不足する結果となりました。このような結果を生んだ最大の原因は、私がさきにも述べましたように、市長も交付税や臨時財政対策債の歳入減が予想以上に大きくつじつまが合わなくなった。国に対して、交付税の増額など、歳入増対策を要請していくと、決意を述べておられます。しかし、国がそう簡単に要求に応ずるとは考えられません。2月20日の衆議院予算委員会で、小樽市の財政をめぐる論議が交わされた際に、麻生太郎総務相は、地方もスリム化の努力が必要と前置きをしながら、政府みずから三位一体改革による補助金や交付金の大幅削減が自治体を財政破たんに陥れたことを棚に上げ、小樽市の血のにじむほどの努力を重ねて歳出の抑制、歳入増対策について全庁挙げて取り組んでいる実情を把握もせず、「うまく対応している自治体もある、首長の経営資質や才能、やり方が問われる時代だ」などと、政府の失政を自治体の自己責任にすりかえている小泉内閣です。したがって、都道府県においても、44の自治体が16年度の予算編成での財源不足を訴えております。以上の情勢ですから、他市においても同様の財政難に苦しんでいるところがあるかと思いますので、他の市長にも呼びかけをして、共同行動をとるべきだと私は思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

また、市長は、「三位一体の全体像が見えてこない。もう一度練り直しを図りたい。したがって、財政健全化は本定例会では示すことができない」とも述べておられますが、三位一体の全体像が見えるのはいつごろと判断いたしているのでしょうか。財政健全化の確たるものが示せるのは、2定ぐらいまでとお考えでしょうか、ご見解をお示しください。

次に、平成16年度の組織・機構の見直しについて、お尋ねいたします。市長は、財政再建団体への転落を避けることを目標にして、スリムで効率的な行政運営を目指すとともに、福祉施策の充実やまちづくりなどの課題に対応し、市民ニーズに適切にこたえるため、スリムな行政運営を図り、今後3年程度で単年度収支のバランスをとりたいとして、2,000余に及ぶすべての事務事業を見直しするとともに、組織機構の見直しに着手いたしました。内容については、当面の16年度として、3部2室4課を削減することにより、管理職17名の減を図るとしてあります。

そこでお尋ねいたしますが、管理職17名を削減し、124名体制にする計画であります。これはすべて退職者の不補充による削減として、理解してよいのでしょうか、お答えください。

次に、気になることは、管理職17名を削減すると、おのずと一般職もそれに見合う数だけ減ると考えるの

が自然のように思われますが、一般職については何名くらいを予定したスリム化なのかどうか、お答えください。

また、土木部の公園課を廃止するとしておりますが、新たに組織される建設部のいずれの課に、現在の公園課の所管を担当させるのか、考えをお示しください。私は公園課こそ、少子高齢化社会にあって、今後のまちづくりになくてはならない課であると考えますが、廃止の理由も含め、ご答弁のほど、お願いいたします。

次に、柔軟で機動的に対応できることを目的にして、グループ制を総務部、財政部、保健所などにそれぞれ導入することが、このたびの組織機構見直しの特徴であると申し上げてよいかと思えます。さらに、平成17年度以降にも、グループ制導入の効果や問題点を把握・整理し、順次、グループ制の導入拡大を図るとしております。そこでお尋ねいたしますが、どのような効果を期待し、どのような問題点があるとお思いでしょうか。想定される内容をお示しください。

私は、現在の課の業務を大幅に見直し、グループ制に移行するのではと思いますが、したがって職員間に不協和音が出るのではないかと心配しているのですけれども、いかがでしょうか。この制度導入の際に出された意見を二、三お聞かせください。

さらに、福祉部に関してですが、社会福祉課を地域福祉課に、高齢福祉課を高齢福祉医療課に、そして児童家庭課を子育て支援課にそれぞれ名称変更するとしておりますが、この名称変更の理由と、どのような効果を期待しておられるか、ご教示ください。

市長は、このたびの組織機構の見直しの第一の目的に、市民のサービスの向上を掲げています。そのため機構改革として、8連絡所の廃止とあわせ、3部2室4課の削減を図るとしておりますが、このような大改革に当たっての第一の目的であります市民サービスに影響が出ないかと心配しております。したがって、最も大切なのは移行時であろうかと思いますので、移行時の混乱を極力避けるため、市民への移行周知の徹底及び案内について、特段の留意をすべきだと思いますが、移行時の体制方について、説明してください。少なくとも、たらい回しなどをしないようにお願いいたします。

また、平成17年度以降の組織機構の見直しとして、消防本部の職員の適正配置計画の実施が見込まれておりますが、消防本部こそ市民の命と財産を守るための組織であるだけに、じゅうぶんな意を配した組織機構の見直しをされるよう、意見を申し上げて、この項を終わりいたします。

次に、以前から私が引きずってまいりました梅ヶ枝山手線対策と塩谷C団地の集会所対策について、質問させていただきます。

まず梅ヶ枝山手線ですが、平成14年第2回定例会で、市長は私の質問に対し、梅ヶ枝団地の分譲により、住民の生活道路として、昭和42年に市道に認定したものである。当初、住民には梅源線へ抜ける道路を予定している旨、説明してきた、今後とも冬期間の通行の確保について、引き続き努めてまいりたいと述べています。また、私の再質問に、土木部長は、確かに現状は狭あい作業がやりにくい場所がある。現在、3種の2を2種でやっているが、今年の冬の結果を見ながら格上げというか、1種というか、含めて検討させてほしいと述べています。したがって、市長も土木部長も、市の対応が遅れていることをともに認めているのであります。一方、消防署は小型のジープ型四駆消防車を用意したにもかかわらず、道路が狭あい側溝に車輪をとられるなど、思うように活躍できませんでした。平成16年度の予算案には、臨時市道整備事業費が6億8,000万円計上されております。私は道路を少しでも広く利用するためには、当面、側溝をふたで覆

い、道路を少しでも広くして使う以外に方法がないのではないかと思います。せっかくの消防車を宝の持ちぐされにしないよう、梅ヶ枝山手線に対するお考えをお示してください。

次に、塩谷C団地の集会所問題であります。平成10年に策定されました住宅マスタープランは、平成20年までの11年間を計画期間として策定されたものであります。このマスタープランによると、目的には将来に向けて優良な住宅ストックと良質な居住環境の形成に資することを目的とすると明記されております。さらには、将来のまちづくりや地域の活性化を推進する計画に役割を果たすとも記されております。その再生マスタープランが平均2年遅れとなっていることにより、順次、計画が遅れ、その結果、平成17年から19年予定の塩谷C団地の建替えも遅れる予定で現在に至っております。しかし、同時に計画されている中に、集会所があります。集会所は公住法にもありますように、団地の居住者だけが使用するものではなく、地域の活性化を推進し、良質な住環境の形成に資するためのものであり、団地と同一視することのできるものではありません。地域住民は、このマスタープランの集会所の実現を今日か明日かと首を長くしているのであります。それもそのはず、葬儀を行うにも会場がなく、新道、共睦、長和と、各会館を探し回っている実態であるからであります。どうぞ地域住民の待ち望んでいる夢をかなえてやるべきだと思います。団地の建替えの遅れは、現在でも住んでいらっしゃるのですから、やむをえないとしても、せめて集会所だけは、マスタープランどおり建ててほしいものでございますが、決意のほどをお示ください。

次に、議案第2号平成16年度小樽市港湾整備事業特別会計予算並びに議案第19号平成15年度小樽市一般会計補正予算に関連したお尋ねをいたしたいと思います。

最初に、改正ソーラス条約について質問いたします。港湾のテロ対策を義務づけた改正ソーラス条約の対象となりました道内12港中、小樽市関係は小樽港と石狩湾新港2港であります。内容は、保安設備として高さ約2メートルのフェンスや監視カメラ、照明などを、同条約が発効する7月1日までに整備する内容となっております。さらに、小樽港では10か所ほどのゲートをつくり、要員を配置する計画のようにとも伺っております。なお、負担割合は国が3分の2で、港湾管理者が3分の1となっておりますが、小樽港については、6億1,500万円の3分の1であるから、2億500万円と理解してよろしいのでしょうか。お答えください。

また、保安設備としては、今後の修理代や電気代、人件費などのランニングコストは、将来、港湾管理者が負担することになるのでしょうか。将来展望をお示ください。

また、石狩湾新港は港湾管理者が小樽市、石狩市、道の三者となっておりますが、事業費2億300万円の負担はどうなるのか、負担割合をお示ください。

なお、本件に関する予算案は平成15年度補正予算に計上されておりますが、7月1日までに間に合うのでしょうか。見通しについてお答えください。

次に、苫小牧港の食肉検疫港指定に関連し、お尋ねいたします。農水省は去る2月4日までに、苫小牧港を羊肉など輸入食肉の検疫のできる港に指定する省令改正に向けて、国民に賛否を問うパブリックコメントの募集を始めたとのこととあります。この手続が順調に進めば、平成16年度にも指定を受ける見通しであると報道されております。この発端は、これまで道は道内他港の自治体の同意を条件としていたものを、平成14年暮れに道が規制を緩和したため、指定に向けた準備が加速したとのこととあります。その一方の小樽市では、道の条件緩和や農水省への指定要請がされていたことを事前に知らされていなかったとも報じられております。このため小樽市では、地元と調整しながら進めるやり方であったものを方針転換した道のやり方に、遺憾として反発しているようですが、今後の対応についてどのように対処するのか、考え方を示しく

ださい。

また、関係する道内、他の3港、すなわち室蘭港、石狩湾新港及び釧路港など、この事実を知っていたのかどうか、それとも小樽同様だったのかも含めて、お答えください。

次に、議案第12号平成16年度小樽市介護保険事業特別会計についてお尋ねいたします。平成12年4月の導入から、まもなく4年になる介護保険制度について、小樽市は意識調査をやったことがありますでしょうか。私は各機関の調査結果を基にしながら、質問をさせていただきます。

初めに、読売新聞社が平成15年8月に調査した結果によると、介護保険制度の評価でございますが、大いに評価している11.1パーセント、多少は評価している44.9パーセント、合わせますと58パーセントに上っておりますが、一方では、評価しない25.5パーセント、全く評価していない8パーセントとなっており、評価しないの33.5パーセントを、評価するが上回る結果となりました。これは制度導入半年後の平成12年9月の調査では、評価していない46パーセントが、評価している44パーセントを、小差ではあるが上回っていました。したがって、それから3年後の調査では、このような逆転した14ポイントのアップとなっているのであります。このことは、介護サービスの利用者が増え、制度の趣旨やしきみについて、国民の認知度がアップしたことを意味しているのかと思うのであります。以上は、全国的な見地からの数値であります。小樽市民の介護制度に対する認知度はいかがでしょうか、見解をお示ください。

また、認知度が高まると、利用者が増加することになり、増加することによって総費用、保険給付額が増大する傾向になるわけですが、小樽市の最近の利用者の増加率はいかに推移しているのでしょうか、お答えください。

次に、平成16年度の介護保険事業特別会計予算の概要を見ると、一般会計の繰入金1億960万1,000円が、対前年度より増になっておりますが、その主な内容をご教示ください。

今、小樽市は、歳入対策に全庁を挙げて努力を重ねております。しかし、介護保険事業を見ると、第1号被保険者の普通徴収者の滞納分として、1,429万7,000円の数字がどっかりとあぐらをかいているのが目ざわりであります。滞納の大きな理由と今後の対策について、お聞かせください。

また、介護保険料の滞納者に対するサービスは、どうなるのでしょうか。何かペナルティはあるのでしょうか、お答え願います。

今回、提起されている組織機構改革にグループ制の導入が示されておりますが、このような滞納対策にグループ制を導入して取り組んではと思うのですが、市長のご見解をお示ください。

次に、要介護認定者のおおよそ2人に1人は何らかの介護支援を必要とする痴ほう性高齢者であることが、平成14年9月末の厚生労働省の調査で明らかになりましたが、小樽市の痴ほう性高齢者の数はどうなっているか、お答えください。

次に、要介護認定者数の推移を見ると、介護保険制度を導入した平成12年4月から、平成15年10月末までの推移を見ると、要介護認定者は218万人から371万人へと、70パーセントの増加となっており、一方、要支援者と要介護1では、84万人から174万人へと、106パーセントに増加しております。このことから、要支援者や要介護1のような軽度の要介護者の増加が際立っているのであります。小樽市内では、全国的な統計のような数値を示しているかどうか、お答えください。

次に、保険給付並びに要介護認定の状況についてであります。要支援、要介護1は、ケアマネジャーなどに勧められて認定を受けると、要支援になることは難しくない現在の制度であります。以下、他県内の例を

申し上げます。要支援や要介護1になると、迎えの車が来て、おやつつき、昼食つき、入浴サービスつき、ボランティアの方々がたいへん親切にしてくれる、これではリハビリテーションになるのかどうかかわらない、月6万円の収入をねらって入り込んでくる業者もいるとのこと、これが現在だんだんと広がりつつあるといわれております。貴重な介護保険の財源が不正に使われており、これが制度に対する信頼感を失わせている大きな要因になっているとのことでもあります。小樽市内では、いかがでしょうか。乏しい財源をねらっている悪徳商法は何としても防がなければなりません。防がなければ、財政が破たんしてしまいます。したがって、他県のことでありますが、教訓にすべきだと思います。市の実態をお示しください。

参考までに、京都府の例を申し上げます。京都では10数件の不正請求事件によって、8億円の財源が不当に使われ、指定事業所の規制について、対策が講じられているとのことでもあります。

次に、高齢者や家族の意識について、お尋ねいたします。内閣府が平成15年7月24日から8月3日の調査期間で、高齢者介護に関する世論調査をした結果、次のような回答を得たのであります。まず、介護を受けたい場所についてであります。可能な限り自宅で介護を受けたいとするものが44.7パーセントで最も多く、その理由については、85.6パーセントの人が住みなれた自宅で生活を続けたいからと回答しております。さらに、家族に介護を受けさせたい場所についての調査結果では、可能な限り自宅で介護を受けさせたいと答えた人が57.7パーセントに及んでおります。小樽市では、どのような回答の結果が得られるとお思いでしょうか。調査資料がなければ、今までの対応された中からでもよろしいですから、お答えください。ちなみに、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所させたいと答えた人が23.9パーセントであることを知り、小樽の待機者の実態を思うとき、この調査結果に驚いているのであります。

この項の最後に、施設居住環境の現状調査についてであります。特別養護老人ホームの個室は、昭和60年代から増加しておりますが、介護保険施設では、平成14年10月時点においても、60パーセントから70パーセントが4人部屋を利用していることが、昨年10月1日現在の介護サービス施設事業所調査で明らかになりました。私は以前から主張しておりますが、ベッドは老人にとってプライバシーの部屋であるだけに、個室にすることが望ましいと思います。小樽市内の介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、それぞれの最寄りの居住環境の実態について、お答えください。

最後になりましたが、教育委員会にお尋ねいたします。

初めに、適正配置についてお尋ねいたします。小樽市小中学校適正配置計画基本方針並びに同実施方針によりますと、通学区域の見通しでは、通学距離はもちろんですが、通学時間も考慮して行うとありますが、この時間の目安はいかほどを標準としているのでしょうか、お答えください。

また、平成13年に行われました中学校の適正配置において、通学時間を考慮して通学区域の見直しを行った例がありましたでしょうか。具体例をお示しください。

また、実施方針では、適正配置の対象校としては、標準学級に満たない比較的学級数の少ない学校を対象校とするとあります。この標準という型にはめた画一的な教育にしようとするのではと思われるのですが、いかがでしょうか。

さらに、適正配置にかかわる地域説明会の概要資料の中では、適正配置は文部科学省や北海道教育委員会からの指導により行うものではなく、小樽市の考えで実施するものと答弁されておりますが、これは学校教育法施行規則第17条に、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする」と示されているので、小樽市においても、学級規模は2学級を標準としておりますと回答されておりますが、規則により画一的に

やるのであれば、国・道の指導によるものと同じなのではないでしょうか。私の見解は間違っておりますか、お答えください。

次に、中学校の適正配置は2か年で実施いたしました。小学校は学校の歴史的経過があるので、今後四、五年を目途にと答弁されておりますが、平成16年から四、五年と理解すると、平成20年ごろを目途に適正配置の実施を考えていると解釈してよろしいのでしょうか、ご見解をお示しください。

この項の最後に、中高一貫教育についてお伺いいたします。私は昨年第2回定例会で、後志管内の私立中学校で、初めて中高一貫教育の進学校を本年4月より、双葉高校の運営する附属中学校で開設することとあわせて、平成19年4月に北海道教育委員会が、登別市に一つの学校で6年間一体的な中高一貫教育を行う中等教育学校を開設する計画を固めたことについて、お尋ねいたしました。その後、札幌市教育委員会が平成20年度に開設を、函館市も平成20年度以降に単位制と中高一貫教育を導入することを、市議会に原案を提示するまでに至っております。また、函館市教育委員会は、高校に中学を併設する併設型を想定しているとのことでもあります。このように、少子化で学級数削減を迫られている中で、学校の再編成とあわせて、教育内容の個性化を図るため、全道各地で中高一貫教育の波がわき起こっております。このような情勢を、小樽市教育委員会としてはどう判断し、今後の市内中学校にどう対処しようとしておられるか、考え方を示してください。

なお、登別の中高一貫教育の生徒の受入れについては、全道いずれの地域からも受験可能かどうかは今後明らかにされるものと考えていると、昨年、教育長よりご答弁をいただいておりますが、生徒の受入れ方について明らかになったでしょうか、お答えください。私は、このままでは市内の優秀な中学生はこれから中高一貫教育を目指すのではないかと思うのですが、取り越し苦労であるとお思いでしょうか。教育長のお考えをお示しください。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 武井議員のご質問にお答えいたします。

最初に、議案第1号に関連して、何点かお尋ねがありました。

まず、緊急地域雇用創出特別対策推進事業における雇用に当たっての年齢制限についてであります。本事業の受託者は新規雇用者を募集する場合、原則として公共職業安定所への求人申込みにより行うこととされております。改正雇用対策法では、労働者にその年齢にかかわらず、均等な機会を与えるように努めなければならないとなっており、一部年齢制限が認められる場合を除いて、制限を設けずに募集・採用しているものと認識しております。

次に、退職した市職員の雇用についてであります。年金の満額受給が満65歳まで引き延ばされたということで、その救済措置として、平成14年度に国家公務員と同様に、再任用制度を導入いたしました。しかしながら、財政状況がたいへん厳しいこともあり、今年度より再任用制度の凍結を決定したところであります。平成14年度末に退職した市職員の中には、1年間の臨時職員として任用している職員もおりますが、その職員の職種、適性、健康状況を勘案して、市の業務の補完ということで任用しております。今年度末に退職す

る職員につきましては、ご指摘のとおり満62歳で年金を満額受給することとなるわけではありますが、臨時職員の任用期間は、その職種において求人が困難な場合や一定の熟練を要する場合を除いて、原則1年間で運用しておりますので、これまでと同様の基準で任用の期間を決めてまいりたいと考えております。

次に、国への要請についてであります。今回の三位一体改革は、結果として本市にとってたいへん厳しいものとなりました。全国的にも、三位一体改革が各自治体の予算編成に大きな影響を与えていることから、2月23日に全国市長会が国に対して三位一体改革に関する緊急要望を行い、北海道市長会も同日自治体の財政運営に支障が生じないよう、緊急要望を行ったところであります。私も先日上京の折に、全国市長会事務総長、あるいはまた、総務省財政局長等を訪ね、本市の財政状況を説明し、支援を要請してまいりました。今後も市長会などを通じ、三位一体改革が単なる国の財政再建の手段としてではなく、真の地方財政の充実が図られるよう、国や関係機関に強く働きかけていきたいと考えております。

次に、新しい財政健全化計画の策定期限についてであります。新しい財政健全化計画は今議会でお示しする予定でありましたが、国の三位一体改革の影響が非常に大きく、収入の見込みが当初考えていたものから大きく落ち込んだことや、三位一体改革の全体像が先送りされ、いまだに今後の影響が見えないことなどから、財政健全化計画をどのように組み立てるか、いま一度練り直す必要があり、今議会への提出は見合わせることにいたしました。財政健全化が本市の最重要課題であることから、三位一体改革の動向を把握した上で、できるだけ早い時期に、新たな財政健全化計画を策定し、お示ししたいと考えております。

次に、組織・機構の見直しに関連した職員の削減であります。今回の組織・機構の見直しでは、見直し関連の部課等の再編成により、部長職、次長職、課長職のいわゆる管理職で、17のポストを削減しており、原則退職者不補充の方針に基づく職員数の削減分に見合ったものとなっております。また、係長、係員などの一般職の部分についてであります。組織・機構を部・室・課などをスリム化するため、管理職の削減数と直接関連することはありませんが、個々の部課で業務委託や嘱託化などを進めており、若干の削減はあるものと考えております。

次に、公園課の廃止についてであります。土木部と建築都市部の組織の見直しについては、現在の体制をどうすれば効率化が図られるかを検討しました。その中で、公園課の業務につきましては、道路を含めた維持業務の一元化を図るため、維持課公園維持係で対応し、公園やこどもの国などの管理業務を、駐車場など他の施設管理業務と一元化して、庶務課業務係で対応するほか、緑化推進など計画部門を建設課で対応することが効率的であると判断し、公園課を廃止するものであります。

次に、グループ制の導入についてであります。期待する効果としては、市民ニーズへの迅速な対応や業務の効率化、平準化などを考えております。また、想定される問題点としては、他の自治体での実施結果などを勘案しますと、従来の仕事のやり方へのこだわりなど、新しい業務運営方法に対応する職員の意識切替の問題が大きいのではないかと考えております。また、職員間に不協和音が出るのではないかとということですが、グループ制の実施に際しては、個々の職員の業務量の把握や職場におけるコミュニケーションの徹底などが重要であるとの意見がありましたので、これらの点にじゅうぶん留意して実施したいと考えております。

次に、福祉部3課につきましては、業務内容の変更を伴うものではありませんが、名称から業務内容が見えるような課名に変更するものであります。社会福祉課につきましては、地域住民の協力を得ながら、地域福祉を推進していくことが必要であることから地域福祉課に、高齢福祉課につきましては、高齢者に関する

業務のほか、乳幼児、母子家庭、重度障害者などの福祉医療を担当していることから高齢福祉医療課に、児童家庭課については、次世代育成支援の行動計画づくりなど、子育て支援に力を入れなければならないことから子育て支援係を新設し、子育て支援課に、それぞれ課名を変更するものであります。

次に、移行時の体制であります。今までも機構改革を実施する際には、じゅうぶんな事務の引継ぎや市民周知などを行い、市民サービスが低下することのないよう、万全の体制をとっております。新年度の機構改革は規模が大きいものとなりますので、広報誌などでの周知のほか、案内表示などにも留意して、市民の皆さんにご迷惑がかからないように対応していきたいと考えております。

次に、梅ヶ枝山手線についてであります。この道路は道路幅が約3.5メートルから5.4メートルと、狭いカーブしていることから、その対策として、これまでもカーブミラーの新設や砂箱の増設などを行っております。ご提言の側溝にふたをする整備手法は有効かと考えますが、側溝にかかる荷重によっては、側溝が破損したり、ふたの厚みが段差になるなど、課題もありますので、現場を調査の上、延長や整備手法など、検討してまいりたいと考えております。

次に、塩谷C団地の集会所についてであります。平成10年3月策定の小樽市公共賃貸住宅再生マスタープランでは、塩谷C団地の建替えを行う際に、集会所もあわせて整備する計画となっておりますが、財政的な問題もあり、塩谷C団地の建替え時期についても再度検討する必要性が生じております。このことから、平成17年度には、今後の市営住宅の整備である公営住宅ストック総合活用計画を策定いたしますので、その中で塩谷C団地の集会所についても、施設規模などを含め検討してまいりたいと考えております。

次に、改正ソーラス条約に伴う港湾保安対策についてであります。初めに小樽港における施設整備に係る予算額は、総額6億1,500万円となっており、このうち国が3分の2、市が3分の1の2億500万円を負担することとなります。また、今後の施設の維持管理や運営にかかる経費につきましては、基本的に管理者の負担となりますが、施設の全体像が確定しなければ積算できないことから、現時点で示している状況にはありませんが、相当な費用が想定されるところから、全国的な動きの中で、引き続き国に対して必要な財政措置を講ずるよう、強く要請してまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港におけるソーラス条約関連施設整備費につきましては、補助対象事業は2億300万円となっており、そのうち国が3分の2、管理組合が3分の1を負担することとなります。管理組合負担分につきましては、従前と同様に、北海道が3分の2、小樽市と石狩市がそれぞれ6分の1を負担することとなります。

次に、施設整備の見通しであります。国の対応が予定より大幅に遅れているため、各港湾とも本年7月1日までにすべての施設整備を完了することは非常に困難な状況になっております。このことから、国では保安対策の基本となるフェンスとゲートが条約発効日までに設置されていれば、ソーラス条約に適合した港として承認する考えを示しており、本港としても、まずは6月中旬にフェンスとゲートの設置を完了させる方向で作業を進めているところであります。

次に、苫小牧の食肉検疫港指定についてであります。去る2月23日に北海道知事、さらに2月26日には農林水産大臣に対して、市議会議員、商工会議所会頭、小樽港湾振興会、小樽冷凍事業協会の方々とともに、小樽港へのじゅうぶんな説明がなされないまま、北海道が国へ要請したことへの遺憾の意を表明いたしました。また、現状では道内物流の利便性が損なわれていないため、新たに苫小牧港指定の必要性がないこと、これ以上の苫小牧港への一極集中化を招くことを避けるべきであることから、今回の苫小牧港の指定につい

て再考を求め、国に対しても従来どおりの取扱いとなるよう、強く要望してまいりました。また、農林水産省で行っているパブリックコメントにおいても、関係者それぞれが再考を求める意見を提出することとなっております。

今後の対応についてであります。現在、就航している小樽中国定期コンテナ航路を活用して、輸入食肉の小樽港揚げを実現できるよう、官民一体となって関係各社に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、苫小牧港の指定に関する道内関係各港の状況であります。北海道からは本市と同様に事前の説明はなく、本市が情報を得た1月下旬に各港に対し確認を行ったところ、その段階で初めて知ったと聞いております。

次に、議案第12号に関連して、介護保険について何点かお尋ねがありました。

最初に、小樽市民の介護保険制度に対する認知度についてであります。平成13年11月に実施しました介護サービス利用に関するアンケート調査によりますと、介護保険制度のしくみなどについて、だいたいわかっている、よくわかっているとの回答が32.3パーセント、わからない、あまりわからないとの回答が61.6パーセントでした。また、平成14年2月に実施しました高齢者一般調査においても、だいたいわかっている、よくわかっているとの回答が35.3パーセント、わからない、あまりわからないとの回答が62.2パーセントとの結果が出ております。介護保険制度については、サービスの利用者や利用回数などが着実に増加し、定着しつつある状況にあり、今後とも積極的に制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、サービス利用者の増加率であります。平成15年12月分で、居宅サービス利用者は3,141人、施設サービス利用者は1,560人の合計4,701人です。平成12年4月分では、居宅サービス利用者は1,238人、施設サービス利用者は1,425人の合計2,663人でしたので、居宅サービス利用者では約2.5倍、施設サービス利用者で約1.1倍、合計で約1.8倍となっております。

次に、平成16年度予算における一般会計からの繰入金1億960万1,000円増加した内訳であります。前年度と比べ、サービス利用者やサービス利用回数の増加に伴う介護給付費が6,692万7,000円増加し、事務費分が4,267万4,000円増加したものであります。なお、この事務費分の増加につきましては、国庫補助金の事務費交付金が一般財源化された影響によるものであります。

次に、介護保険料滞納の大きな理由と今後の対策であります。滞納理由としましては、相互扶助を基本とする社会保障制度である介護保険事業の保険料の負担について、まだよく理解が得られていないことなどが大きな理由であると考えております。今後の対策としましては、介護保険事業が開始されて5年目を迎えようとしていますが、さらにいっそう制度の周知に努め、新たに滞納を生じさせないようにしてまいりたいと考えております。また、滞納者には今後とも戸別訪問や電話催告などにより、制度への理解を求めながら、粘り強く収納対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、保険料の滞納に伴う保険給付の制限についてであります。保険料を1年以上滞納した場合、一たん全額をサービス事業者へ支払い、後日9割分を市から支給する償還払いの方法に変更となります。また、滞納が1年6か月を超えますと、保険給付の支払いを一時差止め、それでも納付がない場合は差し止めている保険給付額から滞納保険料額を差し引くことになります。さらに、サービスを利用するときに、2年間滞納し、保険料の納付が時効となった保険料未納期間がある場合には、その未納期間に応じて、本来は9割の保険給付が7割になり、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

次に、滞納対策へのグループ制の導入であります。滞納対策としての組織体制については、さまざまなものが考えられると思いますが、課内の業務の効率化を図るグループ制や他の部署と共同して業務に当たるプロジェクトチーム、さらには徴収部門の一元化などを含め、17年度以降の組織の見直しの中で検討を進めたいと考えております。

次に、本市の痴ほう性高齢者数についてであります。家族の中に痴ほうの方がいるということをはなかなか外部に出したがないということから、実態把握ができない状況であります。厚生労働省の資料によりますと、65歳以上の高齢者人口全体に対する痴ほう性高齢者の出現率は、6パーセントから7パーセントと言われております。なお、昨年4月から本年1月までの期間で、要介護認定者のうち、何らかの介護・支援を必要とする痴ほう高齢者であると推定される痴ほう性老人自立度が2以上である本市の割合は約52パーセントであり、厚生労働省の報告とほぼ同様の結果となっております。

次に、要支援や要介護1の認定者の推移であります。平成16年1月末で、本市の要支援と要介護の認定者合計数は6,461人であり、平成12年4月の3,561人に比べ、約1.8倍の増加となっております。一方で、平成16年1月末の介護認定者数の内訳は、要支援は1,033人、要介護1が2,109人であり、平成12年4月では、要支援が477人なので約2.2倍、要介護1が920人で約2.3倍の増加となっており、全国の傾向と同様、軽度の要介護者が大きな増加を示しております。

次に、要支援者への保険給付の実態であります。平成16年1月現在で、本市の要支援認定者は1,033人おります。これまでのところ市民や実際にサービスを利用している方から、特別な苦情などは寄せられてはおりませんので、実態については承知しておりません。しかし、サービス事業者による保険給付費の不正請求などの事件はあってはならないことであり、今後ともサービス事業所の指定権限のある北海道とじゅうぶんに連携をとりながら、サービス内容や介護給付費の適正化などに努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者や家族の意識についてであります。平成13年2月に実施しました介護サービス利用者に関するアンケート調査の今後の生活についての項目では、実際に居宅サービスを利用している219人のうち144人、65.8パーセントの方が、サービスを利用しながら在宅の生活を続けたいとの回答をしており、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入りたいが25人、11.4パーセントでありました。また、平成14年2月に実施した高齢者一般調査の体の弱くなった場合の暮らし方の項目では、回答のあった1,645人のうち814人、49.5パーセントの方が、自宅で暮らしたいと回答しており、施設等への入所を考えているという方は374人、22.7パーセントでありました。

次に、市内の介護保険施設の居住環境であります。現在11か所の療養型医療施設につきましては、個室が37室、2人部屋が24室、3人部屋が22室、4人部屋が137室で、定員は699人となっております。4か所の老人保健施設につきましては、個室が19室、2人部屋が15室、3人部屋が1室、4人部屋が87室で、定員が400人となっております。3か所の老人福祉施設につきましては、個室が166室、2人部屋が37室、3人部屋が2室、4人部屋が21室で、定員330人となっております。

なお、特別養護老人ホームの新設や改築に当たりましては、国の方では個室化の方針をとっており、本年2月に改築を終えましたやすらぎ荘については、定員100人に変更ありませんが、すべて個室となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○**教育長（石田昌敏）** 武井議員のご質問にお答えします。

まず、適正配置計画における通学時間についてですが、本市の地勢や道路状況、交通事情等をじゅうぶん考慮し、小学生であることに配慮しながら検討したいと考えております。実施に当たっては、30分から40分程度をめどとし、スクールバスや公共バスの利用は考えておりません。

次に、平成13年実施の中学校の場合ですが、文部科学省の通達では、通学距離は統合の場合6キロメートルを超えない範囲となっておりますが、市内中心部の3校から受入れの4校まで、当該の通学路を实际歩いて検証した結果、ほとんどの通学距離が3キロメートル以内であり、通学時間は30分から45分程度となっております。

次に、適正配置の対象校についてですが、適正な児童数の確保や教職員定数に配慮するものであり、学年一クラスでは子どもたちの読書指導に当たる司書教諭の配置がないというような教職員配置の増や各学校の教育環境の充実のために、実施計画を作成したいと考えております。

次に、適正配置の実施主体については、小樽市の児童数の実態を踏まえ、教育環境の整備を図るものであり、文部科学省の示す標準の12学級から18学級は、教職員配置や校舎規模を想定したものであります。したがって、大都市では20クラス以上の学校もあり、本市においても複式学級の学校もあります。国や道から市教委に対して、すべての学校を標準規模にするようにとの指導はございません。

次に、小学校適正配置の実施時期についてですが、4月から保護者のご意見や周年行事などにも配慮しながら、小学校適正配置計画実施計画を作成し、議会に諮りながら進めてまいります。ご指摘のとおり、地域ごとに年次を追い、四、五年を目途としており、終了の最終目途は平成20年となります。

次に、中高一貫教育校についてですが、ご指摘のとおり、道教委は平成19年4月に中等教育学校を開校したいとしており、同校は市町村立中学校と道立高等学校との連携型ではなく、道立6年間を前期・後期の2課程に分けるモデル校として計画しております。札幌市、函館市の計画は、市立中学と市立高校を一貫校として設置する計画であります。小樽市には市立高校がないことから、計画するとしても、道立高校と市立中学との連携型を検討することとなります。

次に、全道いずれかの地域からも受験可能かということについては、現在、道教委において中等教育学校の規模、校舎などについて検討を進めており、校舎は現登別高校敷地内としておりますが、まだ入学者選抜要項が検討されていないため、全道いずれかの地域からも受験希望が可能かどうかについては、未定であるとしております。

次に、市内中学生が中高一貫校を目指すのではないかに関連してですが、道内の中高一貫校連携型は上川、上ノ国、鶴川、鹿追の4町にありますが、道教委の入試選抜の手引によると、高校の受験資格は連携する町内の中学校に限られており、受験者が定員に満たないとき、町外からの受験者を認めるとしております。道教委では、今後の連携型について本道の広域性、地域性に配慮し、未設置校の圏域について検討するとしており、後志圏にまだ計画がないことから、注意深くその推移を見守ってまいりたいと考えております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○**議長（中畑恒雄）** 19番、武井義恵議員。

○**19番（武井義恵議員）** 再質問をさせていただきますが、まずこの組織機構の見直しなのでございますけれども、私が市長にお尋ねしました管理職17名に見合う一般職のスリム化、これはそれに伴ってはいないと、こういうような答弁でございましたが、しかし、全部ないというお答えでもなかったように、私は記憶

しています。したがって、どの程度の人たちを今のところ考えているのか、これをまずお聞かせください。
管理職17名に見合う一般職のスリム化というのは、どの程度なのか、どの程度の考え方を持っているのか、それをお聞かせください。

それから2点目、私は機構改革に当たっては、移行時の体制について留意をせよと、こういうことを申し上げました。一番私が心配なのは、例えば福祉部にあると思って行ったところが、いや、そこではない、ここだ、要するに私も先ほど言いましたが、たらい回しにされるのではないかという気がするのです。そして、私が心配するのは、この機構改革に伴って、それぞれの部、課の配置なんかは相当大きく変更するのかなのか、今と大きく場所が変わってしまって、市民の方々が来てもあちらへ行け、こちらへ行けと言われることのないように案内体制に留意すべきだということなのですが、部屋の配置がえについての考え方をどのように思っているのか、お答えください。

それから、改正ソーラス条約の問題ですけれども、このランニングコストのことを私は気にしています。例えば、このゲートは今の予想される図面を見ると、だいたい10か所か11か所ぐらいにゲートをつくれと、こういうような指導の模様ですが、これには当然囑託であれ、職員であれ、要員が張りつけられるはず。それから、港ですから、どのようなフェンスをつくるのか、これが鉄だとか、こういうものでやられた場合は、塩害が非常に著しくて、傷みが非常に甚だしいのではないだろうか。そうしますと、これらの修理費についてもどうなるのか、管理者の負担になるのか、このあたりはこれから小樽市としても、17年度に向けて非常に困難な財政の中で、これらの押しつけが来るとすれば大変です。したがって、これらの見通しなどはどうなっているのかを、お聞かせください。

それから、私は滞納対策として、グループ制を導入してはどうかという意見を申し上げました。お答えの中には、17年度以降検討したいという趣旨のお答えであったようでございますが、先ほど佐藤議員のご質問にもありましたように、収入未済額が39億4,000万円も、これだけの問題ならいいのですが、そういう膨大な金額になっています。それらについても、何とか対策を講じていきたいと、収納率の向上を図っていきたいという市長の答弁でありましたが、この介護保険だけでなく、他の滞納者も含めて、全庁の中でのグループ制を導入して対策を講じてはどうかと、こういう趣旨でお尋ねしているものですから、考え方を示してください。

それから、教育委員会ですが、先ほどの適正配置の実施時期の問題ですけれども、今後四、五年程度にしたいということです。先ほどのお言葉の中では、最終年は平成20年を目途にしているというお答えのようでしたが、そうすると四、五年ということは、いったいいつごろからやるのか、始期と終期といいますか、それをお示しいただきたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 私の方から、滞納についてのグループ制の導入等についてのお答えをしまして、ほかの問題は担当部長から答えさせます。

先ほど佐藤議員からもありましたように、非常に収入未済額が多いという現状がありますので、これを何とか収納していくというのも一つの財源対策になりますので、どういった組織が必要になるのかを、よく検討しますけれども、一つの方法として収納対策班といいますか、特別なグループをつくって、専門にたくさ

んあるものを一括して、全部まとめて収納に当たるという方法も考えられますので、もう少し庁内で検討した上で進めていきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 総務部長。

○総務部長(山下勝広) 武井議員の再質問にお答えします。

組織機構に関して、2点ほどあったかと思えます。

一つは、管理職17名の削減について、一般職が削減されるのかということでございますけれども、これはポストを削減しますので、一般職には直接影響はございません。しかしながら、実際の業務の見直し等々の中で、欠員について、それを補充しないで見直しをするという形をとりますので、その間で若干名があるだろうと。人数については、今、異動関係の中で整理していますので、何名ということはお答えできませんので、ご理解願いたいと思います。

それから、体制についても配置場所が変わると、これがどういう考え方でいるのかということですが、基本的の一つは企画部が総務部と統合されることとなりますけれども、企画部が総務部の近くに来ることになります。それによって、財政部が2階に移動する、それに伴って監査と選管が移動する。それから、建設部につきましては、5階の建築都市部、それから土木部ですから、それは変わらないということです。いずれにしても、この措置によって一部配置が変わりますので、それは市長が答弁していますように、その配置図についても、広報等なり周知を徹底したいと思っています。また、実際に4月1日から移動になりますけれども、案内等へ来たときに、きちんと図面を渡すなり、又は場合によっては場所を案内するとか、そういう方法を取りながら考えていきたいと思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 港湾部長。

○港湾部長(中塚茂) 改正ソーラス条約の港湾保安対策におきます今後の維持管理費用、そして管理運営体制につきましの再質問でございます。

まず、今後の施設整備維持にかかわりましてですが、現在、フェンス、ゲート、これらの位置づけを港湾関係者、それから国などの関係機関と協議しているところでございますけれども、これがまず決まらなければ、今後の設置工事がどういう形態でいけるかということがまだ見通しがつかないと、こういう状況にもございます。なお、フェンスとゲートにつきましては、先ほど武井議員のお話にもありましたように、国から最近示されましたガイドラインに塩害防止対策等も載せられてきましたので、その方向性をどういう形態でやっていくか、これも含めて関係者ともども調整を図ってまいりたいと考えているところです。それから、人の配置など、この管理運営体制につきましても、今、示されたガイドラインに沿って、直営でやるのかあるいは委託体制でいくのか、まだ今後の検討課題が数々あるわけでございまして、現在の見通しにつきましては、まだこの全体像、今後これが確定しない限り、経費負担につきましても、どういう状況になるか、まだ現時点ではお示しできる状況にはございません。いずれにしても、各港湾関係者との話合いの中でも、相当な経費がかかるということは出ているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 再質問にお答えいたします。

平成16年4月から、実施計画の策定にかかります。それで、学校については、具体的な検討は16年度中にと考えておりますので、その成案ができるのが9月以降になるのではないかとこのように考えております。しかし、地域説明会13会場の中には、適正配置計画の中に、例えば4つある複式校に特認で児童を入れることはできないかという質問がございました。実情をお聞きしてみますと、一つの学校では入学者が1学年で5名とか6名という状況も想像されるので、なるべく早く全市から入れるような制度も検討していったということがございました。この特認制度ですと、平成17年4月から実施可能とも考えられますので、17年4月が一番最初で、あと年次的に、計画的に20年をめでに終了させたいというのが、現在の私の考え方でございます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 19番、武井義恵議員。

○19番（武井義恵議員） 再々質問ですが、改正ソーラス条約問題だけに絞ります。今の答弁の中で、まだ全体像がはっきりしないというようなことのようにですが、いずれにしても7月1日まではこれをつくらなければならないわけなので、いったいいつごろまでにこの全体像、例えばゲートの数あるいは職員がわかるのか、全く今のところ何もかもわからないのか、そして一方では7月1日までにやれという政府の言い方が非常に理解ができないのです。したがって、いつごろを目安にしているのかをお答えください。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 港湾部長。

○港湾部長（中塚茂） 今回の保安対策のまず基本施設でありますこのフェンス並びにゲートについて、まず7月1日までに必ず設置しなければならないというふうに義務づけられているところでございます。これはなぜかと申しますと、国のこれまでの対応がずいぶん遅れてきたと、こういう事実経過の中で、まずとりあえずフェンス、ゲートを一応確定させなければならない。この作業をまず3月いっぱいぐらいまでには完了させて、そして4月からは、ただいまのフェンス、ゲートの具体的な設置工事に着手しなければ、まず6月末までには間に合わないだろうと、そういう観点から、まず6月末までにこれらを完成させまして、そして国の承認を得ると、こういう運びになってございます。なお、その後の監視カメラや照明設備等につきましては、平成16年度中に整備するという予定になってございます。したがって、今、これから保安協議会というものを国の関係機関や港湾関係事業者とで構成する、こういう協議会を設置いたしまして、さらに協議を深めながら、そして先ほど申しましたように、3月中にゲート、フェンスの位置づけを行っていくと、こういう予定になってございます。

そしてなお、7月1日からのこの管理運営体制、いわゆる人の配置につきましても、あわせて、今後、早急に国と協議をしながらどういう位置づけで配置させていくか、これらも協議を相当深めながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 佐々木 茂

議 員 秋 山 京 子

平成16年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第4日目

平成16年3月4日

出席議員（30名）

1番 山 田 雅 敏
3番 大 橋 一 弘
5番 森 井 秀 明
8番 菊 地 葉 子
10番 成 田 晃 司
12番 小 前 真 智 子
14番 井 川 浩 子
16番 斎 藤 博 行
18番 佐々木 勝 利
20番 新 谷 と し
22番 北 野 義 紀
24番 見 楚 谷 登 志
26番 小 林 栄 治
28番 高 橋 克 幸
30番 秋 山 京 子

2番 横 田 久 俊
4番 上 野 正 之
6番 大 畠 護
9番 吹 田 友 三 郎
11番 佐々木 茂
13番 前 田 清 貴
15番 大 竹 秀 文
17番 山 口 保
19番 武 井 義 恵
21番 古 沢 勝 則
23番 松 本 光 世
25番 久 末 恵 子
27番 中 畑 恒 雄
29番 斉 藤 陽 一 良
32番 佐 藤 利 幸

欠席議員（2名）

7番 若 見 智 代

31番 佐 野 治 男

出席説明員

市 長 山 田 勝 磨
収 入 役 中 松 義 治
水 道 局 長 高 木 成 一
企 画 部 長 山 田 厚
経 済 部 長 山 崎 範 夫
福 祉 部 長 山 岸 康 治
環 境 部 長 安 達 栄次郎
建 築 都 市 部 長 仲 谷 正 人
小 樽 病 院 小 軽 米 文 仁
事 務 局 長

助 役 鈴 木 忠 昭
教 育 長 石 田 昌 敏
総 務 部 長 山 下 勝 広
財 政 部 長 磯 谷 揚 一
市 民 部 長 池 田 克 之
保 健 所 長 外 岡 立 人
土 木 部 長 兵 藤 公 雄
港 湾 部 長 中 塚 茂
消 防 長 田 中 昭 雄

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、前田清貴議員、山口保議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第53号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○29番（斉藤陽一良議員） 平成16年第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

まず、新たな財政健全化計画策定に向けての事務事業の見直しについて伺います。

三位一体改革による交付税の落込みや税収減から苦境に陥っている本市財政を立て直すため、山田市長は、現在の本市事務事業について、聖域を設けず見直しを行い、16年度予算においても、各種補助金、助成金等について、かなり思い切った削減を断行いたしました。今回行われた緊急的な政策課題の見直しとあわせて、今後、21世紀プランの新たな実施計画策定に向けて、現行の第2次実施計画に盛り込まれている事務事業の進行状況の見直し、再評価が並行して行われなければならない、また、行われてきたはずであります。それらの作業の現在までの進ちょく状況をお示ください。

いかに危機的状況とはいえ、市民生活に支障を来すことは許されません。事業の廃止、休止等、また、補助金、助成金等の削減、打ち切りなどに当たっては、拙速を避け、事業の緊急性、妥当性、必要性などについて、慎重の上にも慎重かつ確かな判断が行われるべきと考えますが、見解を求めます。

次に、雇用対策について伺います。

我が国の経済は、鉄鋼、造船、情報関連、自動車など輸出主導による回復基調にあり、その国内への波及には、産業間、地域間に大きなばらつきがあります。目立った輸出産業を持たない北海道の経済状況は、昨年の第4四半期、前年同期比0.4ポイント増で、全国最悪の完全失業率6.1パーセントという数字がすべてを物語るように、最悪期を脱することができません。国は地域雇用創出に向けて、地域別に予算を重点配分し、特別対策を進めています。本市の緊急地域雇用創出特別対策推進事業の16年度の事業数とその予算の総額、雇用創出効果人員及びそれぞれの前年対比について、お示ください。

次に、この事業は、建設、土木などの過剰労働力を抱える業種から、情報関連、福祉サービスなどの今後成長の期待される分野への労働力の移動、定着を図る目的もあると考えますが、本市の本推進事業で雇用された労働者のその後の就業状況、就業分野などについて調査をされておりましたら、お示ください。

また、本市の本推進事業が、労働力過剰業種から成長分野への労働力移動という点で、どのような役割を果たし、どの程度の効果を上げていると認識されているのか、お示ください。

いわゆる情報関連業種以外で、政策的に労働力の移動、定着先として誘導していくべき産業分野を調査、検討し、将来の本市の発展方向を見通した上で、しっかりとした総合的な計画に基づいて、国、道などへの翌年度への事業継続を認めるよう要望することなども含めて、より効果的かつ発展性のある事業設定をしていくべきではないでしょうか。その意味で、本推進事業の事業設定の基本的な在り方についてお示ください。

次に、広域観光についてお伺いいたします。

本市を含む後志広域観光については、昨年、国の観光交流空間づくりモデル事業として、後志地域広域連携観光交流推進協議会の後志地域観光交流空間づくりモデル事業計画が選定されるなど、着々と広域の取組が進みつつあるところと考えますが、本市を起点とする広域観光のアイデアとして考えるところを、ひとつ提案してみたいと思います。

エコツーリズムを基本コンセプトとして、交通手段としては極力公共交通機関を利用し、マイカーの場合はなるべくハイブリッド車などを活用し、環境負荷の少ない旅行とします。1日目は、本市の海や山の自然をたん能できる体験などを行い、厳選した地元産の四季折々の食材を生かした食事とします。2日目以降も、後志管内各町村のうちから、2ないし3か所ずつ、3コース程度を選んで、地域の特色ある自然環境の保全や活用の取組を紹介する見学や体験などを行い、夜は電気照明を極力使わず、かがり火やキャンドルなどの自然な明かりを生かしたステージパフォーマンスや音楽を楽しめる企画などを設けることが考えられます。これらの企画を管内の民間非営利法人などが連携して立案、実行し、自治体も情報提供や運営面で協力をしていくことが考えられると思いますが、本市の可能な支援内容についてお示しください。このような事業についての本モデル事業とのかかわりと、事業支援の上でのメリットについてもお示しください。

次に、このたびまとめられた「小樽市消費者動向調査」と昨年発表された「小樽市商業者動向調査」を基に、本市商業の現状についてお伺いいたします。本市商業全体の流れとしては、昭和30年代から50年代を通じて3,500店前後を推移していた商店数は、その後減少に転じ、現在2,500店前後となっています。従業者数もピークの昭和40年代前半に2万1,940人を記録して以来減少し、昭和60年代以降、1万5,000人前後を上下していましたが、平成11年に大型複合商業施設マイカル小樽、現在のウイングベイ小樽が開業し、減少の一途にあった従業者数が2,000人ほど増加した点が注目されます。既存商店街や市場に注目する商業者動向調査では、前回調査と比べて「経営状況は厳しくなった」とする回答が8割を数え、その理由として、従来多かった「大型店の進出」は12パーセント弱にとどまり、それに対し、「景気の低迷」「消費者の低価格志向化」「お客さんの高齢化」「人口の減少」などを挙げる声が強くなっています。商業者の考える今後の経営の方向性としては、「経費削減」「サービス向上」「品ぞろえの充実」の3項目が高くなっています。これに対し、今回発表された小樽市消費者動向調査お買物アンケート報告書及び同来街者聞き取り調査報告書によりますと、市内での買物割合の変化で、「変わらない」が61.4パーセントあるものの、「減った」が19.9パーセントと2割近くあり、その原因として、手稲区など札幌市郊外の買物が増えたためとする回答が41.2パーセントと最も多く、消費者の市外流出を裏づけるような結果となっています。また、商店街や市場での買物の感想や商店街に対する要望としては、「品ぞろえを豊富にする」「欲しいものがそろそろ」などが最も多く、商業者の意識との微妙なずれを見せています。この点について、消費者の側から見て、欲しいものがそろそろということは、商業者の側で言えば、店舗の商品構成ということであり、売れ筋の把握、新商品の仕入れ、新たなニーズのキャッチなど、情報力の強化が不可欠と考えます。商業者動向調査の経営上の対策として、「品ぞろえの充実」は挙げられてはいるものの10.8パーセントで、「経費削減」が17.4パーセント、「サービスの向上」が17.5パーセントに比べると、かなりの開きがあり、今後の本市商業の展開のためには、商品構成、さらに販売情報管理への認識をいま一步高めることが必要ではないかと考えますが、見解を求めます。

次に、本市における小児科医療の問題点について、お伺いいたします。

まず、実例を基に何点かお伺いいたします。平成15年12月25日午前1時ごろ、生後7か月の乳児が突然嘔

水のようにおう吐し、急いで夜間急病センターに行ったところ、小児科の専門医がいないということもあって、聴診器を当てることもなく帰され、その後、半分くらいは血液のように見える血便があり、市内のK病院に電話で問い合わせをしたところ、診療時間外ということもあって、様子を見てくれと言われただけであったとのことでございます。しかし、心配であったために、手稲のK病院で受診したところ、腸重積との診断で、24時間以内に適切な治療をしないと腸閉そくを起こすこともあり、なぜ早く連れてこなかったのかのしつ責を受けたとのことございました。これは極端な事例と考えられるかもしれませんが、私はこれに類したケースをほかにも何件か聞いております。

まず、夜間急病センターの役割、その設置の目的をお知らせください。さらに、平成15年12月24日の夜から25日朝にかけての医師の配置はどうだったのか。小児科の専門医は、その日、確かに配置されていなかったのか。夜間急病センターの小児科専門医の配置は、どのようなローテーションで行われているのか。診療科目として内科、小児科、外科をうたっているにもかかわらず、なぜ小児科医を常に配置しないのか。専門医か専門医でないかは別として、医師が命にかかわるような診断の間違いを犯したり、診断が遅れて病状が悪化するなどという事態を放置することは、夜間急病センターの存立そのものにかかわる大きな問題と言わざるをえません。

次に、この件には、小児科医療にかかわる、より根深い問題が現れていると考えます。診療時間の不規則さ、問診の難しさ、また、検査など手順の困難度、他の診療科目に比べての診療報酬の低さや薬剤の量の少なさなどから、薬価収入も低いなど、小児科は採算がとれないなどの理由で、小児科から撤退する病院も出ているとの報道もあります。さらに、このような状況では、医学部の小児科志望者がいなくなる心配さえあると言われております。本市の小児科の医師数をお示しください。

後志管内の地域基幹病院として、市立小樽病院の小児科の体制について、医師の配置数及び過酷と言われている小児科医師の勤務時間と勤務状況についても、お知らせください。

また、新病院構想においては、この点について、どのような検討が行われているのか。特に小児救急の体制強化とそのための専門医の確保等について、お知らせください。社会の少子化が進めば進むほど、重視されて当然の子育て支援、その根幹とも言うべき小児科医療が、子どもが少ない、また、採算がとれないためになおざりにされていく、そのような状況は何としても改善する必要があると考えます。衆知を集めた改善を切に求めるものであります。

以上、再質問はいたしませんので、誠意ある答弁を求めます。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

○市長(山田勝麿) 斉藤陽一良議員のご質問にお答えいたします。

最初に、21世紀プランの新たな実施計画に向けての進ちょく状況であります。市民と歩む21世紀プラン「小樽市総合計画」が、昨年3月に中間点を経過したことから、第2次実施計画に盛り込まれた事務事業を対象とし、点検を行ったところであります。中間点検に当たりましては、行政評価の手法を一部導入し、各事業の緊急性、妥当性、効率性などについて評価し、施策の課題と今後の方向性を明らかにし、昨年第3回定例会に報告したところであります。第3次実施計画は、さきに実施した中間点検を踏まえ、社会情勢の変

化に伴う市民ニーズや財政の健全化などをじゅうぶん考慮に入れながら策定作業を行っており、今議会中に報告してまいりたいと考えております。

次に、事務事業の見直しについての見解であります。昨年来行ってまいりました見直しの観点は、今後3か年程度で、単年度収支のバランスをとることを目標にしつつ、市民生活への影響も考慮してまいりました。しかし、財政収支の前提となる市税や地方交付税などの一般財源が大きく落ち込む中で、今後の収支は非常に厳しくなると見込まれ、これら財源の落込みを吸収するためには、さらに大胆な見直しと創意工夫が必要と考えております。財政健全化の達成にはより多くの困難が伴いますが、市民の皆様のご理解とご協力なしにはできないとの認識に立ち、今後とも慎重に対応し、判断してまいりたいと考えております。

次に、雇用対策について、何点かお尋ねがありました。まず、平成16年度の緊急地域雇用創出特別対策推進事業であります。事業数では13事業を予定しており、平成15年度に比べて1事業の増となっております。予算総額では8,246万3,000円で、前年度比4,079万1,000円の減となっております。また、雇用創出効果人員は78人で、前年度比17人の減となっております。

次に、雇用された労働者のその後の就業状況であります。北海道が集約した平成14年度の雇用期間終了後の進路調査によりますと、小樽市で実施した10の事業につきましても、新規雇用者が73名で、その中で回答のあった66名のうち40名が正社員、長期パート、契約社員など、次の仕事が決まっていると回答がありました。引き続き求職活動中が17名、その他9名となっており、6割程度の方が再就職している状況にあります。また、就業分野につきましては、調査項目にないため、把握しておりません。

次に、成長分野への労働力の移動という点であります。本市の産業は多種多様な業種が小規模な形で集積している構造にあることから、大きな労働力を吸収できるような分野は少なく、労働力移動の実態を把握することはなかなか困難であります。今後とも、本市において、よりいっそう成長が見込まれる食品製造加工産業や、比較的元気のよい観光関連産業、高齢化に対応した福祉・医療関係産業などの分野において、雇用の創出が図られることを期待いたしております。

次に、事業設定の基本的な考え方ですが、本事業は現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、構造改革の集中調整期間中の臨時応急の措置として、国の緊急地域雇用創出特別交付金を財源に、緊急かつ臨時的な地域の雇用、就業機会の創出を図ることを目的に、北海道の実情に応じた推進事業を実施することとされております。事業設定に当たりましては、基本的には雇用、就業機会を創出する効果が高い事業で、人件費比率、新規雇用比率などの要件を満たし、さらに当面する本市の行政課題解決のために必要な事業について、北海道と協議の上、実施してきたものであります。また、本事業は平成16年度が最終年となりますが、全国市長会等を通じて、事業の継続を国に要望しているところであります。

次に、広域観光についてお尋ねがありました。まず広域観光への市の支援ですが、小樽を拠点とした後志広域観光の推進は、本市が目指す宿泊滞在型観光に向けて有効な手段と考えており、現在、後志地域広域連携観光交流推進協議会で推し進めております観光交流空間づくりモデル事業の中でも、検討項目の一つとなっております。市といたしましては、ご提言にありますNPO法人との連携や、計画立案に積極的に参加するとともに、この企画が実現した場合は、全国の旅行代理店への周知や本市が実施する観光キャンペーンでのPR、さらには管内自治体とも連携し、関係のホームページで情報発信を行ってまいりたいと考えております。

次に、エコツーリズムの提言とモデル事業とのかかわりですが、本モデル事業は「出会い・発見、

自分流。スローな旅、しりべし」「後志スロー・コリドー構想」をテーマとしており、時間をかけてじっくりと楽しむ新しい旅のスタイルを提案することを目的にしております。1月にまとめたアクションプログラムの中には、ご提言のエコツーリズム関連事業も何本か企画されておりますので、広域観光振興という観点から、本モデル事業の中で実現可能なメニューづくりを進めてまいりたいと考えています。また、事業支援上のメリットとしては、2月に国土交通省の支援をいただき、当協議会に宣伝誘致促進部会を設置し、より具体的な旅行企画商品づくりに向けスタートしたところであり、今後の部会の検討に大いに期待しているところであります。

次に、「小樽市消費者動向調査」と「小樽市商業者動向調査」の調査結果から、今後の本市商業の展開についてお尋ねがありました。

今年度の消費者動向調査「お買物アンケート」結果によれば、消費者からの商店街や市場に対する要望としては、「品ぞろえの充実」を求める声が多く寄せられております。商業者を取り巻く経営環境が厳しい中で、今後、商店街や市場が消費者の支持を得るためには、品ぞろえの工夫や他店との差別化を図るなど、個店の魅力を高めていくことが必要であり、ご指摘のような商品構成や販売情報管理への認識を高めることは大切であると考えております。そのためにも、今後、このたびの調査結果を商店街や市場に伝えるとともに、商業者団体と市がいっそう連携を密にし、消費者ニーズに対応した魅力ある店舗づくりのため、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、小児科医療について何点かご質問がありましたが、まず夜間急病センターの設置目的であります、夜間に急病にかかった市民の診療を行うための1次診療機関として、内科、小児科、外科を診療科目に小樽市が設置したものであり、その管理運営を社団法人小樽市医師会に委託しております。

次に、夜間急病センターの医師の配置状況であります、通常午後6時から9時までは市内の内科・小児科系の医師1名と外科医1名が、午後9時から翌朝7時までは、大学の医局から派遣された内科医及び外科医各1名が配置されており、小児科の専門医は配置されておられません。このたびの12月25日未明の事例においては、大学の医局から派遣された内科医による診察と報告を受けております。

次に、小児科の標ぼうと専門医の配置であります、1次救急の夜間急病センターにおいては科ごとの専門医を置くことが困難でありますので、内科、外科の2名体制で対応しており、内科医が対応できない小児患者については、2次救急への転送により、専門医に受診していただくこととしております。ご指摘の事例は、夜間急病センターに確認したところ、翌日、患者の保護者から苦情の申立てがあり、受託者である小樽市医師会も事実関係を確認しており、今後このようなことがないよう協議したところであり、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、小樽市内の小児科の医師数であります、医師法第6条第3項の規定による平成14年12月末現在の届出によりますと、医業に従事する総数で25名であります。内訳といたしましては、開業医が4名、市立小樽病院が3名、協会病院が2名、道立小児総合保健センターが11名、北海道済生会西小樽病院が5名であります。

次に、小樽病院の小児科の医師数であります、現在3名が常勤しております。また、勤務時間と勤務状況であります、勤務時間は午前8時30分から午後5時までであります。勤務状況につきましては、昨年1年間で見ますと、勤務時間内に延べ1万3,861名、時間外では延べ895名のお子さんの診察を行っているところであります。

次に、新市立病院基本構想における小児救急であります。基本構想では、本市における時間外救急の実態や市民アンケートによる救急医療への要望などから、小児救急の充実是新病院にとって重要な機能であると考えております。このため、新病院における救急部門については、2次救急はもとより、1次救急に常時対応することとしておりますが、この運営に当たっては、医師会など関係機関との調整が必要となりますので、今後、医師会とじゅうぶんな話し合いを行いながら、小樽市全体の救急体制の中で新病院が担わなければならない機能について、判断をしていかなければならないと考えております。また、医師の確保については、新病院の救急体制に対応できるよう、関係機関に要請していかなければならないものと考えております。

○議長（中畑恒雄） 斉藤陽一良議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 6番、大畠護議員。

（6番 大畠 護議員登壇）（拍手）

○6番（大畠 護議員） 一般質問を行います。

財政の健全化について。

本市の新年度予算は、事実上の赤字予算編成を余儀なくされ、不足する19億円を雑入として計上し、当てのない金額で予算案を組んだ小樽市の財政をめぐって、20日の衆議院予算特別委員会で議論が交わされました。三位一体改革による補助金、交付税の大幅削減が自治体の財政破たんを招きかねないと指摘された麻生太郎総務相は、地方もスリム化が必要と反論。また、同委員会で、共産党の吉井英勝氏が、数字を挙げて小樽市財政の苦境を訴えたが、総務相は、「うまく対応している自治体もある。首長の経営資質や才能、やり方が問われる時代だ」と自治体の自己責任を強調したと報道されていますが、今日の市の財政の窮状に対する国の責任と市の責任について、市長はどのように受け止めているのか、ご所見をお聞かせください。

財政再建のために行政は何を必要とするか。その守備範囲を確立するため、長期にわたる行政改革の見直しを行い、何を重点事業とし、何をほどほどにするのか、その施策を厳選して、優先順位を定めて推進しなければなりません。今議会に示された歳出の見直しについて、廃止を検討する事業、休止・延期を検討する事業、削減・縮小を検討する事業、再編・統合を検討する事業、受益者負担を求めることを検討する事業、新規・拡大を検討する事業、さらに歳入の見直しなど、多項目にわたり行政機能の簡素化、合理化に努めており、それ相応の財政効果が上がるものと期待をするものでありますが、市長はどの程度の財政効果を見込んでいるのか、お尋ねいたします。また、今後の取組についても、市長の決意のほどをお示しください。

次に、入札不正防止についてであります。

本市の建設工事の請負契約の指名に当たっては、事務処理規定を定め、助役を長として、各部長を委員とする委員会を設置して、公正に業者の選定、工事实績、工事経歴、技術能力、経営状況等をじゅうぶんに配慮し、内部けん制作用に努めているやに聞いておりますが、最近の委員会の活動ぶりは不正防止のためにどんな役目を果たしているのか。過去数年間の主な工事の予定価格と落札金額はどうなっているのか。また、工事予定価格に対して平均落札率はどうなっているのか、あわせてお答えください。

次に、雪あかりの路の総括でございます。

第6回小樽雪あかりの路が、2月6日から同15日までの10日間開催されました。同時期の札幌雪まつりの期間とも一部重なり、例年ながら札幌からも多くの入込みがあったと思いますが、その影響はどの程度ですか。また、雪あかりの路期間中の全体の入込み数とイベント全体の経済波及効果はどの程度と予想されてい

るのか、あわせてお尋ねいたします。

また、国の都市再生モデル調査に基づく社会実験事業に対して500万円の補助金がつき、港湾の第2号ふ頭基部上屋を使った「天国の本屋」ロケセットの公開、中央市場空き小間を利用した「ガンガン屋台」、中央通、駅前周辺でのアンケート調査など実験事業を行っておりますが、それぞれの事業の目的、経費と入込み数、実験調査結果など、どのように評価しているのか、お尋ねいたします。

「ロケセット」「ガンガン屋台と中央市場」の今後についてであります。

初めに、ロケセットであります。この上屋は、いつどのような目的で建設され、どのように利用され、今日に至っているのですか。また、ロケセットの保存、利用についても、今後の考え方をあわせてお示しください。「ガンガン屋台」が開催された中央市場については、昭和30年代に繁栄したにぎやかさをほうふつとさせたものでありました。車社会になる前の手宮駅は、朝市の鱗友市場を中心に、手宮市場、周辺の商店、特に各種製造業の店は、早朝から行商さん、通称「ガンガン部隊」の人たちで大変なにぎわいでありました。手宮駅発午前7時の岩見沢方面へ行く列車は、前列2両は行商指定列車でありました。また、中央卸売市場をはじめ三角市場、船見坂の北都市場など、市内はもとより近郊の商店の方の仕入れの場所であり、小樽駅も多くの行商の人々が乗り降りしておりました。私も10代のころから、商売を通じて行商さんや市場の皆さんと深くかわり、まちや地域、商業環境の変化を身をもって体験してきており、このたびの「ガンガン屋台」のにぎわいを喜び、感動いたしました。中央市場は、海側から山側に向かって建設された順に三つの棟がありますが、現在、棟別に営業されている店舗と空き小間はどのような状況にありますか。また、このたびのイベントを体験して、市場の皆さんは意識改革につながることはできたのかどうか。さらに、市の考え方も含めてお尋ねいたします。

次に、学校関連の除排雪についてであります。

現在の除排雪体制が新しく組織されて、数年が経過しました。それまでは、土木部と教育委員会が管理する通学路や学校敷地内の除排雪の区分があいまいであったことが、議会でも指摘されておりました。現在の体制は、これらの問題を改善されたと説明を受けておりますが、昨年12月の吹雪のある日、山間部の中学校から問い合わせがありました。除雪車が校門前で引き返すために、敷地内の除雪は、学校側が、生徒の登校時間や学校給食車の搬入などに支障を来さないようにと、早朝から作業をしている実態が数年間続いているということですが、通学路や学校敷地内の除排雪担当業者と作業範囲はどのようなになっているのか、お尋ねします。また、契約どおりの作業が実施されているのか、実態についてもお答えください。

最後に、義務教育教材購入について、お尋ねいたします。

小中学校の義務教育教材の充実の必要性は申すまでもありません。しかし、購入に際しては、学校現場から出された要求に対し、機材や物品などについてじゅうぶんに審査をし、身の丈に合ったものを購入し、無駄のないよう指導をしていただきたい。教材、物品などの購入について、基準と手続はどのようなになりますか。また、消耗品以外の器具、教材などの管理や保管、危険性のあるものについての責任者の所在などはどのようなになっているのか、あわせてお答えください。

耐用年数の経過した物品、不用になった物品などの払下げについて、取扱いはどのようなになっているのか。一定のルールが必要と思いますが、いかがですか。あわせてお尋ねをいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 大畠議員のご質問にお答えいたします。

財政健全化について、何点かご質問がありました。

まず、今日の財政の窮状に対する国と市の責任であります。長引く景気の低迷から、市税収入の落ち込みが続く、加えて三位一体改革により、交付税や臨時財政対策債など依存財源も減収となったことから、財政健全化の見直し効果が相殺され、今日の状況に至ったものと考えております。国と地方の長期債務が700兆円を超えるといわれる中で、我が国も財政を再建させなければならないという難題に直面し、地方においても、財政の再建に向けた取組を進めなければなりません。地方の税財源が充実し、真の地方分権が推進されるような改革も必要であると考えております。

また、衆議院予算特別委員会での政府見解につきましては、新聞報道の範囲で承知しておりますが、これは小樽市個別にというより、全国の地方自治体に対する見解であると認識しており、地方に対するいっそうの自助努力と創意工夫を促すための発言と受け止めております。

次に、財政健全化の取組に対する財政効果であります。人件費では、職員の退職不補充や独自の給与削減などにより、一般会計で約11億1,000万円の削減をし、事務事業では、昨年の第4回定例会でお示した政策課題で約1億7,000万円、その他徹底した経費削減などで約3億9,000万円の、あわせて約16億7,000万円の財政効果を考えております。

また、財政健全化の今後の取組につきましては、本市の最重要課題であると考えておりますので、これまでお示した見直し項目をまず着実に実行し、成果を上げるほか、税収の安定確保に努めるとともに、さらに厳しさを増した状況の中で、国や関係機関にも働きかけ、安定的に継続可能な財政体質を構築するため、スリムな組織とスリムな行政をつくり、何としても財政再建団体への転落回避のため、不退転の決意で臨みたいと考えております。

次に、入札不正防止についてのお尋ねがありましたが、まず補助機関であります建設工事委員会の活動とその役割であります。指名競争入札参加者の資格の審査及び格付け、入札参加者又は随意契約の相手方の指名などを担当事務としております。資格の審査や指名に当たっては、小樽市契約規則などの諸規則や、指名基準要綱などに基き、経営状況や工事成績など指名基準の適合性や、市が発注する工事の相手方としての適格性について、厳正に審議しております。なお、談合などの情報があつた場合には、別途設置しております公正入札調査委員会を開催し、調査・審議の上、的確に対応しております。

次に、主な市長部局発注工事の予定価格と落札金額であります。平成13年度において、菁園中学校校舎新増築工事で、予定価格7億4,321万円に対して落札金額は7億3,000万円、公営住宅新築工事、勝納住宅1号棟であります。予定価格6億3,856万円に対して落札金額は6億2,300万円。平成14年度においては、サッカー・ラグビー場造成工事で、予定価格6億2,611万円に対して落札金額は6億1,000万円、菁園中学校山留め・外構工事で、予定価格1億4,114万円に対して落札金額は1億3,700万円。平成15年度においては、公営住宅新築工事、勝納住宅2号棟であります。予定価格3億5,676万円に対して落札金額は3億5,000万円、菁園中学校屋内運動場新増築工事で、予定価格3億2,937万円に対して落札金額は3億2,200万円となっております。

次に、予定価格に対する平均落札率であります。市長部局発注の設計金額500万円以上の工事で、平成13年度は97.0パーセント、平成14年度96.4パーセント、平成15年度は本年2月1日現在で96.5パーセントとなっております。

次に、小樽雪あかりの路に関連して何点かお尋ねがありましたが、まず札幌雪まつりの影響であります。実行委員会では、道外観光客の伸び悩みによる札幌雪まつりの来場者の減少が、本イベントの来場者数にマイナスの影響として現れたという感触を持っております。

次に、入込み数についてであります。実行委員会の発表では、運河会場と手宮線会場を合わせた来場者数は45万7,000人で、前回と比較して3万9,000人減少しました。また、経済波及効果については、今回のイベントについての調査は実施しておりませんが、平成14年の第4回開催時に行った調査で申し上げますと、市内全体で44億3,700万円の経済波及効果があったと推計しており、今回においても、おおむね同程度の効果があったものと推測しております。

次に、全国都市再生モデル調査事業についてであります。まずこのモデル調査は、本年度で整備が完了する中央通をJR小樽駅から小樽港を結ぶ「新都市軸」と位置づけ、これを活用した新たなまちづくりを検討し、中心市街地の活性化に弾みをつける目的のものであります。具体的には、屋台村の開設や映画ロケセットの公開の社会実験とアンケート調査により、市場や商店街の活性化や港湾上屋の活用の方策として、それらの効果や課題等について検証を行うものであります。また、2月28日には、社会実験等の結果も見ながら、今後の協働のまちづくりを進めるための新たな取組を話し合う場として、まちづくり懇談会を開催いたしました。

次に、社会実験の来場者数であります。屋台村は10日間で約1万3,700人、映画ロケセットは2,048人を数えました。

次に、モデル調査費500万円の内訳ですが、このモデル調査は未だ完了していないため、現段階での見込額を申し上げます。屋台村は約150万円、ロケセットは約200万円で、残り150万円は、アンケート調査やまちづくり懇談会などの経費であります。

最後に、モデル調査の評価であります。屋台村については予想以上の来場者があり、全員を受け入れることができなかったこと、ロケセットにつきましては、案内・誘導の仕方を改善することで、来場者数をもっと伸ばすことができたとの反省があります。しかし一方では、屋台村においては、混雑で入店できないお客様が周辺の飲食店に少なからず流れたとも伺っておりますし、また、ロケセットにおいても、映画上映前にもかかわらず、多くの方がロケセットを見学するなど、二つの社会実験は、駅から港までの縦軸の人の流れを、横軸である中心商店街などへ回遊させる大きな力を持っていることを示したものと考えております。

次に、ロケセットであります。まず第2号ふ頭の市営3号上屋は、昭和26年10月に港湾貨物の荷さばき施設として建設し、これまで一時保管施設としても使用されてきたもので、未利用部分をロケセットの保管場所としております。また、ロケセットの保存、利用については、このロケセットで撮影された映画「天国の本屋」が6月に全国一斉公開となることから、新たな観光資源として保存するとともに、今後の利用につきましては、引き続き小樽フィルムコミッションを中心に検討してまいりたいと考えております。

次に、中央市場の三つの棟の空き小間状況であります。3月1日現在の調査によりますと、昭和28年建設の飲食・サービスを中心とした海側の棟でございますが、11店舗すべてが営業しております。残り二つの建物がいわゆる小売市場であり、昭和29年建設の海側から二つ目の棟は、営業店舗が12店で、空き小間率は

26.6パーセント。今回、ガンガン屋台の会場となった昭和31年建設の棟は、営業店舗が10店で、空き小間率は53.5パーセントに達しております。

次に、このたびのイベントを体験して、市場の方々の意識改革の問題でございますけれども、市としても、このたびのガンガン屋台は、消費者を中心に中央市場の持つ特性を可能な限りアピールすることができたものと考えておりますし、たいへん有意義で効果的なイベントであったと考えております。また、昨今、埋まらない空き小間や、顧客離れに悩む市内小売市場の今後の新たな活性化に向けた取組として、一つの方向性を示唆することができたものと考えております。今後、中央市場としても、近く役員会を開くなど、このイベント体験を通じてのさまざまな効果や課題を検証し総括する中で、これからの市場のあるべき姿について、前向きに検討を進めると伺っております。

次に、学校関連の除排雪であります。まず学校敷地内の除雪の作業範囲であります。平成13年度から除雪、排雪、路面管理など一連の作業をまとめた地域総合除雪の委託業務の中に組み込み、生徒の通学路、給食の搬入路、灯油の供給路確保のため、実施しております。

次に、除雪作業の実態であります。除雪作業は特記仕様書の除雪水準や出動基準などにに基づき、委託業者が事前に道路パトロールを行い、路面の状況を確認後、出動等の判断を行い必要な作業を実施しております。しかし、路面状況は、時間経過とともに気象により変化するため、出動時の判断とパトロールや作業実施後とのずれが生じることがありますので、学校や地域の情報もいただきながら対応しているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 大畠議員のご質問にお答えいたします。

まず、義務教育教材費の算出についてですが、学校において、ご指摘のとおり、教材教具の充実を図ることは、教育活動などを進めていく上でたいへん重要なことであります。そのため、教材費については、普通学級や特殊学級で使用するもの、また、クラブ活動で使用するものについて、教科ごとに一定の基準を設け、学級数や児童生徒数に応じ、学校に配分をいたしております。なお、学校に対しましては、機会あるごとに経費の節減に努力を求めているのですが、今後も引き続き、適切な教材の整備について指導していきたいと考えております。

次に、教材の購入の基準と手続についてですが、教材には大きな備品から消耗品に至るまで多くのものがあり、備品などの購入については、教育委員会を経由し、契約管財課で発注することになっております。学校での教材等の購入については、学校の自主性という観点から、特に購入金額や品名などについての購入基準は設けておりません。しかしながら、高価な教材や大量の購入などについては、その必要性や購入理由などを確認しながら、他校とのかかわりも考慮し、教育活動に支障を及ぼさないよう配慮しております。

次に、教材等の管理や保管についてですが、学校では、クラス担任や理科、音楽、美術、体育などの教科担任、分掌主任などが管理責任者として、その維持管理に当たっております。また、特に危険性のある技術家庭の工作機械などは特別教室に施設するなど、生徒に直接触れさせないように対応しております。教育委員会といたしましても、理科における薬品管理には、理科実験後の薬品使用量の記入や、不用になった薬品の廃棄についての届出など、具体的な指導をしております。

最後に、教材の払下げについてですが、学校で使用する教材などは、長く大切に有効活用を図ることは当

然のこととあります。最近では、中学校3校の廃止時において、当該学校が所有しておりました備品等は、他校や市の施設などに移管したり、一部売却処分も行い、有効活用に努めております。不用となった備品等の扱いは、払下げ、移管などありますが、そのことに伴い、備品台帳の整備も必要ですので、その都度学校に指導しております。また、各教科に属さない総合的学習の時間の設定に伴い、学校個々の備品購入要望が出てくるようになりますので、改めて取扱いの適正化について指導してまいります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 6番、大島護議員。

○6番（大島 護議員） 2点について再質問いたします。

まず、入札不正防止についてでございますが、私も、過去数年間にわたって契約管財課で契約を結ばれ、また、落札のときの資料をいただいて、質問をしましたように、落札率、金額、それらを調査しておりますが、たいへん落札率が高いと、そのように見受けられております。今、これだけ厳しい財政の中ですから、これは真剣に市長のリーダーシップを発揮して、再検討をしていただきたいと、そのように思います。

2月だったと思いますけれども、幹部職員が官製談合の疑いがあるということで逮捕されたのを機会に、横浜市長がこの談合問題に取り組んでいる、その番組がドキュメントで放送されておりました。この問題はたいへん根が深く、また、巨大な組織であると、そのように番組を見て感じておりました。そして今、昨日の佐藤議員の質問にもございましたように、落札率が80パーセント台になれば2億円の差が出ると、そのような答弁も市長はされております。また、過去に市民クラブ、この随契に関係して、入札にすべきだということで何点か取り組んでおり、その結果、ところによっては数千万円、あるいは市民会館においては随契を入札に変えた結果、1,500万円を超える、そのような差が出ております。これは市長のリーダーシップを発揮して、やはり真剣に取り組んでいただき、この苦しい財政を何としても乗り切っていただきたいと、そのように思います。市長のお考えをお聞かせください。

もう一点、学校の敷地内の除排雪でございますけれども、先日、教育委員会に問合せをしましたら、土木部の方にまとめてお願いをしているということでございます。今の答弁で、気象うんぬんということでございました。しかし、私が言うのは、気象の問題ではないのです。全くしていなかったのです。その電話がありましてから、私も現場へすぐ行ってみました。この日は大変な吹雪の日で、校門の前まで来るという、その校門の前も見えてきました。確かに急な坂道です。しかし、土木部から出された契約内容を見ますと、ご答弁がありましたように、給食の搬入口、灯油の場所、そこまで。もちろん通学路、玄関は入っています。しかし、これがされていないのです。しかも、お聞きしましたら、何回か教育委員会にも連絡をしたと、けれども今日までこのような状況が続いていると。私は、ここばかりではないのではないかと、このように思っております。過去に私も、通学路として契約をしていながら、全く数年間されていない場所もございまして、それを指摘しました。そして、この新しい契約になってから、そこは間違いなく通学路ですから、除雪をされております。今年はもう遅いです。来年度に向けて、除雪の担当になった業者にじゅうぶんな指導をしていただきたい。そしてこのようなことのないように、来年度に向けてお願いをしたいと、そう重ねてお願いをいたします。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○**市長（山田勝廣）** 学校除雪の問題は、土木部長から答えさせます。

入札の問題ですけれども、昨日もお答えしましたが、確かに入札制度を改革したよそのまちよりは、小樽の落札率が高いというのは事実でございまして、今後、より競争性の働く入札制度の導入のために、発注部局の職員によりますワーキンググループを早期に設置をして、改善に取り組みたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○**議長（中畑恒雄）** 土木部長。

○**土木部長（兵藤公雄）** 大島議員の再質問にお答えいたします。

市長からも答弁させていただきましたけれども、今、議員がおっしゃいました全く来ていないというお話でございますけれども、私どももそれぞれのステーションに確認をしたところ、全然入っていないということではなくて、状況によっては途中で引き返すこともある、これはやはりその先の道路状況が除雪をしなくてもじゅうぶん対応できるという判断の中で、戻ってくるということがあったということは、除雪の業者から伺っております。それと、それぞれ学校におきましては、私どもが総合除雪の中でやっております市道、道路の除雪の基準と同様にやってございまして、それぞれ山間部、例えば手宮、赤岩地区、それから最上、松ヶ枝地区についても、件数につきましても、それぞれステーションに確認したところ、10数回入っているというところはございますので、私どもとしては、たまたま途中まで行って、道路の状況を見た中で、オペレータが戻ってきたということがあったということだけは伺っておりますけれども、全く入っていないという状況ではないのかなと思っておりますし、今お話のございましたように、もしそういうことがあるということであれば、私どもの方からさらに業者の方へ、そういったところのないように指導してまいりたいなと、このように思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○**議長（中畑恒雄）** 教育長。

○**教育長（石田昌敏）** 通学路の除雪ですけれども、土木部と連携をいたしまして、よくお話を申し上げて、最近では松ヶ枝地区の坂道、それぞれ道路に砂まきをしたり、除雪の効果がじゅうぶん上がってきたと思っております。ただいまの3年間にわたって敷地内の除雪が完全でないというご指摘については、たまたま教育委員会に連絡がありますと、すぐ土木部と連携をしまして、担当者がそこまで行って歩いて、そして確認をすることとしております。その学校がどの学校か、私、不敏にして承知しておりませんけれども、この雪の季節が終わってもそういう状況が続くのであれば、児童生徒の登校に非常に不安がありますので、よく調査をして、土木部と協議、対応をしてまいりたい、そう考えております。

○**議長（中畑恒雄）** 大島議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○**議長（中畑恒雄）** 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○**8番（菊地葉子議員）** 一般質問をいたします。

初めに、イラクへの自衛隊派兵に関連して、何点かお聞きします。

米英軍によるイラクへの攻撃の最大の理由にされた大量破壊兵器は、けっきょくは発見されず、大義なき戦争であったことが明らかになりました。昨年5月1日、戦争終結宣言がされたにもかかわらず、今なおイラクでは、自爆テロや武装グループによる攻撃が続いており、米兵の死者は400名をはるかに超え泥沼化の状

態です。小泉首相は、イラク全土が戦争状態であるにもかかわらず、サマワ地域は安全であるとの先遣隊が派兵される前につくられた報告書をかざし、自衛隊の派兵を強行しました。防衛族議員として鳴らした小樽出身の箕輪登元自民党代議士が、イラク派兵差止めを求めて裁判を起こすなど、自衛隊法にも憲法にも違反するこのたびのイラク出兵は、地球規模での海外派兵を自衛隊の中心任務にするための試金石であり、それは日本が20世紀に大きな誤りを犯した歴史への逆戻りの道だと考えます。イラクへの自衛隊の派兵について、市長の見解をお聞かせください。

自衛隊の派兵については、物資を輸送する海上自衛隊輸送艦が室蘭港を使用したことも、道民の大きな怒りになっています。同じ民間港を持つ小樽市としても、人ごとではありません。イラクへの物資輸送自衛艦の寄港の要請があった場合、市長は港湾施設の使用を認めるのか、お聞きます。

国民健康保険事業についてお尋ねします。

この数年、年金生活者の増加に加え、企業のリストラなどにより離職者が増加し、平成14年10月には、全国的に国保被保険者数が、制度発足後初めて5,000万人を超え、平成15年2月現在では5,027万人に達しています。同時に、国保料が払えない滞納世帯は年々増加し、平成15年6月時点では455万世帯となり、国保加入世帯の19.2パーセントに達しました。平成14年の同時期より43万世帯も増えています。国保加入者の多くは、年金生活者で高齢者です。加入者の所得水準は低く、そもそも国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。にもかかわらず、厚生労働省は国保料の収納対策を強化する方針を決め、期限までに保険料の納付がなければ、預貯金の差押えなどを行う強制徴収を積極的に実施するよう、自治体を指導するというものです。これに先立ち、平成12年には、政府は、国保料の滞納者には資格証の発行を自治体に義務づけました。小樽市の資格証発行数は、平成16年1月現在、537人に上っています。資格証の発行は、滞納世帯を減らす対策として効果が上がるどころか、受診抑制につながり、貴重な命を落としかねない事態にもつながっています。しかも、保険料の収納率向上の効果も見られません。追い打ちをかけるようなこのたびの指導は、国保加入者の実態を無視した国の責任放棄と言えるものです。この指導に対する市長の見解をお尋ねしておきます。

小樽市の国保加入の40パーセントの世帯が、所得33万円以下の世帯です。同時に、社会的には住宅ローンや子育てに一番お金のかかる世代が、保険料の支払いに苦慮しています。市の財政再建に名をかりた大きな負担が市民にかぶさっている中で、これ以上の負担増は市民には耐えられません。高すぎる保険料負担を軽減することが、国保制度にとってどうしても必要な施策です。国保財源の確立には、まず何よりも国庫負担を計画的に増やすよう、市長が国に対して働きかけするよう求めます。

資格証、短期証のことでお聞きます。

資格証交付世帯で小中学生のいる世帯には、短期証に切り替えていただきたいと思います。保険料の滞納は子どもの責任ではないのですから、保険証がないために病院にかかれなかったという事態は避けられなければなりません。釧路市でもこのたび行っていることですし、小樽市でも小中学生のいる世帯では、資格証から短期証に切り替えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

平成14年第4回定例会の厚生常任委員会で、我が党の議員が、3か月の短期証が未交付になっている問題を取り上げ、交付を求めました。3か月短期証未交付者への対応はその後どのようなになっているのか、お尋ねします。

次に、さわやか運河健診についてお聞きます。

国保料の抑制には、自治体での対応策としては、り患率を減らすため、予防の強化が考えられます。「小樽

市の国民健康保険」平成14年度版から見えてくる平成15年5月診療分病類別り患状況ですが、第1位が高血圧性疾患、以下歯肉炎及び歯周疾患、糖尿病と続きます。いずれも生活習慣病であり、徹底した予防策がとれば、り患率は下げることができると考えられます。予防の基本は健診の徹底です。小樽市は、平成14年度まで無料だったさわやか運河健診を、平成15年度から有料としました。基本健診の受診率は、有料化前と比較してどう推移していますか、お尋ねします。長い目で見れば、財政効果はむしろ徹底した予防策でこそ現れると考えます。さわやか運河健診を無料に戻して受診率の向上に努めるべきだと考えますが、いかがですか。

児童虐待防止活動についてお聞きします。

日本共産党は、今年1月に開催した第23回党大会において、日本社会の直面している道義的危機が子どもたちに最も深刻な形で影響を及ぼしていることに、多くの国民が不安を持ち、心を痛めている問題を討議しました。そして、社会の道義的な危機を克服する国民的対話と運動を展開することを決めました。あらかじめ市長にお渡ししてありますので、初めにこの「第7章 社会の道義的な危機を克服する国民的対話と運動を」に対する市長の見解をお聞かせください。

この中で深刻な問題として、子どもの虐待を取り上げています。児童虐待の増加などにもかかわらず、専門機関の整備が遅れていることを重視し、この立ち遅れを克服し、子どもの健全な成長を保障する社会の自己規律を確立することが急務であることを呼びかけています。この立場で国会では、児童福祉司の増員を我が党の八田議員は繰り返し要求してきました。2004年度の地方交付税の算定に当たり、増員されることが明らかになっています。

さて、東京都子ども家庭部が発行した「児童虐待の実態」白書では、虐待防止に向けて求められる地域のネットワークの構築が指摘されています。さまざまな理由があるにせよ、虐待される側も、虐待をしてしまう側も、心に大きな傷を負います。「児童虐待の実態」白書によりますと、児童虐待の要因として最も大きいものに「経済的理由」があります。経済的不安が高じて子どもにつらく当たる前に、その不安を解消するために気軽に相談できる窓口、ネットワークの存在が必要です。小樽市での児童虐待、防止活動の実態と今後の課題について、お知らせください。

次に、男女平等参画社会の実現の取組について、幾つか質問します。

先日、小樽市が実施している女性国内研修修了生が集う会議に参加し、懇談する機会がありました。男女平等参画社会の実現に向けて意見交換をし合い、行政に対しても、積極的な意見をお持ちの皆さんです。この懇談の中で要望として出されていたことについて、何点かお尋ねします。

基本計画策定に当たった市民懇話会からも、女性センター設立の必要性が提言されていました。それを受けて基本計画では、男女平等を推進する活動拠点としての情報センターについてうたわれました。部局でいろいろご苦労されて検討いただいているようですが、いつごろをめどに、どんな形で設置される予定なのか、お答えください。

二つ目に、政策方針決定過程への女性の参画についてです。基本計画の審議会、委員会への女性の参画促進を平成24年までには40パーセントに引き上げるという目標に対するアプローチ、その結果、見通しについてお答えください。

三つ目に、基本計画に基づく平成16年度の取組についてお答えください。

また、基本計画の中では、小樽市の子職員員の管理職登用についても指摘されているところです。女子職

員の管理職登用については、積極的に進めるべきと考えます。現状と今後の考え方をお聞かせください。

消防職員適正配置の問題についてお伺いします。

消防職員の適正配置計画による蘭島出張所の支所体制への移行、塩谷出張所への救急車の配備、人員配置についてです。住民要望の強かった救急車が塩谷出張所に配備されることは、救急体制の強化であり、喜ばしいことです。しかし、このたびの計画では、これまで塩谷、蘭島、合わせて片番14名配置だった職員が、12名に削減されます。車が配備されたが、人員は逆に削減される。救急車は本当に駆けつけてくれるのだろうか、住民に不安を与える内容です。どうしてこのようになっているのか、説明してください。火災出動と救急出動が重なったときはどのように対応するのでしょうか、お聞きします。

最後になりますが、ごみ問題でお尋ねします。

限りある資源を有効に使う、環境負荷を地球の処理能力に見合う範囲に減らすという環境型社会への道は、待ったなしの課題です。ごみの減量を審議する審議会の概要が、ホームページで紹介されています。既に有料化を実施した自治体に視察に行かれていますし、有料化に伴う減量効果調査資料も出されているようなので、お聞きします。有料化せずしてごみを減量させた自治体の調査はしていないのでしょうか。有料化はごみの減量の有効な施策の一つと言うからには、有料化せずして減量しているケースも論議の対象にすべきではありませんか。

次に、有料化を実施している市の取組からお聞きします。

留萌市では平成12年12月に有料化を実施していますが、有料化による際立った減量効果はないと報告されています。また、伊達市の取組を見ても、平成元年に有料化を実施し、翌年以降3、4年は減量しますが、平成5年からは排出量が増え始めます。同時に、広域化された焼却炉でごみが足りなくなり、それまで燃やさないごみとして収集していたプラスチック類を、燃やすごみに変更して収集するという事態も起きています。この2市の例では、有料化ではごみ排出に歯止めがかからないことを証明しています。なぜこうなったかについての分析はされたのでしょうか。今、急いで有料化に走らずとも、ごみ減量の基本理念である循環型社会の在り方、発生抑制、再使用、再生利用のしくみを、行政と市民、業者の協力でつくり上げていく施策を徹底するお考えはないのでしょうか。このことを改めてお聞きしておきます。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

初めに、イラクへの自衛隊の派遣の問題についてであります。今回の派遣はイラクへの人道復興支援を目的として、給水や医療支援、学校などの修復に当たるものと承知いたしており、国際社会の一員として重要な役割を担うものと考えております。この自衛隊の派遣に関しましては、現在も国民の間に議論のあることは承知しておりますが、1月開会の通常国会における審議を経て、2月9日にはこの派遣に係る国会承認もなされておりますので、今後は、今回の派遣の目的が現地の住民の方々にもよく理解され、支援活動に当たる自衛官の安全がじゅうぶんに確保される中で、所期の目的を予定どおり達し、全員が無事帰国されることを心から願っております。

次に、今後の自衛隊輸送艦の小樽港への寄港要請があった場合の対応であります。これまでも自衛艦の入港に当たりましては、一般商船の入出港や港湾荷役に支障を及ぼさない範囲において協力をしてきており、同様の考えの下に判断してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険について何点かご質問がありましたが、初めに国保料の強制徴収に関する国の指導であります。このことにつきましては正式な通知は来ておりませんが、全国的に国保料の収納率が低下し、国保の財政運営に影響を与えていることから、1月29日、厚生労働省の国民健康保険課長が都道府県の国保所管課長に対し、市町村への指導を要請したと聞いております。小樽市の国保の財政状況はたいへん厳しい状況にあり、収納率の向上と加入者間の負担の公平とを図るため、15年度は特に預貯金や給与の差押えも視野に入れ、文書催告や折衝の強化に取り組んでいるところであります。

次に、国庫負担増額の要請であります。これまでも全国市長会を通じ、国に対し要望してまいりましたが、昨年の11月に、16年度政府予算案の策定に向け、診療報酬体系や薬価基準制度の見直し、あるいは医療保険制度の一本化など、医療制度改革の推進について、さらにはじゅうぶんな財政措置の確保、ペナルティ政策の廃止など国保財政の改善策について、全国市長会を通じて、国に対し、要望しております。また、私も、先般、直接厚生労働省の国民健康保険課長にお会いして、小樽市の国保の実情を訴えるとともに、財政支援の強化について要請をしてきたところであります。

次に、釧路市と同様の取扱いということで、短期証の交付等のことでありますが、釧路市に確認いたしましたところ、「無条件に短期証に切り替えるということではなく、子どもを持つ資格証交付世帯を中心に戸別訪問をし、保険料の分割納付や減免措置などについて詳しく説明をし、親の理解を求めていく」とのことでした。当市におきましては、これまでも滞納世帯との折衝に努めてきておりましたが、小中学生のいる世帯については、他の世帯に優先して折衝してまいりたいと考えております。

次に、3か月証未交付者への対応であります。3か月証の交付対象は、保険料の納付が全くないため資格証が交付されている方を除き、納付が2分の1以下の世帯としております。その交付に当たりましては、一部分割納付ではあっても納付約束を守っている世帯に対しては郵送とし、そのほかの世帯は原則として窓口においていただき、世帯の状況をお聞かせいただくため、期限を示し、窓口交付としております。しかし、その期限までに納付や連絡がいただけない世帯については、これまで3か月証が未交付となり、未保険状態であったことから、昨年の3月更新期からは、3か月証が交付されるまでの間、資格証明書を郵送し、改善を図ってきたところであります。

次に、さわやか運河健診の有料化後の受診状況であります。平成15年4月から16年1月までの10か月間で、受診者は計8,019人となっており、前年同期1万188人と比較して、約21.3パーセントの減になっております。

次に、有料化はやめるべきとのことですが、健診費用約1万円のうち、今年度より1,200円を自己負担していただいております。70歳以上の高齢者や市民税非課税世帯、生活保護受給者については無料となっております。有料化については、市の財政状況や道内の34市中27市が有料で実施している状況などから、現状どおり実施してまいりたいと考えております。みずからの健康を主体的に考えていくよう、今後、いっそう受診の啓発に努めてまいりたいと思っております。

次に、児童虐待防止の関係でご質問がありましたが、初めに共産党の主張に対する見解ということですが、私もこの文書を読ませていただきましたが、これは党大会の決議ということですので、それ

に対する見解を申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思いますが、私としては、相次ぐ少年犯罪や児童虐待など、青少年を取り巻く状況は極めて深刻なものと受け止めております。青少年の健全育成は、行政や教育はもとより社会全体として取り組むべき課題であり、多くの議論の中から解決の道を見出していくことが重要と考えております。

次に、小樽市での実態と課題であります。中央児童相談所がまとめております虐待に関する市内の相談・通告件数は、13年度で21世帯、児童数32人、14年度は16世帯、27人です。対策としましては、平成13年に「小樽市地域児童虐待防止対策連絡協議会」を設置し、虐待の未然防止や解決のため、関係団体の連携、相互協力体制をとり、広報や虐待防止パンフレットに相談窓口を紹介し、早期発見に努めているところがあります。また、具体的な案件につきましては、関係者で「ネットワーク会議」を開催し、情報交換や支援対策について協議し、対策を講じているところであります。今後の課題といたしましては、連絡協議会を軸としたネットワークの機能強化はもとより、地域や社会が子どもの人権を守っていく環境づくりが必要と考えております。

次に、男女平等参画に関連して何点かご質問がありましたが、初めに男女平等参画を推進する活動拠点としての情報センターにつきましては、この基本計画に、青少年女性室や勤労女性センターなどの施設においてそれぞれの機能を高めることとしておりますが、これまで女性団体からの強い要望のありました情報センター的な活動拠点の設置につきましては、青少年行政の組織改編の中で、現在、青少年女性室に生じる空きスペースに、本年4月をめぐり、(仮称)男女平等参画推進プラザとして、その開設準備を進めているところであります。

次に、各種審議会等への女性の登用ですが、本年度新たに設置されました「小樽市廃棄物減量等推進審議会」では女性委員登用率が40パーセント、「小樽市社会教育委員」では登用率が46パーセントになるなど、女性の登用に努めております。今後もあらゆる機会を通じまして、女性登用率の目標値40パーセントの達成に向け、努力してまいりたいと考えております。

次に、新年度の取組についてですが、本年度に引き続き、男女平等参画社会の実現に向けて、各種メディアの活用による啓発や男女平等参画週間などの事業を実施するとともに、新年度は新たにフォーラムを開催するなど、本市の男女平等参画基本計画の着実な実行に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、市の管理職への女性職員の登用ですが、正規職員のうち女性職員の構成比は、平成14年度で35.0パーセントで、平成15年度は35.6パーセントとなっており、係長や課長職などの登用の率、いわゆる補職率で申し上げますと、平成14年度4.4パーセント、平成15年度は4.8パーセントとなっております。率においてわずかながら高くなりましたが、男性職員の補職率24.8パーセントに比べると低い状況にあります。これまで、採用においては男女間に採用条件の差を設けておりませんので、試験の結果として、構成比率が35.6パーセントになったものでありますし、管理職等への登用につきましても、職員の能力や適性、経歴などを考慮して行っており、結果として、このような数値になったものと考えております。今後につきましては、これまでと同様に、個々の能力がじゅうぶんに発揮できるような配置や管理職等への登用に配慮してまいりたいと考えております。

次に、消防署所の適正配置計画に関してお尋ねがありましたが、初めに塩谷、蘭島の人員配置についてありますが、この4月1日から、塩谷、蘭島両出張所の職員を塩谷出張所1か所に集中配置して、24名体制

にすることにしておりますが、毎日の当番人員は、現在とほぼ同様に7名から8名確保できるものであります。また、塩谷の救急車の配置につきましては、この人員配置の中で乗り替え運用を行うものであり、火災出動等で塩谷の救急車が出動できない場合は、手宮の救急車が出動する態勢をとることとしておりますので、問題はないものと思っております。

次に、火災出動と救急出動が重なったときであります。火災出動中に救急要請があった場合は、手宮出張所の救急車が出動し、また救急出動中に火災があった場合は、長橋、手宮など隣接出張所の消防車が出動する補完態勢をとってまいりたいと考えております。

次に、ごみ問題についてお尋ねがありました。初めに有料化しないでごみを減量させた自治体についてありますが、道内においては富良野市があり、約20年という長い年月をかけて、現在、14分別という徹底したごみと資源物の分別を実施し、高い資源化率となったものと聞いております。廃棄物減量等推進審議会におきましては、富良野市の例が取り上げられましたが、リサイクルに相当長い年月を要したこと、また、細分別によるリサイクルは多大な費用を要することなどから、富良野市の例を小樽市に当てはめることは無理であるが、減量化を進める上では参考とすべきとの意見が出されるなど、一定の議論はされております。

次に、有料化と減量効果であります。留萌市はリサイクル施設を平成10年4月から供用開始し、ごみの資源化を進めることにより、一定の減量効果を上げてきたところでありますが、さらに平成12年12月から有料化を実施したものであります。有料化の減量効果につきましては、人口減、各種リサイクル法によるごみ減少の要素を勘案すると際立った効果は見られないものの、減量化は進んでいると聞いております。

次に、伊達市の減量効果であります。平成元年の有料化実施後においては大きな減量効果がありましたが、その後、人口増加やごみの減量意識が薄れてきたことから、増加傾向にあるとのことでもあります。しかしながら、有料化実施前のごみ量と比較しますと、明らかに減量になっていると聞いております。なお、伊達市が、平成15年に不燃ごみ扱いとしていた廃プラスチック類を可燃ごみ扱いとしたのは、伊達市が構成市町村となっている西いぶり廃棄物処理広域連合が、当初から廃プラスチック類を焼却の対象としていたことから、焼却施設の供用開始に合わせて分別区分を見直したものであると聞いております。

次に、減量化施策と有料化であります。ごみ減量化におきましては各種の減量施策が考えられますが、有料化がその有効な方策の一つではないかと考え、廃棄物減量等推進審議会に、家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について諮問したところであります。審議会からは今月中に答申があるものと思っておりますが、答申の内容を踏まえ、総合的な観点から、市民・事業者・市の連携を図りながら、今後、市として実施すべき減量化施策について、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

○8番（菊地葉子議員） 何点が再質問させていただきます。

初めに、児童虐待防止についてのお答えのところで、党大会の決定なので答えを差し控えさせてほしいという市長の見解だったのですが、あの中身についてはどうでしょう。大会決定ではあるけれども、共産党という党派の問題だけではなく、社会的道義としての問題について論議した中身です。ぜひそのことについては、大会決定ということじゃけんにするのではなく、その中身についてどう思うのかについての見解をお聞きしたかったと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、さわやか運河健診を無料には戻さないとおっしゃっていますが、これはずっと13年、14年と、基

本健診の受診率が高くなってきていたのです。そういう意味では、このさわやか運河健診が無料であるという基本健診を受けるということに対する効果というのはすごくあったと思うのですが、平成15年になって、やはり受診率が下がるということは、お金がかかるということが健診を抑制させるということが、数字ではっきり現れてきていると思います。小樽市の場合は、高齢化も進んでおりますし、医療のお金がかからないようにする、そして成人病をしっかり予防していくという意味では、この基本健診が何よりも効果的だと思うのです。そういう意味で、長い目で見れば、やはり基本健診を徹底していくということが、国保の財源とにも効果があると思うのですが、その辺について基本健診を進めていく、どういうふうに変診率を上げていこうとするのかということも、もう一度お聞かせください。

それから、消防についてなのですが、今、片番12名でそれぞれ七、八名は配置できるとおっしゃったのですが、それは塩谷と蘭島それぞれに7名から8名配置できるということでしょうか。実際にそういうことが可能なのかということについて、改めてお聞きします。

火災とか救急出動以外にも、日常業務というのが消防の場合あると思うのです。消火栓の雪かきだとか、防火査察だとか。今は、消防署でそういうものに出ていて、火災出動がかかったときは、その場から火災現場に駆けつけていると思うのですが、例えば日常業務に出て、そのときに救急出動がかかったときは無理だということですよ。消防車で一度火災に出てしまったら、もう出張所には職員が残っていないので、救急車の出動は無理だということですよ。例えば火災出動がかかるか、救急出動がかかるかわからない、どっちがかかってもしどっちかが出られるようにということになったら、こういう日常業務には、消防車と救急車と2台連ねて出ていかなければならないという事態も起きるのではないかなと思うのですが、実際にそういうふうになるのかどうかということをお聞きします。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝彦） さわやか運河健診と消防の関係は、それぞれ担当部長からお答えいたします。

この共産党の児童虐待防止の決議ですけれども、党の大会で決めたことですから、それを私がどうのこうのという批判をする、見解を申し述べる立場にはないのではないかなと思っていますので、先ほど、私の基本的な考え方を申し述べさせてもらったということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 保健所長。

○保健所長（外岡立人） さわやか運河健診が無料であるべきと。有料にしたがゆえに健診率が下がったのではないかなということに対してお答えいたします。

確かに13年度と15年度とを比較したときに、受診率という数値の上では、健診率が下がってきたのは事実だと思います。しかし、長い目を見たとき、全国的なデータを見たときに、受診率と個人負担額は、全く相関していません。全く関係ないです。ですから、私は、小樽もやはりそういった傾向に今後なっていくだろうと思いますけれども、今の段階で、有料化したために今後受診率が下がったままであるかどうかということとは言えないと思います。

それともう一つ、これは医学的な問題になるのですが、受診率が高い地域というのは、健診の費用というよりも、その地域全体が、かなりみずからの健康に関して関心が高い地域なのです。それは必ずしも

健診費用ではなくて、地域全体の健康に対する関心が高い、そのまち全体のそういった雰囲気というものもあると思います。ですから、市としてきちっとした、保健所としての一番重要な役割は、いかに自分の健康をみずから守っていくか。そして、さらに1年間に1,200円を自分の健康のために支払うということが、果たして非常に高いのかどうか。それは無料であるのがいいという場合もあると思いますけれども、ただ、今の段階では、無料にすべきであるかどうかという判断は下せないと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 消防長。

○消防長(田中昭雄) 菊地議員の再質問にお答えいたします。

片番12名で実際に現場に配置できるのは、塩谷、蘭島それぞれ何人になるのかということにつきましては、毎日の勤務人員は、塩谷4名、蘭島4名又は3名ということになります。

次に、日常業務中の救急と火災の対応はどうなるのかということでございますけれども、日常業務につきましては、消防車を使用することとしておりますけれども、業務出車中に救急要請があった場合は、手宮の救急車が出動することとしております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

○8番(菊地葉子議員) しつこいようですけれども、市長、私は、共産党の大会決定に対してのそれは共産党がやることですから、大会決定そのものについての見解というよりも、あの中で書かれていた子どもたちをどう守っていくかという社会的道義の問題について、いろいろその中で話されたことについて、市長はどのようにお考えになるかということをお聞きしたかったのです。大会の決定について、共産党がやることだからと言われれば、そうかもしれませんが、その辺、ちょっと認識が違うので、道義的課題という問題についてどうかということでお聞きしたかったので、もう一度お願いします。

それから、今、消防長が、12名の配置で塩谷に4名、蘭島には4名あるいは3名。実際に3名になる日もあると思うのですが、3名で火災出動は可能なのかどうかについてお聞きします。

それと、日常業務に消防車を使っていくということになって、そのときには手宮から出るということになっているとおっしゃったのですが、そうしたら、どうして塩谷に救急車を配備したことで住民の皆さんの救急態勢の強化になるのかなということが非常に疑問です。今と同じ状態になるのではないかと。そこにあるだけで安心できるものではなくて、それが実際に動くという保証がなければ、救急態勢の強化にはならないのではないかと思います。せっかく配備される消防車なり救急車がじゅうぶん活用されるような人的配置を、ぜひしていただきたいと思うのですが、その点について再度お伺いいたします。

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

○市長(山田勝麿) 先ほど申し上げたとおりですけれども、読みましたけれども、あまりよく出だしがわからないのです。ですから、ある政党批判から始まっているものですから、そういうものに立った上での大会決議であれば、私からコメントするものではないのではないかと。あくまでもこれは党員向けの話ですから、それはそれでけっこうでないかと、そういうふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（中畑恒雄） 消防長。

○消防長（田中昭雄） 菊地議員の再々質問にお答えいたします。

3名でじゅうぶんなのか、可能なのかということでございますけれども、今までも、タンク車については3名で一口放水を行っておりますので、問題はないものと考えております。

それから、後段の、せっかく配備されたのだからじゅうぶんな活用をということでございますけれども、繰り返すようですが、先ほど申し上げたような態勢で、現在の水準を維持していきたいと考えております。

○議長（中畑恒雄） 菊地葉子議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 3番、大橋一弘議員。

（3番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

○3番（大橋一弘議員） ごみ問題について、お尋ねいたします。

渡島支庁砂原町では、2年前に廃止されたごみ焼却場の解体費用が数億円と予想され、衛生施設組合を構成する4町でどう負担するかを話し合わなければならないと町長が語っていることが報道されました。小樽でも、平成13年3月に用途廃止しました天神旧ごみ焼却場を抱えております。ダイオキシン等を考えますと、老朽化のまま放置はできず、施設解体にいずれは取り組まざるをえないものと思います。他都市において、焼却施設を解体した事例はありますか。また、解体費用の予測は立ちますでしょうか。解体への取組は、財政負担に厳しいものがあると思いますが、どのようにお考えでしょうか。また、跡地利用も検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、塩谷の旧廃棄物処理場についてです。現在、汚水処理をしていますが、その維持管理にかかる年間の経費はどのくらいでしょうか。汚水処理は、どの程度の期間継続する予定でしょうか。また、この土地は、最上町バス終点から車で数分と利便性のよいところから、パークゴルフ場、オートキャンプ場等に整備できないかとの市民要望も聞かれますが、跡地利用についていかがお考えでしょうか。

次に、ごみ収集の在り方についてであります。ごみステーションによる収集ではなく、各家屋の前にごみを出す戸別収集方式をとるところが出てきております。東京都品川区は、昨年10月から段階的に戸別収集を始め、2006年度には全域で導入する予定で、カラスによる散乱がひどかったものが、結果としてすごくきれいになったと言っております。また、東京多摩地区では、ごみ減量を理由に導入する市が目立ち始めております。利点、難点、いろいろあると考えますが、当市の状況の中ではどのようにお考えでしょうか。

また、山の中に家財、タイヤ等が不法投棄されることが増えてきましたが、処分場への市民の自己搬入を認めている市があります。桃内の埋立処分場へのごみ搬入につきましては、許可業者のみに認め、自己搬入は規制していると聞きます。市民や事業者の利便性や不法投棄を減らすことを考えますと、自己搬入の検討が必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、教育委員会の秘密会についてお尋ねいたします。

教育委員会の傍聴をしたいという市民はけっこういますが、実際に傍聴すると報告事項が多く、一度傍聴したが、もういいやという声も聞きます。重要なことは秘密会で話し合っているのではという疑問の声もありましたので、お尋ねいたします。秘密会にすべきかどうかの基準はどうなっていますか。また、秘密会の議題とされるものはどのようなものですか。

次に、病院保育所の給食の民間委託計画の進ちょく状況について、お尋ねいたします。

大人数給食の病院、少人数給食の保育所と、条件は異なると思いますが、計画はどの程度進行していますでしょうか。また、委託先を市内の業者にすることは可能でしょうか。市外業者が委託先となると、食材の購入に市外業者の進出が増加することになるのではないかと懸念される声が出ていますが、いかがですか。

次に、第4回定例会でも質問がありましたが、地方自治体における企業会計的手法導入について、お尋ねいたします。

日本の官庁会計は予算重視と言われています。一方、企業においては決算重視、投資や経営の結果がどのように収益に結びつくかがポイントとなっております。経済関係者の懇談会の中で19億円の赤字予算が話題となり、市は財政難と言うが、どう経営困難なのか、どう改善すべきか、実情を把握しづらいという意見がありました。財政難で市民へのサービスの低下は避けられない状況の中、市民が市の現状を理解し、市政に参加していくには、じゅうぶんな情報を伝えることが必要といわれ、特に財務情報を提供するために、財務会計システムに企業会計的手法の導入を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 大橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ごみ問題について何点かお尋ねがありましたが、まず他都市の焼却場の解体事例ではありますが、道内におきましては平成15年度に登別市が解体をしており、また、札幌市では平成16年度に解体に着手するとのことであります。また、本州における最近の事例としては、東京都、大阪府の堺市、千葉県の八街市などがあると聞いております。また、解体費用の予測であります、小樽市の天神旧ごみ焼却場とほぼ同規模のものとしては登別市の施設があり、この解体費用は約2億2,000万円とのことですので、小樽市の場合においても同程度の費用を要するものと思っております。

次に、解体に向けた考え方と跡地利用であります、焼却施設の解体につきましては、ダイオキシン類のばく露防止対策を講じなければならないことから、解体工事費は大きな財政負担を伴うものとなっております。本市においては、これまで国の補助制度に期待してきたところでありますが、平成16年度に創設される制度では、解体後に、跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備することが条件とされ、本市の場合には対象外となることから、解体につきましては財政状況を勘案し、改めて検討する必要があるものと考えております。なお、跡地の利用につきましては、解体計画にあわせて考えていくことになるものと思っております。

次に、塩谷旧廃棄物処分場の維持管理であります、旧処理場では、現在も埋立地から浸出する汚水を処理するため、排水処理施設の運転を行っており、その年間維持管理費用は、平成14年度決算で約1,100万円となっております。

次に、汚水処理の期間であります、汚水処理は、浸出水が水質基準を満たすまで行っていかなければならないものでありまして、水質変化の予測はたいへん難しいことから、現段階でその期間を明示することはできませんが、今後の推移を見ながら、適切に管理してまいりたいと考えております。

また、跡地利用につきましては、埋立地が安定するまでには、さらに相当の年数を必要とすることが見込

まれることから、その時点での市民ニーズに合わせた跡地利用計画を検討することになるものと思います。

次に、戸別収集方式であります。ごみステーション方式に比べまして、市民一人一人の分別意識を高め、ごみや資源物の区分が徹底されるとともに、ごみステーションへの不法投棄や他の地区からの不適正ごみの持込みもなくなり、さらに高齢者の方々にとりましても、ごみの排出が容易となり、利便性が図られるものと思っております。

一方、山、坂のある本市の地形的条件や道路事情を勘案いたしますと、戸別収集を行うためには収集体制の強化が必要となり、収集運搬経費が大幅に増加することになるものと考えられます。しかしながら、本市の場合、高齢化が進んでいることや、冬期間の収集困難地区が点在していることを勘案しますと、ごみ収集に係る市民サービスの向上を図っていく必要がありますので、地域事情を見極めながら、戸別収集の取組について検討してまいりたいと考えております。

次に、市民や排出事業者によるごみ処理場へのごみの自己搬入であります。塩谷旧廃棄物処理場の供用開始に当たり、地域の生活環境を守ってほしいとの周辺町会の強い意向により、通行車両が増える自己搬入は認めないこととした経緯があります。平成12年7月に供用開始しました桃内の廃棄物最終処分場におきましても、同様の意向が地元町内会から示されており、自己搬入を認めることは理解が得られないものと考えております。なお、不法投棄の防止につきましては、今後とも、巡回パトロールの実施や市民への意識啓発に努めてまいりたいと思います。

次に、病院、保育所の給食の民間委託の進ちょく状況であります。初めに病院給食の民間委託ですが、現在、小樽病院では、平成17年4月からの委託化に向け、関係者と協議をすべく準備を進めております。また、第二病院につきましては、小樽病院の実施状況を踏まえ、委託時期等について検討してまいりたいと思います。委託業者につきましては、既に全面委託を実施している他の病院等の視察や情報を収集し、検討してまいりますし、食材の調達につきましても、既に全面委託を実施している病院において、地元業者に配慮しているところもあると聞いておりますので、この点につきましても、今後検討してまいりたいと思います。

次に、保育所の給食でありますけれども、児童の発達段階や健康状態に応じた離乳食、幼児食など、安全や栄養面に配慮した献立、調理が必要です。調理業務の委託は、地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、平成10年度より可能となっておりますが、委託する場合においては、さきに述べました条件のほか、施設内で調理することや、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されていること、さらには調理業務に従事する者の大半は当該業務について相当の経験を有する者とするなど、多くの条件がつけられておりますので、引き続き検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、企業会計的手法の導入であります。決算処理については、いわゆる官庁会計、企業会計ごとに、長年の積み上げた実績に基づいてつくられており、それぞれに長所、短所があるものと認識しておりますが、それらを補完する意味で、企業会計では近年、キャッシュフローが重視され、官庁会計では、バランスシートなど企業会計の手法が注目されているものと認識しております。官庁会計における企業会計的手法については、さまざまな取組がなされておりますが、導入までには、いましばらくの研究と時間が必要ではないかと感じております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○**教育長（石田昌敏）** 大橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育委員会の会議の非公開についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条で、「教育委員会の会議は公開する。ただし人事に関する事件やその他の事件については、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められております。この法の規定を受けて、小樽市教育委員会会議規則第18条では、「会議は、委員長の許可を得て傍聴することができる。但し、その決議により秘密会としたときは、この限りでない。」と規定しております。

次に、昨年5月から本年1月までの非公開の議案は、教育委員長人事及び委員長職務代理者人事案件、教職員人事案件等4件及び叙勲候補者推薦案件3件の合計9件となっております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○**議長（中畑恒雄）** 3番、大橋一弘議員。

○**3番（大橋一弘議員）** 企業会計の手法導入についてお尋ねしたいと思います。

これは、収入役にお尋ねしたいと思うのですが、理由は、地方自治法第233条で、収入役が、毎会計年度、政令で定めるところにより決算を調製し、地方公共団体の長に提出しなければならないと規定しております。つまり、市の決算は収入役が調製されております。企業会計の手法の導入も、決算における財務情報の開示手法の問題でありますので、決算の調製手法という視点で、市の決算の調製をされている収入役にもお尋ねしたいということであります。特にですね、収入役が就任されたときの経過、市長が収入役を任命されたときに、民間の考え方、手法を市に注入してくれることを、市民は期待いたしました。収入役は銀行の支店長という立場の中で、民間企業の決算を多く見てこられた経験を持ち、そして今は市の決算の調製をされている。そういうようなその見識におきまして、お考えをお伺いしたいと思います。

○**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○**議長（中畑恒雄）** 収入役。

○**収入役（中松義治）** 大橋議員の再質問にお答えをしたいと思います。

基本的には、先ほど、市長から答弁申し上げたとおりでございます。私も、銀行に勤務しているときに、たいへん多くの取引先の決算書を拝見させていただきました。その中で常に感じていたことは、決算書は確かにたいへん大きな要素ではあります。判断をする財務の内容であるとか、経営内容を判断する大きな要素ではありますけれども、やはり決算書だけではなかなか見えない、こういったこともあることも事実でございます。そういった中で、私自身がじゅうぶん注意していたことは、やはり日々の数字の動きでございます。例えば日計表であるとか、それからいろいろな月例的な数字なども、試算表、こういったものもよく見させていただいて、そしてトータル的にいろいろな財務、経営の判断をさせていただいたところでございます。

今、本市において、この財政状況の厳しい中で、広報おたるとでシリーズで財政問題を市民の皆さんにいろいろとお話し、あるいは理解をしていただくために出しているところでございます。私的に言うと、以前のこういう財政問題の記事から見ると、このシリーズの財政健全化に向けた記事というのはずいぶんわかりやすくなったと評価していることも事実でございます。ただ、このお金の問題というのはなかなかわかりづらい問題もありますので、今、大橋議員がおっしゃったようなことも含めて、市民の皆さんによりわかりやすい、そういったことをこれからも続けていかなければいけないと思っております。

○**議長（中畑恒雄）** 大橋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時40分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 1番、山田雅敏議員。

（1番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○1番（山田雅敏議員） さきの統一地方選挙で市民の負託を受けてから、早いもので1年が過ぎ去ろうとしています。このたび、先輩議員のご指導の下、一般質問の機会を得ましたことは、私の議員としての記念すべき第一歩であり、生涯忘れることのできない日となると思います。一般質問も5人目ともなりますと、重複してくる質問もあろうかと思われそうですが、観点などの違いもありますので、通告どおり質問をさせていただきます。

まず、財政についてお伺いいたします。

平成16年度予算案の編成が終わりました。予算案を見ますと、国の三位一体改革などの影響を受け、財政難を反映した緊縮型予算となっており、さぞかしご苦労されての予算案であったと認識しております。しかし、今回の予算案の問題点は何か、精査すると、財政難から来る歳入不足を諸収入に形式的に計上している点であります。財政が厳しい中で、市民も、限られた予算は無駄なく、わかりやすく、より効率的に使われることを望んでいます。決して予算消的な使われ方や、不効率な執行がなされるべきではありません。市長も、既にこの厳しい現実を想定され、さまざまな施策を施行されていると思います。ここに来て、さらにご自身の給料も15パーセント減額する範を示されております。本市の難局を、受益者負担を含めて市民総出で乗り越えていかなければならない現下、私たち議員もこれらの現状を敏感にとらえ、真しに反応していくことも必要と考えます。

そこでお伺いいたします。公債費返済が一番多く、次に高齢化による介護保険、老人保健各特別会計と、繰入金が増加が見込まれてきます。このような予算制度の中で見直す議論があります。予算の複数年度管理というもので、既に多くの民間企業で導入され、さらに一部の行政で導入されると聞いております。民間企業では複数年にまたがるコストを把握するのは当然で、節約効果は上がり、節約した効果を評価できるしくみを導入すれば、赤字の解消や改善につながるはずです。財政が厳しい中で本市でも導入されてはどうか、お聞かせください。

次に、港湾についてお伺いしていきます。

平成9年7月改訂の港湾計画の中では、第3号ふ頭を念頭に置いて、歴史・文化・自然を生かした交流拠点形成するため、対岸諸国などとの国際交流の進展に対応した旅客船ふ頭や、周辺環境と調和した緑地などの整備を行うとともに、臨海部の特性を生かした親水空間の整備充実を図るとされています。そこでお伺いいたします。今後の第3号ふ頭周辺地区の整備について、考え方や計画などがあるかどうか、お聞かせください。

次に、関連して、「海の駅」についてお伺いいたします。

海のネットワーク拠点を目指して、「海の駅」整備を訴える民間主導の事業があります。東京のNPO法人「地域交流センター」と、全国のヨットクラブ、自治体の首長、国土交通省関係者などが官民一体で実行委

員会をつくり、一昨年から3か年計画で実施されています。事業の名称は「日本ぐるっと一周・海交流」といいです。内容を見ますと、体験乗船、現地船との並走などの交流のほか、交流センターの設置についても住民と協議をしており、同センターの在り方を含め、全国的な広がりを見せています。ちなみに、40市町村が同センター設置に関心を示しているとお聞きしています。計画の最終年度である16年度は、全国各地でさまざまなイベントが開催される予定とお聞きしており、そこで何点かお伺いいたします。

まず初めに、「海の駅」についての認識についてお聞かせください。また、本市では、過去数々の施策を施行されてこられたことは承知しておりますが、親水性に関しての具体的事例について、あればお聞かせください。なお、本市と同事業とのかかわりが、16年度あればお聞かせください。

次に、この項最後になりますが、昨年の海の日に、築港臨海公園において「マリン・フェスタ in 小樽」と題して、海に親しむイベントが開催されました。16年度も同様の企画構想があるとお聞きしていますので、何点かお伺いいたします。

まず、昨年の同事業の主催者及び目的と効果、参加人数についてお聞かせください。また、今年は昨年の経験を踏まえ、にぎやかな夏の本市の観光イベントとして、さらに発展させていただきたいと思っております。本年はどのような事業を展開されようとしておられるのか、あわせてお聞かせください。

次に、サイクルツアーについて要望をいたしたいと思います。国土交通省は、これまで別々に整備され、じゅうぶんに活用されていなかった既存の自転車道や観光施設、川や湖の親水護岸、港湾緑地などを有機的に結びつけるサイクルツアー推進事業を展開するとして、既に出雲大社などの観光資源がある穴道湖周辺など全国15地区を指定しました。同事業は、サイクリングを楽しみながら地域の魅力を発見するサイクルツアーを普及させ、景勝地や史跡などに行きやすいように自転車道を延伸したり、駐輪場、広場などを整備し、もって地域を活性化させることを目的としています。本市もこのような全国の動向を踏まえ、ぜひ同事業への取組をお考えくださいますよう要望申し上げます。

次に、運河周辺での自転車などの安全確保についてお尋ねいたします。

近年、運河周辺の貸し自転車や人力車、輪タクなどが、年を通して朝早くから夜遅くまで、市民や観光客の足として活用されています。今後、これらの利用者の増加が予想されることから、市民・観光客の安全確保が最大の課題と考えます。この際、安心して利用し、楽しんでもらうためにも、安全確保について検討すべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

次に、「雪あかりの路」についてお伺いいたします。

本年2月6日から2月15日までの10日間、第6回「小樽雪あかりの路」が開催されました。観光入込み客数は45万7,000人と、前年の49万6,000人から3万9,000人程度減少はいたしました。全体としては観光入込み客数も定着してきた感がうかがえます。また、市民の参加も確実に定着し、広がりを見せていることは、今後の同事業を占う上からも頼もしい成果であったと思います。

そこでお尋ねいたしますが、同事業には、本市一般財源の商工観光費から、補助金として370万円が支出されています。市民としては、財政難の折、その役割や効果が気になるところです。本市全体に対しての経済波及効果についてお聞かせください。

次に、関連してお伺いいたします。

雪あかりの路とあわせて、内閣府の全国都市再生モデル調査事業として同時開催されました屋台村の開設と映画ロケセット公開は、期待どおり、来場者数も予想を上回り、にぎわいを見せたと私自身感じておりま

す。現下の商店街を取り巻く環境はたいへん厳しい状況にあります。

そこでお伺いいたします。今後、商店街の活性化につなげるためにも、今回の成果を生かし、このような社会実験を他の地域でも行う考えがあるのかどうか、お伺いいたします。また、社会実験が終了した中央市場の今後の活性化について、市長のご所見をお聞かせください。

次に、銭函パークゴルフ場について、お伺いいたします。

春を待つパークゴルフファンのためにぜひ改善をお願いしたいのは、仮設トイレの件であります。同パークゴルフ場の仮設トイレは、現在、コースの真ん中に設置されており、使用するにしても周囲が気になりますし、においもたいへんきついとのことでもあります。本市の各種使用料が改定される中、平成16年度の同パークゴルフ場の使用料は、平成15年度と同様と聞いております。また、同パークゴルフ場の利用状況を見ましても、本市以外の方の利用が多いと伺っております。本市の公共施設として、衛生的なトイレが望まれるところでもあります。この際、さわやかな新緑のにおいの中でプレーができますよう、応分の受益者負担を求めて同問題を改善する用意はございませんか、教育長のご所見をお伺いいたします。

次に、災害危機管理に関連してお伺いいたします。

1月15日未明に発生しました余市川水源のアイスシャーベット流入による断水事故の再発防止を含めて、迅速な対応をされた水道局にお伺いいたします。事故後、監視カメラが2台に増設され、さらに雪をとかす高圧ポンプも1台購入され、同事故の再発防止に万全な対策を講じられたと伺っております。同事故の対応が遅ければ、2万世帯を超える断水も想定されたことから、2,000世帯程度の影響に終止したことは不幸中の幸いでした。

そこでお尋ねいたします。断水地域と影響について、水道料金の減額も含めてお聞かせください。また、給水車、広報車の使われ方や、同事故を踏まえて改善の必要性はないのか、お聞かせください。

次に、市営住宅の空き家について、お伺いいたします。

放火や倒壊のおそれがある空き家が小樽市内で増加しています。5年前と比較して17棟増加し、現在83棟と、増加の一途をたどっています。中には、通学路に向かって倒壊しそうな空き家もあると聞きしています。また、民間の建物だけではなく、桂岡、奥沢、長橋やオタモイ地区の古くなり空き家になった市営住宅なども含まれており、防犯上危険な状態になっています。そこで、提案でございますが、再利用できる建材のリサイクルとして、また、修繕の際に使用する資材として再活用してみたいかがでしょうか。用途変更して使用されなくなった住宅の再活用も含めて、今後の対応をお示してください。

次に、最後の質問になりますが、食育についてお伺いいたします。

まず初めに、「食育とは」について若干お話をさせていただきます。食育とは、食農教育のことを指します。つまり食品の安全性、食事と疾病との関係、食品の栄養特性やその組合せ方、食文化、地域固有の食材などを適切に理解するために必要な情報提供活動や実践活動とあわせて、実際に農業体験などを行い、生き物や農村漁村の自然に触れ合うことによって、食や農林水産業、環境の問題を身近に感じ、食べ物の大切さや農林水産業の重要性を知るだけでなく、環境を守ることの意義や健康について考えるきっかけとなる学習手法をいいます。このことは、一昨年9月に、我が国で初めてBSEに感染した牛が発見されるとともに、食品の偽装表示問題の多発や残留農薬、無登録農薬問題など、忌まわしい事態が発生していることから、政府が食の安全・安心のための政策大綱を定め、この中で小中学校の総合的な学習の時間や学校給食などを通して、教育関係者、PTAなどとの連携、協力によって、食育における各種の取組を促進するとして、その

必要性を示したことに起因しております。よって、本市においても、子どものときから食について考える習慣を身につけ、食の安全、食の選び方や組合せ方などを子どもたちに教える食育を的確に推進することが、食の安全と安心の確保を実現する観点からも非常に重要となってきています。

そこで、教育長にお伺いをいたしますが、まず食育教育についてのご認識について、ご所見をお聞かせください。あわせて、本市の学校教育現場における食育の取組実態、アレルギー児童生徒との関連も含めて、今後の意向、課題などについてお聞かせください。

再質問はいたしませんので、市長、教育長の率直なご答弁を期待いたしまして、一般質問を終わります。
(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 山田議員のご質問にお答えいたします。

まず、予算の複数年管理についてでありますけれども、地方自治法第208条の第2項は、いわゆる会計年度独立の原則を定めておりますが、この原則から派生する問題点があることも、残念ながら事実であると思っております。予算は行政目的達成のための手段、手法であります。予算や決算から現れる数値のみでは行政目的の達成度が見えないということもあり、予算制度の見直しが議論され、現行法の下でさまざまな取組がなされているところであります。本市におきましても、厳しい財政状況の中で、今までの常識にとらわれることなく、大胆な取組をしなければならない時期にあると考えておりますので、先進的な事例も研究しながら、新たな予算編成と予算運営の取組を検討してまいりたいと思います。

次に、第3号ふ頭周辺地区の整備であります。当該地区におきましては、現在、物流機能も活動中であり、物流と人流が混在している状況であります。今後、小樽ならではの歴史や文化、周辺環境と調和した港づくりを進めるため、このたび完成する中央通を新都市軸として、小樽運河や第3号ふ頭基部を含めた新たな交流拠点の形成を一つの目的として実施されました「都市再生モデル調査」の結果等も踏まえ、将来ビジョンを策定してまいりたいと考えております。

次に、「海の駅」構想についてであります。この構想はNPO法人「地域交流センター」が中心となり、港において、だれもが気軽に立ち寄れる交流拠点の形成を図ろうとするものと承知しております。

また、親水性を生かしたイベントの事例ですが、代表的な「潮まつり」や「雪あかりの路」のほか、「市民ポート・ヨット体験クルーズ」「おたるマリンスクール」「きて、みて、ときめき小樽港キャンペーン」など、多彩なイベントを展開しております。なお、NPO法人「地域交流センター」と連携したイベントは予定しておりません。

次に、昨年、海の記念日にあわせて開催された「マリン・フェスタ in 小樽」であります。同事業は北海道運輸局が中心となり、本市のほか、海上保安部や小樽開発建設部なども主催者に加わり、マリンレジャーの安全推進や海事思想の普及を目的に開催されました。当日は約1,200人の参加者があり、家族で気軽に参加し、楽しみながら、海や港についての知識が深められるよい機会となったものと考えております。16年度につきましても、北海道運輸局が中心となり、7月の海の月間にイベントが計画されておりますが、詳細につきましても、今後設置されます実行委員会の中で、昨年の経験を踏まえながら、事業内容が決定されてい

くものと思っております。

次に、運河周辺における自転車や人力車の安全確保であります。貸し自転車や人力車の利用者が増えていることは承知しております。改めて事業者から利用状況をお聞きするとともに、安全確保に向けた対応について把握したいと考えております。その上で、今後この地域において、これらの利用者や歩行者、車両運転者相互の安全確保のためにどのような措置が必要か、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、第6回小樽雪あかりの路の経済波及効果についてであります。今回のイベント開催に対する経済波及効果の調査は実施しておりませんが、平成14年開催時に実施した調査におきましては、市内全体で44億3,700万円の経済波及効果があったと推計しておりますので、今回においても、おおむね同程度の経済波及効果があったものと考えております。また、市内各地域におけるイベント会場が前回より増えていることから、イベントの経済効果は、運河会場、手宮線会場を含めた中心部だけでなく、市内全体に及んでいるものと推測しております。

次に、全国都市再生モデル調査事業の一環として行われました社会実験ですが、この事業は、本年度で整備が完了する中央通をＪＲ小樽駅から小樽港を結ぶ新都市軸として位置づけ、これを活用した新たなまちづくりを検討し、中心市街地の活性化に弾みをつける目的のものであります。この事業は国からの受託事業であり、本年度で完了するため、現段階では、平成16年度において他の地域で行う予定はありませんが、今後、国の都市再生モデル調査事業に対する新たな動きなどがありましたら、検討してまいりたいと考えております。

次に、中央市場の今後の活性化についてであります。ご承知のとおり中央市場は、ここ数年、著しい顧客の減少や空き小間の増加など厳しい環境にあり、この間、市といたしましても積極的にアドバイザーを導入するなど、支援を進めてきたところであります。このたびの社会実験事業として実施した「ガンガン屋台」の試みは、新鮮な食材を安く提供できるという小売市場のメリットを最大限に生かした集客力のあるイベントとして、中央市場のみならず、今後の市内小売市場における活性化の方向を探る意味でも、一定の成果があったものと考えております。中央市場としては、近々理事会等を開催する中で、「ガンガン屋台」の評価、反省、諸課題の整理等を検証する中で、今後の市場の活性化に向けた検討を行うと聞いております。

次に、水道局に関連して、災害危機管理でありますけれども、まず水道局の災害対策要綱であります。平成13年に起きました米国の同時テロを契機に、厚生労働省より、緊急事態の指揮命令系統の明確化、対応の迅速化等、危機管理体制の整備について指導を受け、平成15年5月に策定したものであります。

また、今回の余市川水源へのアイスシャーベットの流入事故につきましては、要綱に基づき適正に機能したと考えております。なお、今回のこのようなケースの再発防止策につきましては、自然環境という難しい問題もありますが、施設など技術的な観点からも検証しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、断水による市民への影響についてであります。余市川水源のアイスシャーベット流入による取水口及び沈砂地が閉そくしたことから、天神浄水場系統15か所の配水池の水量確保が困難となり、最悪の事態として2万世帯が断水されると想定されたところであります。しかし、14日からのアイスシャーベット除去作業等の結果、15日午前9時ごろ、導水管内の通水が確認され、浄水場の機能回復が見られましたが、取水量の低下により、末端の高島配水池を午前8時に緊急閉鎖し、高島・祝津地区の約2,000世帯が断水の影響を受けたところであります。

また、市民への給水・広報活動につきましては、午前6時ごろから午前9時ごろまで、病院等の施設への

通報や、影響のある地区への広報車での周知を行うとともに、午前9時30分に報道関係者へ記者発表し、さらにエフエムおたるへの報道依頼を行ったところであります。断水した高島・祝津地区の応急給水につきましては、午前9時から給水タンク車3台と給水袋配給車7台を出動させ、給水態勢を整えたところでありますが、同地区の断水は午後4時半ごろから徐々に解消され、午後10時過ぎに全面解消されたところであります。なお、応急給水や広報活動を通しての市民の問合せは約150件、給水件数は約510件となっております。

次に、市営住宅の空き家についてであります。市営住宅の整備方針を定めた「小樽市公共賃貸住宅再生マスタープラン」に基づき、用途廃止や建替えを予定している住宅については政策空家としております。この政策空家については、施錠や必要に応じて開口部を合板で閉鎖し、また、雪おろしや草刈りを行っており、さらにパトロールなどを実施して、安全管理に努めております。政策空家の今後につきましては、解体の時期や活用の方法などについて、17年度に策定予定の「公営住宅ストック総合活用計画」の中で検討いたしますが、住宅の修繕に当たっては、空家の建具や流し台など、利用できるものは極力利用し、管理経費の縮減にも取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 山田議員のご質問にお答えします。

まず、銭函パークゴルフ場の仮設トイレについてですが、この敷地につきましては、下水処理場と公園予定地を利用したものであり、補助金適正化法の関係から、暫定使用となっております。このため、恒久的な施設はつくることができませんが、ご指摘の点については、簡易トイレの設置場所の移設や清掃の回数などについても検討を行ってまいります。

銭函下水終末処理場内のトイレも活用させていただいておりますので、さらに利用しやすいように工夫してまいりたいと考えております。

また、受益者負担につきましては、16年度中に使用料の見直しを検討する中で考えてまいります。

次に、食育教育についてであります。核家族化の進展や共働きの増加などから、子どもたちに孤食や朝食などの欠食の例も見られることから、学校と家庭が連携を図り、食育教育を行うことは重要なことと考えております。また、市内の各学校では、豊かな自然環境などを生かして、教科や総合的な学習の時間を工夫して、近くの借用地でジャガイモや大豆、米づくりなどを通して、収穫の喜び、食の大切さを学んでおります。さらに、食物アレルギーのある児童生徒については、学校を通して保護者に学校給食の献立や食材について、学校給食だよりのほか、食材についての詳細な情報を提供するなどして、理解と協力をいただいております。学校における食育教育は、給食指導や他の教育活動の関連の中で、生命を尊重し、生物を愛護する態度や勤労を尊ぶ心などをはぐくむ上でも大切な教育活動であると受け止め、このような体験学習が多くの学校に広がるよう努力してまいりたいと考えております。

食にかかわることは、幼児期からの家庭の食事や日常生活におけるしつけが基本になると考えておりますが、市長部局とも協議を深め、教育委員会として努力してまいります。

○議長(中畑恒雄) 山田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○18番（佐々木勝利議員） 今日ほど生きること、命の大切さが叫ばれているときはありません。そんな観点で一般質問をいたします。

初めに、総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」基本計画中間点検に関連して、何点かお伺いします。

平成9年度策定された「市民と歩む 21世紀プラン」は基本構想実現のため、平成10年度スタート、平成19年度目標とした基本計画、いわゆる10年計画を立てました。これまで2次の実施計画を組み合わせながら、着実に事業実施の推進を行い、昨年、平成14年度終了で、10年計画期間の半分を迎えた時点での中間点検を行い、その結果についてまとめ、報告を受けました。総論において、まず人口問題に触れています。本市の将来人口は、基本構想において近い将来予想される全国的な人口減少を踏まえるとともに、これまでの出生率や死亡率、市外との人口移動状況などから推計すると、人口は今後さらに減少し続けるものと見込まれますが、現状の人口規模の推移を基本に、今後、各種施策を積極的に展開することにより、最大限の増加に努めるということから、基本計画においては、平成7年の国勢調査人口15万7,022人の維持という考え方に立ち、2007年度、平成19年度における人口16万人を目標としたものです。しかし、平成15年3月31日現在の人口は14万7,196人であり、目標人口に到達するのは難しい状況であり、また、経済指標の見通しについても、工業出荷額や商業販売額においても、右下がりの経済状況において下回っている現状にあると分析しています。

そこで伺います。まず、1点目、この計画の実施状況の中間点検に当たって、どのように検証し、どのような総括をしたのか、お聞かせください。

2点目、この中間総括を受けて、この先3年ごとの実施計画をつくることになるとと思いますが、第3次実施計画策定の見通しをどのように立てていきますか、具体的にお示しください。

3点目、この総合計画と財政再建計画の位置づけであります。その観点に立って、財政再建計画の見通しについて、お示しください。

次に、介護保険について。

2000年、平成12年4月からスタートした介護保険は、2005年、平成17年の抜本見直しに向けて検討が進んでいますが、現行では、原則65歳以上で介護が必要と認定を受けた人に家事援助や身体介護などのサービスを提供する公的保険であること、介護の必要に応じて要支援から要介護1から5までの区分がなされ、それぞれ利用限度が決まっていること、自宅暮らしの人の在宅サービスの場合、利用者はケアマネジャーと相談して、ヘルパーによる訪問介護や訪問入浴など必要なサービスを組み合わせることができるなど、介護保険のしくみについて、冊子、広報誌配布、また、「まち育て出前講座」を通して、市民周知、啓発に努力していることを高く評価しているところです。

そこで伺います。1点目、改めて確認しますが、小樽市の介護保険料について、65歳以上の方、いわゆる第1号被保険者の保険料基準額3万7,080円から、15年度改正によって5万3,840円となりましたが、全道的に見てどうなのか、また、上がった要因について、改めてお示しください。

次、2点目、小樽市の介護保険の実施状況、要介護認定者数とサービス利用者について、全国、全道比率との比較においてお聞かせください。

三つ目、それらを踏まえて、小樽市の介護保険の特徴と今後の課題についてどのように押さえているか、お聞かせください。

また、国の動向を見ると、給付費の急増で保険料引上げや財政負担増加が避けられない状況にあること、2005年の制度見直しでは給付効率化と財源拡充が焦点となること、厚生労働省は、特別養護老人ホームなど、

施設入居者に住居負担を求める方向にあること、保険料の徴収対象を40歳以上から20歳以上に拡大すること
も検討していることなどです。厚生労働省は、このほど、効果的介護予防策を推進するための介護予防重点
推進本部を設置し、2000年4月の介護保険制度創設以来、増え続けている要介護認定者を減らし、介護費用
削減につなげるのがねらいのように見受けられます。成果は制度の次期改正に反映させるとの方針が盛られ
ています。

そこで伺いますが、1点目、この事業内容、目的等についてどのように押さえていますか。そして、小樽
市はこの事業にどのように対応していくつもりなのか、お聞かせください。

2点目、これまでも介護予防の重要性について強調してきましたが、小樽市の介護予防事業のこれまでの
実績と今後の取組についてお示しください。

次に、児童虐待について、今年1月、大阪府岸和田市で起きた事件、中学3年の実の長男を餓死寸前まで
追い込み、実父と同居中の女性の2人を殺人未遂で逮捕した事件です。長男は1年半にわたって暴行を受け、
食事も減らされ、しまいには与えられなかったこと、保護されたときは何と体重24キロにまで減り、意識不
明に陥っていた、何とむごいことでしょう。私もショックです。人の親、人間として許される行為ではない
と思います。少年は、よほどひどい目、仕打ちを受けて、みずから助けを求め、逃げるができなかった
のでしょう。そこで疑問に思うのは、なぜこの少年を救えなかったのか、虐待をうかがわせる兆候が数多く
あって、気づいていたというのに。今回の事件は、学校や児童相談所はもとより、家族や親族、隣近所が、
それぞれの立場で虐待の危険信号を見逃さず、密接に連携をとって、機敏な対応をとることの大切さを教え
ているのではないかという指摘がございます。国は児童虐待防止法の見直しを行っているようですが、現に
社会問題となっている児童虐待について、改めて子どもは社会全体で守り育てていかなければならないとい
う思いをいっばいにしています。

そこで伺います。まず、子どもの人格、それから人権感覚を失った今回の事件について、市長はどのよう
に受け止められているか、所感をお聞かせください。

次に、なぜ防ぐことができなかったのか、悔やまれてなりません。虐待防止の現状と問題点について把握
されていれば、お聞かせください。

そして、三つ目に、小樽市の児童虐待の実態について、全道的比較においてどのように把握しているのか、
お示しください。また、関係機関との連携や対策についてどのように図られているのか、具体的にお示し
ください。

次に、食の安全と鳥インフルエンザ感染について。

食の安全が、今、重要課題として問われている中、鳥インフルエンザ感染が全国的な広がりを見せている
問題です。昨日、3月3日、京都府は、鳥インフルエンザ感染のトリが大量死した丹波町の別の養鶏場で、
同日朝、ニワトリが死んでいるのが見つかり、簡易検査した結果、3羽からインフルエンザの陽性反応が出
たと発表し、感染経路などについて調べることにしたというニュースが流れていました。また、同知事は、
最悪の結果を迎えているのかもしれない、府としては全力を挙げてまん延防止、防疫に努めたいとコメント
していました。緊張感が走ります。何としても拡大防止が急務だと思います。

振り返ってみますと、香港、韓国などで確認されていた高病原性鳥インフルエンザウイルスが日本でも発
生した。感染した人が亡くなった例もあるだけに、不安を感じる人が多いと思います。そんな中、仮にウイ
ルスに感染したトリの肉や卵を食べたとしても、人が感染することはほとんど考えられない、そういうふう

に言われていますが、鳥インフルエンザウイルスは、ニワトリやアヒルは韓国で昨年末から大流行しているものと同じH5N1型で、感染したトリの8割以上を死に至らしめる強い毒性を持つと言われています。H5N1型は、これまで韓国のほか、香港、ベトナムなどで発生、人間に感染した例は、1997年に香港で18人が感染し6人が死亡、ベトナムで3人が亡くなっているとのこと。しかし、これら判明している感染例は例外中の例外で、生きたトリをそのまま取引する市場がない日本で、H5N1型の感染者が出ることはまずありえないだろうと言われています。海外のBSEや鳥インフルエンザの発生について、敏感に反応しているのは消費者です。食べる回数を減らすなど、食の安全への関心の高さが強く示されています。

そこで伺います。感染経路は解明されているだろうか。一日も早い解明が求められている中で、現状と見通しについてお聞かせください。

2番目に、人から人への感染はないだろうか。現時点ではないとしています。可能性はゼロではないと思います。警戒する必要があると思います。どのような対策を考えられますか、お示してください。

3点目、気になる米国BSE対策の現状等について明らかにしてください。

次に、学校教育のうち、安心・安全の学校給食について。

私の経験から、食物アレルギーを持つ子どもの親にとって、学校給食は心配になってきます。特に、入学時の近づいてきた親の中には、どのような対応をしてくれるか、不安を抱える人も多いと思います。子どもが安心して給食を食べるためにはどうすればよいのか疑問を持つ、そんな親に対して、小樽ではどのように対応しているのか、まず伺います。

次に、こんな理解をしています。食物アレルギーには、食べてから1時間以内に発疹、呼吸困難などの症状が出てくる即時型と、主に皮膚症状がゆっくりと現れる遅延型があります。即時型には、症状が重く、意識障害、次いでは血圧低下を伴うショック状態に陥ることもあとされています。事例として、札幌で1988年、給食のそばを食べた小学生が亡くなる事故が起きています。それ以来、学校給食からはそばが出ていません。献立にはそんな注意を払ってきているというふうに、私も理解しています。そんな中、名寄市などでは、学校給食では、給食センター内にアレルギー食の調理コーナーを設けて、個別に代替食を出している、そんな自治体もあります。そこで、小樽ではどのように対応しているのか、お聞かせください。

三つ目に、この項の最後になりますが、食の安全、特に子どもたちの学校給食に関心が高まっています。そこで、安心・安全な学校給食とはどのようなものと考えていますか。具体的に努力している点なども含めてお聞かせください。

最後に、修学旅行について。

このことについて、過ぐる12月の第4回定例会で、総務常任委員会でも触れて、学校行事、特に中学校の学校現場の実情に合った修学旅行の在り方についてやりとりをし、その中で、中学校修学旅行委員会が設置され、機能していることなど、一定の見解を受けたところですが、一歩進めて共通の理解に立ちたいと考えます。それは中学校の実情と修学旅行実施基準との関係において、小樽市小中学校修学旅行実施基準については一定の理解はするとして、この制度は昭和52年に、その後、必要に応じて平成6年、7年、8年と一部改定はあるものの、基本的には変わっていません。一方、学校は、完全学校5日制に対応した教育課程を編成し、実践しています。この際、現場の実践との整合性、現実的対応を図っていくことも必要かと思えます。そのために、必要によって、小樽市小中学校修学旅行基準の弾力的運用、見直しを図るべきと考えますが、いかがですか、考え方をお聞かせください。

大事なことは、行政は子どもにとって最善の方策を最優先して考えることだと思っております。再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

最初に、小樽市総合計画の中間点検の総括であります。「市民と歩む 21世紀プラン」小樽市総合計画が昨年3月に中間点を経過したことから、実施計画に盛り込まれた事務事業を対象として、点検を行ったところであります。点検時における計画数値に対する進ちょく率は91パーセントであり、おおむね着実に進められたものと考えております。また、中間点検に当たりましては、行政評価の手法を一部導入し、各事業の緊急性、妥当性、効率性などについて評価し、施策の課題と今後の方向性を明らかにし、昨年、第3回定例会に報告したところであります。

次に、第3次実施計画策定の見通しについてであります。第3次実施計画は、さきに実施した中間点検を踏まえ、社会情勢の変化に伴う市民ニーズや財政健全化などをじゅうぶん考慮しながら策定作業を行っており、平成16年から18年度までの3か年の実施計画数値を記載した内容のものを、今議会中に報告してまいりたいと考えております。

次に、総合計画と財政健全化計画の位置づけ及び財政健全化計画策定の見通しについてであります。仮に財源に余裕があり、経済情勢も拡大基調にある状況下では、いわゆる政策主導型の積極的な行政運営も可能であります。今日のように非常に厳しい財政状況の下では、財政的な制約の中で事業の厳選が避けられないところであり、このたびの21世紀プラン第3次実施計画の策定に当たりまして、そのような観点に立って、財政健全化の視点を念頭に置きながら作業を進めたところであります。財政の健全化は、それ自体が目的ではなく、21世紀プランに掲げた施策の実現を安定的に継続可能なものとするための財政体質の構築にあります。つまり、財政健全化や行政改革は21世紀プランを下支えし、これらが一体となって、バランスのとれた施策の展開をしなければならないと考えております。新しい財政健全化計画の策定期間につきましては、新しい財政健全化計画は今議会でお示しする予定でありましたが、国の三位一体改革の影響が非常に大きく、収入の見込みが当初考えていたものから大きく落ち込んだことや、三位一体改革の全体像が先送りされ、いまだに今後の影響が見えないことなどから、財政健全化計画をどのように組み立てるか、いま一度練り直す必要があることから、今議会への提出は見合わせることにいたしました。いずれにいたしましても、財政健全化が本市の最重要課題であることから、三位一体改革の動向を把握した上で、できるだけ早い時期に新たな財政健全化計画を策定し、お示ししたいと考えております。

次に、介護保険について何点かお尋ねがありました。最初に、本市の介護保険料であります。道内市町村での順位は高い方から数えて6番目であり、人口10万人以上の市では1番目であります。また、介護保険料が上がった要因であります。制度の普及などにより、要介護認定者数やサービス利用者が増え、居宅サービスや施設サービスの給付費が増加したことによるものであり、特に施設サービスにおいて、介護報酬単価の高い介護療養型医療施設の利用が多いことが影響しております。

次に、本市の介護認定者数とサービス利用者数であります。要介護認定者につきましては、平成16年1

月末で要支援、要介護者数の合計は6,461人であります。サービス利用者につきましては、平成15年12月分で、居宅サービス利用者が3,141人、施設サービス利用者が1,560人の合計4,701人であります。また、全国、全道との比較であります。要介護認定者等の介護度別の構成割合であります。平成15年10月末現在、要支援は全国が15.0パーセント、全道が15.2パーセントに対し、本市が16.0パーセント、要介護1は全国が31.8パーセント、全道が34.1パーセントに対し、本市が31.9パーセント、要介護2は全国が16.4パーセント、全道が16.0パーセントに対し、本市が17.2パーセント、要介護3は、全国が12.5パーセント、全道が11.4パーセントに対し、本市が13.4パーセント、要介護4は全国が12.3パーセント、全道が11.0パーセントに対し、本市が11.6パーセント、要介護5は全国が12.0パーセント、全道が12.3パーセントに対し、本市が9.8パーセントとなっております。また、居宅サービスと施設サービス利用者の構成割合につきましては、平成15年8月分で、居宅サービス利用者は、全国が74.4パーセント、全道が68.9パーセントに対し、本市が65.2パーセント、施設サービス利用者は、全国が25.6パーセント、全道が31.1パーセントに対し、本市が34.8パーセントとなっております。

次に、本市における特徴と課題であります。本市の場合は、先ほどお答えいたしましたように、全国と比較し、要介護認定者等につきましては、要支援で1.0ポイント、要介護1で0.1ポイント、要介護2で0.8パーセントと、介護度の軽い方の割合が高く、一方、要介護4で0.7ポイント、要介護5で2.2ポイントと、介護度の重い方の割合が低くなっております。また、サービス利用者につきましては、全国と比較し、居宅サービス利用者が9.2ポイント低く、施設サービス利用者が9.2ポイント高くなっており、特に施設サービスで介護療養型医療施設の利用者の割合が高いことが特徴であります。

また、課題につきましては全国的な問題でもありますが、本市といたしましても、介護保険制度の持続的な安定を図ることが一番重要なことであり、そのためには財源の負担割合、サービスの質の確保、保険給付と利用者負担、介護サービスの基盤整備などが課題であると考えております。

次に、介護予防重点推進本部であります。インターネットなどの情報によりますと、要支援や要介護1など、軽度の要介護者の自立支援を促進し、効果的な介護予防サービスを検討・分析するために、厚生労働省が2月19日に設置したと承知しております。その主な事業内容は、介護予防に関する調査分析及びサービスモデルの構築や、市町村における介護予防モデル事業の実施となっております。具体的な通知はこれからでありますので、詳細がわかり次第、検討することになると思います。

次に、介護予防事業であります。昨年度の実績としましては、施設に委託して脳卒中後遺症者等を対象とした機能の維持・回復訓練を行う「ふれあい教室」には、3か所で71回、延べ1,012人、一方、身近な町内会館等で閉じこもり傾向のある高齢者を対象に手工芸等を保健師が行う「ほほえみ教室」には、4か所で93回、延べ1,409人の参加がありました。また、介護予防が必要な方に対する保健師や看護師等による訪問指導事業は、昨年度、延べ709人に実施しているほか、「転倒骨折予防教室」を6か所で延べ38回、「家族介護教室」を2か所で延べ3回開催しております。さらに、介護予防も兼ねた生きがいづくりのため開講しております「老荘大学」では、523人の高齢者が受講しているほか、昨年4月に「おたる健康総合大学」を開学し、中高齢者の心身の総合的な健康づくりを支援してきており、現在158人が在籍しております。

今後の取組であります。新たに地域の高齢者を対象に、「ふれあいサロン」や「ミニデイサービス」など、介護予防につながる地域住民グループの自主的な活動に対して支援するとともに、今後とも、要介護状態にならないよう介護予防事業を総合的に取り組み、市民の健康維持増進に努めてまいりたいと考えております。

次に、児童虐待防止であります。岸和田市の事件を含め児童虐待のニュースを聞くたびに、周りの大人たちがもう少し早く手を差し伸べることができなかったかと残念でたまりません。また、課題としては、防止対策のネットワーク整備はもとより、地域や社会が子どもの人権を守っていく環境づくりが必要と考えております。

小樽市の実態であります。虐待の相談や通報にはさまざまなルートがありまして、中央児童相談所がまとめております平成14年度中の集計では、件数で16世帯、児童数27名、保護者指導や施設入所など処理となったものが12世帯16名、調査継続が8世帯となっております。

次に、関係機関との連携であります。小樽市では平成13年2月に、「小樽市地域児童虐待防止対策連絡協議会」を設置しております。協議会は、児童相談所や市の関係部局のほか、民生児童委員、町会、学校、医師会、裁判所等12の機関で構成し、小樽市の現状や防止対策について、連携と相互協力の体制をとっております。また、具体的な案件につきましては、関係者で「ネットワーク会議」を開催し、児童の保護、家庭への支援など対策を講じているところであります。

次に、鳥インフルエンザの感染経路であります。野生のカモなどが鳥インフルエンザに感染した場合に、その便や分泌物を介してニワトリなどに感染すると言われております。一方、感染したニワトリに濃厚に接触した人において感染する事例も報告をされております。また、食用のトリを生きたまま売買する市場等において、その感染が拡大するとされております。

次に、鳥インフルエンザの人から人への感染であります。トリから人への感染例は数十例見られております。しかし、現在のところ、人から人への感染が確認された事実はないようであります。

次に、BSE対策の現状であります。昨年の12月26日に米国でBSEが発生しましたが、厚生労働省の対応としては、同日、米国から輸入される牛肉等について輸入を禁止しました。また、既に輸入されている米国産牛肉等で、感染性が指摘されている脳やせき髄などが混入しているものなどについては、検疫所等で調査を実施し、回収等の措置を行っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 佐々木勝利議員のご質問にお答えします。

まず、食物アレルギー対象者についてですが、小学校入学当初、クラス担任が保護者に、給食によって食物アレルギーを起こすおそれはないかと聞いておりますが、現在、報告によると、7校に対象者がいると聞いております。過去にそばアレルギー、卵アレルギーなどの発生がありましたことから、給食においてそばは配食しておりません。小樽市においては、学校給食協議会で献立について協議いただくとともに、7校の対象者については、学校を通じて、保護者に献立や食材についての資料を配布するなどして、理解と協力をいただいております。なお、代替食については配食しておりません。本年4月、新しく入学する児童についても、学校給食について、クラス担任が児童の身体状況を把握するよう指導してまいります。

次に、学校給食についてですが、学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達や望ましい食習慣を形成する上で大きな役割を担っております。そのため市教委は、学校を通して保護者に、学校給食の献立や食材について、学校給食だよりなどを通して食に関する指導の徹底を図り、安心して安全で楽しい給食になるよう、2共同調理場、6単独調理校が一丸となって努力しているところであります。

次に、修学旅行についてですが、教育委員会では、修学旅行のねらいが効果的に達成されるよう、通常規

模の小中学校では最終学年に実施することとしており、内容や行程などについては、道教委が定めた「修学旅行引率旅費配分基準」に基づくこととしております。各学校では、この基準を踏まえて、自主的、体験的な学習を取り入れるなど、各校とも創意工夫を凝らした教育活動を展開しております。また、複式学級を有する小学校では、5、6年生による合同の修学旅行の実施など、経費の負担軽減を図る弾力的な運用も行われております。今後も、修学旅行委員会において、各学校の実践を交流するなど、内容の改善、充実に努め、児童生徒の思い出に残る大切な行事になるよう願っております。お尋ねの修学旅行基準の弾力的運用については、旅費負担上の影響も大きいことから、現在、検討することは考えておりません。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 18番、佐々木勝利議員。

○18番（佐々木勝利議員） 再質問は、1点に絞ってお聞きしたいと思います。

それは、昨日、保健所の方から「高病原性鳥インフルエンザについて」という市民の皆様への感染情報という形で出たプリントがございました。この目的、それから何枚つくって、そして配っているのか。今後の扱いなのですけれども、これは第1次的なもの、第2次、第3次と、こう続いていくものなのか。その中で、私もちょっと気になっていたのは、さきの報告でもありましたけれども、本病は主に感染を受けたトリのふんから感染していると、食肉や卵などからは感染が起こった事例はこれまでに報告されていないと、言っています。これ、こういうふうに言い切って、今後、感染する可能性というのは全くゼロなのかどうか。

それから、もう一つは、健康管理のところで出ているわけですが、現在のところ、「市民の皆様への感染の危険性はないと考えます」と、こういうふうなくだりがあります。もう少しこの「考えます」の根拠といえますか、こここのところを説明願えればと思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 保健所長。

○保健所長（外岡立人） ただいまの再質問についてお答えします。

鳥インフルエンザに関しては、現時点では非常に難しいです。そういった意味で、小樽市内ではどうかということ、昨日まとめたのですけれども、小樽市内ではいろいろな面から考察して、現在心配ないという結論を書いたのですけれども、まず現状でこういった感染の仕方をしているかというのがいろいろ調べられていますけれども、まだ結論は出ていませんけれども、基本的にインフルエンザというのはもともとトリから来るものです。これはやはりそういう野鳥、そういったものが最初の原因だったのだらうということとは間違いのないと思いますけれども、それが現在いろいろな形で拡大しているのは、一般的に言われているのは輸送だとか、そういった部分にウイルスが漸次広がっていったのだらうと言われています。そして、今後、どんどん拡大する。

去年オランダの例がありましたけれども、相当な対策を経ても、やはり2か月くらいで相当広がった事例があります。そして今の日本の対策を考えたときは、私はやはりもっと広がるだらうと。そういったときに、では北海道に来るのか、小樽に来るのかと、いろいろな考察をしたのですけれども、実際、ニワトリからニワトリにうつるという部分は、ウイルスがこういった形で運ばれるのか。たぶんこれは、津軽海峡を隔てて来る可能性はまずないだらうというような見方があるのですけれども、では人へ、卵とか肉から感染する例もあると、さっきも議員がご説明になった点なのですけれども、肉とか卵の中にはウイルスはもちろんない

ですけれども、ただ冷凍のもの、パックにしたりした製造過程でウイルスがついているという事例はあります。しかし、それらのウイルス量は非常に少ないです。そして、人間が感染する場合は、そういったウイルスがついて、空中に散布されて、吸い込むことによって冒される。その量は、普通卵とか、そういったものにつくえる量の何百倍、何千倍のものなのです。そういった意味からいったら、そういったものを人間が手にして感染することはないだろうと。実際に現実の状況を見ていると、感染を起こしたトリを扱った養鶏業者が濃厚に接触した例だけが、ベトナムとかいろいろな国で発生していますので、そういった意味で、今、少なくとも北海道、小樽近辺では心配ないというふうに考えています。

それで、昨日の、一般市民にはまず心配ないと。ただ、卵とか、そういったものを食べて安全だという言い方は、できないのです。卵自体の中のウイルスは煮たりしますと死滅しますが、その食べ方によっては問題があると。これまでそういったものを食べたことによって、人に鳥インフルエンザが出たという事例は報告されていないことは確かなのですが、卵、肉をいくら食べても心配はないと、安全だよとは言いきれない。それはどうしてかと言いますと、先ほど言ったとおり、そういった製品に、冷凍肉とかそういったもののパックにウイルスがついているという事例があるものですから、それを知識をもって製造過程できちんとやれば心配ないのですけれども、ただ出荷されたものを食べても安全だという言い方はできないのです。ただ、一般的に、そういう事例は今まで報告されていないという言い方を、国とかいろいろな関係者が言っているのですけれども、そういった意味で、実際、小樽市でも食べても安全かどうかということを確認する場合は、小樽に入ってきている卵、鶏肉、それがどちらから入ってきているか、これは調査しています。まず、今の感染したニワトリ、そういったものから小樽へ入ってくる可能性がごくごくありました。それで、昨日のチラシでは、市民に対して心配ないと言い切ったのですけれども、ただ今後、今すぐ状況は変わっていますので、第2次、第3次という形で、そういう市民への情報提供は必要と考えております。

○議長（中畑恒雄） 佐々木勝利議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 4番、上野正之議員。

（4番 上野正之議員登壇）（拍手）

○4番（上野正之議員） 財政健全化に関連してお伺いいたします。

平成16年度は、昨年取り組んできた財政健全化の新たなスタートの年であります。しかし、そのスタートラインは、市長が考えていたところにはない、16年度予算編成で約19億円の財源不足というハンディキャップを背負う厳しいものとなりました。このまま毎年財源不足が続けば、財政再建団体への転落も、数年後に現実のものとなるのではないのでしょうか。

そこで、せめてスタートのハンディキャップを少しでも少なくするために、一つの提案をいたしたいと思います。

ご存じのとおり、小樽市は高齢者の人口が多いまちです。私も小樽に70余りあるお寺の住職です。近年、景気が悪いにもかかわらず、お寺の改築や新築が3年間で億以上、これ本当ですから、約20億円以上のお金をかけて建設されております。そのお金の大半は、小樽市民のお年寄りからの浄財です。今、小樽にとって一番必要なことは、いかに市民からの収入をいただくかということです。先ほど言いましたとおり、小樽で一番お金を持っている方は、社長でも商店主でもなく、全部ではございませんけれども、お年寄りの皆さんではないかと思います。私の話にもう笑っている方もいますけれども、市長、議員を先頭に、役所全体で市

民に浄財をお願いしたらいかがでしょうか。小樽のお年寄りの皆さんは小樽をこよなく愛していると私は思います。小樽が財政再建団体になることを一番危惧しているのは小樽の市民です。記名でも無記名でもよいのではないのでしょうか。無記名なら、私も少しの浄財を出すことができます。市民1人が1年間で1万円の浄財をいただけるなら、14億円以上の財源になります。役所の玄関に浄財箱を置いてお願いする気持ちで、市民にお頼みをしてはどうでしょうか。市長の誠意あるご所見をお聞かせください。

次に、防災についてお伺いいたします。

自治体向け防災GIS、ジオグラフィック・インフォメーション・システム、ネットワークづくりについて、関係者が小樽市総務部に提案し、1月13日にメーカーの人たちにお話を聞いたと伺いました。昨年の台風10号による被害は、日高地方を中心に住宅被害は全壊、半壊、床上、床下を含め465棟、501世帯にも及び、死者6名、行方不明者5名、負傷者3名という大災害になりました。小樽市は幸いにして災害のないまちです。いつ起こるかわからないのが災害であります。阪神淡路大震災はだれが予測できたでありますでしょうか。それに対して、ふだんからの備えをしておくことが必要です。開発局、道、市や警察、縦割りのそれぞれの持つ情報をいかに連携ネットワーク化し、市民にいち早くその情報を伝える、昨今のインターネット等を活用し、GISによる正しい情報を伝え、速やかに安全な場所に避難させることが必要と考えます。現在、市としてどのような取組をしておられますでしょうか、お伺いいたします。

次に、小樽グランプリについてお伺いいたします。前向きな話題の少ない小樽の中で、非常に夢のある話題を提供してくれています小樽グランプリ構想、日本初の公道を使つての車のレースを小樽でと、NPO法人「潮騒の街おたる」を中心に小樽グランプリ公開シンポジウムを、1月30日、小樽市民センターにおいて、元F1ドライバー中嶋悟氏をはじめ小樽商科大学学長や弁護士、スポーツライター、そして小樽市民らがパネラーになって、可能性を話し合っております。全国で開催されているサーキットは、有名な鈴鹿サーキットほか32か所がありますが、全部公道ではありません。現在、大阪で、NPO法人「大阪夢づくり協議会」が、日本初の公道サーキットを目指して活動しております。観光や雇用の場づくりにも貢献できる、このような構想をより早期に具体化できるように、特区構想など、国への働きかけが必要と考えますが、現在、市としてどのような動きをしておりますか。マカオやモナコのグランプリのような小樽グランプリが誕生することを夢見ている一人でございます。

最後に、昨年の第3回定例会で私が一般質問いたしました小樽屋台村構想につきまして、先日、市民有志の協力により構想ができ上がり、7月オープンを目指してスタートをいたしました。現在、小樽はもちろん北海道内外からいろいろな問合せが参っております。今後とも、市長はもちろん、役所各部のお力添えをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。再質問はいたしません。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 上野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政健全化に関連して、収入の確保についてのお話がありましたが、市におきましては毎年数千万円単位での寄付をいただいております。本市を思う市民の皆さんの善意に深く感謝をいたしております。歳入の確保につきましてはいろいろな方法がありますので、別な形で進めてまいりたいと考えておりますし、せ

っかくのご提案ではございますけれども、このご提案につきましては、たいへん難しいのではないかと思います。ふうに思っております。

それから、自治体向け防災GISネットワークでございますけれども、今回、市内のNPO法人から、防災面に主眼を置きつつ、平常時にはまちづくりにも活用できる国土地理院の地図をベースにしたGISネットワークシステムについて、市をはじめ国や道などに提案があり、開発業者からデモンストレーションを受けたところであります。市では現在、防災情報だけでなく、道路、土地、上水道など複数の部局が利用できる総合型地理情報システムについて、費用対効果や使用する図面など克服すべき課題に関し研究しているところであり、今回、提案いただきました防災システムについても参考とさせていただきたいと考えております。

次に、小樽グランプリ構想であります。この構想につきましては、昨年夏に、民間の方々の大胆な発想から、小樽で日本初の公道レースができないかといった内容のテレビ番組があり、広く周知されたものと伺っております。私といたしましても、非常に夢のある楽しい構想と認識しておりますが、一方では、実現に向けて越えるべきハードルも数多くあるのではないかと思います。いずれにいたしましても、近々、推進協議会が立ち上がるとも聞いておりますので、この構想実現に向け、行政としても可能な支援をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（中畑恒雄） 上野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 5番、森井秀明議員。

（5番 森井秀明議員登壇）（拍手）

○5番（森井秀明議員） 早速質問をさせていただきます。

財政健全化計画に伴って質問をいたします。

平成13年度から行われている財政健全化計画において、実質単年度収支の均衡、経常収支比率の改善を目標に、人件費の抑制や施策の厳選等が行われてきたと思いますが、この目標と現状での達成度合にはどれほどの開きがありますでしょうか、市長のお気持ちをお聞かせください。

また、その現状になった大きな要因を幾つか挙げるとしたら、何であると思われますか、市長の見解をお伺いいたします。

現在の健全化計画は、17年度に向けて組まれた計画かと思われます。しかし、現状からその17年度では底が見えず、市の職員も市民も不安であるとよく聞きます。新たに5年後又は10年後に明確な底を、設定していかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

この現状から考えると、私自身は、財政健全化計画の大幅な方向修正又は再計画立案をせざるをえないと思います。市長自身としては、何をどう行うべきとお考えでしょうか。確かなことは言えないと思いますが、市長自身で考えられる現在の展望をできるだけ具体的に、即効性のあるもの、そして長期的な施策としてお示しください。

市長が行ってきた聖域なき改革は、今までの市長がだれも行っていないことであり、現在の困難の中で努力されてきたことを評価した上で、ひとつお伺いしたいことがあります。新市立病院は本当につくることのできるのでしょうか。この財政状況の中で設立できるのでしょうか。私自身、決して病院新設そのこと自体を批判するというわけではありません。よき施策であり、だれもが望んでいることかと思えます。しか

し、この財政状況を考えたときに、私は将来ある小樽の子どもたちへの負担を感じました。新市立病院新設のありがたさより、財政負担を強く感じるのではないかと思います。今までの人たちも、いろいろな施策をそう思い、打ってきたと思います。しかし、その当時の負担が、今のしかかってきているのではないのでしょうか。私自身、これからの小樽はこうあるべき、あああるべきなどうんぬん、いろいろあります。しかし、今は、そのことよりもまず小樽の財政健全化をせねばならないと、私自身は覚悟しました。今、市長自身が公約を達成するには、財政を健全化することが何よりの最速の道かと思っています。市長自身も、財政健全化は最重要課題とおっしゃっております。病院の新設にかかわる事業を一時待つ、又は一休みするというようなことも考えるべきときに来ているのではないのでしょうか。市長のご意見をお伺いしたいと思います。

病院は一つの例えとしてお伺いさせていただきました。ほかにも考えられるものがあると思います。今、たとえすべての人が賛成している政策だとしても、メスを入れなければならない現状かと思っています。これらの決断が行えるのは市長自身かと思っています。私は、将来の子どもたちに、今のような大きな負担を残すべきではないと思います。それは今、市長自身が一番身にしみているのではないのでしょうか。将来にこの負担を残すかどうか、私自身ではなく、市長自身の思いにかかっていると思います。公約を現実化することも市長の大切な役割ではありますが、次世代の子どもたちのためにも、今を立て直すことが今の最大の責務だと私自身感じます。改めて市長自身のこのことについての見解をお示ください。

民間企業のようなコスト意識について、幾つか質問いたします。

私は、さきの経常任委員会において、例えで石狩湾新港管理組合一般会計予算資料について、事業収入に見合った予算を考えていかなければならないのではないかというお話をしました。しかし、その答弁として、公共事業として地域への充実を考えるならば、しょうがないことだという答弁をいただきました。もちろん公務として必ずしも収支状況を考えるのではなく、その公共サービス、公共事業、地域への充実を考えて事業を進めるというのは当然だったかと思っています。しかし、現状は、そのような意識の中では立ち遅れてしまいます。これから市の職員も、そのような意識を変えていかなければならないのではないのかと思いますが、いかがでしょうか。これからは負債の返済に追われなければならない状況ですから、民間企業のようなコスト意識を持つべきかと思われませんが、いかがでしょうか。

税外収入について、幾つか質問いたします。

これからは、新たに自主財源を確保しなければ生き残れない時期に来ていると考えます。それについて何かお考えはありますでしょうか。また、税外収入は、現状のもの以外に何か新たなお考えはありますでしょうか、見解をお伺いいたします。

発想の転換について、幾つかお伺いいたします。

新しい発想、ざん新なアイデアというものは意外に身近にあると考えます。ふだん当たり前だということの逆の発想ができるかということかと思っています。当たり前ではないことを真剣に考えられるかということかと思っています。処分するものが多いところこそ環境を考えたり、廃棄するものをどれだけ利用できるか、また、車社会だからこそ歩行者を考えるというような発想が求められているときかと、私自身は感じますが、市長の見解をお聞かせください。

人口増と企業誘致に関係して質問いたします。

私は、よく人口を増やすために企業の誘致をしなければいけないというような市職員の言葉を聞きます。企業誘致等は一時の人口増にはつながりますが、減少し続けている状況を打破するのは難しいかと思っています。

人はそのまちでの住み心地を優先するのではないのでしょうか。私自身、小樽に住んだ理由というのは、海があり、山があり、その自然とまちが共存しているから、小樽というまちに住みました。私以外にもたくさんの人たちが、小樽に住もうと思った理由がこれだとおっしゃっております。しかし、もしもそのイメージと現状が違えば、結果的に離れていくのではないのでしょうか。仕事として小樽に就任したとしても、離れていく現状があるのではないかと思います。企業誘致とは人口増として考えるのではなく、まちの魅力づくりの一環となると私自身は考えますが、そのことについての市長の見解をお願いいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 森井議員のご質問にお答えいたします。

財政の健全化について、何点かお尋ねがありました。まず、財政健全化計画の目標と現状での達成についてでありますけれども、現在の財政健全化計画は、平成12年11月に策定をし、その後、平成13年3月、平成14年3月に、それぞれ今後の収支試算を改訂しました。計画の目標であります実質単年度収支の均衡につきましては、事務事業の見直しや職員の削減、あわせて、さまざまな財源調整を行ったものの平成12年度以降赤字となっており、平成16年度では、残念ながら約19億円の財源不足を生じ、目標達成が困難となりました。また、経常収支比率につきましては、平成17年度で90パーセントを下回ることを目標としておりましたが、平成14年度決算では同比率が99.3パーセントと、大きく目標を上回っております。今後とも、人件費の抑制や経常経費の削減に努めてまいりますが、一方で、経常的収入であります市税や普通交付税の減少などがあり、目標達成は困難であると言わざるをえません。

次に、現状の財政状況となった要因でありますけれども、これまで、財政健全化のため退職者不補充や職員手当の見直しなどにより、人件費の総額抑制を行うとともに、管理事務費の縮減や事業の民間委託などに加え、昨年12月にお示した政策課題の見直しなどに取り組み、着実にその効果を上げてきました。しかしながら一方で、長引く景気の低迷から市税収入の落ち込みが続き、加えて三位一体改革により、交付税や臨時財政対策債など依存財源も減収となったことから、財政健全化の見直し効果が相殺され、今日の状況に至ったものと考えております。

次に、財政健全化計画での目標設定でありますけれども、昨年の8月に、今後3か年程度で単年度収支のバランスをとり、財政再建団体転落を避けることを新たな目標として取り組み、今年度中に新しい財政健全化計画を策定する予定でありましたが、先ほど申し上げましたとおり、三位一体改革の影響などで、一般財源の減収が予想以上に大きいことから、計画の組立てをいま一度練り直す必要があるため、三位一体改革の動向を把握した上で、できるだけ早い時期に新たな財政健全化計画を策定し、その中で改善の目標を示してまいりたいと考えております。

次に、新しい財政健全化計画の展望でありますけれども、これまでお示してきた財政健全化の取組については、着実に実行していきたいと考えておりますが、さらにいま一度全体の事業を点検し、新たな視点も含めた対策を考えていかなければならないと考えております。また、国に対しても財政状況をよく説明し、財政健全化債などの導入など、財源確保について、北海道を通じ、相談していきたいと考えております。長

期的には、市が行う施策の方向性や行政手法、市が行う行政サービスの範囲など、将来の行政の在り方も含めて検討していかなければならないと認識しております。

次に、新市立病院の建設でありますけれども、二つの市立病院は、ともに施設の老朽化、狭あい化が著しいなどから、市民の皆さんの新病院建設の要望も強く、市立病院の機能の充実と医療提供体制の整備を図ることは急務であると考えております。現在、基本構想を基に、新病院の規模、機能などの検討を行っているほか、今、取組を進めております財政健全化との整合性や建設計画の財政上の見通しを立てながら、建設スケジュールも含めて判断をすることになるものと考えております。

次に、公約の現実化と財政健全化でありますけれども、財政の健全化は私の大きな公約であり、現在の難局を乗り越え、今後も安定的に継続可能な財政体質をつくり、将来への負担を軽減するため、財政再建団体への転落回避に不退転の決意で臨みたいと考えております。また、政策の推進に当たっては、大胆な発想と周到な準備、多くの議論を重ね、実現化の時期については慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、市の職員も民間企業のようなコスト意識を持つべきだとかのご指摘でありますけれども、地方自治体は、地域社会の振興と地域住民の福祉向上のためにさまざまな施策を実施しておりますが、これらの施策に要する調達コストの検討というのは、今まではじゅうぶんと言えない面もありました。この原因にはいろいろあると思いますが、一つには、行政サービスの不採算性は仕方ないものでございまして、調達コストを議論しても意味がないという考え方があったことも要因と思われます。しかし、今日のように厳しい財政状況下では、このような考え方は成り立たないのは当然であります。行政の行う事業がすべて収支のみで考えるわけにはいかない部分もありますが、今、私どもは、地方自治法が明文化している「最小の経費で最大の効果の原則」ということを再度確認をし、常に念頭に置いて、行政運営の効率化に努めなければならないと思います。これまで、事業の執行に当たりましては知恵を出し合い、創意工夫に努めてまいりましたが、今後も限られた財源の中で、市職員も常にコスト意識を持ち、投資効果や将来の負担について検討した上で、効率的な行政運営に当たる必要があるものと考えております。

次に、自主財源の確保と税外収入でありますけれども、このたびの三位一体改革では、基幹税である国の所得税収が一部、地方に移されましたが、これも所得譲与税による暫定的な措置であり、自主財源の充実にはなっておりません。真の分権型社会を実現し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成していくためには、課税客体の少ない地方都市にも配慮した自主財源の充実強化が必要不可欠であると認識しておりますので、基幹税での税源移譲について、国や関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

また、税外収入についての考えですが、税外収入は法令などに根拠を持ち、市民の皆さんに負担いただく以外の収入のことと思いますが、本市におきましても、毎年数千万円単位での寄付をいただいております。本市を思う市民の皆さんの善意に深く感謝しております。一方、市や実行委員会などが開催するさまざまなイベントにも多くの協賛をいただいておりますが、今後は市民との協働を推進するため、さらに有形無形の協賛、協力をいただける方法を検討するとともに、先進都市の状況なども研究して、企業などの協賛や広告掲載の在り方など新たな手法も含めて、広範に財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、発想の転換が必要とのご意見でありましたが、私も同感であります。21世紀に入り、地方自治は今、大きな転換期に差しかかっているものと考えております。人々の考え方が、「モノ」の豊かさから「心」の豊かさを求めるようになり、世代交代により、その考え方や行政に求めるニーズも変化してきております。また、税収や交付税による財源の増が見込めない厳しい状況の中で、「選択と集中」の観点で事業を進めなけれ

ばならないと考えております。堅実に行うべきものは堅実に実行しながら、常に多方向から物事を見て、既成概念や前例踏襲にとらわれず、厳しいときだからこそ、それをチャンスととらえて、できない理由ばかり考えるのではなくて、どうしたらできるのか、そういったことを探り出す、そのような姿勢が大切であると考えております。

次に、人口問題であります。本市は海と山に囲まれた美しい自然環境、さらに先人が築き上げてきた歴史や文化、それらが織りなす落ちつきと風格のあるまち並みを有し、多くの観光客が訪れる魅力ある都市であると思っております。これらの魅力をさらに高め、住みやすい環境をつくるために、これからも研究や検討をしていくことが重要なことであると考えております。日本の人口が平成18年をピークに減少に転じるといわれている中で、特に本市の合計特殊出生率が全国平均をかなり下回っておりますので、人口減少に歯止めをかけるのはなかなか難しいことであると思っております。また、実際に小樽市に定住し、生活するには、単に魅力ある独自性のあるまちづくりだけではなくて、やはり雇用の場の確保とか住環境の整備、子育て支援などが必要なことであり、複合的に考えていかなければならない問題であると思っております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 5番、森井秀明議員。

○5番（森井秀明議員） 幾つか再質問というか、提案とかをさせていただけたらと思っております。

最初の病院のことについては、市長の最大公約の一つの例えとして質問させていただいただけですので、今後、病院特別委員会等でいろいろやりとりもあると思いますので、このことに関しては、今は控えさせていただきます。

民間企業のようなコスト意識という部分なのですが、昨年の第4回定例会の経済常任委員会で、私の方から一つ提案させていただいたのですけれども、職員の経営意識とか経営能力の向上を踏まえて、小樽商大では、経営に関しての大学院が改めて設置されました。そのようなものを市職員独自で受けていくような、そういう背景をもっとつくっていただきたいなと思っておりますし、それだけではなくて、いろいろなところで行われている、市自体でも行っている企業育成セミナーとかに、市の職員はもっと参加したりとかしていいのではないかなと私自身は感じておりますので、こちらの方を提案させていただきます。

また、市職員のその危機感の浸透度はどれほどなのかというのは、自分の中で少し疑問があります。ぜひ市長や助役がその現場等に行って、今の現状は厳しいのだとハッパをかけるぐらいの勢いをもっとあってもいいのかなと。やはり市職員と理事者の方々、皆さんでもっと共通意識をもってやっていくというのはとても大事だと、私自身思っておりますので、今までもじゅうぶんされていると思うのですけれども、改めて一言提案させていただけたらと思います。

一つ質問をいたします。市民から財政健全化について意見を集約するというようなことは、今考えられているでしょうかということ、それがまず一つです。もう一つ、財政健全化に対して、もし財政再建団体に落ちた場合に、今このような議会とか委員会とかで話し合われているような決定事項、又は今審議されているような事項が無効とかというふうになりえるのか、その2点お伺いしたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝廣） いろいろご提言もありまして、ありがとうございました。

一つ、危機感について職員が持っているのかというお話でございますけれども、私も今、月に何回か、市のホームページで庁内LANで職員向けにお願いしておりますし、また、近々、今回のこういう状況になった背景等も含めて、職員にぜひそういった危機感を持っていただきたいということについては、庁内LANを通じてお願いしていきたいと、こう思っております。

それから、市民からの健全化についての意見集約ですけれども、これも今、市のホームページで、私も月1回メッセージを送っております。月1回ですから、3月も早々、また3月分を書かなければいけないですけれども、その中に今言ったようなことも含めて、3月はそういったことを市民へメッセージとして送っていききたいというふうに思っています。

それから、財政再建団体に落ちた場合、今、相当見直しをしましたけれども、そういった見直しはさらに進めなければならない、相当指示が来るのではないかと。例えば昨日問題になっておりましたふれあいバスなんかも、こんなものやめろというような、ひょっとしたら指示も、単独事業はやめなさいというような指示は来る可能性はあるのではないかと。それはまだわかりませんが、なった場合の仮定ですけれども、そういういわゆる単独事業の見直しというのは国から指示をされるだろうというふうに思いますから、そういった状況にならないように、何とか市民の皆さん方の協力も得ながら、この再建を目指していきたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 5番、森井秀明議員。

○5番（森井秀明議員） 市長の方から、月1回のメッセージがあるというようなお話もありましたけれども、今、例えばホームページの集約方法というのは、いわゆる市長に対する「市長への手紙」という形になると思うのですが、もっと財政健全化と、例えば一つの項目に対していろいろな方々からの意見を集約できるパブリックコメントとかというようなものを設置することはできないものなのかというのが、自分の方から気になっているところです。こちらについてだけお答え願えればと思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 今の「市長への手紙」の中でも、今、広報おたるで一生懸命財政問題について掲載していますから、もう既にいろいろな意見が来ています。ですから、今お話のあったようなホームページに新たなそういった意見を求める欄、もう既にいろいろな意見を受ける欄があるのですけれども、それから私のそのメッセージに対する意見を求めますという欄もありますので、そういったものも含めてこういった形がいいのか、もう少し検討してまいります。

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第29号、第31号ないし第34号、第37号、第38号、第40号、第43号、第48号及び報告第1号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員をご指名いたします。山田雅敏議員、横田久俊議員、上野正之議員、森井秀明議員、菊地葉子議員、前田清貴議員、武井義恵議員、北野義紀議員、松本光世議員、見楚谷登志議員、斉藤陽一良議員、佐藤利幸議員、以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第30号、第35号、第36号、第49号及び第53号は総務常任委員会に、議案第50号は経常任委員会に、議案第39号、第41号、第42号及び第44号は厚生常任委員会に、議案第45号ないし第47号、第51号及び第52号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号、陳情第34号、第35号及び第38号ないし第40号につきましては、さきに設置されました予算特別委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の請願、陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、厚生常任委員会において継続審査中の請願第1号及び陳情第31号、経常任委員会において継続審査中の陳情第20号及び建設常任委員会において継続審査中の陳情第29号につきましては、さきに設置されました予算特別委員会に付託替えしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月5日から3月17日まで13日間、休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時34分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 前 田 清 貴

議 員 山 口 保

平成16年 第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成16年3月18日

出席議員（30名）

1番	山	田	雅	敏	2番	横	田	久	俊
3番	大	橋	一	弘	4番	上	野	正	之
5番	森	井	秀	明	6番	大	畠		護
8番	菊	地	葉	子	9番	吹	田	友三郎	
10番	成	田	晃	司	11番	佐々木			茂
12番	小	前	真智子		13番	前	田	清	貴
14番	井	川	浩	子	15番	大	竹	秀	文
16番	斎	藤	博	行	17番	山	口		保
18番	佐々木		勝	利	19番	武	井	義	恵
20番	新	谷	と	し	21番	古	沢	勝	則
22番	北	野	義	紀	23番	松	本	光	世
24番	見楚谷		登	志	25番	久	末	恵	子
26番	小	林	栄	治	27番	中	畑	恒	雄
28番	高	橋	克	幸	29番	斉	藤	陽一良	
30番	秋	山	京	子	32番	佐	藤	利	幸

欠席議員（2名）

7番	若	見	智	代	31番	佐	野	治	男
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	鈴	木	忠	昭					
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏			
水	道	局	長	高	木	成	一	総	務	部	長	山	下	勝	広	
企	画	部	長	山	田	厚	財	政	部	長	磯	谷	揚	一		
経	済	部	長	山	崎	範	夫	市	民	部	長	池	田	克	之	
福	祉	部	長	山	岸	康	治	保	健	所	長	外	岡	立	人	
環	境	部	長	安	達	栄	次郎	土	木	部	長	兵	藤	公	雄	
建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人	港	湾	部	長	中	塚	茂
小	樽	病	院		小	軽	米	文	仁	消	防	長	田	中	昭	雄
事	務	局	長													

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐々木勝利議員、古沢勝則議員をご指名いたします。

日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、3月18日までと議決されておりましたが、議事の都合により、会期を3月19日までの1日間延長いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 佐 々 木 勝 利

議 員 古 沢 勝 則

平成16年
小樽市議会 第1回定例会会議録 第6日目

平成16年3月19日

出席議員（30名）

1番 山 田 雅 敏
3番 大 橋 一 弘
5番 森 井 秀 明
8番 菊 地 葉 子
10番 成 田 晃 司
12番 小 前 真 智 子
14番 井 川 浩 子
16番 斎 藤 博 行
18番 佐々木 勝 利
20番 新 谷 と し
22番 北 野 義 紀
24番 見 楚 谷 登 志
26番 小 林 栄 治
28番 高 橋 克 幸
30番 秋 山 京 子

2番 横 田 久 俊
4番 上 野 正 之
6番 大 畠 護
9番 吹 田 友 三 郎
11番 佐々木 茂
13番 前 田 清 貴
15番 大 竹 秀 文
17番 山 口 保
19番 武 井 義 恵
21番 古 沢 勝 則
23番 松 本 光 世
25番 久 末 恵 子
27番 中 畑 恒 雄
29番 斉 藤 陽 一 良
32番 佐 藤 利 幸

欠席議員（2名）

7番 若 見 智 代

31番 佐 野 治 男

出席説明員

市 長 山 田 勝 磨
収 入 役 中 松 義 治
水 道 局 長 高 木 成 一
企 画 部 長 山 田 厚
経 済 部 長 山 崎 範 夫
福 祉 部 長 山 岸 康 治
環 境 部 長 安 達 栄次郎
建 築 都 市 部 長 仲 谷 正 人
小 樽 病 院 小 軽 米 文 仁
事 務 局 長

助 役 鈴 木 忠 昭
教 育 長 石 田 昌 敏
総 務 部 長 山 下 勝 広
財 政 部 長 磯 谷 揚 一
市 民 部 長 池 田 克 之
保 健 所 長 外 岡 立 人
土 木 部 長 兵 藤 公 雄
港 湾 部 長 中 塚 茂
消 防 長 田 中 昭 雄

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開議 午後 5時15分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、大竹秀文議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第54号及び報告第1号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 24番、見楚谷登志議員。

（24番 見楚谷登志議員登壇）（拍手）

○24番（見楚谷登志議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

放課後児童クラブの中には、外遊びなどをさせることなく、児童が終日教室にいるクラブがあるとのことである。有料化で一律の料金を取るならば、サービス内容に格差があるのは問題ではないのか。

今後、市が、さまざまな事業を有料化していく場合、民間企業のようなコスト意識を持ち、サービス向上に努めなければ、市民の理解は得られないと思うがどうか。

また、学校以外にも勤労女性センターや児童センターに開設されているが、施設によっては、利用可能時間に差異があることや、クラブに登録せずに無料で利用できることなどから、一律に同じ料金を徴することは不公平感を生じさせるのではないか。

経営支援特別資金について、貸付先の倒産などにより、市の損失補てんが多額となっていることを受けて、平成16年度から相保証の禁止や納税状況の確認期間を、過去1年から4年間に拡大するとのことであるが、厳しい経営状況に置かれている中小零細企業にとって借りづらいものになるのではないか。

ふれあいバスについて、当初は、バス事業者も利用実態とのかい離は承知の上で、公共交通機関として協力すべく市と協定を結んだものではなかったのか。そうであるならば、今、利用実態に見合った負担を求めするのは、この事業から撤退したいということではないのか。

また、低所得世帯の暮らし破壊につながり、とうてい容認できるものではなく、介護保険など各種制度で使用しているデータを基に、所得によっては無料化も検討すべきと思うがどうか。

ふれあいバスについて、道内他都市においては、市とバス事業者がそれぞれ一部負担することによって、低廉な価格で交付している例がある。市は、バス事業者との協議において、単に乗車回数を基準とするのではなく、定期券的な考え方を導入するなど、あくまでも高齢者のためになるよう、双方で知恵を出し合ってもらいたいがどうか。

ふれあいバスの利用者一部負担導入は、高齢者の生きがい健康対策事業を大幅に縮小するものである。この検討に際しては、道内他都市の先進事例の調査がふじゅうぶんであり、市は低所得者などへの救済を全く視野に入れず、有料化を推し進めてきたのではないか。

バス事業者の利益を優先するといった態度は決して許されるものではなく、市民の立場で検討すべきと思うがどうか。

子ども発達支援センター整備費が予算計上されているが、当初、同センターに統合を予定していた幼児ことばの教室については、保護者からの強い存続要望もあり、現行の稲穂小学校においても指導が可能とのこ

とである。今後とも、保護者とじゅうぶん話し合い、スタッフ等を含めて充実した施設にしてもらいたいかどうか。

また、人員配置について、同センターから出向くのではなく、稲穂小学校を主体とした配置をすべきと思うが、事前に稲穂小学校の幼児ことばの教室の担当職員にじゅうぶん説明しているのか。

公立保育所の運営経費については、これまで特定財源として予算計上されていたが、16年度から一般財源化され、地方交付税で賄われることとなる。このことにより、どのような影響が考えられるのか。

また、公立保育所の民営化に加速がかかることが懸念されるが、今後の見通しはどうか。

北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却炉建設費については、適切な価格競争の時代に入り、トン当たり2,000万円台の受注実績があると説明しながら、トン当たり4,900万円の予算を計上している。これが適正な価格と言えるのか。

市は、新年度予算案に、その負担金を盛り込んでいる以上、その根拠について明確に説明する責任があると思うがどうか。

現状、国が3か年で終了するとしている緊急地域雇用創出事業として、市は、交差点の段差解消を行っている。これは市民ニーズが高いものと推測されるだけに、交付金事業が延長されることとなった場合には、拡大も含めて継続すべきと思うがどうか。

新年度予算において、河川整備事業費には於古発川の調査費が計上されているが、於古発川3.3キロメートルすべてが道の2級河川の認定を受けるまで工事を待つのではなく、回帰したサケが観光資源ともなりうる親水性を持った河川であり、国道から下の700メートルだけでも早急に整備できないものか。

また、勝納川再生事業だが、落差溝の整備状況の現状と今後の計画はどうなっているのか。魚道はできたというが、サケの産卵場所もつくるべきと思うがどうか。

本市財政のひっ迫については、全庁的に危機感を持ち、事に当たらなくてはならないことは言うまでもない。こうした中、税をはじめとする収入未済の実態を把握した上で、予算編成に的確に反映しているのか。財源不足に窮する現状では、収納が確実視できるものを見定めるとともに、一刻も早く滞納解消対策に取り組むべきと思うがどうか。

市の財政健全化計画では、多額の財政効果を見込んでいたが、三位一体改革による歳入の大幅な落ち込みがそれを上回り、今後の見通しが立っていない。この結果、既に市民に対して周知している40項目の事務事業の見直しのほかに、さらなる負担を強いる事業が出るということはないのか。

16年度予算では、19億円のカラ財源の計上をしており、また、15年度は赤字決算となることが見込まれるため繰上充用を考えているというが、このような先食いを続けることで、当然累積赤字が増大し、財政再建団体に陥る危険性はないのか。

国が進める三位一体改革は、一部税源移譲があるとはいえ、国庫補助金と地方交付税が予想以上に減額されることが見込まれるため、本市の新年度予算編成に大きな影響を及ぼしているとのことである。市は、国に対し、地方の実情をじゅうぶん把握した上で、地方財政の安定的運営について配慮するよう強く訴えていくべきと思うがどうか。

現在、市の予算は単年度で執行されているが、年度末に予算消化が行われがちになるなど、非効率な部分も見受けられる。本市財政再建の手法の一つとして、長期間にわたる工事の一括発注などによる経費削減のメリットがある複数年度管理の導入について検討してはどうか。

市が発注する工事の入札のほとんどは、予定価格に対する落札率が極めて高く、何らかの調整がある感すら覚える。今後、よりいっそう透明性・公平性を確保し、競争原理による落札金額の低減を図るとともに、随意契約で発注しているものについては、できる限り競争入札へ移行し、金額の抑制に努めるべきと思うがどうか。

消防適正配置計画では、塩谷出張所と蘭島出張所を統合の上、蘭島出張所を塩谷出張所蘭島支所として、塩谷出張所に救急車を配置する考えとのことであるが、消防車と救急車の乗換えなど、運用面で不安もある。業務に支障が出ないよう配慮してもらいたいがどうか。

本市において、学校保健委員会を設置している学校は数少ない。学校長が必要性を判断して設置するものとはいうが、市教委としては、児童・生徒の健康診断のみならず、各種保健対策や安全対策などを論じる場として設置するよう指導を行ってはどうか。

市教委は、学校適正配置計画策定に当たり、通学路を実際に歩いて距離などを検証しているとのことであるが、実情を把握しきれているのか。通学路の安全確保のため、関係部署との連携を図り、歩道の整備強化に向けて、鋭意取り組むべきと思うがどうか。

学校給食の食器について、小学校は当初平成15年度に強化磁器食器の導入を予定していたが、財政事情により、平成19年度までの5年間で実施するとのことである。現在使用している食器に対する環境ホルモンの溶出についての不安感を解消するため、その間、マイ食器を持ち込みたいという保護者の要望に耳を傾けるべきではないか。

全天候型に改修された手宮公園競技場については、利用状況も盛況で、好記録が出るなど、高い評価を得ているが、トイレが破損している等の苦情が出ている。常設の水洗トイレの設置は困難であり、仮設トイレで対応しているとのことだが、ここは数多くの人々が利用する競技場であり、しっかりと現状を把握し、整備に努めていくべきではないか。

最近、国内からの観光入込み客数に陰りが見られる一方、東アジアからの入込みが好調で、昨年は市内観光関係者による香港キャンペーンを実施したとのことである。市は、外国人観光客向けの施策展開によって、どのような波及効果があると思込んでいるのか。

また、悪質な客引きによる被害が発生しているが、小樽観光のイメージダウンにならないよう注意を喚起する看板を設置するなど、何らかの対策が必要と思うがどうか。

市は、雇用対策を進めるに当たり、求職者の状況をハローワークから情報収集しているが、独自に地域の実情に合った情報を把握し、総合的な対策を打ち出す必要があるのではないか。

赤岩2丁目で山林伐採を行った事業者は、市内では土地を家庭菜園として賃貸する旨の広告をしているが、市外向けの広告においては炭焼きかまどの使用を宣伝していることを、市は承知しているのか。

また、1,000区画を貸し出すとのことであり、違法駐車、ごみの発生、トイレがないなどの問題が懸念されるが、法令違反が行われないよう注視し、付近住民の声を聞きながら対処すべきと思うがどうか。

道は、苫小牧港の食肉検疫港指定申請について1年先送りするということであるが、本質的な問題が解決されていない。今回、北海道は事前に協議を行うとした市との合意を無視した形になっているが、これについては改めて確認すべきではないか。

苫小牧港の食肉検疫指定については、本港の死活問題ともなりかねない重大な懸案事項であり、初期段階での対応が極めて重要であったのではないか。

市は、今後、流通ルート確立に向けた精力的なポートセールスを展開することは当然として、常に情報の収集と状況把握をし、議会側にも提供しながら、本港の権益確保のため、諸問題の抜本的解決に努める責務があると思うがどうか。

改正ソーラス条約による港湾保安対策が必要となるが、これに要する事業費については、当初国の全額負担となっていたはずである。その後、多額の費用を要することが判明したため、事業費の3分の1を地方の港湾管理者に押しつけたのではないか。ふ頭にフェンスを張りめぐらすと、本市の重要な観光資源である海の景観の阻害になることや、市民の憩いの場を奪うことにつながりかねない。保安対策は国も手探りとの感が否めず、国や他港の動向を見守ることも必要なのではないか。

市は、望洋台や桜などに隣接する区域における町名変更に向けた準備作業に着手していると聞く。これは単なる名称の変更にとどまらず、本市全体のまちづくりの観点から全庁的に取り組むべき問題である。今後の作業に当たっては、早急に関係部局間での協議を行い、慎重に進めるべき性質のものと思うがどうか。

介護保険制度において、市内の施設サービス利用者の介護度は年々上がる傾向にあると聞くが、その結果、施設は受け取る報酬が増加する一方、保険者である市の支出が増加することとなる。市は、利用者の状態が現状維持又は改善となるべく事業者が努めるようチェックすることも必要と思うがどうか。

本市の介護保険については、制度自体の認知度の低さや給付に伴う費用負担の増加、利用者に配慮した施設整備などの課題を抱えているが、市としては、国や道の意向を注視するといった消極的な態度ではなく、みずから実態を把握し、改善に向けて積極的に取り組むべきと思うがどうか。

夜間急病センターでは、乳児の「腸重積」という容易に診断がつく危険な病気を診断できない上、他の病院への転送も怠る事例があった。診療科目として標ぼうしていながら、小児科医は配置されておらず、医師の質や体制に問題があると思うがどうか。

背景には、深刻な医師不足があるというが、本センターの使命を果たすためには、当直医をサポートする小児専門医との連絡体制づくりや機器の整備など、早急に小児科診療の強化を図るべきと思うがどうか。

未熟児の出生の割合は年々増加傾向にあるというが、胎内にいる段階での判断は可能なのか。少子化が叫ばれる昨今、生まれてくる命を大切にするため、未熟児の原因となりうる母体へのストレスを未然に防ぐ方法を考え、対処してもらいたいと思うがどうか。

昨年の第4回定例会で、家庭ごみ収集の有料化の際に、不法投棄など懸念される事項を提示したところ、市は、廃棄物減量等推進審議会において議論されるのではないかとのことであったが、全く論じられていないのに等しい。今後、議会での議論を報告するなど、審議材料を積極的に提示すべきと思うがどうか。

小樽病院では、将来的に給食業務の民間委託を行う考えというが、受託者によっては、食材をはじめとする地元業者が納入できなくなるなどの影響が懸念される。選定の際には、こうした細部にまでじゅうぶん配慮して進めるべきと思うがどうか。

市は、40年近く海に雪を投棄してきたが、このことによる影響などの研究が今日までなされていないとのことである。今後、影響の大きい海上投棄を減らすためにも、雪を邪魔なものとする発想を転換し、小樽独自の再利用の研究に取り組むべきと思うがどうか。

市は、経費節減と車やスタッドレスタイヤの性能向上を理由に、ロードヒーティングの部分的休止を行っている。休止していることや、ロードヒーティングであっても注意が必要なことを市民に周知し、重大事故が起きないように、砂まきなどの安全対策をじゅうぶんに行ってもらいたいと思うがどうか。

また、急坂においてロードヒーティングが効かず、危険な状況でありながら、緊急連絡先の電話がつかないため、長時間立ち往生することがあり、ほかからも同様の苦情を聞くが、改善すべきではないか。

現在、市営住宅の供給戸数は一定程度必要数が確保されており、今後予定されている住宅再生マスタープランや公営住宅ストック総合活用計画策定においては、質の向上に転換していく考えと聞く。しかしながら、民間賃貸住宅との競合もあることから、業界の声によく耳を傾け計画に反映してもらいたいがどうか。

また、新たな質の高い市営住宅を建設できる財政状況ではないことから、市の投資負担の軽減が図られ、民間の遊休資産も活用できる公営住宅借り上げ制度創設を検討してはどうか。あわせて若年者向け共同住宅建設費等補助制度の対象地域拡大も検討できないか。

市営住宅の管理委託に伴い、北海道住宅管理公社では、退職した市職員の採用を予定しているという。雇用する人材の選択は公社の考え方次第とはいえ、新たな天下り先となる懸念があることなどから、市は、こうした体制を移行時にとどめ、継続的にならないよう注意すべきと思うがどうか。

道道小樽港線の交通量は増加傾向にあるものの、整備当初に想定していた数値には至っていない現段階で、例えば車線の一部を自転車や人力車の専用レーンやパーキングエリアとして活用することを検討できないものか。

今後、この道路に限らず、整備や利用については、さまざまな交通事情の変化を視野に入れ、柔軟に対応するよう道路管理者と協議すべきと思うがどうか。

駅前第3ビルについては、撤退した国際ホテルの競売には応札者がなく、老朽化した現況のままでの売却は困難と思うがどうか。

入居しているテナントは、核となる施設を失ったため、売上げが大きく落ち込み、共益費の負担だけが重くのしかかっていると聞く。市は、ホテル以外の部分の半分を所有していることから、指導的な立場で将来の開発展望を示すべきではないか。

水道局の名をかたり、浄水器の設置・点検費用などを請求する悪質な業者対策として、料金徴収委託員に身分証を交付したとのことであるが、悪質業者の実態を把握しているのか。

中央下水終末処理場は、供用開始から既に20年を経過しており、機械や電気設備等の老朽化による破損や処理停止事故が危ぐされる。機器の更新には多額の費用を要することから、建設当初の起債償還の状況も視野に入れ、今後、計画的な保全を順次行わなければならないと思うがどうか。などであります。

なお、3月5日開催の当委員会において、参考人からの意見聴取を行いました。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、第37号につきましては、新谷、北野、両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案はいずれも賛成少数により否決、原案はいずれも賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、請願第1号につきましては、採択、不採択、継続審査と意見が分かれ、採決の結果、継続審査は賛成少数により否決、採択については賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、請願第2号、陳情第29号、第31号、第34号、第35号、第38号ないし第40号につきましては、採決の結果、賛成少数により、いずれも不採択と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第12号、第15号ないし第19号、第21号、第23号、第24号、第28号、第32号ないし第34号、第40号、第43号、第48号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、陳情は採択と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会における審査の全般を通じ、苫小牧港の食肉検疫港指定に関する件など、質問に対する答弁並びに議会側への説明と理事者の対応について、言葉足らずの点や配慮に欠けた面が多々見受けられました。委員長といたしましては、今後、こうした点につきましては、よりいっそう留意くださるよう申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 次に、議案第1号及び第37号に対し、菊地議員外3名からそれぞれ修正案が提出されておりますので、これに関連して提出されました議案第54号とあわせて、一括、提出者からの趣旨の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、議案第1号、第37号並びに第1号に関連する議案第54号小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案について、一括提案の趣旨説明を行います。

市長提案の新年度予算案は、市民の暮らし犠牲を最大の特徴としています。少なくとも20億円の市民サービス切捨てや負担の押しつけ、職員犠牲で、財政難を乗り切ろうというものです。

議会として、このような市長提案に対し、少なくとも市民の意見を聞くべきだとして、3月5日には、賛否おのおの4人ずつの参考人の方の意見陳述が行われました。市長提案に賛成の方々も、やむをえないとしながらも、もろ手を挙げて賛成しているわけではありません。

この方々の意思を尊重する上でも、不要不急の事業を見直し、無駄な税金の使い方を改め、なおかつ財政再建への展望を示す我が党の修正案は、市民生活に係る事業の廃止や見直し、削減を認めず、現行制度、助成事業等を継続させることで市民の暮らしを守ることを目的としました。

財源は、石狩湾新港管理組合負担金や小樽港縦貫線整備事業費、緊急雇用としてなじまない図書館業務電算化事業費の削減や、土地開発公社所有の平成10年以前の土地の処分を行い、充当します。高齢者の生きがい対策のふれあいパス事業、敬老祝金は、これまでどおりの予算で事業を継続します。20人の高校生の臨時雇用で若い人たちの就職を応援します。保育料の値上げ、放課後児童クラブの有料化をせず、小中学生の通学バス代通年助成を行い、子育て世代の支援をします。また、中小零細企業への直貸しで営業を支援します。

修正の結果、財政規模で2パーセント、約14億円を圧縮、市債で1億6,600万円を削減し、さらにカラ財源として計上した諸収入は約6億4,800万円圧縮できます。カラ財源は12億5,900万円、今回、小泉内閣の三位一体の改革で削減された金額は差引き12億4,000万円、これを元に戻せばカラ財源にはなりません。

ご承知のように、三位一体とは、キリスト教に由来する言葉ですが、三者に優劣の差別はなく、三者が協力して一体になることであります。しかし、小泉内閣の三位一体の改革は、全国では補助金や交付税の圧縮など、3兆9,000億円も国から地方への支出を減らす一方、税源移譲などは4,500億円で、12パーセントにすぎません。地方自治体の自由度も拡大しない、三位一体どころか三位ばらばら改悪で、地方自治体の実情を無視し、国の借金のツケを地方に押しつけるものにほかならないものです。国に対しては、このような三位一体の改革を改めさせ、住民負担増なしの税源移譲、福祉や教育などの補助負担金の増額、地方交付税制度

は自治体間の格差是正のための財源保障と財政調整機能の拡充を要求することです。

なお、議案第54号は、我が党の修正案に関連して、小樽市中小企業等振興条例の一部を改正するもので、昨年の第4回定例会で一部改正されたものを元に戻し、中小企業の振興を図るものです。

年金の改悪、消費税増税も打ち出されている中、国の悪政から市民の暮らし、営業を守るためにも、我が党提案の予算修正案に皆さんの賛同をお願いして、提案の趣旨説明といたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対の討論を行います。

我が党提案の議案第1号、第37号に対する修正案に賛成、原案反対、議案第54号に賛成、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第12号、第15号ないし第19号、第21号、第23号、第24号、第28号、第32号ないし第34号、第40号、第43号、第48号に反対、付託された請願・陳情については、いずれも願意妥当、採択を主張する討論を行います。

市長提案の予算案は、19億円のカラ財源を次年度の繰上充用で基本的に対応するというものです。我が党の修正案は、破たんした市財政をどう立て直すかの基本方向を明確に指し示している点で、市長提案とは根本的な違いがあります。先ほどの修正案の提案説明にあったとおり、カラ財源を6億4,800万円も圧縮し、仮に平成17年度繰上充用するにしても、次年度の予算に及ぼす影響では、大きな違いがあります。修正案が可決されても不足する財源が生じますが、このカラ財源は12億6,000万円で、三位一体で市長の予想を超えて政府により削減された額とほぼ同額です。この不足する財源をどうするかが問題になります。地方6団体が一致して要求している、三位一体の補助金の一般財源化と地方交付税改革による影響を税源移譲、それも基幹税の移譲で同額を補てんせよ、国の財政難を地方自治体に転嫁してはならないという立場と我が党の立場は一致しています。地方6団体はもとより、地方自治関係者と協働して、その実現を政府に求めていくものです。これは、財源問題で、市長の立場より実現の可能性ははるかに高いものです。

本市の財政を再建させていく上で、重大な障害が新たに生まれました。言うまでもなく、平成16年度予算編成の過程で新たに生じた三位一体改革の名による地方への予算の削減です。小樽市への影響は12億4,000万円にも及びます。市長は、平成16年度予算編成に向けて、人件費の削減、事務事業の見直しなどで16億円をつくり出しましたが、三位一体の減収であらかた消えてなくなりました。

市長は、財政健全化計画で、市民への負担増とサービスの切捨てで20億円、人件費削減で20億円、合わせて40億円の財政効果を生み出し、再建のめどを立てると言っていました。ところが、三位一体で、このもくろみが、もろくも崩れてしまいました。市長は、財政健全化計画をもう一度つくり直すと言っています。そこで、我が党は、財源の見通しを尋ねましたが、平成17年度以降の計画が具体的でない、見えてこないと言って、これには答えようとしていません。

しかし、三位一体改革の基本は、昨年6月の骨太方針の第3弾で明らかにされています。この内容は、国庫補助金は3年間で4兆円の削減を行う、税源移譲は基幹税を基本とし、移譲に当たっては、個別事業の見直し、精査を行い、補助金の性格などを勘案して、8割程度、また、義務的な事業については、徹底的な効率化を図った上で、その全額を移譲する、また、あわせて、地方交付税改革で大幅圧縮を打ち出しています。

我が党は、予算特別委員会で、骨太方針に基づく平成16年度の政府の地方財政対策がどういうものであるか、小樽市の財政に致命的とも言える打撃を与えた原因を明らかにしました。補助金の一般財源化という名の下での削減はどうだったか。削減額の合計は、1兆313億円です。補助負担金といっても、地方財政法第10条でいう「国が進んで経費を負担する必要がある」と規定する経費もあれば、同法第16条が規定する「国が地方自治体に対し、恩恵的ないし援助的に交付する経費」もあります。一般的には、前者は負担金、後者は補助金と呼ばれています。負担金は、その支出が法律や政令で義務づけられ、地方自治体が円滑な事業を実施するために、国が進んで経費を負担しなければならないものです。今回、小樽市が大きな影響を受けた公立保育所運営費負担金は、これに当たります。これを削減するというのであれば、事業の性格が国が責任を持つものなのか、地方なのか、検討しなければなりません。

ところが、1兆円削減の経過は、極めていいかげんなものでありました。ご承知のように、当初1兆円の削減を各省庁に割り振りました。このとき割り振りを受けた厚生労働省は、生活保護費の国庫負担率を引き下げることで、割当てを消化しようとしていました。ところが、地方の反対が強くてできなくなり、政府と与党で生活保護費負担金の見直しを平成17年度に実施するとの了解事項が交わされ、そのかわりに削減されたのが公立保育所運営費負担金でした。これもいいかげんで、同じ了解事項で、公立保育所は地方がその責任に基づいて設置しているからと運営費を削減し、私立保育所は今後も引き続き国が責任を持って行うものとするとしています。同じ保育事業でありながら、公立は地方、私立は国が負担するというのは、整合性に欠けるものです。これほどいいかげんなやり方で、1兆円も削減されたのです。なお、生活保護費は、憲法第25条の生存権にかかわることですから、地方のさらなる反対で2年間延期されたと聞いています。

税源移譲はどうでしょう。税源移譲と称した所得譲与税は、補助金の一般財源化の1兆円、地方交付税削減の1兆2,000億円、これだけ削った額のたったの3割にも満たず、4,500億円にすぎません。臨時財政対策債の削減額を加えれば、削減額の12パーセントしか税源移譲されていません。これが全国の自治体の財政を危機的状況に追い込んでいるわけです。しかも、税源移譲とはいっても、所得譲与税は、ご承知のように、人口を基準に国によって地方に配分される交付金であって、地方自治体がみずからの努力で徴収する地方税とは根本的な違いがあります。これを果たして税源移譲と言えるのかどうか、大きな疑問があります。

地方交付税については、財源保障機能については、その全般を見直し、改革と展望の期間中、2006年までの3年間ですが、この期間に縮小していく、交付税総額を抑制して、財源保障機能を縮小していくと述べられています。この基本方針に沿っての、先ほど詳しく述べた、16年度の三位一体でした。この結果、小樽市への影響は12億4,000万円でした。17年度、18年度の三位一体の各項目ごとの具体的金額は確かに示されていません。しかし、16年度の結果で、次年度以降どうなるかは明らかではありませんが、これを心配して、我が党は、市民と職員への犠牲をさらにかぶせることにならないかと予算特別委員会でただしたのは当然でした。これに口を閉ざして語ろうとしないのが市長でした。

自民党、公明党の小泉政権が、全国の自治体をいじめていることは許されません。地方への財源縮小をやめるよう、ここにおられる両党の皆さんもぜひ責任を持ってこのことをやっていただきたい、この際、改めてお願いをする次第です。

以上、小樽市財政に打撃を与えた原因を詳しく触れさせていただきました。我が党は、市民や職員を犠牲にする財政再建には反対です。しかし、市長の考えでいけば、市民や職員へさらなる負担をかける可能性が大きいので、予算特別委員会でただしたわけですが、先ほど指摘したように、市長は、国の方針が明らかに

なっていない、だから健全化計画を立てられないと言って、市民や職員へさらなる負担をどうするかということについては、逃げ回って明らかにしておりません。

次に、ご破算になった健全化計画の土台となった、市民や職員を犠牲にする46項目に上る政策課題についてです。

最初は、ふれあいバスについてです。

市長は、お年寄りの生きがい対策としてふれあいバスを導入したことを否定する暴挙を行いました。市長は、ふれあいバスに支出している2億円を削減するためにお年寄りを犠牲にしました。今回の議論を通じて、市長をはじめ理事者は、バス事業者が事業費を値上げしなければふれあいバスに協力しないと言っているとか、何かといえばバス事業者が、バス事業者がということをまくら言葉にして、有料化を合理化しようとの答弁を繰り返し、みずからの責任を回避する態度に終始したのが特徴的でした。バス事業者の経営が苦しいことは、我が党も理解しています。こういうときに、投げやりに2億円ものお金を放棄するかのような対応をバス事業者がとるとは考えられません。お年寄りが乗車しようとしまいと、ダイヤどおりバスは運行しなければなりません。バス事業者も小樽市の財政難を承知していますから、ふれあいバス事業費をある程度上積みすれば協力をもらったのではありませんでしたか。それなのに市長は2億円を少しでも減らそうとしたから、結果としてこうなったのだと考えられます。このことは、本市の高齢者保健福祉計画でうたっている基本的な目標、「高齢者が健やかに長寿を迎え、はつらつと生活できる環境をつくる」、「高齢者を地域で支え合うつながりを世代を超えてつくる」という崇高な目標を真っ向から否定することになるではありませんか。このことによって、お年寄りの生活を破壊することを平然と推し進めようとする、行政としてやってはならないことを血も涙もなく行おうとしています。

我が党が代表質問や予算特別委員会で繰り返し指摘した、夫の食事介助のため、毎日バスを2車線乗り継いで病院に通っている79歳のお年寄りは、有料化によって、これができなくなってしまうのです。せめて有料化であっても低所得者対策をとるべきだとの我が党の再三の指摘にも、耳をかそうとしないのが市長です。これまでの答弁の行きがかりを捨てて、せめて低所得者対策をとることを改めて要求するものです。

こういう調子で46項目、我が党の見解を述べていたら明日の朝になります。そこで、その他健全化計画で計画したことについて、詳しい見解はこの討論では触れませんが、昨年の第4回定例会、今議会での代表質問、一般質問、また、予算特別委員会、各常任委員会で我が党の見解を指摘したところでありますので、ぜひこれをお酌み取りいただき、日本共産党の提案だから聞く耳持たないという頑迷な態度をおとりにならず、ぜひ取り入れていただくことを強く要求するものであります。

なお、今回の46項目に上る政策課題のうち、幾つかは先を急ぐ余り、与党の数を頼りに、議会審議を無視し、審議権を踏みにじったり、法律さえ踏みにじることまで行いました。そのいいかげんさは目に余るものがありました。あまつさえ市長は、市長の予算編成に賛成する方々の声にも耳をかさず、ふれあいバスの有料化に当たって、低所得者対策をとらなかったことは、いったい市長は、だれの意見を聞いて市政を執行しているのか。私たち日本共産党の言うことを聞かないということは、市長はしょっちゅうです。しかし、市長を応援する方々の意見を聞かないというのでは、いったい市長はだれの意見を聞いて仕事をしているのか、疑わしくなります。財政再建のためには、政府の責任とともに市長自身の税金の使い方がどうであったかが問われなければならないのに、依然として、みずからの責任や大企業奉仕の無駄な公共事業にメスを入れない頑迷な態度です。

そこで、市長が手をつけようとしていない無駄な公共事業の典型、石狩湾新港について、最後に指摘をいたします。

今議会では、目標貨物と実績についてただし、石狩湾新港が小樽のためにならない、無駄であることを改めて明らかにしました。平成9年の現在の港湾計画、これは基準年次は平成6年です。しかし、バブル経済がはじけたのは、政府の見解によれば平成3年です。その3年後の平成6年を基準年次に、平成9年、現在の港湾計画が決められています。この改訂計画で、昭和47年の目標貨物量1,030万トンに64パーセントに減らしたにもかかわらず、現在、伸びていると言いつけしても、実績は350万トンにすぎません。この事実は、計画が過大で、新港の建設そのものが必要なかったことを証明しています。港湾貨物量を推計して、それに合わせて港湾施設をつくるのが常識です。この点で、昭和47年の港湾計画の目標貨物量は削減したけれども、当時建てた港湾施設は縮小することなく、現在でも建設を進めているのですから、これがいかに大きな間違いで無駄な建設であるかは明らかではありませんか。小樽港も基本的には同じ面があります。だから、いくら港湾貨物の増大に努力をしても目標貨物に届かないのは当然です。

次は、いかに現在進めている新港の事業が無駄であるかということについて指摘をします。

西地区のマイナス14メートルバースに337億円の税金を投入しています。しかし、新港管理組合議会平成15年第1回定例会に計上されたマイナス14メートルバース関連のふ頭用地に、整備が計画されている荷役機械、ベルトコンベアですが、この調査費4,600万円は、荷役機械使用予定の王子製紙から利用計画が提出されないため、この2月の新港管理組合議会で減額補正されました。当然、平成16年度当初予算に調査費は計上されませんでした。このことは、いったい何を意味しているのでしょうか。マイナス14メートルバースで王子製紙のチップ、北電の石炭が取り扱われるとのこと。ところが、荷役機械でチップを扱う当の王子製紙から、いくら催促しても利用計画が提出されていないのですから、荷役機械の調査費を執行するわけにはいかず、先ほど指摘したように、全額減額補正されたのです。ところが、マイナス14メートルバース関連の岸壁ふ頭用地、航路、泊地などの港湾施設だけは計画どおり建設する、こんなことが財政難のときに許されているのが、これが小樽市議会としても問われている点です。

したがって、小樽市の財政を立て直すためには、こんな無駄な石狩湾新港は中止する以外ありません。新港の管理者である北海道も、また石狩市も、財政の困難な折、新港の事業の見直しをついに掲げることとなりました。我が党のこれまでの主張は、決して我が党一人だけの主張でないことは、このことで明らかではないでしょうか。市長の決断を強く促すものです。

また、政府に対し、国の財政難を地方に押しつけることなく、財源の確保を地方に保障するよう、地方6団体とも協力して、その実現を図ることをあわせて要求し、討論といたします。(拍手)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 1番、山田雅敏議員。

(1番 山田雅敏議員登壇)(拍手)

○1番(山田雅敏議員) 自由民主党を代表して、委員長報告に賛成し、陳情第20号経営支援特別資金の継続方について採択、陳情第29号水道料金・下水道使用料減免制度の存続方について、陳情第31号生活保護患者等見舞金及びふれあい見舞金の存続方については不採択の討論をいたします。

まず、陳情第20号経営支援特別資金の継続方については、今定例会において、厳しい市財政ではありますが、融資資金負担責任割合の見直しをすることで存続することが提案されております。拓銀破たんから始ま

る金融不安による貸し渋り、貸しはがし等が強化される中、商人のまちとして中小零細業者が多い本市におきまして、小樽商工信用組合の破たんを契機に、最後のよりどころとして制度化された融資制度であります。同制度は、責任負担割合が見直されるものの、制度存続は高く評価できるものであります。

次に、陳情第29号上下水道料金減免制度の存続方については、本来、水道料金等の企業会計は独立した企業会計になっており、同制度は本市の施策としての減免制度であります。ひっ迫した財政を迎える現下、最悪の場合、赤字再建団体転落も予想されることからして、事態を考慮すると、見直しもやむをえない措置と考えます。ちなみに他都市では、あまり制度化されていない制度とお聞きしております。

次に、陳情第31号生活保護患者等見舞金及びふれあい見舞金の存続方についてであります。国が保障している基本的人権の下、市民の税負担による生活保護費支給は、本来であれば自立していただくための制度であり、単に支出一辺倒の施策ではないことは、よくご存じのとおりであります。本市につきましても、これまでに細部にわたり関連施策を講じてこられたことは承知をしております。しかし、今回の両見舞金見直しは、本市のひっ迫した財政状態にかんがみ、断腸の思いでやむをえず見直したものであり、この問題に限らず財政状態が好転したとき、再度見直し、改善をしていただくことを申し添えます。

なお、共産党提出の修正案第1号、第37号及び関連する第54号につきましては否決いたします。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論いたします。(拍手)

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 19番、武井義恵議員。

(19番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○19番(武井義恵議員) 民主党・市民連合を代表して、議案第1号平成16年度小樽市一般会計予算案並びに修正案を除く各議案には賛成、報告第1号専決処分報告は承認、陳情第20号については採択、その他の陳情・請願については不採択、そして共産党提案の修正案第1号と議案第54号については反対の討論を行いたいと思います。

市長は、本定例会開催に当たり、提案説明の中で、議員並びに市民への理解と協力並びに決意を次のように述べております。「小樽市としては、人口減少、少子高齢化の進展、雇用問題など課題が山積しており、たいへん厳しい局面を迎えております。特に平成16年度は財政健全化が本市の最重要課題であり、安定的に持続可能な財政体質を構築するための第一歩の年であります。そのためには、スリムな組織とスリムな行政をつくり、何としても財政再建団体転落を避けなければならない」と決意を述べております。また、このたびの予算特別委員会開催に当たって、予算特別委員会の参考に資するため、参考人をお迎えして貴重なご意見をお伺いいたしました。そのご意見の中で、「何としても赤字再建団体転落を回避するためには、市民全体の協力が不可欠です」とし、その上で、議会及び小樽市への要請といたしまして、「予算案が議決された後は、歳入の状況や歳出の執行状況を、限度はあるでしょうが、これまで以上にきめ細かく市民に明らかにすることは何よりも重要だ」と結んでおられました。民主党・市民連合は、これらのご意見に同感でありますので、小樽市としては、本議会の決定事案を可能な限り、きめ細かく広報などで市民への周知を図るべきであることを申し添え、各議案に賛成いたします。

次に、修正案第1号についてですが、歳入面では財産収入、歳出では土木費の中での港湾費や市債での港湾事業費について、また、同37号についてですが、歳入では国庫支出金、歳出では土木費などで理解できる部分もありますが、衛生費など全体を見ると、残念ながら賛成いたしかねるのであります。

次に、報告第1号の専決処分は、損害賠償請求にかかわる判決金及び延滞利息を支払うための専決処分ですが、原告の気持ちを理解したものと思い、承認いたします。

また、陳情第20号経営支援特別資金の継続方については、願意妥当と思いますので、採択を主張し、その他の陳情・請願については、さきに賛成を表明いたしました予算議案と関連いたすこともあり、採択に同意できないことを申し上げ、私の討論といたします。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

(5番 森井秀明議員登壇)(拍手)

○5番(森井秀明議員) 市民クラブを代表し、請願第1号について継続審査の討論を行います。

現在、どの民間保育所においても厳しい経営を余儀なくされている現状であり、小樽に住む子どもたち、また、その保護者の人たちに不安感が募っていく状況であると思われます。やはり子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを考えていくには、安定した保育所運営が小樽市にとって欠かせないと思います。

市としても、21世紀プランの中で、生涯福祉理念として、「生涯を通じて安心して暮らせるまちづくりを」とうたっております。その第一歩である幼少期に対する施策は、彼らがこれからの小樽を担っていくということを考えるほどに特に重要視していかなければならないと考えます。

本請願は、民間保育所の厳しい経営に手を差し伸べるものであり、私ども市民クラブは、子育て世代を応援する立場から、その願意は妥当であると考えます。残念ながら新年度当初予算では実現できませんが、年度途中に財源を確保できたときには補正予算での対応を検討していただきたいと思います。

以上の理由から、継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、議案第37号に対する修正案及び議案第54号について、一括採決いたします。

修正案及び議案第54号を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号及び議案第37号の原案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第1号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、請願第2号、陳情第29号、第31号、第34号、第35号、第38号ないし第40号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも不採択でありますので、原案について、一括採決いたします。

いずれも採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第12号、第15号ないし第19号、第21号、第23号、第24号、第28号、第32号ないし第34号、第40号、第43号、第48号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時21分

再開 午後 7時15分

○議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 15番、大竹秀文議員。

(15番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

○15番(大竹秀文議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市職員の公益法人等への派遣が可能になるが、派遣労働を公務員職場にも導入していくことになってしまっているのではないか。また、民法第34条に規定されている「団体や出資会社の責任者」として派遣され、そこでの経営が成り立たなくなるなど、状況が悪化して経営責任を問われた場合には、派遣元である市にも責任が及び、支援を求められるおそれはないのか。

これからの小樽のまちづくりにおいては、道路などハード面の整備だけでは、とうてい小樽らしさを取り入れることは難しいと考える。地域や関係委員会などの意見、要望、提言、考え方が極めて重要となり、そ

れらをまちづくりにどう反映させていくかといった、ソフト面の果たす役割が非常に大きいものと思われる。16年度の組織・機構の見直しに当たっては、ぜひソフト面を担当する部門を設置してはどうか。

新年度において、市は、日帰り温泉入浴施設の利用者に対する入湯税を導入したいとの意向であるが、増収部分の使途について、どう考えているのか。一般財源の支出を減らすことが目的で、新たな税収を得ようとしているのではないのか。増収部分については、関係事業者に一切還元されず、市の歳入になってしまうのではないのか。関係者の理解を得るのはなかなか難しいと思うが、説明不足と指摘されないように、じゅうぶんな話し合いを尽くすべきではないのか。

市内全中学校の卒業式において、国旗の掲揚・国歌の斉唱が実施されたとのことであるが、現実には国歌を斉唱している生徒はほとんど見受けられず、しかも教師は制服の乱れや私語について注意をしない。この状況には非常に違和感を持つのだが、学校側は生徒に厳粛な儀式についての認識や、その在り方といったものも含めて指導すべきと思うがどうか。

文部科学省が平成16年度からの3年間で実施する地域子ども教室の事業内容については、放課後や週末に地域の大人が指導ボランティアとなり、学校等を整備、活用することで、子どもの居場所を確保し、スポーツや文化などの体験活動を実施するという。市では、国が費用を全額負担する3年間で14校を、その後、全市の小中学校で実施の予定とのことであるが、そのためにこの3年の間にボランティアを育成したいとしているが、ぜひ19年度以降も子どもの安全な居場所の確保に努めてもらいたいと思うがどうか。

放課後児童クラブについて、勤労女性センターの指導員の1時間当たりの単価が1,260円と、学校における指導員に比べ350円も高い。その理由としては、学童保育のほかに未就学児の託児も担当しており、保育士の資格も求められるからとのことである。同じ資格を持つ保育所の保育士の単価は1,100円と、道内他都市に比べて高いと言われているが、それをさらに上回っているのはなぜか。

放課後児童クラブの受入れ時期については、従前は小学校入学式以後であったが、新年度より4月1日となる。就学前の数日間についての条件等は、どのような協議があったのか。保護者からの要望で、受入れ時期を早めたというが、子どもたちの送り迎えなど安全性の確保について懸念されているが、今後、どのように対処するのか。本来であれば、市と学校現場、保護者との間でのじゅうぶんな話し合いを重ねて条件整備をすべきではないのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第53号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第23号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第30号及び第49号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

議案第35号、第36号、所管事項の調査につきましては、全会一致により、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

○**8番（菊地葉子議員）** 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第30号、第49号は否決、議案第53号は可決、陳情第23号は採択の討論をいたします。

議案第30号は、公益法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例案です。

そもそもこの条例案の基になりました公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が法制化されるに至った背景には、数々の裁判事例で、第三セクター等への自治体職員の派遣が、地方公務員法第35条に規定する職務専念義務に違反するとの指摘を受けたことにあります。これらの判決の趣旨を尊重するというなら、派遣そのものを見直す、あるいは派遣の要件を派遣先の業務が地方公共団体の業務と同一視できる場合などに限定すべきでありました。ところが、法律では、派遣先の対象団体が、「その業務の全部又は一部が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有する団体」というように抽象的な条文になっています。この法律によって、新たな営利法人への職員派遣が拡大されることになりかねません。

今日、自治体でもリストラが広がり、業務の委託やPFI推進法に基づく営利法人等の設立が広がると、この法案を活用した職員派遣がいっそう広がる可能性があります。本来、地方公務員は、自治体の業務に従事するために雇用されたもので、開発型セクターや営利法人の業務従事が広がりがねない条例には反対するものです。

議案第49号は、小樽市生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案です。

生涯学習プラザの設置目的を遂行するためにも、館長等責任ある職員の配置を条例で明記することを求めるものです。

議案第53号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。

今年の3月1日は、アメリカによるビキニ水爆実験で多くの漁船や太平洋諸島島民が被災してから、50周年に当たりました。太平洋のマーシャル諸島ビキニ環礁でのアメリカによる巨大な水爆実験・キャッスル作戦により、日本のマグロ漁船第5福竜丸の乗組員やマーシャル諸島の住民が犠牲となり、その後、現在に至るまで苦難の生活を強いられています。この水爆実験で被爆した第5福竜丸の乗組員、久保山愛吉さんは、「原水爆の被害者は私を最後にしてほしい」と言い残し亡くなりました。21世紀を迎えた今、これ以上の被害を生まないために、国際的な核廃絶の声の広がりとしっかりと歩調を合わせようではありませんか。

大義なく、イラク戦争でも、アメリカ軍により劣化ウラン弾が投下されています。放射能汚染をこれ以上広げることは許されません、核兵器が搭載されたり、搭載の疑いのある艦船が小樽港を利用することをきっぱりと拒否する、この運動が核兵器廃絶への大きな一歩につながることを訴えます。

陳情第23号は、小樽市幼児ことばの教室の稲穂小学校併設存続方についてです。

継続審査となった以降も、798人の賛同署名人が増えているように、多くの市民にとっては切実な願意であり、採択を主張し、議員の皆さんの賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（中畑恒雄）** 5番、森井秀明議員。

（5番 森井秀明議員登壇）（拍手）

○**5番（森井秀明議員）** 市民クラブを代表し、陳情第23号の採択の討論を行います。

幼児ことばの教室についてですが、保護者の強い希望から、今までどおりの運営をしていくべきだと主張します。

全国でもまれと言われるほど整った施設で、視察に訪れる教育や福祉関係者の方々からも評価の高い施設

かと思います。また、職員の方々の熱心な指導で、保護者たちからもたいへん評判のよい施設であり、小樽市としても他都市に自慢のできる独自性のある施設だと思います。

もちろん子ども発達支援センターの新設についても、これから子どもたちの生活に安心感を与えることであり、市長がおっしゃる「子どもを産みやすく、育てやすい環境を整えていく」、たいへん評価すべき政策だと思います。

しかし、このセンターの新設により、現在、幼児ことばの教室に通う子どもや保護者にとって、同センターから現在の施設へ職員が出向くという消極的な形となり、不安感を高めさせる原因となるならば、たいへん残念であります。特に複数の障害ある子どもたちを第一と考えてつくられる子ども発達支援センターでは、一つの障害がある子どもたちが行きづらくなる可能性もあり、今まで築き上げた言語障害という一つの障害に対する教育が衰退していくおそれもあると危ぐします。

複数の障害のある子どもも、一つの障害ある子どもも、たいへんデリケートであり、一くくりに囲えるものではなく、それぞれで考えていかなければならないと我々は考えます。それだけ障害のある子どもたちへの政策は、深く配慮すべきであり、かつ率先して行わなければならない分野であると思います。

よって、現状を保ち、さらに前向きな運営へ視点を置くことが妥当だと思います。ぜひ皆さんのよりいっそうの理解を期待し、陳情第23号の採択の討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第53号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決と決しました。

次に、陳情第23号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第30号及び第49号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 32番、佐藤利幸議員。

(3 2 番 佐藤利幸議員登壇)(拍手)

○32番(佐藤利幸議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

潮まつりは、本市の夏の一大イベントであるが、次世代を担う子どもたちに対して、歴史や文化を継承していくための絶好の機会ととらえることができるのではないかと。この祭りを活性化していくためにも、市としては、若い世代の方々が数多く参加できるよう実行委員会などへ提言していくべきと思うがどうか。

市は、従前から広域観光の発展に向けた取組を行ってきているが、例えば赤井川村での農業体験や積丹半島周遊などと、本市における宿泊滞在との連携は検討できないものか。今後の観光施策の展開においては、大胆な発想も取り入れる中で、積極的に取り組むべきと思うがどうか。

インターネットなどの媒体を介し、地場産品の販路拡大や観光についての情報発信が重要であることは言うまでもないが、地域経済活性化会議等においても、そのような議論がなされているのか。今後は、さらに雇用創出誘導に結びつける意欲を持って、市が関与するホームページなどの充実に努めるべきと思うがどうか。

改正ソーラス条約による港湾保安対策として、現在、市は、第3号ふ頭基部でのフェンス、ゲート設置を考えているというが、保税地域に指定されていることから、本来、税関が対応すべきものではないか。

また、今回の施設設備が今後のまちづくりに多大な影響を及ぼしかねないことから、細心の注意を払って取り組むべきと思うがどうか。

また、ゲートでの手荷物検査等が行われるとなれば、現在予定されている豪華客船などの寄港にも影響を及ぼすおそれがあるのではないかと。

国際条約に基づくテロ対策である以上、外界との遮断が前提となり、イベントの開催などの都合によって、容易に開閉可能なものにはならないのではないかと。

市としては、こうしたことをじゅうぶん認識した上で今後の作業に当たるべきと思うがどうか。

ロシアや北朝鮮から相当数の外航船が入港している現状にかんがみ、ゲート閉鎖の常態化が予想される。観光が重要な基幹産業となっている本市の実情を訴え、柔軟な運用が可能となるよう国とじゅうぶん協議していくべきと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の2月13日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港管理組合の平成15年度一般会計補正予算案、平成16年度一般会計予算案について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第50号につきましては可決と、賛成多数により決定いたしました。

次に、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(2 1 番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○**21番（古沢勝則議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第50号は否決の討論を行います。

議案第50号公の施設の指定管理者の選定については、小樽市鯉御殿において、株式会社小樽水族館公社を指定管理者に指定するものであります。

ご存じのように、昨年の第4回定例会では、小樽市鯉御殿条例の一部が改正されました。明治26年建築、日本海沿岸のニシン漁の歴史を今に伝える貴重な建築物文化財であり、昭和35年、北海道において有形文化財として指定されたのが鯉御殿であります。以来、その保存に当たっては、指定した北海道はもとより、小樽市においても、適切かつ周到な注意をもって努めなければならないとされていたものであります。ところが、前定例会の議論でも明らかにされたように、昭和33年に泊村から現在地に移築、それ以降、この鯉御殿はレクリエーション休憩施設、観光施設の役割を主たる目的として維持管理されてきました。

小樽市内には、歴史のまちにふさわしく、国・道指定の有形・無形文化財、市指定の文化財など、数多くの文化財が残されています。これらはいずれも、我が国の、そして北海道の、小樽市の歴史や文化を正しく理解するために欠かすことのできない財産であり、したがって、これを適切に保存しつつ、次の世代に責任を持って引き継いでいく、その責任と義務を負っているものであります。

さて、本件議案をどのように考えるか。二つの立場が問われていると思います。その一つは、前定例会での小樽市鯉御殿条例の一部改正を受け、今回、市長が提案しているように、鯉御殿の管理を株式会社小樽水族館公社に移すという、地方自治法第244条の2第3項の立場であります。もう一つは、文化財保護法第1条あるいは第3条などの立場、つまり文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資する、世界文化の進歩に貢献する、この立場であり、また、文化財が我が国の歴史・文化などの正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであることを認識、その保存が適切に行われるよう周到の注意をもって、この法律の趣旨の徹底に努めなければならない、こうした立場であります。

道指定の文化財であり、市民の宝である鯉御殿は、唯一他の市内にある文化財とは別に経済部所管観光施設として、維持・管理の対象施設とされてきましたが、その上、今度は、その維持管理からも市が撤退するというのであります。貴重な文化財に対して法が求めている責任とは何か。市民が望む方向とは何か。何よりも、自治体が負うべき責任とは何か。

議案第50号に接近する上で、議員各位には、この二つの立場が、今、問われています。我が党は、当然であります。指定管理者を指定しようとする、この立場にはくみしないことを申し上げ、委員長報告への反対討論といたします。（拍手）

○**議長（中畑恒雄）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第50号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○**議長（中畑恒雄）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

ふれあいバスの一部負担導入に当たり、生活保護受給者は通院のバス料金が支給される一方、生活保護を受けずに努力している低所得者は自己負担となるなど、公平性に欠けるのではないかと。

また、低所得者への配慮がないことについては、一部負担導入に賛成の市民からも批判されている。市は、比較的生活に余裕がある高齢者にバスの返上を呼びかけて、その分を低所得者の負担軽減に充てるなど、バス事業者の主張を盾に市みずからの責任をあいまいにすることなく、独自の判断で実現可能な方策を検討すべきと思うがどうか。

ふれあいバスの一部負担は、1乗車につき100円とするとのことであるが、根拠をもって金額を決定しているのか。また、バス事業者との協定では、プリペイドカードや回数券による支払が認められないというが、他の制度では使用できることから不公平感がある。100円負担を了解したとしても、支払方法まで限定されることは問題であり、もっと利用者の立場に立った支払方法を検討すべきではないかと。

今回、決定する一部負担導入は永続的なものではなく、さらなる負担増につながるおそれはないかと。

廃棄物減量等推進審議会の答申では、家庭ごみの有料化に係る費用負担の方法は従量制とすべきとのことであるが、一定量までは無料、それ以上は有料とする方法も考えられる。こうすることにより、ごみの減量に努力する人や低所得者に一定の配慮が可能となるのではないかと。

また、有料化に伴い収集サービスの充実を図るとのことであるが、市民負担を少なくするため、可能な限り経費を抑えた方策を検討すべきと思うがどうか。

家庭から出る燃えないごみの大部分はプラスチック類であり、これを資源物として回収することでごみの減量が期待されることから、有料化にあわせ、ぜひ進めてもらいたいと思うがどうか。

広域連合が建設する焼却場について、施設概要や事業費なども含め、よくわからないとの声を耳にするが、市はどのように周知しているのか。これら周知は重要なものであり、また、家庭ごみ収集の有料化についても、広報おたるでこれらの特集をはじめ、じゅうぶんな情報提供と意見集約の方法について、今から検討すべきと思うがどうか。

廃棄物処理場の管理委託料は、随意契約から公募型競争入札にした結果、同一業者であっても契約額が格段に下がったという。市が行う他の随意契約についても、市財政再建のため見直すべきではないかと。また、市の発注工事の予定価格に対する落札率は高く、これに手をつけなければ市の財政再建はありえないのではないかと。

広域連合が建設する廃棄物中間処理施設は、事業費が多額に上り、仮にどこかで調整がなされて高い落札率となれば、市民負担は大きくなる。弱者に負担を強いるときであり、業界の苦しい事情も理解できるが、適正な価格で競争してもらわなければ、市民はどうも納得できないと思うがどうか。などです。

なお、閉会中の2月4日に開催されました当委員会におきましては、平成16年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会への提出予定議案等について報告がなされ、質疑が交わされました。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第12号、第25号、第28号、第32号及び第33号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第39号、第41号、第42及び第44号、請願第3号、陳情第7号、第36号及び第37号につきましては、議案は可決と、陳情・請願は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

また、3月19日に当委員会を開催し、去る3月17日開催の当委員会における理事者の答弁の一部訂正が行われましたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、議案第39号は否決、請願・陳情はいずれも願意妥当、採択を主張する討論を行います。

議案第39号については、現在、市が運営している知的障害児通園施設さくら学園の管理者を、平成13年度に改正された地方自治法に基づく指定管理者に行わせるため、条例を新たに提案し、現行の小樽市児童福祉条例から、さくら学園に関する条項を削除するものです。

この条例が可決されれば、第2回定例会でさくら学園を委託する事業者をだれにするかの条例改正案が提案される予定です。今、なぜさくら学園を民間に委託するのか納得がいきません。民間に委託すれば、バリエーション豊かな運営ができることですが、市の運営でもできることで、理由にはなりません。

また、理事者は、通園の障害児が少ないことも民間委託の理由にしています。ところが、ここ数年、保健所から、さくら学園への障害児の紹介がありません。それまでは年間5人ほど紹介されていた。これは早くから民間委託を行うために、保健所からの紹介を閉ざし、民間委託する理由づくりを行っていたとしか考えられません。組合と民間委託の合意ができ、3月議会への条例案が2月27日に提案されてから、急に保健所からの障害児の紹介が始まっています。

現在、さくら学園への保護者からの要望は、資格を持っている職員の増員であることを理事者も認めています。これにこたえようもしないでの民間委託です。

また、民間委託に当たって一番懸念されることは、通園障害児と職員との人的つながりです。このことを指摘されると、4月から委託予定の事業者の職員を、研修派遣の名の下にさくら学園に勤務させ、現行の職員と一緒に障害児の保育を行い、人的つながりをつけてなれていただくとの答弁です。いきなり、ある日を境に保育士などが全員かわってしまうよりは当然のこととしていいわけですが、第2回定例会で指定管理者を議会で決めることになっているのに、それを待たず、4月から委託予定事業者の職員を派遣という名でさくら学園に勤務させることは、とうてい認められることではありません。委員会終了後のこの我が党の指摘に、理事者は間違いを認め、委員会での答弁の訂正となりました。これこそ議会審議権を侵害する典型です。この処理をめぐって本会議が大幅に遅れることになったのは、まことに遺憾であり、今後このよう

なことのないように強く指摘しておきます。

次に、請願第3号は、家庭ごみ収集の現行どおりの無料継続方等についてです。

請願事項には、資源ごみの収集回数を増やすなど、分別収集の徹底も付記されています。小樽市は、平成12年4月から透明度の高い袋を採用し、同年4月から資源物の分別収集を始めたことで、家庭ごみは平成14年には7,000トンも減量になっています。資源ごみは月2回の収集でも、286トンから849トンに急増していますが、徹底した分別で、さらにごみの減量化が図られます。この点では、常任委員会で報告された小樽市廃棄物減量等推進審議会の答申と同意見です。家庭ごみ有料化でごみ減量が推進されると有料化の理由にしていますが、3月初め環境省が発表した一般廃棄物の2001年度の全国総排出量では、前年度より多少減っていますが、10年前に比べると200万トン、4パーセントも増えており、ごみが減ったなどとはとても言えない状態です。

有料化した自治体では、実施前にはかけ込みでごみ量が大幅に増え、その後数年は減る傾向が続きます。ところが、伊達市をはじめ、ごみ量は元に戻り、増えている例がかなりあります。

また、ごみ有料化で、ごみ減量の意識や努力が鈍る傾向が生まれていること。隣町にごみを捨てたり、不法投棄が増加するといった住民のモラルハザードを招いていること。また、地方自治法では、手数料は住民票のように特定のサービスに対してのみ徴収できるもので、家庭ごみ収集手数料はその趣旨に反するという指摘もあります。このように、真のごみ問題の解決になるどころか、障害になっている例が後を絶ちません。市民と行政が一体で分別収集に取り組み、富良野市のように無料でごみ減量を推進することが、自治体としての重要な施策であるのではないのでしょうか。

次に、陳情第36号各種医療助成制度の医療助成削減反对方についてです。

65歳から69歳までの低所得者を対象とした老人医療助成、重度障害者、母子家庭、乳幼児の医療助成制度は、北海道の制度の見直し状況を見極め、第2回定例会に提案するとしています。道の基本方針は、老人医療助成は毎年対象年齢を引き上げ、平成20年には廃止、ほかの三つの制度には課税世帯対象に1割負担を導入するもので、福祉の大幅な後退です。

現在、老人医療助成は、道老で1,400人、市老で115人が受給しています。市老の廃止で、医療費は3割自己負担となり、たいへん重いものになります。介護保険料の大幅引上げ、年金の改悪などで生活はひっ迫しているのに、3割負担は受診抑制を起し、命を縮める結果になりかねない、情け容赦のないやり方はやめるべきです。

予算特別委員会に先立ち市民の意見陳述が行われた際、この陳情の提出者である中島麗子さんは、大腸がんのAさんのことを話されていましたが、また、3割負担になり通院できなくなることを心配しておられました。

市として、北海道に対しては制度の継続を要求し、制度維持の努力をすべきです。乳幼児医療助成は、道は就学前まで拡大します。子育て真っ最中のお母さんたちの強い要望運動で実ったものですが、1割負担が導入されます。小樽市は、さらに初診料の助成をやめるとしていますが、道の年齢拡大に伴っていく財源で引き続き無料で受診できるよう、子育て支援をすべきです。子どもの命を守り、小樽市の少子化、子育て世帯の人口流出に歯止めをかける上で、これまでどおり市の助成を続け、北海道に対しては1割負担をやめるように働きかけるべきです。

母子家庭医療助成は、父子家庭にも拡大し継続することは評価できますが、助成は市民税非課税世帯に限

定され、しかも父母の通院は1割負担です。困難な条件の下でも一生懸命頑張っている母子・父子家庭を支援するためにも、現行どおりの助成を行うべきです。重度障害者は、医療改悪により、人工透析の人は無料から月1万円に、在宅酸素療法の人は無料から月9,500円の負担になり、生涯の負担となるものです。

このような弱い立場の人たちに負担増を強いるのではなく、温かい手を差し伸べるべきではないでしょうか。初診時一部負担金は、わずか75万4,000円です。病気は心身ともに苦しいものです。少しでも助成を続けるよう陳情を採択し、道に対しても、国に対しても、制度の改悪は認めず、元に戻すよう議会としても力を尽くそうではありませんか。

次に、陳情第37号国民健康保険料の値上げ反対方についてです。

小泉内閣の医療改悪により、前期高齢者が増加し、医療費の負担増で財政運営は厳しくなることから、保険料を引き上げる計画です。

14年度の小樽市の国保料未納状況は、所得の低い世帯に集中しており、厳しい経済情勢の下で、払いたくても払えないという実態があります。全国的に見ても、消費税増税などの9兆円負担増で今日の不況のきっかけをつくった1997年当時に比べても、滞納は100万世帯以上増え、深刻な空洞化が進行しています。この原因は、1984年の国保法改悪を皮切りに次々と国庫負担を引き下げ、2000年度で1兆3,600億円も削減したことが最大の要因です。14年度の市の国保料は1人当たり8万2,310円で、昭和59年、1984年当時は5万8,896円で、約1.4倍にもなっています。国保料の引上げは、滞納世帯、ひいては資格証発行に拍車をかけ、市民の命と健康を脅かすことになります。国保制度の社会保障及び国民保険の向上に寄与するという本来の機能を取り戻させるために、国庫支出金を現在の34.9パーセントから1984年当時の49.8パーセントへ、順次戻させることが急務です。市長も、毎年、全国市長会を通して国保関係予算増額を要求していますから、議会としてもバックアップして国に要求し、小樽市の国保財政を改善し、市民負担をかけないようにすべきではないでしょうか。

その他継続中の案件は、これまで述べてきたとおりです。

全会派の皆さんの賛成をお願いして、討論を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第33号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第12号、第25号、第28号及び第32号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第39号、請願第3号並びに陳情第7号、第36号及び第37号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 13番、前田清貴議員。

（13番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○13番（前田清貴議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

小樽市では、平成7年度にボランティア活動として、堤防の草刈りや清掃などを行っている地域住民などが、河川敷の植栽や花壇などの環境整備に使う目的で、ラブリバー資金基金を設立しているが、現在まで活用されていないのが実態である。

一方、勝納川は、平成2年に国のラブリバー河川に認定され、整備が進められていることから、市でも緑化推進に当たり、この基金を活用してはどうか。

市民要望が多い臨時市道整備事業の対象路線を選定するに当たっては、交通量や学校などの公共施設の有無など、さまざまな条件を考慮し、検討しているとのことである。財政状況が非常に厳しい中で、例えば上下水道の布設工事に合わせて道路整備を行うなど、今後は、よりいっそう効率的に事業を推進する必要があるのではないか。

また、地域要望にこたえるためにも、市道の老朽度や整備の緊急性、事業効果などに配慮しつつ、公平で適切な新規路線の選定に努めるべきではないか。

小樽公園の再整備の進め方について検討するため、市民の意見・要望を集約し、今後の方向性を見極める必要があることから、本年5月に第1回目の市民懇談会を開催するとのことである。公園全体の再整備の実施に当たっては、この市民懇談会での意見、要望をできる限り反映させ、こどもの国の運営の在り方や路上駐車、駐車場不足などの諸問題の解消に努めるべきではないか。

市道長橋小学校通線の「むつみトンネル」に設置されている市道長橋小学校上通線とを結ぶ歩行者専用通路の階段の上部は、防雪フードがないもののロードヒーティングがされているため、通行に支障はないが、一方で下部にはフードしかないため、冬期間は風雪が吹き込み凍結し、極めて危険な状態にある。現在の厳しい財政状況下では、ロードヒーティングを延長することは困難とは思いますが、例えば風雪が吹き込まないように、フードの入り口にドアを設置するなど、冬期間の安全確保に向けて、何らかの対策を講じるべきではないか。

公共事業の工事施工業者の選定における下請負人選定通知書によると、市外の業者がかなりの割合を占めている現状にある。下請業者の選定や資材調達を行う場合、地元の安定的雇用、就労促進の意味からも、優先的に市内業者に請け負わせるよう、例えば過去の受注実績統計をとるなどして、今後の元請業者に対する指導に生かしていくべきではないか。

また、市が元請業者に工事代金を前払いする場合、現在は500万円以上の工事が対象だが、今後は中小企業保護の観点から、500万円以下の工事の前払も可能にするよう制度を拡大すべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第47号、陳情第1号、第3号ないし第6号、第8号ないし第11号、第14号、第21号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により、議案は可決と、陳情は継続審査と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第47号は否決、継続審査中の陳情はすべて願意は妥当、採択を求める討論をします。

議案第47号は、公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでありますが、雇用保険法の改悪により、企業職員の退職手当、日数、金額が改悪されるものであり、反対します。

陳情11件のうち、除排雪に関するもの1件、残りは道路に関するものです。

ロードヒーティング敷設は、市道潮栄線、市道潮見台川沿線、市道清風ヶ丘本通線、市道桜2号線の4件、歩道整備は市道オタモイ通線及び幸大通線の一部と銭函小学校通学路に対してのもの2件、道路築造新設、幅員確保など整備に関するもの2件、市道認定は幸2丁目6番、7番付近と、長橋2丁目19番、21番付近の道路の2件となっています。ロードヒーティングに関しては、市財政が苦しいから新設は無理としています。陳情の道路こう配は、12パーセントから19パーセントの急坂で、たいへん危険です。住民にとっては切実な要望です。長い冬の季節を快適に安心して過ごしたいという住民の願いにこたえ、優先順位を決め、順次、敷設をしていくべきだと考えます。

小樽市は、21世紀プランに沿って市政を執行する以上、「うるおい 生活・快適プラン」で「幹線市道や生活関連道路は、市民の暮らしを支える一方、災害時の避難路としての役割を果たしていることから、拡幅や線形改良などの整備を進めること」とうたっています。切実な市民の願いにこたえるべきだと思います。

以上、皆さんの賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第9号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号、第6号、第8号及び第14号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第47号、陳情第1号、第3号、第5号、第10号、第11号及び第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、理事者からの発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 助役。

○助役（鈴木忠昭） 今定例会におきまして、放課後児童クラブの有料化やふれあいバスへの一部負担の導入、さくら学園への指定管理者制度の導入に関する理事者側の対応等について指摘があり、また、委員会答弁におきまして不手際がありました。これらの手続を進めるに当たりましては、議会への対応を慎重に行うことが必要でありますので、今後は、これらのことにじゅうぶん注意をしながら対応してまいります。

○議長（中畑恒雄） 日程第2「議案第55号」を議題といたします。

議案第55号につきましては、提案理由の説明等を省略し、直ちに採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 8時13分

再開 午後10時00分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3「意見書案第1号ないし第14号及び決議案第1号」を一括議題といたします。

意見書案第9号ないし第14号につきましては、提案説明を省略し、意見書案第1号ないし第8号並びに決議案第1号について、順次、提出者からの提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 提出者を代表して、意見書案第1号、第2号、第5号、第8号並びに決議案第1号について、提案の趣旨を説明いたします。

まず、意見書案第1号政党助成制度の廃止を求める意見書であります。

政治とお金の問題に決着をつけたい。国民の強い願いの下に、政治改革が大きなテーマとなったのが1994年、10年前のことでありました。翌年、政党助成制度ができ、税金から政党交付金が交付される。その一方、これでようやく国会議員とお金の問題が解決される。大企業や労働組合など団体からの献金も禁止される。多くの国民が、このように期待したはずであります。

ところが、相も変わらず族議員に象徴されるように、既得権益にしがみつく国会議員、汚職事件に関与する議員が後を絶ちません。この間、国民の税金から政党に交付された公金は、実に2,700億円であります。その上、今度は財界主導で企業献金の再開であります。長く続く不況の中、リストラ、失業、倒産など厳しい経済環境に耐え、必死に頑張っている国民にとっては、とうてい認められるものではありません。政党交付金は直ちに廃止し、その財源は国民生活に役立つ施策に回すよう求めるものであります。上野議員の前ではありますが、国民からすれば、仏の顔も三度であります。

意見書案第2号は、道単独医療費助成制度の拡充を求める意見書であります。

道の新年度予算案では、道単独の医療費助成8億円、大幅削減であります。母子家庭の対象が父子家庭にも拡大する、あるいは乳幼児の対象年齢を就学前まで引き上げるなど、一部道民の願いを取り入れた見直しも含まれるとはいえ、重度心身障害者、母子家庭、乳幼児、老人の4事業で、10月から現行の初診料一部負担にかえ、窓口1割負担を導入しようとしています。

このままの見直しが実施されると、例えば重度障害者医療費無料化制度の適用を受けている人工透析患者の場合、今の無料から月1万円を限度とする負担になり、在宅酸素療法患者の場合では、無料が月9,500円の負担になってしまいます。しかも、この負担は、今日から、これから、一生続くものであります。

また、老人事業の場合は、65歳から69歳までの高齢者について毎年1歳ずつ段階的に引き上げ、4年後には廃止であります。

これでは、「現行の1割負担に比べて、一気に3倍にも負担が引き上げられてしまう。安心して病院にかかれない。健康も命もお金で買うものだ」、こうした声がわき上がってくるのも当然ではないでしょうか。

道民、市民にとって、いつでも、だれでも、安心して医療を受けることができる。何よりも、そのためにこそ税金を、予算を使ってほしい。この助成事業の拡充こそ求められているのではないのでしょうか。

意見書案第5号有事法制関連7法案に反対する意見書であります。

政府は、今月9日午前の閣議決定、同日夕方、日米物品役務相互提供協定などの3条約協定とあわせて有事法制関連7法案を国会に提出しました。法案の内容は、政府が説明する国民の保護どころか、昨年強行した有事法制のいっそうの具体化であります。世界とアジアの情勢、日本の進路、国民の権利や暮らしに深刻な影響を及ぼすものとなっています。

例えば国民保護法案であります。国の措置に対する国民の協力では、「自発的な意思にゆだねられる」とありますが、しかし、物資の保管命令や道路の通行制限に反しただけでも3か月以下の懲役であります。放送、医療機関などの指定公共機関は言うまでもなく、地方自治体も政府の統制下に置かれる。戦争反対のデモや集会も、それは官房長官ではありませんが、「公共の福祉に反しない限りだ」と制限を加えようとするものであります。

なぜこんな戦争立法を、今、急ぐのか。いったいどんな戦争の危険が迫っているのか。この問題を解くかぎは、アメリカが始める先制攻撃型戦争への日本の参戦にあります。

既に政府は、海外に派兵された自衛隊への攻撃も我が国への攻撃とみなし、有事法制が発動されることを認めています。つまり今度の有事法制関連7法案は、港湾、空港、道路、電波などが排他的に米軍の戦争に使われるとともに、こうした場合に国民を強制的にこの戦争に動員していく、そのための備えにほかなりません。

アメリカのイラク戦争が国連憲章や国際法に反する無法な戦争であることを、今は世界じゅうの人々が知っています。だからこそ、史上空前、地球規模での反対運動が起こり、だからこそ、世界の圧倒的多数の政府が、この戦争に反対しているのであります。

日本をそのような戦争をする国にしたくない。ましてや、そのような戦争のために国民の自由と権利を奪う国にしてはなりません。

意見書案第8号、地方財政計画、地方交付税等の見直しを求めるものであります。

小泉内閣は、2004年度予算編成に向けて三位一体改革を具体化しました。交付税・補助金の削減、税源の移譲であります。この下で、今、全国の地方自治体から新年度の予算が組めないという悲鳴が上がっています。全国的には、国庫補助金1兆円以上、臨時財政対策債を含めた地方交付税が2兆8,000億円以上、これに対して地方への税源移譲は、わずかに4,500億円であります。これが小樽市をはじめとして、交付税が歳入の2割から5割を占めると言われている道内の各自治体が甚大な打撃をこうむっていることは、これは議員各位先刻ご承知のとおりであります。

問題は、これが始まったばかりだということであります。小泉内閣にとっては、新年度は三位一体改革の元年であります。2年次になれば、生活保護負担率の引下げなど、いよいよ補助金カットと税源移譲の問題が深化してくることは必至であります。

去る2月24日付け北海道新聞の社説、「このままいけば、道内では第2、第3の小樽市が相次ぐ可能性がある」、このように警鐘を発していますが、それは決して過剰反応ではありません。この結果、この先いったいどうなるか。当市の場合を見るまでもなく、三位一体改革による財源不足の影響が住民の暮らしを直撃することは、火を見るより明らかではないでしょうか。

地方財政法第2条第2項「国は、地方財政の自主的なかつ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」、この立場にこそ、この国の政府に立っていただくよう求める意見書案であります。

さて、最後は、決議案第1号についてであります。

ふれあいパス有料化に関して、生活困窮状態にある高齢者、低所得者である高齢者に対する配慮ある施策を要望する決議であります。

当該事業の利用対象者は、およそ2万7,000人、そのうち例えば最低生活保障水準にある1,200人、つまり対象となる高齢者の4.6パーセント、市民全体から見れば、わずか0.8パーセントの低所得者に対するもの、あるいは市民税非課税世帯に属する1万3,000人、市民全体から見れば、それでも1割に満たない、こうした高齢者に対して配慮のある施策の実施方、これを市長に要望する決議案であります。

本会議代表質問において、私は、79歳のOさんの生活実態を紹介いたしました。「お父さんの世話をするなということだね」。本会議を傍聴されたOさんは、このように肩を落として帰られました。その姿が幾重にも重なってきます。

こうした方々に配慮ある施策、少しの安心を渡してあげることができないのか。今この瞬間、議会こそが、

私たちこそが、その配慮を発揮すべきではないのか。そのことを心から訴え、問いかけたいのであります。

私の提案趣旨説明は、以上であります。(拍手)

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 19番、武井義恵議員。

(19番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○19番(武井義恵議員) 提出者を代表して、意見書案第3号及び第4号について提案理由を申し上げます。

まず、意見書案第3号の基礎年金の国庫負担割合の2分の1の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書についてでございますが、政府は、2004年度、年金改正法案を通常国会に提出いたしました。しかしながら、法案は、前回の改正に引き続き、給付を削減し、保険料を引き上げ、前回の制度改革で約束したはずの基礎年金の国庫負担2分の1への引上げについて、必要な財源2兆7,000億円のうち、現時点で確保したのは、わずか1,890億円です。2009年度まで段階的に実施をしようとしているものの、本格的財源確保は先送りする内容であります。

国民は、こうした改革案に対し、年金不信と老後への不安を募らせています。今次の制度改革の重要な課題は、国民年金の保険料未納者が増加し空洞化が進む中で、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げ、抜本改革の断行により、公的年金制度に対する安心と信頼を確立し、国民皆年金制度を再構築することにあります。

したがって、政府に対して、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への早期引上げと抜本改革の実現を求める趣旨の意見書でありますので、全議員の採択を要望いたしますのであります。

次に、意見書案第4号労災保険制度の国営存続を求める意見書について提案申し上げます。

小泉首相の諮問機関である総合規制改革会議は、昨年12月に第3次答申を示されました。その改革会議の論議は、初めに民営化ありきの独断からスタートし、労災保険制度の本質を議論することなく、また、直接の関係者である労働者や事業主及び被災者とその家族、遺族たちの意見聴取を行っていないことは、まことに遺憾と言わざるをえません。

現在の労災保険制度は、多くの労災犠牲者の上に積み上げられてきた労働者保護のための制度であります。事業主が保険料を納めていなくとも、労働者はだれでも労災に遭遇した場合、治療や休業又はリハビリのための補償を受け、さらに年金制度も備えている制度であります。

しかし、このたびの民営化案は、一つには、保険契約のない事業上の労働者は補償されないおそれがあります。二つには、過労死などの労災認定では、過重労働の実態などを強制的に立入調査することができないばかりか、公正な認定基準をだれが設定するのかが問題となっています。三つ目には、事業主の連帯責任として、企業倒産時などの労働者への未払賃金を立替払をする制度を廃止しようとしているのであります。

したがって、労働者は倒産で失業し、賃金ももらえず、放り出されてしまうなどなど、労働者保護は大幅に後退することが懸念されているのであります。世界の例でも、ニュージーランドでは、民営化した制度を再び国営に戻した実態もあります。

したがって、労災保険の民営化は、労働者の権利を著しく侵害するものであり、認めることができません。孫子の代に至ってから涙を流さないよう、全議員のご賛同をお願いし、私の意見書に対する趣旨説明とさせていただきます。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

○16番(斎藤博行議員) 意見書案第6号について、提出者を代表して提案説明いたします。

2003年12月に閣議決定された2004年度政府予算案は、国庫補助負担金の1兆円削減に対し、税源移譲は6,558億円にとどまるなど、地方分権を推進し、地方の自主性・主体性を確立するための三位一体の改革の初年度としては、極めてふじゅうぶんなものでありました。さらに地方交付税及びこれと実質的に一体のものである臨時財政対策費が、合わせて前年度に比べ11.9パーセントも大幅に削減され、2004年度の自治体の予算編成に深刻な支障を来す事態となっております。

小樽市における財政危機が、職員の賃金削減や市民負担の増加、サービス切下げなどでは、根本的な解決にならない構造的な原因がここにあります。税源移譲がふじゅうぶんなまま、自治体間の財政格差の調整制度である地方交付税の役割を無視し、地方交付税の削減のみが突出して行われることは、国の財政再建の責任を地方財政に転嫁し、福祉や教育、環境など地域公共サービスの低下を招き、住民生活に重大な影響を与えております。また、国が地方に義務づけている膨大な事務が見直されない中で地方交付税を大幅に削減するなど、財政措置はふじゅうぶんであり、地方の実情を踏まえた財源保障を確実に措置するべきであります。

2005年度予算は、6月上旬の経済財政諮問会議で骨太方針が提示され、それを受ける形で2005年度概算予算案編成が行われることになります。

小樽市議会として、より住民に身近なところで政策や税金の使い道を決定し、住民の意向に沿った自治体運営が行われるように、真の三位一体改革の推進を政府に求め、2005年度政府予算編成における地方財政の充実強化を改めて政府に求めていく必要があります。意見書案第6号は、まさに今の小樽市の思いであり、小樽市民の思いでもあります。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いして、提案説明を終わります。(拍手)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○18番(佐々木勝利議員) 意見書案第7号について、提出者を代表して、提案説明いたします。

意見書案第7号は、2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の存続を求めるものです。

地方財政の破たん危機感でいっぱいです。現在、政府は、2006年度に向けた義務教育費国庫負担金の全額一般財源化の検討と、学校事務職員の国庫負担制度からの除外を前倒して進めようとしています。

また、政府は、この6月に骨太方針第4弾の策定を予定しています。この中で、義務教育費国庫負担のさらなる削減や、昨年度、費用転嫁された学校事務職員の適用除外が決定される可能性があります。タイミングとして、今、小樽市議会の意思として、意見書を関係機関へ届けることが、これまで以上に重要となっていると思います。

事務職員、栄養職員は学校に不可欠な職員です。学校予算、情報、渉外などの業務を担う事務職員の役割は増大しています。栄養職員も今日の社会環境の変化の中で、子どもたちへの食教育の充実や栄養指導の必要性が増しており、役割はより重要となっています。

何よりも一般財源化されれば地方財政を大きく圧迫します。現在でも、大幅な歳入不足から、地方財政は

危機的状況にあります。それをさらに増大させることになります。

過去に一度、1950年に義務教育費国庫負担制度が廃止され、地方財政平衡交付金制度になったことがあります。しかし、3年後の1953年に再び国庫負担制度に戻りました。これは各自治体で、国庫負担制度でなければ税源確保がじゅうぶんされず、義務教育の円滑な推進に支障を来したからです。政府は、この教訓に学ばねばと考えます。

今、国庫負担堅持、事務・栄養職員適用堅持を求めて、歴代文部科学大臣が総理に申し入れたり、都道府県及び市町村の教育長協議会、小中学校校長会などの教育関係者が一致して行動しています。

現実に関わりうる問題として次を紹介します。

自治通信の記事。2003年5月16日、官庁速報。次のように指摘されています。「地方分権改革推進会議提案は、ナショナルミニマムが既に達成され、今後の行政水準は地方がそれぞれの財政力に応じて決めるという考え方。例えばA市では、40人学級をやめ60人学級にする。B市は、小中学校1校にだけ子どもは地域から集め寄宿させる。C町では、ごみ収集日月1回、介護保険でのヘルパー派遣も月1回を限度とするというぐあい。財政力が弱い自治体は、こうした運営に移行するか、みずから地方税を増税し、自前で財源を確保せよというメッセージ」。そう記されています。

義務教育費国庫負担制度見直しは、世界の教育重視の政策の流れに逆行するもので、小泉首相の施政方針演説で表明した「米100俵の精神」にも反します。国は、教育への責任を果たすべきです。

今、まさに政府は、三位一体で義務教育費国庫負担制度の見直し廃止を検討しています、情勢を的確にとらえ、これまでも他に先駆けて小樽市議会が義務教育費国庫負担制度堅持の強い意思を表明してきた実績の上に立って望む方向と逆行している義務教育費国庫負担法の改定には、反対の意思を明確に表明する必要があります。今、緊急に求められていると思います。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いし、提案説明を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより意見書案第1号ないし第8号及び決議案第1号について、一括討論に入ります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 17番、山口保護員。

(17番 山口保護員登壇)(拍手)

○17番(山口 保護員) 夜も更けてまいりまして、ご高齢の議員もいらっしゃいますし、手短に、しかし、しっかりと討論を行いたいと思います。

まず、意見書案第3号、第4号、第6号及び第7号について、一括して賛成の討論を行います。

まず、意見書案第3号は、公的年金制度に対する国民の信頼の持てる制度を確立するため、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に早急に引き上げることを求めるものであります。

今、年金制度の空洞化が進み、国民は将来に大きな不安を感じています。これまで年金制度は、見直しのたびに給付削減と保険料アップが繰り返されてきました。その結果、制度への不信が増大し、保険料未納者が増え続けています。こうした制度の空洞化は、将来、年金を受給できない無年金者や低年金者を増大させ、大きな社会不安を生み出しかねません。

また、産業構造の変化や就業形態も変化する中、公的年金制度の改革は、小手先の見直しを繰り返すのではなく、国民皆年金制度の再構築が不可欠であります。基礎年金等の抜本改革を強く求めるものであります。

次に、意見書案第4号は、労災保険制度を国の責任において、引き続き、維持、存続を求めるものであります。

経済のグローバルズムが進む中、企業はコスト削減、合理化を迫られ、効率を求める余り、安全にかかるコストが軽視され続けています。平成14年度、北海道における労働災害発生件数は、実に7,691件、1日平均21件に上っています。また、労災死亡者数は136人と、全国最悪の状況が続いています。

こうした中、国の総合規制改革会議は、労災保険制度の民営化に向けた具体的な検討を行っております。仮に民営化されれば、労災補償の実効性、また、認定基準の公正性など、どのように担保されるのか疑問であります。また、企業倒産時の労働者への未払賃金の立替払制度の廃止をも検討されており、これまで築き上げられてきた労働者保護のための制度を根底から突き崩すものにほかなりません。

勤労者の健康で安全な生活を保障するために、本制度を維持し、国の責任において引き続き存続されるよう強く求めるものであります。

次に、意見書案第6号は、地方財政の充実強化を求めるものであります。

2004年度の国の予算における大幅な交付税削減は、地方自治体の予算編成に大きく支障を来す事態となっています。臨時財政対策債とあわせ、地方交付税交付金は、実に約2.9兆円、約12パーセントもの削減は、あまりにも大幅な削減であり、地域住民への公共サービスの縮小や各種の行政改革、職員の人数減や給与のカットなど、必死の思いで財政再建に取り組んでいる本市をはじめ、各地方自治体の努力は水泡に帰さんとしているありさまであります。

国の三位一体改革は、税財源の地方への移譲や、また、地方の自立と自主を担保する権限の移譲が本旨であったはずであります。国の財政運営の失敗のツケを一方的に地方に押しつけられるのは理不尽であります。2005年度予算については、地方財政計画を見直し、地方交付税等の増額を国に対して強く求めるものであります。

最後に、意見書案第7号は、2005年度国の予算編成における義務教育費国庫負担法の存続を求め、義務教育費の国庫負担制度の堅持を求めるものであります。

この制度が廃止されれば、ただでさえ財政運営に苦しんでいる地方自治体は、義務教育費の確保が困難となり、教育水準の低下や教育の地域間の格差をも生じさせる、そういう事態となりかねません。

そもそも教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められたものであり、すべての国民にひとしく保障された権利であります。これを担保することは、国の重要な責務と考えるものであります。

以上、意見書案第3号及び第4号、第6号、第7号について私の賛成討論といたします。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

○8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表し、意見書案第1号、第2号、第5号、第8号及び決議案第1号についての賛成討論をします。

意見書案第1号は、政党助成制度の廃止を求めるものです。

政党助成法は、金権腐敗政治の一掃をという国民世論を逆手にとって、「政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与する」と、格調高く、1994年、小選挙区制とともに導入されたものです。

共産党は申請しておりませんが、この制度に基づいて交付金受取を申請した政党に配分された金額は、2003年の総額で317億円に上ります。政治とお金の関係では、国民の期待がことごとく裏切られ、交付金を申請して受け取っている政党について見ますと、事業収入でその財政を賄い、個人献金意欲を喚起するという財政的自助努力を減退させただけではないかとの指摘もあるところです。

2002年には、税金による政党助成は、思想・信条の自由を侵す憲法違反として、損害賠償を求め、東京地裁への提訴という動きも出ています。

厳しい経済環境に耐えて頑張っている国民にとっても認められるものではないばかりか、予算編成で悪戦苦闘している地方自治体にこそ、政党助成制度を廃止して、その予算を回していただきたいと思うものです。

意見書案第2号は、道単独医療助成制度の拡充を求めるものです。

道の医療費助成、4事業予算削減に反対し、その拡充を求めて、先月27日、障害を持った人たちが車いすに乗って道庁に詰めかけました。酸素吸入器をつけた人も、呼吸が苦しく、出ない声を振り絞り、「命削るに等しい改悪」「医師の指示に従い一生医療を受けなければならない私たちにとって、補助カットは、生きる希望を失うもの」と訴えました。

長引く不況、増税や社会保障の国民負担が増やされる中で、道民だれもが安心して医療を受けられるために、この助成の拡充こそが求められます。

意見書案第5号、有事関連7法案に反対するものです。

提案説明にもありましたように、国民や民間企業を戦争に強制動員するしくみが具体化され、その中身は、まさに憲法じゅうりんの恐るべき内容です。法案によれば、相手国が予備役の兵士を召集したり、陣地を構築する段階、いわゆる武力攻撃予測事態というだけで、米軍への弾薬の提供、空港や港湾の排他的使用をはじめ、米軍に対する無制限な支援が開始されることになります。

今回の有事関連法案の真のねらいが、イラクへの侵略戦争と同じように、相手国の脅威を理由に、一方的に攻撃を加えるというアメリカの先制攻撃への協力の強化であり、日本がこのような無法な戦争に全面的に参戦することにほかなりません。世界とアジアの平和のルールに逆らうような、このような暴挙を許すわけにはいきません。

意見書案第8号、地方財政計画、地方交付税等の見直しを求めるものです。

昨年6月の経済財政諮問会議での、3年間で約4兆円の国庫補助負担金の削減を行う税源移譲は基幹税を基本に行うなど、いわゆる骨太方針第3弾の方針です。

総選挙後の11月、小泉首相が「来年度予算で国庫補助金を1兆円削減する」「税源移譲も行う」と発言したことから、三位一体改革は地方団体をも巻き込んで、それぞれの自治体の予算編成最大の焦点となりました。実際ふたをあけてみると、提案説明にもありましたように、国庫補助金、交付税は大きく削減、見合った税源移譲は行われないという、市長も、恐らくは財政部長も思わず真っ青になるという中身のものでした。

北海道新聞に「大なた」「焼け石に水」と報道されましたように、7年ぶりに参考人意見陳述も行われるなど、市民生活に大きな影響を及ぼす予算編成の自助努力が全く報われない国の施策です。

意見書案にありますように、地方の声によく耳を傾けていただきたい、このことを強く訴えるものです。

最後に、決議案第1号について意見を述べます。

ふれあいバス事業実施に当たり、当時の新谷市長は、「生きがい健康対策といたしまして、これまで懸案でありましたふれあいバス事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加を支援してまいります」と述べました。

その理念のとおり、小樽市の高齢者は、70歳になるのを半ば楽しみにしながら生活をしてきたわけです。提案説明の中で触れられた〇さんの例にしても、毎日の奥さんの看護が何よりの生きがいになっているはずで

す。

繰り返し述べますが、予算に賛成の立場で意見を述べた参考人の方々も、低所得層への配慮と検討を進言しました。

小樽市の2004年度一般会計予算の総額は、およそ680億円、最低生活水準にある1,200人の方を対象に配慮して、かかる費用は2,500万円といえます。月収28万円世帯の家計に例えれば、月102円の予算をそこに充てるだけで〇さんの笑顔が見られるのです。この議会が生きがい対策としてのふれあいバス事業施策の精神を受け継ぐためにも、決議案に賛成いただくよう訴えます。

議員の皆さんの賛同を訴え、討論いたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、決議案第1号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号ないし第6号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第7号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第8号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第41号につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり総務常任委員会に付託の上、閉会中、継続して審査することといたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後10時47分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 菊 地 葉 子

議 員 大 竹 秀 文

○ 諸般の報告

○ 今定例会に提出された意見書案、決議案

○ 平成 1 6 年小樽市議会第 1 回定例会議決結果表

○ 請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- (1) 木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成１５年１１月～１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以　上

政党助成制度の廃止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

1994年の「政治改革」によって、国民の税金を財源とした「政党助成制度」が翌95年から開始されました。95年1月施行の改正、政治資金規正法附則第10条では、法律施行5年後に「寄附の在り方についての見直し」を規定、これは2000年からの企業、団体献金の全面禁止を意味するものと多くの国民は理解してきたところです。

しかし、99年12月改正の政治資金規正法では企業、団体から政党などへの献金は禁止されていません。つまり政党交付金との「二重取り」を続けているものです。また、政党助成制度導入の趣旨は「政治の浄化」であったが、同制度が導入されて約9年が経過した今日においても国会議員とカネの問題、国会議員が関与する汚職事件は後を絶たないという現状です。

同制度が導入されてから毎年300億円を超える公金が交付され、その合計額は9年間で約2,700億円にもなります。

現在、国民や民間企業などは長期の経済不況の上、個人においては給与の大幅減額や失業、企業では規模の縮小や倒産など厳しい経済環境下にあります。

このような社会、経済環境の下で国会も職員歳費1割減や永年勤続議員の特別交通費廃止などに腐心をされています。無論これらも極めて大事なことでありますが、年間300億円を超える政党交付金と比べれば、それらはあまりにも少額であり、「お茶を濁した程度」との批判は免れないものです。

また、医療制度改革での負担増や雇用保険料率の引き上げ等で国民負担はますます大きくなっています。そして「児童扶養手当」の見直しにおける支給額の減額に象徴されるように福祉施策の後退は顕著であると言わざるをえません。

国の財政状況が厳しいというのであれば、国民も一定の我慢はします。しかし、国政を担う政党や国会議員が既得権益にしがみつき「お茶を濁した程度」の改革、痛みでしかないのであれば、国民は唯々諾々と承服できるものではありません。

よって、政府、国会においては「政党交付金」を直ちに廃止し、その財源を経済不況で苦しんでいる国民の生活に役立つ施策への財源とすることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

道単独医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

道は、昨年12月18日に「重度心身障害者」「母子家庭」「乳幼児」「老人」の4事業での「道単独医療費助成制度の見直し」を発表しました。「母子家庭」の対象を父子家庭にも拡大する、「乳幼児」の対象年齢を就学前まで引き上げるなど、道民の願いを取り入れた見直しとともに、「老人」を07年度末で廃止することや、市町村民税非課税世帯と3歳未満を除いて、初めて一部負担（1割）を導入するなど、制度を縮小する内容となっています。

この「見直し」が実施されたなら、65歳から69歳の高齢者の医療費負担は現行（1割負担）から一気に3倍にも引き上げられることとなります。また、日常的に濃厚な医療を必要としている重度の心身障害者が、通院だけでも年間14万円を超える負担を強いられることになり、受診抑制を引き起こすことが危ぐされます。

長引く不況、増税や社会保障にかかわる国民負担が増やされる中でも、道民誰もが安心して医療を受けられるために、道単独医療費助成制度の拡充が求められており、下記の項目について要望いたします。

記

道単独医療費助成制度を拡充するために、

- 1 「老人医療費」制度を存続すること。
- 2 「重度心身障害者」「母子家庭」「乳幼児」医療費の一部負担導入をやめること。
- 3 「重度心身障害者」「母子家庭」「乳幼児」に設けられた、いわゆる「所得制限」を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

基礎年金の国庫負担割合 2 分の 1 の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	斎藤博行
	同	武井義恵
	同	北野義紀

公的年金制度は、国民が老後を安心して迎え、老後生活を支える基礎的な制度であります。現在の年金制度が発足して半世紀が経過しました。この間、我が国の平均寿命は延び、女性の社会進出が進み、産業構造や雇用者の就業形態も大きく変化する中で、公的年金制度の抜本的改革が、いま、求められています。

これまで、年金制度は見直しのたびに「給付削減と保険料アップ」が繰り返されてきました。その結果、国民年金の保険料未納者が増大しています。こうした制度の「空洞化」は、将来年金を受給できない無年金者や低年金者を増大させるおそれがあります。

公的年金制度に対する国民の信頼を回復し、将来にわたり安心と信頼のもてる制度を確立するためには、2000年の国民年金法附則にあるとおり、基礎年金の国庫負担割合を早期に引き上げることが不可欠であります。

よって、国においては、国民年金の空洞化を解消し、皆年金制度の再構築を図るため、下記の施策を講じるよう強く要望します。

記

- 1 基礎年金の国庫負担割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 に、早急に引き上げること。
- 2 国民年金の「空洞化」を解消し、国民皆年金制度を確立するため、国民的議論の下に基礎年金等の抜本改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

労災保険制度の国営存続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	斎藤博行
	同	武井義恵
	同	北野義紀

北海道における労働災害は、平成14年度では休業4日以上労働災害発生件数7,691件と1日平均21件もの労災事故が発生しており、また、道内の労災死亡者数は136人と全国で最悪の状況が続いているなど、勤労者が健康で安全に生活するためにも、労働災害の未然防止対策の確立等が強く求められています。

こうした中、国の総合規制改革会議は、労災保険制度の民営化に向けた検討を行い、昨年12月には第3次答申が示されました。

現行の労災保険制度は、多くの労災犠牲者の上に積み上げられてきた労働者保護のための制度であり、国の不可欠な施策として存続してきた制度であります。しかるに、これが民営化されることになれば、労災補償の実効性・担保や公正な認定基準などの問題が指摘されていることに加え、企業倒産時の労働者への未払い賃金の立て替え払い制度の廃止をも検討されるところであります。

よって、国においては、労働者保護を担ってきた本制度を引き続き国の直轄制度として存続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

有事法制関連 7 法案に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	古 沢 勝 則

政府は、「米軍支援法」「国民保護法」など有事法制関連 7 法案を今国会に提出しました。これら 7 法案は、昨年成立した有事 3 法（武力攻撃事態法、自衛隊法一部改正、安全保障会議設置法）を具体化するもので、これら関連法によって実効性をもち、機能することになるのです。

これら関連法案の全容は明らかにされていませんが、全国知事会に示した文書からみても、それが米軍の戦争に国民を動員する危険が浮き彫りになっています。

「米軍支援法」「特定公共施設利用法」などは、空港、港湾、電波などの軍事優先使用、土地、建物の提供、物品・役務の提供など、日本の国土と国民の財産が米軍の戦争に全面的に利用されることになっています。提供される物品には武器・弾薬も含まれます。

政府が昨年決めた「国民保護法」の「要旨」は、物資の保管・収用、立入り検査などを、罰則つきで規定し、放送を含む民間会社・団体に戦争協力を義務づけています。

政府は、有事法制を「我が国に対する武力攻撃事態」への「対処」を定めたものとし、「国民保護法」に「大規模テロ緊急対処事態」を含めるなど、有事法制が外国の侵略や大規模テロに対処するものであるかのように宣伝しています。

これらは、米軍が引き起こす海外での先制攻撃の戦争に、自衛隊が武力をもって参戦し、罰則つきで国民を強制動員する有事法制の本質を糊塗するものです。

有事法制が想定する我が国への武力攻撃とは、米軍支援のために海外に派兵された自衛隊やその艦船が攻撃された場合でも、我が国への攻撃とみなすものです。しかも、攻撃がなくても、攻撃が予想される段階でも発動される仕掛けになっています。

米軍の戦争に、国民を罰則つきで動員し、自治の原則を無視して地方自治体を強制的に戦争に協力させる戦争推進法案は明確な憲法違反です。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 16 年 3 月 19 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成 16 年 3 月 19 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠	護
	同	菊 地	子
	同	斎 藤	博 行

2003年6月の「骨太方針」の閣議決定で、政府は2006年度までに国庫補助負担金4兆円の廃止・縮減、税源移譲、地方交付税の総額抑制の三位一体改革を進めることを確認しました。しかし、2003年12月に閣議決定された「2004年度政府予算案」は、国庫補助負担金の1兆円削減に対し、税源移譲については6,558億円にとどまっているなど、三位一体改革の初年度としてはふじゅうぶんなものです。

中でも、臨時財政対策債とあわせて今年度比11.9パーセントのマイナスという地方交付税交付金の大幅な削減は、明らかに地方へのつけ回しであり、自治体の2004年度予算編成に大きく支障をきたす事態となっています。2004年度政府予算案は、地方交付税総額の急激な削減を目指すあまり、財源保障と財政調整をあわせもつ財政調整制度である地方交付税の役割を軽視し、自治体に混乱を生じさせる結果となったことは遺憾です。

2005年度予算については、6月上旬の経済財政諮問会議で骨太方針が提示され、それを受けて新年度概算予算作成が開始されることとなります。新年度予算における三位一体改革が、効率性や財政コスト削減という観点だけではなく、地域住民が安心して暮らすのに欠かせない事業の確保や公共サービスの持つセーフティネット機能が担保され、地方への負担の押し付けを行うことのないよう、国の関係機関等に対し、地方財政の充実・強化を目指す立場から次のことを強く求めます。

記

- 1 2004年度予算における大幅な交付税削減が、自治体の予算編成に混乱を生じた結果を踏まえ、2005年度は地方財政再建と地方自立につながる財政改革を行うこと。
- 2 税源移譲を進めたとしても自治体間の財政力格差は存在するため、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、地方交付税の「総額」は確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の存続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	森 井 秀 明
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、全ての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。

現在、政府の財政赤字削減を目的とした義務教育費国庫負担金の削減がすすめられ、「地方分権の推進」あるいは「国と地方の役割分担」の視点から、主として経済財政諮問会議や地方分権改革推進会議で、地方の独自性を損ねる補助金制度として廃止・縮減の対象とされ、「三位一体改革」の議論の中で、義務教育費国庫負担制度全体の見直しが検討課題となっています。

しかしこの制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方をしぼる制度ではありません。既に30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

むしろこの制度が廃止されれば、地方財政における義務教育費の確保が困難になり、教育条件の地域間格差が生ずるおそれがあります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危ぐされ、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。「三位一体改革」により税源移譲がされれば義務教育費国庫負担制度は廃止してかまわないとの指摘がありますが、国庫負担制度が廃止され全額都道府県に税源移譲がされた場合、9都府県を除いて現状の国庫負担金を下回る金額となることが明らかとなっており、深刻な雇用情勢を反映して就学援助受給者や奨学金希望者が増大している中、地方財政の圧迫が保護者負担の増大につながるものが危ぐされます。

昨年、都道府県段階では20議会、市町村段階では過半数を超える1,796議会から、また本道においては160以上の市町村と北海道PTA連絡協議会をはじめとする200を超えるPTAから、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書が提出されています。さらに、全国の市町村教育委員会の9割以上が同制度を「必要」としている調査結果も出ています。

以上のことから、政府においては、次の事項の実現を図られますよう強く要望します。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 学校事務職員・栄養職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員として引き続き堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山	田	雅	敏
	同	上	野	正	之
	同	大	畠		護
	同	古	沢	勝	則
	同	秋	山	京	子

政府が進める「三位一体改革」の中で行われた地方交付税と臨時財政対策債の削減（前年より2.9兆円、12パーセント減）は、自治体の予算編成に大きな影響を及ぼしました。

これは、政府の「骨太方針2003」によって「地方交付税については、地方財政計画の歳出見直しと財源保障機能の縮小によって、地方交付税への依存を低下」とした方針が進められた結果です。

このままでは財源不足の影響は、住民に向かうことは必至であり、地方財政計画を見直し、地方交付税等の額を増額することを要望します。

地方交付税等は、地方にとって欠くことのできない財源です。今後三位一体改革を進めるときには、地方の声によく耳を傾けて実施をしていくことを重ねて要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上 野 正 之
	同	森 井 秀 明
	同	菊 地 葉 子
	同	小 前 真智子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

「子どもは地域の宝」。義務教育の成否が地域の未来、国の未来を大きく左右するものであり、今も地域によってさまざまな取組が行われています。

特に、近年、個に応じたきめ細かな指導や少人数教育が進められており、学力問題やいじめなどの問題に対応しようとする取組が、積極的に行なわれております。

仮に、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、このような取組にとって必要な数の教職員を確保することは困難になり、その結果、私たちの地域においても他の地域と同様に、学力の低下、いじめ、不登校の増加などにつながるのではないかと懸念の声が多く上がっております。

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法からみて、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上を図るための国の重要な責務であります。

小中学校・特殊学校の教員給与の 2 分の 1 が国庫負担とされていることにより、教育条件が一定に保たれております。しかし、一般財源化となれば、地方の財源状況等によって、義務教育への支出が縮減され、教育条件の著しい低下を生じる可能性があります。

事務職員や栄養職員については、子どもたちが学校生活を送る上で欠かせない役割を果たしており、その職務の重要性に鑑み、引き続き国がその適正な配置を行う必要があります。

「義務教育費」を国庫から財源移譲することは、各都道府県での人材配置の不均衡等が生じ、日本の教育水準の著しい低下を招きます。

しかしながら、現在、地方分権の名の下に義務教育費を削減する方向で改革を進めようとする動きがあります。

憲法は、義務教育費無償と教育の機会均等を定めており、実質的に全ての国民に等しく義務教育を保障する制度として、この義務教育費国庫負担制度があるものと考えています。税金は、まさにこのような制度のために使われるべきものであり、今後とも義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

65 歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	森井	秀明
	同	井川	浩子
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	斉藤	陽一良

日本は、2007年には総人口の約3人に1人が、60歳以上の高齢者となることが見込まれています。我が国の経済社会の活力を維持するためには、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることのできる社会の実現を図り、できるだけ多くの高齢者が経済社会の支え手としての役割を果たしていくことが必要不可欠となっています。しかしながら、我が国において、何らかの形で65歳まで働ける場を確保している企業の割合は全体の約70パーセント、そのうち希望者全員が65歳まで働ける場を確保している企業は全体の約30パーセントにとどまっています。また、現下の厳しい雇用失業情勢では、中高年齢者はいったん離職すると再就職は大変に困難な状況にあります。

国においては「団塊の世代」の高齢化や厚生年金の支給開始年齢の引き上げなどを踏まえ、高齢者が何らかの形で65歳まで働き続けることができるようにするため、下記のような定年年齢の引き上げや継続雇用制度の義務化をはじめとする法的整備や再就職促進策などの高齢者の雇用環境整備等、所要の措置を講ずるよう強く求めるものです。

記

- 1 厚生年金の支給開始年齢引上げを踏まえ、定年年齢の引き上げまたは原則希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入を企業に義務づけるように高年齢者雇用安定法の改正を行うこと。
- 2 厳しい経営環境等を考慮し、労使双方の意見に耳を傾け、これらの制度の導入に向けた事業主の取組に対する財政上の支援策を講じるなど、円滑な制度の導入・整備に努めること。
- 3 高齢期には、個々の労働者の意欲、体力等個人差が拡大し、その雇用・就業ニーズも多様化することから、多様なニーズに対応した雇用・就業機会が確保されるよう、短時間勤務の導入や多様就業型ワークシェアリングの導入について支援策を講じること。
- 4 ハローワークや民間団体、NPOとの連携を図りつつ、職業紹介等の就労に関する相談、就労機会の提供、情報提供等の総合的な就労支援を行う窓口として、シルバー人材センターを活用し、高年齢者をサポートすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	大畠	護
	同	佐々木	茂
	同	斎藤	博行
	同	北野	義紀
	同	高橋	克幸

北海道の森林は、本道面積の 7 割を占め、エゾマツやミズナラに代表される天然林やカラマツなどの人工林が豊かに広がり、シマフクロウやヒグマなどの野生生物の生息の場として北海道特有の豊かな生態系を育むとともに、地域の産業の資源となるなど重要な役割を果たし、道民のかけがえのない貴重な財産となっています。

このような中で、北海道では、林業・木材産業の採算性の悪化などの厳しい情勢から、間伐や植林などの事業活動が停滞しており、このままでは、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれることから、全国に先駆けて「北海道森林づくり条例」を制定し、その基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」を進めているところであります。

また、本年は、洞爺丸台風による森林被害から 50 年の節目を迎えており、改めてその復興の歴史と森林の果たすべき役割を見つめ直し、森林整備の推進の契機とする必要があります。

一方、京都議定書では、我が国の温室効果ガス削減目標 6 パーセントのうち 3.9 パーセントを森林で確保することとしており、とりわけ全国の森林面積の 4 分の 1 を占める北海道の森林に対しては、二酸化炭素の吸収・貯蔵を通じて地球温暖化を防止する機能を発揮する上で、国民から大きな期待が寄せられています。

国際公約となっている京都議定書における二酸化炭素吸収量を確保していくためには、森林整備に必要な財源の確保と道産材の利用促進を図り、森林吸収源対策を着実に進めていくとともに、これらを通じて、林業・木材産業の活性化、山村地域の振興を図ることが極めて重要であります。

よって、国においては、吸収源対策としての森林整備を強力に進めるため、温暖化対策税の創設を図り、その税収の活用目的に森林整備や保全を位置付けるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 16 年 3 月 19 日
小樽市議会

議決年月日	平成 16 年 3 月 19 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

道警報償費等不正疑惑の徹底解明に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山	田	雅	敏
	同	上	野	正	之
	同	大	畠		護
	同	菊	地	葉	子
	同	佐々木		勝	利
	同	秋	山	京	子

道警の捜査用報償費に関する不正使用疑惑はいよいよ深刻です。

道監査委員は、住民監査請求を棄却したものの、証拠提出された会計文書のコピーについて、署長印や支出金額の一致から本物の可能性が高く、報償費の支払先も正しくないとの疑いがあることを認定しました。「適切な会計処理を認めがたい」として改善を求めたのも当然のことです。

さらに元釧路方面本部長が、道警ぐるみの裏金づくりの実態を明らかにしたことは、自らの体験を踏まえ、具体的かつ詳細なものであるだけに、その証言は道民に衝撃を与えました。

疑惑解明にふたをする行為は、警察行政に対する道民の不信を拡大するだけです。既に警察庁は検討委員会を設置しました。第三者機関の設置などを含め、報償費疑惑に関する徹底した究明を行い、信頼の回復を図ることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

鳥インフルエンザ・BSE など、食の安全に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上	野	正	之
	同	大	畠		護
	同	吹	田	友三郎	
	同	斎	藤	博行	
	同	北	野	義紀	
	同	高	橋	克幸	

昨年12月に米国でBSEが発生したのに続いて、今年に入ってアジア各国で高病原性鳥インフルエンザが猛威をふるい、米国からの牛肉の輸入停止に続いて、タイや中国からの鶏肉輸入も停止し、外食産業や国民の食卓にも大きい影響をおよぼしつつあります。

BSEや高病原性鳥インフルエンザは、ともに人畜共通感染症で、特に国の畜産物輸入自由化の推進によって、世界有数の輸入食品依存国となっている日本では、その危険性が高いことを直視し、万全の対策を講ずる必要があります。

したがって、政府は、食の安全と国民の健康確保のために、以下のような対策を講じるよう求めます。

1 アメリカで発生したBSE対策について

- (1) 米国産牛肉にも全頭検査体制を求めること。
- (2) 昨年米国から輸入された危険部位を含む牛肉製品の回収を徹底して行うこと。
- (3) 便乗値上げや不当表示が起きないように牛肉価格の監視、指導を強めること。
- (4) 輸入中止により打撃を受けた流通・外食関係中小企業に対する経営支援に万全をつくすこと。

2 高病原性鳥インフルエンザ対策について

- (1) 30キロ圏内の病死鶏に対する検査は、完全に行うこと。
- (2) 全国規模でのモニタリング検査を完全を実施すること。
- (3) 感染ルートの解明、予防ワクチンなどの研究開発を強めること。
- (4) 周辺養鶏農家と、風評被害にあった養鶏農家に対する被害への補償・支援措置を執ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

海上人命安全（SOLAS）条約の改正に伴う小樽港の保安対策に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	森井	秀明
	同	井川	浩子
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	斉藤	陽一良

海上人命安全（SOLAS）条約の改正により国土交通省は、国際総トン数500トン以上の貨物船などが出入りする全国106の重要港湾で本年7月1日の改正SOLAS条約発効までに港湾施設保安対策をすすめるとしています。

出入りを制限するゲートやフェンス、監視カメラ等の整備を求めているものです。

小樽港も道内12港の対象港の一つとなっており、対策が迫られています。

当初、国の直轄事業として行われるとされておりましたが、昨年末に突然補助事業に変更され、本市としても、財政事情が大変厳しい中、新たな負担を強いられることとなります。また、設置された設備や保安要員の配置などの維持管理費は、自治体の負担とされており、財政健全化に真剣に取り組んでいる本市にとって、致命傷ともなりかねない問題です。

このSOLAS条約は、米国がテロ防止対策を訴え、一昨年12月に改正されたもので、テロ対策は、いわば国防であり、国の責任で行われるべきと考えます。

したがって、国に対し、自治体の財政負担のいっそうの軽減を求めるべく強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日
小樽市議会

議決年月日	平成16年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

ふれあいパス有料化に関する附帯決議（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠	護
	同	菊 地	子
	同	古 沢	勝 則

今定例会において、市は、深刻な財政状況を理由に、平成 9 年度から実施してきた「ふれあいパス」事業の有料化を提案してきた。

この事業は、高齢者の生きがい健康対策事業として、多くの市民からも歓迎され、この 7 年間、高齢者の社会参加促進に大きく寄与してきた。市財政事情のもとで、一部有料化については止むを得ないところがあるとはいえ、生活困窮、低所得者の生活実態からすれば、一律の有料化は、高齢者の生計維持を困難に陥れるおそれが危ぐされる。

よって、市にあっては、早急に実態調査等を行った上、こうした高齢者に対する配慮ある施策を目指すように強く要望するものである。

以上、決議する。

平成 16 年 3 月 19 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成 16 年 3 月 19 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

平成16年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 平成16年2月27日～平成16年3月19日(22日間)

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	平成16年度小樽市一般会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
修正案 第1号	平成16年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H16.3.15	議員	—	(予算)	(H16.3.16)	(否決)	H16.3.19	否決
2	平成16年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
3	平成16年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
4	平成16年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
5	平成16年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
6	平成16年度小樽市交通災害共済事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
7	平成16年度小樽市土地取得事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
8	平成16年度小樽市駐車場事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
9	平成16年度小樽市老人保健事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
10	平成16年度小樽市住宅事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
11	平成16年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
12	平成16年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
13	平成16年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
14	平成16年度小樽市物品調達特別会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
15	平成16年度小樽市病院事業会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
16	平成16年度小樽市水道事業会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
17	平成16年度小樽市下水道事業会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
18	平成16年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
19	平成15年度小樽市一般会計補正予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
20	平成15年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
21	平成15年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
22	平成15年度小樽市駐車場事業特別会計補正予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
23	平成15年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
24	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
25	平成15年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
26	平成15年度小樽市病院事業会計補正予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
27	平成15年度小樽市水道事業会計補正予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
28	平成15年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
29	小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
30	公益法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	総務	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付託 委員会	議 決 日 年 月 日	議決 結果	議 決 日 年 月 日	議決 結果
31	小樽市特別職に属する職員の給与条 例及び小樽市教育委員会教育長の給 与、勤務時間その他の勤務条件に関 する条例の一部を改正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
32	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償 条例の一部を改正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
33	小樽市職員給与条例の一部を改正す る条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
34	小樽市職員退職手当支給条例等の一 部を改正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
35	小樽市議会議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一 部を改正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	総務	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
36	小樽市職員賞慰金支給条例の一部を 改正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	総務	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
37	小樽市手数料条例の一部を改正する 条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
修正案 第37号	小樽市手数料条例の一部を改正する 条例案に対する修正案	H16.3.15	議員	—	(予算)	(H16.3.16)	(否決)	H16.3.19	否決
38	小樽市特別会計設置条例の一部を改 正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
39	小樽市知的障害児通園施設条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	厚生	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
40	小樽市敬老祝金条例を廃止する条例 案	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
41	小樽市食品衛生法施行条例の一部を 改正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	厚生	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
42	小樽市病院事業条例の一部を改正す る条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	厚生	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
43	小樽市国民健康保険条例の一部を改 正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
44	小樽市介護保険条例の一部を改正す る条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	厚生	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
45	小樽都市計画事業中央通地区土地区 画整理事業施行条例の一部を改正す る条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	建設	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
46	小樽市営住宅条例の一部を改正する 条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	建設	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
47	小樽市公営企業に従事する企業職員 の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	建設	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
48	小樽市私立学校助成条例の一部を改 正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	可決	H16.3.19	可決
49	小樽市生涯学習プラザ条例の一部を 改正する条例案	H16.2.27	市長	H16.3.4	総務	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
50	公の施設の指定管理者の指定につい て	H16.2.27	市長	H16.3.4	経済	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
51	市道路線の認定について	H16.2.27	市長	H16.3.4	建設	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
52	市道路線の変更について	H16.2.27	市長	H16.3.4	建設	H16.3.17	可決	H16.3.19	可決
53	小樽市非核港湾条例案	H16.2.27	議員	H16.3.4	総務	H16.3.17	否決	H16.3.19	否決
54	小樽市中小企業等振興条例の一部を 改正する条例案	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	否決
55	小樽市議会委員会条例の一部を改正 する条例案	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	可決
報告 1	専決処分報告	H16.2.27	市長	H16.3.4	予算	H16.3.16	承認	H16.3.19	承認
意見書案 第 1 号	政党助成制度の廃止を求める意見書 (案)	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	否決
意見書案 第 2 号	道単独医療費助成制度の拡充を求め る意見書(案)	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	否決
意見書案 第 3 号	基礎年金の国庫負担割合 2 分の 1 の 早期引上げと抜本改革の実現を求め る意見書(案)	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	否決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
意見書案 第 4 号	労災保険制度の国営存続を求める意見書（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	否決
意見書案 第 5 号	有事法制関連 7 法案に反対する意見書（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	否決
意見書案 第 6 号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	否決
意見書案 第 7 号	2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の存続を求める意見書（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	否決
意見書案 第 8 号	地方財政計画・地方交付税等の見直しを求める意見書（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	可決
意見書案 第 9 号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	可決
意見書案 第 10 号	65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	可決
意見書案 第 11 号	地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	可決
意見書案 第 12 号	道警報償費等不正疑惑の徹底解明に関する意見書（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	可決
意見書案 第 13 号	鳥インフルエンザ・BSE など、食の安全に関する意見書（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	可決
意見書案 第 14 号	海上人命安全（SOLAS）条約の改正に伴う小樽港の保安対策に関する意見書（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	可決
決議案 第 1 号	ふれあいパス有料化に関する附帯決議（案）	H16.3.19	議員	—	—	—	—	H16.3.19	否決
その他会議に付した事件	財政の健全化について（総務常任委員会所管事項）	—	—	—	総務	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
	経済の活性化について（経済常任委員会所管事項）	—	—	—	経済	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査

（ ）内にある修正案第 1 号及び第 37 号は、平成 16 年 3 月 16 日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
23	「小樽市幼児ことばの教室」の稲穂小学校併設存続方について	H15.12.9	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
41	人種差別撤廃条例制定方について	H16.3.17	—	—	H16.3.19	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
3	家庭ごみ収集の現行どおりの無料継続方等について	H16.3.1	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
25	市道築港海岸通線と市道築港2号線の交差点における信号機の設置要請方について	H15.12.10	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
28	乳幼児医療費拡充方について	H15.12.10	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
32	母子家庭医療助成の現行どおりの継続方について	H15.12.10	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
36	各種医療助成制度（老人・重度心身障害者・乳幼児・母子）の医療助成削減反対方について	H16.3.3	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
37	国民健康保険料の値上げ反対方について	H16.3.3	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
5	幸2丁目6番、7番付近道路の市道認定方について	H15.6.12	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査

9	長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定方について	H15.6.20	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査
21	銭函小学校通学路への歩道設置方について	H15.12.9	H16.3.17	継続審査	H16.3.19	継続審査

予算特別委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	認可外保育所への予算増額方について	H15.12.8	H16.3.16	不採択	H16.3.19	不採択
2	「ふれあいパス」の現行どおりの存続方について	H16.3.1	H16.3.16	不採択	H16.3.19	不採択

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
20	「経営支援特別資金」の継続方について	H15.12.4	H16.3.16	採 択	H16.3.19	採 択
29	水道料金・下水道使用料減免制度の存続方について	H15.12.10	H16.3.16	不採択	H16.3.19	不採択
31	生活保護患者等見舞金及びふれあい見舞金の存続方について	H15.12.10	H16.3.16	不採択	H16.3.19	不採択
34	嘱託職員・臨時職員の賃金3パーセント削減の再考方について	H16.3.3	H16.3.16	不採択	H16.3.19	不採択
35	保育料の引き上げ及び放課後児童クラブ有料化の再考方について	H16.3.3	H16.3.16	不採択	H16.3.19	不採択
38	「ふれあいパス」の一部負担導入反对方について	H16.3.3	H16.3.16	不採択	H16.3.19	不採択
39	「さわやか運河健診」と各種ガン検診の無料実施方について	H16.3.3	H16.3.16	不採択	H16.3.19	不採択
40	保育料等値上げ反对方について	H16.3.3	H16.3.16	不採択	H16.3.19	不採択